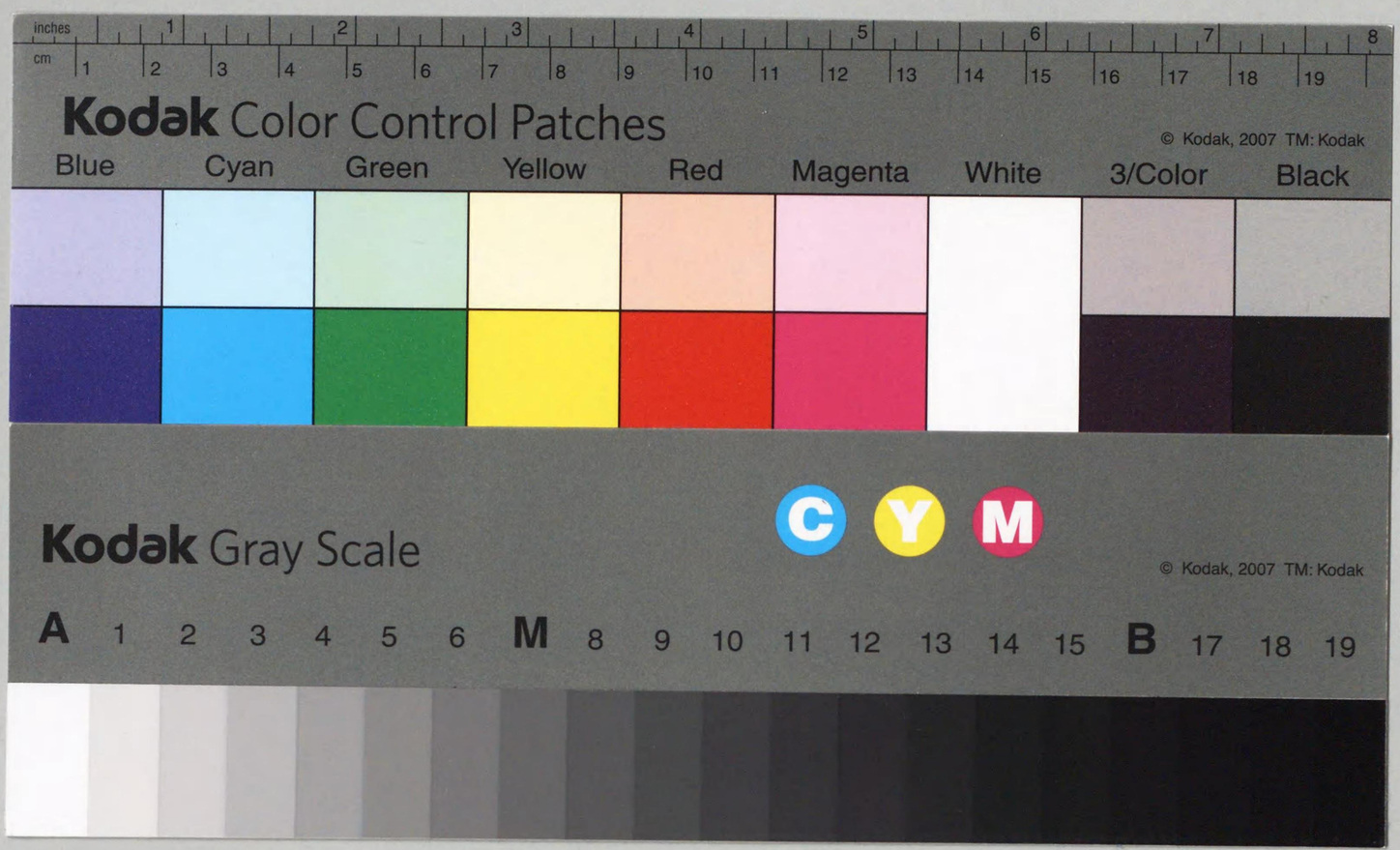
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

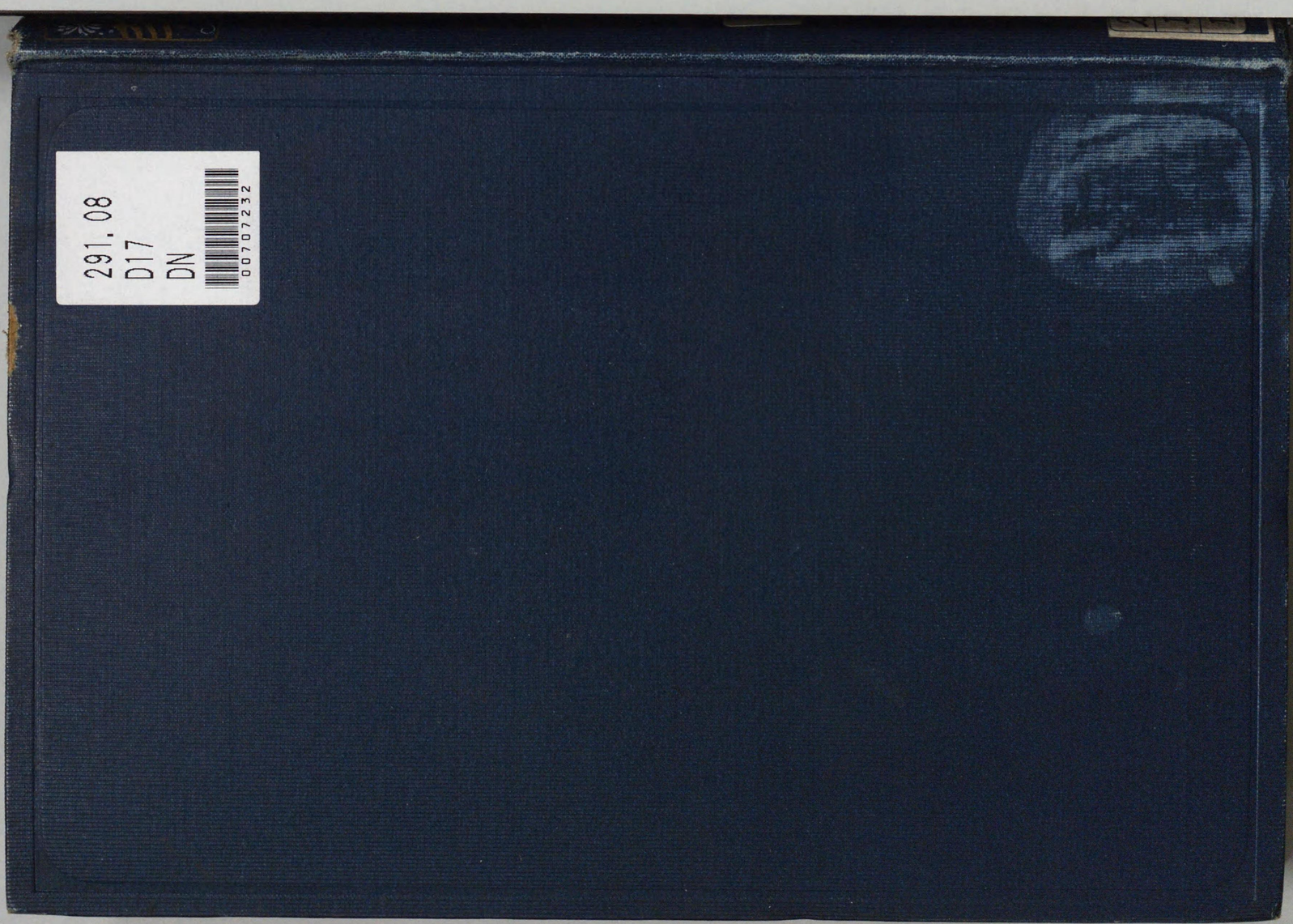
291.08
D17
DN
00707232

자 4H 41

大日本地誌大系

御府内備考

壹

自卷之壹
至卷之廿四

王4H41

大日本地誌大系

御府内備考

壹

自卷之壹
至卷之廿四

291.08
D17
DN

國會圖書館
41.10.4

707232

大日本地誌大系　御府内備考例言

一　本卷には、御府内備考正續二百九十二卷の内正編卷之一より同卷之二十四までを收錄したり。

一　御府内備考は、江戸幕府に於て新編御府内風土記編輯の際其參考資料として蒐集したる資料を纂錄せしものなり。

初め文化七年、幕府の昌平坂學問所に命じ大學頭林衡を總裁とし、新編武藏風土記を纂輯せんとするや、武藏一國内の地誌は悉く之を網羅する計畫なりしも、單に豐島郡以下二十二郡の事を錄するに止め、江戸府内の事は其書の例言に「日に月に繁榮し苟も大城のことは臣下の輿議すべきものに非ず姑く闕如して他日の擧を俟つ」といへる趣意により、之を後日に讓りたり。然れども其際蒐集したる御府内に關する材料亦頗る多かりしかば、その編纂員の一人なる神谷岩三郎信順に命じ、便宜之等を綴輯抜錄せしめたり、然るに其後文政九年に至り、幕府新に御府内風土記纂修の事業を起し、同時に曩きに信順が抄錄せし資料をも整頓することゝなり、卽ち其十月御書院番士三島六郎政行監修の下に誌料調井上常明等十人をして之に着手せしめ、同十二年九月を以て始めて其稿を終へたり。之を卽ち御府内備考となす。然るに明治五年皇城炎上の時御府内風土記

は全く烏有に歸したるが、御府内備考は幸にもその災を免れて今日に之を傳ふるを得たり、是本書の江戸の地誌として最も貴重なる所以なりとす。

一　本書は正續兩編より成り、正編百四十五卷、續編百四十七卷あり。正編は專ら御府内中各市街の廣袤地勢及び名勝舊蹟等の沿革由來等を記述し、續編は神社寺院の緣起由緒を詳記したり。其編纂の方法は主として材料を列擧するにあれば、從來傳はれる古書に見ゆるものはもとより、新に蒐集せられたる古記錄古文書の類をも悉く網羅し悉くせり。その外當時幕府より町名主舊家或は祠家寺院に命じて差出さしめたる所謂書上なるものをも擧げたり。是れ亦頗る貴重なる資料にして、其年代はまづ文政八年乙酉より同十二年巳丑に至る間のものとす。

一　本書の監修者三島六郎政行は、仙字山人と號し、また自ら凸凹齋知還翁といふ。西城の御留守居但馬守三島政春の第六男なり。安永九年六月を以て江戸に生る。文化十二年始めて幕府地誌編修官に登庸せられ、專ら新編武藏風土記の編纂に從ひしが、文政九年本書編纂の擧起るや、專ら其監修をなし、同十二年之を脫稿せり。翌天保元年よりまた新編相模風土記の編纂を命ぜられ同十二年其稿を終へたり。翌十三年五月官を辭し、安政三年九月二十九日年七十七歲を以て歿す。本邦の地誌其數多しと雖、幕府の官撰にかゝる武藏相模の風土記を以て其巨擘となす。而して政行は

此兩書の編修に與り、また本書の監修をもなしたり、其學識の該博なる是等の書を繙讀する者の常に敬服する所、しかも世に多く聞えざるは遺憾なりといふべし。

一　本書は前述の如く御府内風土記編纂の備考なれば、もとより出版の計畫ありしものにあらず。僅に謄寫せしもの數本を世に傳ふるのみ。故に今舊内務省地誌課に於て謄寫し東京帝國大學史料編纂掛の所藏となれるものを底本として、これを諸本に照合し、嚴密の注意を以て校訂したり。

一　本書には、繙讀者の便をはかり、校訂者に於て特に句讀訓點を施し、鼇頭の注を設けたり、何れも原本に存せるものにあらず。

一　本書は主として資料を集めしものなれば、書名多く、しかも文中に挿入せらるゝ爲め繙讀の不便甚だしきにより、一々行を改めずして【　】の括弧を付したり。

一　本書中校訂者が校訂上の注意其他私見に關するものは、本文と區別せんが爲め（　）の括弧を用ひて之を明かにしたり。

一　本書の凡例によれば、其每卷に參考として御府内の略圖及細詳の切圖を、附收したりしものと見ゆれども、其圖は傳はらざるを以て、今之を省きたり。

大正三年八月

日本歴史地理學會

御府内備考

凡例

○此書、始に江戸總説を出して御府内の大略を示し、次に御城、次に御曲輪内、今世御曲輪内と稱せるは、大抵御内曲輪のみを指ていへり【正保御國繪圖】【元祿改定御國繪圖】に據て東の方大川に限り、南の方虎御門・幸橋・新し橋筋の川に限りて濱御殿の邊に及び、西は赤坂・四ツ谷市ケ谷御門・北は牛込・小石川・筋違・淺草御門の内皆御曲輪内に屬せるに似たり、今此に從ふ。次に御曲輪外に及ぶ。【和名鈔】載る所の郡の次第に拘らざるものは、是御城を元として筆を起し、土地の新古を論せさるによれり。

○御由緒ある事は漏さす記し、その餘公事に管せる類は微細のこととといへとも是を載す。金銀座及兩溜の類是なり。

○古歌に入し名所は、既に當國名所考等の書にも載て略備はりたれば、こゝに贅せす。たゝその舊蹟の所在を錄す。

○鎧渡の甲塚、淺草の石枕の類は、元より浮言妄説の甚しといへとも、はやくより世に名高き古蹟と成て、童子の口碑にも傳ふるなれは漏さす舉ぬ。又一時いひ傳ふる名水（姫か井・柳の井・櫻の井の類）名木（金王櫻・二本榎の類）も著見のものは記せり。

○川・堀・橋・坂の類、たとひ市中に屬せるも、その名のきこえたるをは先其地の始に表出す。是重復にわたるといへとも他日便覽ならんか爲なり。此餘世俗傳ふる所の古蹟名所の類も此に准す。

○武家屋鋪の事は記さす。たゞ御三卿御屋敷及ひ御役屋敷のみ、その始置れし年月等を載す。

○神社寺院の事は、【江戸志】を始め【鹿子】【砂子】の類にも載て、略參考の用をなせり。故に爰に錄せす、たゞその市中に接して町によるもののみ、町の條下に其目を出す。神職修驗者の類も此に倣ふ。

○市街の事は、先その町より出せし呈書を載せ、次に諸書に見えたる雜說を附記す。その中事の重復に至るもの少からざれと、古より傳ふるの一證なれは、姑く原文のまゝを出せり。されと全く異なきに至ては某書同じと注す。

○内藤新宿は全く四ッ谷中に挾るといへとも、町奉行の支配に屬せさるを以て載せず。品川宿も此に同じ。たゞ寺院の門前町のみを錄す。

○昔江戸八百餘町と稱す、今殆二千町の多に至る。故に是を搜窮し、是を編錄するもの、一朝一夕の能すべきにあらす。此書文政九年丙戌冬十月筆を起し、今玆己丑秋九月にして漸く全を得たり。故に前日の記するものその後の變革なき事を得す、後日の記するもの又それより前の傳記を漏さゞる事を得す、（都下丙丁の災多くして往々舊記を失ふか故なり、）故に毎卷の末淨書の年の支干を記し、又町の呈書の類も必その

年の支干を記せり。是他日變革有て、此と符合せざる事あらんか爲なり。

○地理を示すは圖より便なるはなし。よりて今御府内略圖を附して大概の方位を示し、又細詳の切圖を製して每卷の參考に備ふ。其一御曲輪内（附佃島寄場）其二淺草（附今戸・橋場）其三下谷（附外神田・上野）其四根津・谷中、其五湯島、其六本郷、其七駒込、其八巢鴨、其九小石川、其十小日向・關口、（附護國寺領三ヶ町、）其十一高田・雜司ヶ谷、其十二牛込、其十三市ヶ谷、其十四四ッ谷（附麴町・鮫ヶ橋・柏木・角筈）其十五赤坂、其十六青山（附權田原・千駄ヶ谷）其十七澁谷、其十八麻布、其十九櫻田・飯倉（附愛宕下・芝以北・西久保・赤羽川以南）其二十芝（附中之郷・小梅・柳島・龜戸・猿江・○以上の切圖は、其地の町々より出せし圖を元とし、普通の分間圖等に據てこれを補正せしなれば、町の區別は微細の處といへとも大抵遺漏なきに似たれと、武家地組屋敷の類に至ては、枚擧改正するに及はす。よりて萬石以上の屋鋪のみ其名を表し、餘は屋鋪とのみ記せり。又其町々より出せし圖に據しなれは、分間の不同あるをまぬかれす、又隣地接界符合せさる處も甚多しだゝ其地かきりの便覽と知るへし。）一深川（附海邊新田・萬坪・六萬坪）其二十二本所（附中之郷・小梅・柳島・龜戸・猿江・分間圖等に據てこれを補正せしなれば、町の區別は微細の處といへとも大抵遺漏なきに

○此書は【御府内風土記】の參考に備ふる編錄なれば、たゞちに傳へのまゝをしるして文飾を加へす、又古書に出たる事蹟は疑ふべき說といへども姑く原文のまゝを載ぬ、是備考の書たるゆへなり。

三島政行編次

誌料調

井上常明

内山溫恭

執筆

朝岡泰任　岩崎慎成　猪飼久榮　岸本繁美　古山克綏　水野勝弼　小笠原重信　渡瀬知煥　北村季和　小方太虎　山本思明　中村勝政　大野篤興

石川正楨　井上常久　内山毘世　濱中茂昌　遠藤惟政　宮澤猶興

御府內備考 自卷之一 至卷之廿四 總目錄

卷之一……一
江戶總說……一
卷之二……二五
御城……二五
卷之三……四五
御曲輪內之一……四五
大手御門……四五
內櫻田御門……四五
平河御門……四六
西丸大手御門……四六
坂下御門……四六
竹橋御門……四六
北桔梗御門……四七
矢來御門……四七
清水御門……四七
田安御門……四七
半藏御門……四七
外櫻田御門……四八
日比谷御門……四八
馬場先御門……四八
和田倉御門……四八
雉子橋御門……四八
一ツ橋御門……四九
神田橋御門……四九
常盤橋御門……四九
吳服橋御門……五〇
鍛冶橋御門……五〇
數寄屋橋御門……五〇
山下御門……五〇
幸橋御門……五〇
虎之御門……五〇
赤坂御門……五一
喰違御門……五一
四ツ谷御門……五一
市ヶ谷御門……五一
牛込御門……五一
小石川御門……五一
筋違御門……五二
淺草御門……五二
濱御殿……五二
傳奏屋敷……五二

評定所……五二
御春屋……五三
御作事方定小屋……五四
小普請方定小屋……五四
御普請方定小屋……五四
御疊小屋……五四
町奉行屋鋪二ヶ所……五四
馬喰町御用屋鋪……五六
定火消屋鋪十ヶ所……五六
御船番所三ヶ所……六三
御厩四ヶ所……六三

卷之四……十四

御曲輪内之二……六四
田安殿御館……六四
田安殿箱崎御屋敷……六四
一ツ橋殿御館……六四
一ツ橋殿神田橋御館……六四
一ツ橋殿濱町御屋鋪……六四
一ツ橋殿濱御屋鋪……六四
清水殿御館……六四
清水殿濱町御屋鋪……六五
御藏……六五
御船藏……六五
籾藏……六五
金座役所……六五
銀座役所……七三
秤座……七四
桝座……七八
朱座……七九

卷之五……八一

御曲輪内之三……八一
牢屋敷……八一
附錄人足寄場……八五
時鐘……八七
御藥園七ヶ所……八八
植溜原……八九
明地原三ヶ所……八九
番町火除地一ヶ所……八九
麹町火除地五ヶ所……八九
神田火除地八ヶ所……九〇
馬場九ヶ所……九〇
大的場四ヶ所……九一
古蹟……九一
駿河大納言殿御館蹟……九一

駿河大納言殿藏屋鋪蹟……九一
紀伊殿御館蹟……九一
水戸殿御館蹟……九一
水戸殿藏屋鋪蹟……九二
尾張殿御館蹟……九二
尾張殿藏屋鋪……九二
甲府殿御館蹟二ヶ所……九二
甲府殿濱屋鋪蹟……九三
館林殿御館蹟二ヶ所……九三
松平上總介殿屋敷蹟……九四
松平越後守殿屋鋪蹟……九四
天樹院殿御住居蹟附御中屋敷……九四
高田殿御住居蹟……九四
中ノ丸樣御住居蹟附春日局墓、英勝院居蹟、雲光院居蹟……九五
國師屋鋪蹟……九五
高倉屋鋪蹟……九五
芝口御門蹟……九五
御藏蹟五ヶ所……九五—九六
御材木藏蹟……九六
御竹藏蹟……九六
御厩蹟四ヶ所……九六
新馬場蹟……九七
永田馬場蹟……九七

卷之六……九八

御曲輪内之四……九八
上水……九八
玉川上水……九八
附助水……九九
神田上水……九九
附助水……一〇一
溜池……一〇一
淺草川……一〇一
神田川……一〇一
紅葉川……一〇二
神田堀……一〇二
八町堀……一〇二
藥研堀……一〇二
土井堀……一〇二
伊勢町堀……一〇二
牛か淵……一〇三
菰ヶ淵……一〇三
龜井……一〇三
姫か井又櫻か井……一〇一
柳の井……一〇三

封の井……一〇三
櫻か井……一〇三
柳井……一〇三
三ツ辻の井……一〇三
龜の井……一〇三
門迹の井……一〇四
山伏井戸……一〇四
讓の井……一〇四
姥か井……一〇四
惠比須の井……一〇四
柳原封疆……一〇四
新封疆附土手溝跡……一〇四
紀伊國坂……一〇七
霞ヶ關坂……一〇七
潮見坂……一〇八
淡路坂……一〇八
清水坂……一〇八
鍋割坂……一〇八
法眼坂……一〇八
行人坂……一〇八
富士見坂……一〇八
梨ノ木坂……一〇八
三年坂……一〇九
切通坂……一〇九
貝坂……一〇九
飯田坂……一〇九
中坂……一〇九
冬青樹坂……一〇九
二合半坂……一〇九
皂角坂……一〇九
淡路坂……一一〇
埃坂……一一〇
觀音坂……一一〇
唐犬坂……一一〇
善國寺谷……一一〇
樹木谷……一一〇
御厩谷……一一〇
竹橋……一一〇
雉子橋……一一〇
一ツ橋……一一〇
神田橋……一一〇
常盤橋……一一〇
吳服橋……一一〇
鍛冶橋……一一〇

數寄屋橋……一一〇
幸橋……一一〇
筋違橋……一一〇
淺草橋……一一〇
道三橋……一一〇
鐵瓶橋……一一一
新シ橋……一一一
俎橋……一一一
水道橋……一一一
昌平橋……一一一
和泉橋……一一一
新シ橋……一一三
柳橋……一一三
一石橋……一一三
日本橋……一一三
江戸橋……一一七
京橋……一一七
中ノ橋……一一七
牛草橋……一一七
中ノ橋……一一七
比丘尼橋……一一八
新橋……一一八
涙橋……一一八
潮止橋……一一八
今川橋……一一八
龍閑橋……一一八
甚兵衛橋……一一八
雉波橋……一一八
千鳥橋……一一八
海賊橋……一一八
中ノ橋……一一八
越中橋……一一九
松屋橋……一一九
彈正橋……一一九
眞福寺橋……一一九
紀伊國橋……一一九
水押橋……一一九
木挽橋……一一九
紅葉橋……一一九
藍染橋……一一九
海帶橋……一一九
伊勢町橋……一一九
堺橋……一一九
親父橋……一二〇

思案橋……一二〇
靈岩橋……一二〇
龜島橋……一二〇
高橋……一二〇
稻荷橋……一二〇
中ノ橋……一二〇
箱崎橋……一二〇
永久橋……一二〇
湊橋……一二〇
豐海橋……一二一
仙臺橋……一二一
萬年橋……一二一
合引橋……一二一
輕子橋……一二二
備前橋……一二二
本願寺橋……一二二
境橋……一二二
寒橋……一二二
辨慶橋……一二二

卷之七……一二二

御曲輪內之五……一二三
兩國橋……一三三
新大橋……一二七
永代橋……一二九
鐙渡……一三四
屋鋪地名幷里俗小名……一三四

卷之八……一四〇

御曲輪內之六……一四〇
町名幷里俗呼名附雜話……一四〇

卷之九……一六六

外神田之一……一六六
佐久間町一丁目……一六六
佐久間町二丁目……一七三
佐久間町三丁目……一八〇
佐久間町四丁目殘地……一八三
佐久間町四丁目元地……一八四
佐久間町四丁目裏町……一八六
久永屋鋪……一九八

卷之十……一八八

外神田之二……一八八
富松町元地……一八八
餌鳥屋鋪……一八九
久右衛門町一丁目藏地……一九四
同町二丁目藏地
八名川町……一九八

麴町平河町一丁目代地……一九九
柳屋鋪……二〇三

卷之十一……二〇三

外神田之三……二〇三
松永町……二〇三
相生町……二〇四
上野町代地……二〇五
八軒町……二〇六
柳原大門町……二〇七
六軒町……二〇八
花房町……二〇八
須船屋鋪……二一一
牛込肴町代地……二一三
牛込袋町代地……二一四
仲町一丁目……二一四
仲町二丁目……二一九
仲町三丁目……二二〇

卷之十二……二二三

外神田之四……二二三
松下町一丁目代地……二二三
松下町二丁目北側代地……二二三
松下町三丁目北側代地……二二四
永富町三丁目代地……二二五
御弓師屋鋪……二二六
山本町代地……二二六
御染物屋伊左衛門拜借地……二二九
小柳町三丁目代地……二三〇
須田町二丁目代地……二三一
御挑燈屋平兵衛拜領屋鋪……二三三
樽屋三右衛門拜領屋鋪……二三三
花房町代地……二三三
旅籠町一丁目……二三四
旅籠町二丁目……二三七
金澤町……二三九
平永町代地……二四〇
柳原岩井町代地……二四一
柳原岩井町代地拜領屋鋪……二四三
湯島聖堂掃除屋鋪代地……二四三
湯島三丁目代地……二四四
神田明神門前町代地……二四四
湯島一丁目代地……二四五

卷之十三……二四六

淺草之一……二四六
淺草總說……二四六

御米藏……二四七
書替所二ヶ所……二四七
御廻米納會所……二四七
札差御改正會所附札差起立……二四八
頒曆調所附本朝曆法權與幷諸國賦曆賣曆……二五〇
澁江長伯御預藥草植場二ヶ所……二五三
桐苗植場三ヶ所……二五三
御用油製所附砂糖製法所蹟……二五三
錢座……二五四
川船番所……二五四
淺草川附鎌か淵　鐘か淵　乙か淵……二五四
駒洗川……二五五
思川……二五五
藍染川……二五五
山谷堀……二五五
新堀……二五五
石神井用水……二五六
鏡ヶ池……二五六
達磨か池……二五六
嫗池附石枕……二五六
待乳山……二五七
日本堤……二五七
淺茅か原……二五七
妙龜塚……二五八
蛇塚……二五八
御厩河岸渡……二五八
竹町渡……二五八
橋場渡……二五八
大川橋……二五八
柳橋……二五九
鳥越橋二……二五九
稻荷橋……二五九
甚內橋附永護神社……二五九
今戸橋……二六二
新鳥越橋……二六二
堀田原附大的場　馬場　騎射場……二六二
淺草寺馬場……二六四
水稽古小屋場……二六四
千住街道……二六四
石濱城蹟……二六五
錢座蹟……二六六
銅吹座蹟……二六六
刑罪場蹟二ヶ所……二六六
黑船番屋蹟……二六七

御厩蹟……二六七
三十三間堂蹟……二六七
砂利取場蹟……二六八
一里塚蹟……二六八
馬場蹟附南部馬市……二六八
屋鋪地名幷里俗小名……二六八

卷之十四……二六九

淺草之二……二六九
平右衞門町……二六九
第六天神門前……二七二
福井町一丁目・二丁目・三丁目……二七二
茅町一丁目……二七三
茅町二丁目……二七五
茅町一丁目代地……二七五
森田町代地……二七六
御藏前片町代地……二七六
旅籠町一丁目代地……二七七
旅籠町二丁目代地……二七七
天王町代地……二七七
瓦町……二七八
瓦町續橫町……二七八
大圓寺門前……二七九
天王町……二七九
芝御掃除屋鋪代地……二八一
猿屋町……二八二
福富町一丁目……二八三
御藏前片町……二八四
猿屋町會所附地所床店……二八五
淺草元鳥越町名主文二郎助成拜借地御藏土手側見守
商番屋……二八五

卷之十五……二八六

淺草之三……二八六
森田町……二八六
新旅籠町……二八八
元旅籠町壹丁目……二九九
元旅籠町……二九〇
小石川富坂町代地……二九一
福富町二丁目……二九二
大護院門前……二九二
三好町……二九三
正覺寺門前……二九四
黑船町……二九四
黑船町續高麗屋鋪……二九六
天王町上ヶ地……二九六

新旅籠町代地……二九六
元鳥越町新地……二九八
猿屋町代地……三〇〇

卷之十六……三〇二

淺草之四……三〇三
諏訪町……三〇三
陸尺屋鋪……三〇四
三好町代地……三〇五
黑船町代地……三〇五
御掃除屋鋪……三〇六
吹上御庭方拜領屋鋪……三〇六
眞砂町……三〇六
三邊西藏院門前……三〇六
福川町……三〇七
三間町……三〇七
駒形町……三〇九
八軒町……三〇九
淺草清水稻荷屋鋪……三一〇
田原町一丁目·二丁目·三丁目……三一〇
西仲町……三一六
東仲町……三一八
淺草寺裏門先番屋鋪……三一九
並木町……三二〇
茶屋町……三二一
淺草海苔由來記……三二三
材木町……三二四

卷之十七……三二八

淺草之五……三二八
花川戶町……三二八
淺草寺地中三十四ヶ院貸地町屋……三三一
南馬道町……三三四
南馬道新町……三三五
北馬道町……三三六
淺草寺地中金剛院門前……三三七
同吉祥院門前……三三九
同德應院門前……三三九
同延命院門前……三三九
同誠心院門前……三四〇
醫王院門前……三四〇
齋頭門前……三四〇
常音門前……三四〇
山之宿町……三四一
山之宿六軒町……三四三
金龍山下瓦町……三四三

山川町……三四三
聖天町附橫町……三四三
谷中感應寺門前淺草山川町……三四四
淺草寺割殘屋鋪……三四四
田町壹丁目 元田町裏屋鋪……三四五

卷之十八……三五二

淺草之六……三五三
元鳥越町……三五三
元鳥越明神門前……三五五
元鳥越長樂寺門前……三五五
壽松院門前……三五六
元鳥越町續書替所跡町屋……三五八
淨念寺門前……三五八
東漸寺門前……三五八
龍寶寺門前 里俗天台眞寶寺と稱す……三五九
善照寺門前……三五九
龍寶寺門前 里俗淨土眞寶寺と稱す……三五九
常幅寺門前……三六〇
山本屋鋪 金六屋鋪……三六〇
實相寺門前……三六一
本法寺門前……三六一
桃林寺門前……三六一
金龍寺門前……三六二
高原屋鋪……三六二
大松寺門前……三六二
清光寺門前……三六三
誓願寺門前……三六三
日輪寺門前……三六四
東光寺門前……三六四
阿部川町……三六四
正行寺門前……三六八
本立寺門前……三六八
正覺寺門前……三六九
成就院門前……三六九

卷之十九……三六九

淺草之七……三六九
龍福院門前……三六九
了源寺門前……三六九
觀藏院門前……三七〇
延命院門前……三七〇
大乘院門前……三七〇
萬福寺門前……三七一
正福院門前……三七一
新光明寺門前……三七一

誓教寺門前……二七三
善慶寺門前……二七三
妙福寺門前……二七三
蓮光寺門前……二七三
吉祥院門前……二七三
樂藏寺門前……二七三
等覺寺門前……二七三
六軒町……二七四
蓮妙寺門前……二七五
法泉寺門前……二七五
觀音院門前……二七五
欣淨寺門前……二七六
華藏院門前……二七六
西照寺門前……二七六
正安寺門前……二七六
西光寺門前……二七七
法福寺門前……二七七
東岳寺門前……二七七
滿泉寺門前……二七七
廣大寺門前……二七八
玉泉寺門前……二七八
本藏寺門前……二七八
東國寺門前……二七八
行安寺門前……二七九
專光寺門前……二八〇
宗安寺門前……二八〇
淺留町……二八〇
坂本町……二八一
正定寺門前……二八一
松源寺門前……二八二
龍光寺門前……二八二
遍立寺門前……二八三
光感寺門前……二八三
源空寺門前……二八四
燈明寺門前……二八四
幡隨院門前……二八四
新鳥越町……二八四
山谷町……二八五
山谷東禪寺門前……二八六
四大工屋鋪……二八六
山谷淺草町……二八六
今戶町……二八七
橋場町……二八八

卷之二十……二九二

淺草之八……二九三
淺草溜……二九三
車善七小屋……二九六
新町附猿屋町
附錄……二九八
新吉原町……四〇五

卷之二十一……四一二

下谷之一……四一三
下谷總說……四一三
醫學館……四一三
籾藏……四一六
附町町積金取立會所
不忍池……四一六
忍ヶ池……四一六
忍川……四一七
三味線堀……四一七
幡隨院舊井……四一七
鏡ヶ井……四一七
長井堤……四一八
姬塚……四一八
無緣坂……四一八
三橋……四一八
一枚橋……四一八
三枚橋……四一九
石橋……四一九
寬橋……四一九
高橋……四一九
山下火除明地……四一九
屋鋪地名幷里俗小名……四二〇
附錄……四二一
上野……四二一
忍ヶ岡……四二三
忍岡城蹟……四二三
忍之森……四二三
聖堂蹟……四二三

卷之二十二……四二六

下谷之二……四二六
下谷町一丁目……四二六
下谷長者町續
下谷町一丁目代地……四二七
屏風坂下
下谷町一丁目代地……四二七
下谷町二丁目……四二八
正法院門前……四二九
瀨川屋鋪……四二九

上野山下庇床請負場所……四二〇
長者町横
車坂町……四二〇
屏風坂下
車坂町……四二一
寺町通
車坂町……四二三
淺草新寺町通
車坂町……四二四
六軒町……四二五
辻番屋鋪……四二五
小島町……四二七
唯念寺門前……四三八
成就院門前……四三九
大工屋鋪……四三九
宗源寺門前……四四二
西蓮寺門前……四四三
高岩寺門前……四四三
東叡山
御宮神人拜領屋鋪……四四三
屏風坂下町……四四四
御具足町……四四四

卷之二十三……四四六

下谷之三……四四六
山崎町一丁目……四四六
山崎町二丁目……四五一
山伏町……四五四
新坂本町……四五六
御切手町……四五六
善養寺門前……四五九
坂本町一丁目……四六〇
坂本町二丁目……四六一
坂本町三丁目……四六二
坂本町四丁目……四六三
嶺松院門前……四六三
御簞笥町……四六三
坂本裏町……四六四
金杉上町……四六四
金杉下町……四六六
龍泉寺町……四六六
三之輪町……四六七
藥王寺門前……四六八
通新町……四六八
眞正寺門前……四六九

卷之二十四……四七〇

下谷之四……四七〇
上野仁王門前町
仁王門前……四七〇
上野御家來屋鋪
黑門前……四七二
上野役人屋鋪……四七三

上野町一丁目……四七三
上野町二丁目……四七三
同朋町……四七五
上野南大門町……四七六
長者町一丁目……四七六
長者町二丁目……四七七
上野御家來屋鋪……四七八
上野新黑門町……四七九
上野北大門町……四七九
常樂院門前……四八一
上野元黑門町……四八二
御數寄屋町……四八三
湯島天神下同朋町……四八五
池之端仲町……四八六
茅町一丁目……四八八
茅町二丁目……四八九
永昌寺門前……四八九
淨圓寺門前……四九〇
覺性寺門前……四九一
東淵寺門前……四九一
正慶寺門前……四九一
池之端七軒町……四九二
池之端七軒町横町……四九五

御府内備考 自卷之一 至卷之二十四 總目錄 終

御府内備考卷之一

三島政行等編次

江戸總說

（江戸名稱の由來）

江戸は上古武藏野の内なりしよしは、諸記紀行の類にも載たり。後年墾闢して郡鄕を定られし後も、江戸といふ名は猶聞えざりしなり。

中古は鄕名に唱へり、【相州鎌倉圓覺寺所藏文書】の内、建武四年延元二年なり、關東此號を用ひずといふ、七月十日、左馬頭某花押及年歷を推に、尊氏の弟直義なり、寄附狀に、

（江戸鄕）

當寺領中略武藏國江戸鄕内前島と記し、永和三年十二月十一日同寺の下文に、武藏國江戸鄕内前島村と記し、應永廿六年十二月十七日の寄進狀に、武藏國江戸前島内森木村と載たり、この前島・森木などいふ地はいづれの處なりしにや、後世聞えざる地名なり。

（前島）

今姑く前島といふに因て推考するに、恐くは今の芝邊より御城までの内なるべし、是後年村落を廢して屋舖地・寺社地及町並となりし處なれば、むのづから古名を失ひしならん。其餘、豐島・荏原二郡の内に、前島・森木などいふ名は、小名字にも傳ふるをいまだ聞す。

（森木）

（江戸氏）

元より此文書に記せし鄕といふもの、上古　朝廷より定められたる鄕とは異るべけれど、現に江戸鄕内前島村と書る時は、後世天文永祿頃の文書をいふ、村を某鄕と書しとは又むのづから別なるべし。新井白石の輩、江戸を庄名ならんといひしは、是等の文書あるを知らざる管見の臆說といふべし。

按に、【武藏國七黨系圖】に、秩父太郎太夫重弘は五男を江戸太郎重繼といふ。この重繼が時はじめて江戸の地にむり、江戸をもつて稱とせしなり。是より前江戸の名諸記にあらはるゝをいまだ見ず。重繼が子を江戸太郎重長といふ。【東鑑】に云、治承四年九月廿八日丁丑、遣御使被召江戸太郎重長、依景親之催、按に景親は大庭三郎なり、遂石橋合戰、雖有其謂、守令旨、可奉相從、重能、有重折節在京、於武藏國當時汝已爲棟梁、專被恃思食之上者、催其便宜勇士等、可豫參之由云云。又十月五日甲申、武藏國諸雜事等、仰在廳官人並諸郡司等、可令致沙汰之間、所被仰付江戸太郎重長也云云。

（太田氏築城）

是らによれば、重繼・重長江戸の地を一圓に沙汰せし事見るべし。鎌倉管領の時に至りては、扇谷の上杉修理太夫定政の老臣太田左衞門太夫持資入道道灌、江戸城を築きて城代として是に居れり。大永年間北條左京太夫氏綱江戸城を取てより、北條氏當國を領し、江戸の地過半かの家人等の領地となれり。小田原役帳に領主の名出たり、其文下に載す、

其後六十餘年を歷、天正十九年、御當代江戸城へ移らせ給ひし

（德川氏入國）

かば、終に賑はへる地となれり。されど御入國の後とても俄に賑はひしにはあらじ、始はやうやく三河遠江等の御家人御供して、御城下に邸宅の地を賜はり、町家も次第して建しならん。其後打續きてながく御居城となりしかば、大名小名こと〳〵く江戸へ輻湊して、遂に大都會となり、繁華百年に及んでますます盛んなる事、京大阪といへども類ふべきにしもあらず。

（江戸の廣袤）

此江戸と稱する所何の地を限りとせしや、昔より正しき說をいまだ聞かず。下に載る【小田原役帳】の地名によれば、誠に廣く及びたる名のごとくなれどいかゞはあらん。物茂卿が【可成談】に、戸は戸口の義にて、江にのぞめる地なれば江戸といへるなるべしといふによれば、後年江戸を關東道三十里四方、元文の頃記せし江戸名所方角の說なり、是上道五里四方なり。と稱せるもの、實を得たるに似たり。

（町數）

【江戸紀聞】に、延寶七年の春江戸中を改られし時、町數八百八町是皆公儀を勤め、其外は寺社奉行又は御代官の支配たりと云。又或書に延享四年四月、御代替に付江戸町を改められし時、千六百七十八町と見えたり、こは寺社の門前町をも合たる數なるべし。

又【江戸圖說】天明頃の改といふ、に江戸町數凡千六百五十町餘、按に此町數延享度の改より減ずるもの疑へし、大略の數をいひし故ならん、内、町方分千二百餘町、此内小町二百十餘町、但三十間以下を小町と稱す、寺社門前分四百餘町、此内小町二百十餘町、但寺社門前町は延享二丑年以來町方支配になり、此の增上寺門前、淺草寺領の類各町名有之分、元來町方支配にて、右町之内に加へ此寺社門前之内に不入、大名上屋舖二百六十五ヶ所、同中屋舖、下屋舖合四百六十六ヶ所、但御三卿御屋敷並抱屋敷之分除之、江戸内神社凡二百餘社、小祠除之寺院凡千餘所といふ。

此後も年毎に武家地、町地等ます〳〵新造ありしかば、當今江戸と稱せる地域の豐島・荏原・葛飾三郡にわたり、町數殆二千町に及べり。

此餘江戸の地次第して開けし等の事は【見聞集】【落穗集】【江戸紀聞】の類に辨じたれば、その全文を末に出せり。

（小田原衆所領役帳）

【小田原衆所領役帳】

江戸の傍注なきも、當今江戸に屬せし地名は左に抄出す。

六郷殿

一　廿五貫廿四文　江戸廻　六郷大森分

大谷十郎左衞門

一　三十五貫九百文　江戸廻　下谷菅野分

狩野大膳亮

一　五拾三貫貳百文　江戸　阿佐布

中村幸松

一　拾貫文　江戸筋　前野分

中村平四郎

買得一　三拾八貫文　江戸廻　湯島之内

間宮豐前守

一　六拾六貫九百七拾六文　江戸　川崎

澁谷又三郎

一　六拾五貫四百文　江戸　六郷之内大森

遠山丹波守

一　百壹貫八百五拾文　江戸廻　上川

一　九貫百七拾文　江戸　中藤

遠山藤六

一　拾三貫文　江戸　鷺沼

遠山彌九郎

一　三拾九貫文　江戸　屋中

一　三拾六貫文　江戸　駒込

森新三郎

買得一　拾四貫五百文　江戸廻　中新居元吉原地行

川村諸

一　五拾六貫五百六拾文　江戸　太井

一　五拾五貫文　同　新倉

一　七貫文　同　泉村

森彌三郎

一　廿七貫五百四拾文　江戸　國府方

大胡

一　六拾四貫四百三拾文　江戸　牛込

一　六拾七貫七百八拾文　同　比々谷本郷

興津加賀守

一　廿貫五百七拾文　江戸　落合

買得一　三拾貫七百文　櫻田内平尾分元板橋知行

一　拾貳貫九百四拾六文　小日向分元大田源十郎知行

會田中務丞

一　三拾貫文　江戸　下平川内年貢内にて被下

櫻井

買得一　五拾六貫五百八拾壹文　小石川本所方元有瀧知行

遠山隼人佐

一　拾五貫文　江戸　下平川元太田四郎兵衞知行

原田

一　七貫三百四拾文　江戸　下谷五分一

藍山大膳亮

一　拾七貫五百文　江戸　三川ヶ島六所分

杉山

一　六貫文　下平川

市野

一　五貫文　下平川内島田分

千葉殿

一　八拾貫文　江戸赤塚六ヶ村

一　四拾貫文　同新倉

木内宮内少輔

一　拾貳貫四百八拾文　江戸石濱今津

圓城寺

一　拾八貫貳百廿文　江戸上野

島津孫四郎

一　八貫六百四拾文　千駄ヶ谷

一　五貫四百八拾文　小石河内法林院分松月分

一　三十八貫百五拾文　飯倉内櫻田善福寺分

一　五貫七百文　上野内法林院分

一　拾九貫九百文　金曾木内法林院分金剛寺分

島津衆

太田新次郎

一　拾壹貫七百文　江戸原宿

一　貳貫三百文　江戸櫻田池分

梶原助五郎

一　參拾貳貫六拾文　江戸馬込

石井

一　五貫參百文　江戸横山分

島津彌七郎　元江戸小三郎

一　廿七貫七百文　江戸千束之内近藤分

一　六貫七百文　同局澤

一　四貫八百四拾文　三田坂間分

飯倉彈正忠

一　拾壹貫貳百八拾文　千束内金杉分

一　貳貫八百七拾貳文　飯倉之内

太田大膳亮

一　百拾七貫四百廿壹文　江戸芝崎一跡丸子分

同衆

一　六貫六百八拾五文　千束石濱惣領分

同衆

一　廿九貫七拾貳文　同南原

同彌三郎

一　廿貳貫八百四拾文　小日向彈正屋敷

但太田新六郎と新堀方に所領替、十四年已前致之、大普請之時半役。

小幡源次郎

一　七拾貫文　白銀之内寄子衆給田

富永彌四郎

一　百五拾貫文　江戸牛島四ヶ村

富永善左衛門

一　八貫六百廿三文　江戸鳥越村

太田新六郎知行

一　百六拾七貫百文　江戸廣澤三ヶ村

一　百三拾參貫貳百文　同志村廿一給衆

一　百八拾五貫文　同岩淵五ヶ村

一　參拾貫文　同平塚本郷

一　五拾貫貳百文　同豐島

一　五貫四百八拾文　同比留方

一　拾七貫三拾文　同長崎

一　拾貳貫五百文　同雜司ヶ谷中村二郎分

一　拾七貫五百文　同石神井

一　參貫文　同高田内赤澤分

一　七百文　高田添田分

一　廿七貫五百文　同田無南澤

一　七貫文　江戸廻十條内篠田分

一　九貫文　同小槌分

一　八貫文　同所尾久伏舟方

一　貳貫五百文　江戸大根原

一　六貫貳百文　千束内三戸分

新六郎書立上被申員數辻

但此外私領之内ヲ自分ノ寄子衆ニ配當候書立

一　參拾貳貫九百拾六文　江戸市谷齋藤分

一　拾貫五百文　同落合鈴木分　長野彌六郎分

一　六貫五百文　同下澁谷奥津分

一　拾五貫四百文　千束石濱土屋分

一　六貫五百文　江戸土志田源七郎分

一　廿壹貫五百文　江戸瀧之川源二郎分

一　廿貫六百拾六文　同中里市谷同人分

一　拾壹貫參百六拾五文　同金屋同人分　中村二郎右門

一　廿貫文　同廣澤内岱源七郎根岸

一　九貫八百文　同　今井伊佐分
一　七貫文　同　石原内宮内分
一　八貫參百文　十條内田野分岸分
一　五貫五百文　奥州方岸分
一　壹貫貳百文　高田内葛谷同人分
一　拾六貫貳百九拾文　千束内阿佐谷分同人分
一　拾五貫文　江戸本塚内田端在家同人
一　拾四貫八百五拾文　江戸飯倉内小早川同人
一　拾壹貫五百文　同　戸塚内中山分
一　五貫文　江戸　古田輕岡分
一　貳拾五貫參百文　石原惣領分石原分
一　拾貳貫五百文　同　駒井宿河原飯島分
一　拾貳貫文　同　板橋大炊助屋敷分板橋分
一　參貫參百文　同　同所内大谷口同人分
一　拾四貫文　同　志村内本分同人
一　五貫文　同　三田内壽樂寺分
一　拾貳貫八百五拾文　同　鹿島田中村分
　　同　瀧之川根原堀之内　澁江分
一　廿壹貫文

一　六貫五百八拾四文　同　神田内新堀方澁江分
一　廿貫文　同　銀
一　參貫七百文　同　三田内箕輪寺屋分
　　太田源七郎
一　拾七貫五百文　江戸廻目黒本村鈴木分共
一　拾九貫文　同　横田村西村分
　　龍崎文四郎
一　五拾參貫百拾貳文　江戸　湯島
一　六拾六貫六百廿八文　下石原海老名分
　　恒岡彈正忠
一　廿八貫百拾八文　江戸　下平川五分一
一　五百文　同　牛込之内富塚
一　拾六貫五百七拾文　小日向之内
　　平塚藤右衞門
一　廿貫文　江戸　平塚之内西原
　　中村平次左衞門
一　參拾八貫六百八拾文　江戸　練間豐前方
一　拾貫四百文　同　三田内高福寺分

一　七貫文　江戸　板橋内毛呂分
　　赤澤千壽
一　拾五貫文　同　高田内
　　中村平次郎
一　拾參貫文　同所内
　　本住坊寺領
一　拾八貫四百拾五文　三田内惣領分
一　廿壹貫四百四拾文　小日向屋敷分
　　新藤下總守
一　五貫文　江戸　雪ヶ谷
　　金曾木
一　百貫文　江戸　練間
　　渡邊丹後
一　廿七貫五百文　江戸　今井
　　有瀧母ニ被下
一　拾貫九百六拾文　江戸　安方分
　　江戸鍛冶
一　四貫貳百文　淺草内近藤分

一　四貫貳百九拾文　千束内淺倉分
　　案獨齋
一　王子領
一　廿貳貫八拾文　下平川ニ伏
一　參貫六百文　江戸廻　平塚之内中里　上平川ニ伏
一　參貫百八拾文　牛込之内ニ伏
　　以上廿八貫八百六拾文
　　淺草寺家
一　五拾貫九百文　淺草　石濱會下領
　　葛西様御領
一　百廿壹貫五百文　江戸　平塚
一　百九拾貫文　江戸　本郷

按に、此役帳は永祿二年己未二月十二日、奉行太田豐後守、關兵部亟、松田筑前守奉りて記せし由巻末に錄す。本書は高野山高寶院に藏せる由、今王子金輪寺に傳ふる寫本より抄出す。

【岩淵夜話別集】云、關八州、家康公御領知となり候へども、御在城の義は未だ何方とも不被仰出、去に依て御旗本の諸人の積り、十人に七八人は相州小田原と推量仕る、其內二三人も鎌倉にても可有御座かなど〻申來もあり。然る處に秀吉公と御相談の上にて、武州江戸を御居城と被仰出に付、諸人手を打て是はいかにと驚く仔細は、其時代迄は東の方平地の分は爰もかしこも汐入の蘆原にて、町屋侍屋敷を十町と割り付べき樣もなく、扨亦西南の方はひやう〳〵と萱原武藏野へつゞき、どこをしまりといふべき樣なし。御城と申せば昔より一國を持大將の住たるにもあらず、上杉の家老太田道灌齋初て繩を張取立、其後北條家の遠山居住せしまでなれば、城もちひさく、堀の幅も狹く、門塀の體迄々淺間成樣子なれば、關八州の大守の御座城と可被成樣體には人々不存寄も道理なり。然に段々御普請を仰付られ、御旗本小身衆は地形に手間を取ぬ樣にと被仰付、御城より北西に當り大番町とて最初に屋敷割を被仰付。誠に如御積一岡の土を引ならして谷を埋あり候ゆへ、普請の手間少きなり。次に川筋に水除汐除の土居を築、葭原を干たて、所々舟入の堀川をあて、其土を以て地形をあげ、惣町屋を割被下。夫より段々に諸大名の屋敷を御渡しなされ、其後天下の御座城となり、日本國の貴賤寄集り家居をなすに付て、上下の居屋敷取廣大なりといふとも、必竟江戸中にて本田のつぶれは少計にて、大方は野原入海を以て事濟也。就中江戸中へ天下の人民入込申に付、田畑の養ひ自由なれば、昔往古よりちかやのみ生じ、武藏野の原も上々の畑に開き立、新に百姓の家居となりし村里數限りもなし。然は御城內より大名屋敷、町屋、寺社へ掛て大分の地形の樣子なれば、田畑の廣まり候事十壹倍なり。如此の損德迄賢慮にもるゝ義一ツなく、當時天下の貴賤入つとひても、何に一色事の欠る義無之、諸用たり候へば萬民居住仕り安し。右百年以前、關東御入國の江戸の樣子承り傳へ考見候へば、今如此の都に罷成樣子には不被存。然に茅野蘆原の時に、後々末々迄繁昌の地になるべきと、御下臺被遊大神神君の御賢慮、奉感も愚なり。

（岩淵夜話別集）（入國當初の狀況）（大番町）

【見聞集二云】三浦淨心慶長頃筆記

當君、武州豐島郡江戸へ御うち入よりしてこのかた町繁昌す。此町と云は大名小路の邊にありしにて、慶長八年の後、今の下町へうつされざる以前なるべし、しかれ共地形ひろがらず、是によりて豐島の洲崎に、是いまの常盤橋呉服橋等のそと、下町と稱する所をいふなるべし、町を建んと仰ありて、慶長八卯の年、日本六十餘州の人歩をはせ、神田山をくづし、今の駿河臺の山東へをし出し柳原の邊まですべて神田山といふ、又駿河臺より鉋茶の水へかけて昔は神田の臺ともいへり、又本鄕邊もかくいひしと見ゆ、この事吉祥寺の舊記、南の海を、前にいふ洲崎の東南の方芝の四又天正のころの書文にも見へたり、よりの入海をいふなるべし、四方三十餘町うめさせ陸地となし、三十餘町の海邊をうめ立し土を取りし山なれば、神田山といへるはよほどの地なりし事知るべし、その上に在家を立給ふ。この町のほか、家居つゞき廣大なる事、南は品川、西は田安の原、北は神田の原、神田山をはじめ（是は本よりありし拵へ原となりしか東は淺草まで町つゞきたり。是は道の町につゞきたるなればかくいふなるべし、又云、江戸町のあとは大名町となり、是迄曲輪うちにもとよりありし町にて、この時いまの御城下に何れも屋敷を拜領被致度との趣に有之候處に、權現樣被仰候は、いづれも大阪表に居屋敷在之儀なれば、江戸表の新屋敷の儀は無用に被致可然旨被仰出候へども、とかく被申請度との願に付、外櫻田邊と唯今の大名小路と申邊に於て、東西の外樣大名衆へ望次第屋敷を被遣候と也。但加州中納言利長には、先達而母儀芳春院江戸下向の節、（按に慶長五年六月七日江戸着也）秀忠樣より御城大手先に於て、大屋敷の內に結構成家作を被仰付被差置候に付、直に是を居屋敷に被致候由、次には淺野左京大夫幸長の儀、親父彈正長政外櫻田霞が關と申名所の地を、先達而居屋敷に申請れ候に付、直にそれを上屋敷に用ひ、老父彈正隱居所に住り度とあつて、外に添屋敷を被申請候となり。其節大名小路邊の儀は茨原にて候へども、御城よりのあげつちを引取候に付、地形も早速出來候由、外櫻田邊の處はことの外地形に高下有之、各土取場に難儀被仕、夫迄の儀は御新城の諸大名方よりの願ひをもつて、唯今の通り御堀ばゝ廣がり、底も深く罷成候に付、其節（按に其節の上脫文あるべし）外櫻田にて屋敷拜領の衆と申は、加藤淸正肥後守を始め、黑田長政筑前守、鍋島信濃守勝茂、毛利中納言輝元、島津修理太夫義久、伊達陸奥守政宗、上杉中納言景勝、南部左衛門尉信時、伊東丹後守長實、龜井武藏守、金森法印可重、相馬弾正大弼盛胤、水谷信濃守勝俊、秋田城之助實季、土方河內守雄久等なり一云々。

【江戸紀聞】云、江戸の大都會なる、古へ京阪の盛んなりしといへども比すべくもあらじ、それもわづかに二百年來の事にして、

（諸侯の屋敷拜領）（大名小路）（外櫻田霞ケ關）

【落穗集】云、慶長五年關ヶ原御一戰御勝利以後、上方衆の中にては藤堂高虎、關東衆にては伊達政宗、右兩人頭取にて、江戸

（落穗集）

ごとく大名小路となりしをいふならん、今の江戸町は、（初にもいふ今の下町なり）十二年以前迄は（慶長十九年よりいへば同き八年をいふなり）大海原なりしを、

（江戸紀聞）（町割）（瓦葺の始）

當君の御威勢にて、海をうめ陸地となし町を立給ふ。又云、江戸御うち入このかた、町繁昌にて家居多く出來たり、されどもみな草ふきにて燒亡まげし。慶長六年霜月二日の巳の刻、駿河町かうのまやう家より火を出す。（此かうのまやうは何人なる事を知らず）この大燒亡に江戸町一宇ものこらず。御奉行衆仰せには、町中草ふかき故火事絕ず、幸なる哉、この次はみな板ぶきになすべきよし御ふれ有ければ、町〳〵ことごとく板ぶきに作る所に、瀧山彌次兵衞といふ者諸人に秀でゝ家を作らんとたくみ、海道よりもてむねより半分瓦にてふき、うしろ半分を板にてふきたり。皆人沙汰しけるは、本町二丁目の瀧山彌次兵衞は家を半分瓦にて葺たり、扨もめづらしや奇特かなと人ほうひして、異名を半瓦彌次兵衞といふ、是江戸町瓦ぶきのはじめなりと云々。又云、江戸町割は十二年以前のことなり、そのころ賣買に一兩二兩の屋布はいま百兩二百兩五百兩のあたひする。（十九年の頃なり）町のさかゆくまゝ皆人屋舖を多くつきあけ、家をあたらしく作りなをす。むかしの境くゐを尋るに、ほそきくゐを立をきつれば皆くされてそのまゝるしひことして、近き隣も心遠く隔りぬと。

【落穗集】云、慶長五年關ヶ原御一戰御勝利以後、上方衆の中にては藤堂高虎、關東衆にては伊達政宗、右兩人頭取にて、江戸

（落穗集）

（江戸川）

天正十八年の前は北條家の家人等が居宅ありしのみにて、餘は多く田野の地なりしと見ゆ。

神祖江戸の城にうつり給ひしより、三河遠江等の御家人等つとひ集りしかば、御城下にしてことごとく邸宅の地を給へり。もとより當國の住人もありしなるべし。其後元和二年、駿河の御家人等この地にうつるべし、さもあらんには居宅の地せはかるべしとて、江戸川を（今の小石川御門の内にありしなり、）東西の方へ堀まはし、その中を廣くし、屋敷の割を命ぜらるべき由、初は吉祥寺（吉祥寺はこの頃水道橋の邊にあり、）の後より本郷の臺をほり通すべきむね評議ありしが、後にむもむきかわりて吉祥寺の前を堀わり、田安御門の北ひがしの方に引ならし、神田神社其外萬隨寺等を外へうつせり。（按に神田神社は神田明神、萬隨寺は幡隨院なるべし、本明寺も本妙寺の誤なちん。）明神は神田の臺、萬隨寺は下谷と定られ、本明寺その外は小石川などへ移し、かの御堀の土をもて築き立屋敷かまへなりしといふ。又相傳ふ、元和寛永の頃大番の面々をば、皆今の番町にて屋敷を給ふ、されば一番町より六番町の名あり。このころ御曲輪内の大名旗本の屋敷はほゞ定りしなるべし。又商家などもいにしへよりありて、ことに今の日本橋のあたりは、諸國のあき人等つとひ所にて賑ひしと見へたり。蕭菴の靜勝軒の詩の序に云。城之東畔有レ河、其流曲折而南入レ海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜篝、隱二見出沒於竹樹煙雲之際一、到二高橋下一繫レ纜閣レ櫂、鱗集蚊合、日日成市、則房之米、常之茶、信之銅、越之竹箭、相之旗旄騎卒、泉之珠犀異香、至二鹽魚漆枲巵筋膠

（番町）（下町狀況）（靜勝軒詩序）

（萬里和尚詩）

藥餌之衆一、無レ不二彙聚區別一者、人所レ賴也と。又萬里和尚の詩の序に云、宜哉公以二靜勝一稱レ軒矣、倉紅陣之富栽栗而雜二皂莢一、市廓交易之樂、（城門前設市場、）擔薪而換二柳絮一、僉曰一都會也。これ長錄文明のころにして、太田道灌江戸の城にありし時なり。此ごろ商家もありしと見ゆれど、今とはさまことなるべし。新井白石【紳書】云、麴町は江戸御打入の時にひらかれしとて、山王祭禮第一に十二町の笠鉾をわたすなり。又赤坂にも傳馬町あり、最初江戸の町は上方よりして京橋の邊よりあなたにて、赤坂へかゝりて城下へ入しが、御入國後に麴町ひらかれしなるべし。その時には京橋筋より今の西丸下まで往來の道とし、大手の前より本町へ通りしなるべし。奥の方への町の終りは今の神田の旅籠町是なり。又云、今の常盤橋を大橋と名付しといへば、是は昔よりありしなり。平川より海へ落入る水にかけし橋と見へし。その後に京橋より本町すぢまでの町いできしに隨て、川筋を掘ひらきて日本橋江戸橋など云も出來しなるべし。これらは慶長五年關ヶ原の事終りし後のことなるべし。夫よりまへははじめに云ごとくと見へたり。或書に云、（按に或書の説落穗集と全く同じ、）江戸町屋のはじまりは、今の日本橋より道三河岸の竪堀をほられしを初にて、それより次第に竪堀横堀などいでき、その揚たる土を堀の端に山のごとく積あげてありしを、諸國より集りし町人等こひ奉りしかば、町家にわりて給はりしにより、おのがまゝにその物土を引とり、地面を築きかまひを定め、表の方へは先葭などもて垣とし、その後次

（紳書）（麴町）（常盤橋）（日本橋）（江戸橋）（町家の初）

（伊勢屋）（江戸の運河）（城外の壁門成る）

第に家居をたてゝ引うつりしが、初の内は町屋を願ひしものも少なかりしに、伊勢の國よりあまた來りてこひしかば、ほどなく町屋多く出來て、一町のうちなかばは伊勢屋をもて稱とせしと按にかく町屋の建しその年歷を詳にせず。されど慶長十四年四月四日、江戸本町五丁程と又石川玄番頭屋鋪も燒失せしと【慶長記】にのす。是によれば本町などは初に載る所より前に立しと見ゆ。或書に日本橋より道三河岸の堀をほりしといふは慶長十六年より後の事なるべし。【慶長記】に云、十六年十二月七日安藤對馬守に命ぜられ、來年江戸船入をほらしめ、運送の船つきの通路の自在なるべきやうに、中國九州の諸大名にむほせて人夫を出さしむべき由仰あり、明て十七年二月十五日今日安藤對馬守御使として駿府に至り、江戸御普請船入の繪圖を奉り仰をうかゞふと云々。同き年六月二日、江戸新開の地町割の事あるべしと、後藤庄三郎光次に命ぜられ、京師堺津の商人を呼下し屋敷を賜ひしと云。是より後諸國の商人どもあつまりて、比屋町屋となりしなるべし。されどいくほどなく同き十九年二月廿二日、江戸町中大火ありし由同記にのすれば、この時多くは烏有となりしと見ゆ。寛永五年御城外曲輪の石壁を築くべきよし命ぜらる。明年の春より諸大名その事をつとむ。（寛永十三年江戸御城外の惣石垣、見付、升形その外惣堀の普請を諸大名に命ぜらるといふ、是は五年の事とはむのづから別なるや詳にせず。）この時外曲輪の御門等全くなりしなり。すべて外曲輪内を府内とし、外を府外といへり。（按に此府内府外の説疑ふべし、恐くは御曲輪内外の誤なるべし。）

（明暦大火後の屋鋪割替）

按に此頃江戸の地、武家屋鋪市街とも大抵定りしなるべし。其後明暦三年丙丁の災にかゝり、武家地、町地とも過半移轉ありて大に一變せり。事は【明暦年錄】【萬治年錄】等に載る屋敷割及び【寛文年錄】に記す新に下屋敷等賜ひしを見ても推て知らる、今其大略を左に記す。

明暦三年丁酉二月十日屋鋪割替

一　龍ノ口之内　竹橋之内　常盤橋之内　代官町　雉子橋之内

同三月三日、屋敷替被仰付之御面々。

一　松平加賀守上屋敷、左馬頭殿へ被進之。

一　藤堂大學頭、酒井攝津守上屋敷、水野出羽守上屋敷、右馬頭殿え被進之。

一　松平越前守上屋敷、酒井攝津守、安藤右京進え被下。

一　土井遠江守上屋鋪被召上、替地誓願寺前にて被下。

一　松平和泉守上屋敷、酒井雅樂頭え被下、今迄屋敷一つに成。

一　松平遠江守屋敷、松平和泉守え被下、右之内井上河内守屋敷貳拾間餘入。

一　松平伊豆守屋敷前道幅廣く、中根壹岐守元屋敷、井上河内守中屋敷三つ一つに入被下。

一　知樂院屋敷、本多土佐守え被下。

一　右馬頭殿御上ヶ屋敷、酒井日向守え被下、今迄の屋敷を下屋敷に被下之。

一松平善太夫屋鋪、中山勘解由屋敷、增山彈正忠母義へ被下。
一宮城三左衞門屋敷、增山彈正正忠へ被下之。
一長田十太夫屋敷、圓照院屋敷、神尾權十郎屋敷、藤枝攝津守屋敷四つ、秋山越中守へ被下。
一島田刑部屋敷、松平豐前守へ被下之。
一慶光院屋敷、齋藤賴母屋敷、秋元越中守屋敷三つ、一つにて鳥居權之助、宮城三左衞門兩人へ被下之。
一中川勘三郎屋敷、島田刑部へ被下。
同斷、神尾權十郎へ被下。
一小石川築地、清雲院へ被下。
同斷、圓照院へ被下。
一安藤伊賀守屋敷、太皷坊主衆へ被下。
一日根野織部屋敷、安藤伊豆守へ被下。
一筋違橋近所明地、藤枝攝津守へ被下。
一阿部豐後守屋敷、御藏に成。
一松平外記元屋敷、水野監物屋敷一にして、阿部豐後守へ被下。
一堀田上野介屋敷、西角切東方にて替地被下之。
一酒井備後守屋敷水野監物替地に被下。
一稻葉美濃守芝屋敷上ケ、本多能登守屋敷一にして、稻葉美濃守へ被下。
一內河岸玄竹、龜庵、宗琢右三屋敷一にして、智樂院へ被下、引領可被下由。

一酒井紀伊守、本多美作守、神尾備前守、石谷將監右四人作事可仕之由にて、御金貳拾兩宛被下之。
一山名主殿屋敷、評定所に成。
一新評定所前にて酒井伯耆守屋敷被下之。
一土井遠江守土手際屋敷、土屋但馬守へ被下之。
一伊奈半左衞門屋敷被召上、馬喰町にて替地被下之。
同三月十日
一御書院番日根野源左衞門、麻布にて屋敷被下之。
同三月十五日
一保田美濃守屋敷被召上、替地馬喰町寺町にて被下。
同三月十七日
一上杉播磨守、小出越中守兩屋敷、永井日向守へ被下之。
一阿部四郎五郎元屋敷、阿部五郎三郎へ被下之。
一久保吉右衞門屋敷に喜庵屋敷を添へ被下之。
同四月六日
一戸田采女正屋敷の內にて二百坪北條安房守へ被下之。
同四月八日
一小濱半左衞門屋敷被召上之、芝奧平美作守屋敷にて被下之。
一溝口半左衞門屋敷被召上之、爲代地一向井五郎左衞門屋敷被下之。
同四月廿八日屋敷替被下之。
淺野內匠、大森信濃守、板倉阿波守、鵜殿新八郎、

（東西本願寺屋敷）（增三家屋敷）

長德院、鈴木修理、
同五月四日
一東本願寺爲代地、三十三間堂脇にて百間四方被下之。
一西本願寺爲代地、木挽町築地にて百間四方被下之。
同五月十四日
一紀伊大納言殿上屋敷爲代地、山城守本多越前守屋敷被進之旨、三浦長門守被仰渡之。
一水戸中納言殿御上屋敷爲代地、ゑさし町にて被進旨、松平因幡守へ被仰渡之。
一尾張中納言殿御上屋敷爲代地、麹町十丁目屋鋪被進旨、石河伊賀守へ被仰渡之、清泰院殿下屋敷入。
一松平伊賀守へ東本願寺屋敷被下由、今度民部へ被仰渡。
一松平越前守へ西門跡屋敷被下之由、本多內藏介へ被仰渡。
一松平陸奧守へ高繩壘にて屋敷被下由、茂庭周防へ被仰付之。
一松平新太郎屋敷淺草三十三間堂脇にて六十間四方被下之、日置若狹へ被仰渡之。
一上杉播磨守屋敷增上寺近所にて屋敷被下由、千坂兵部へ被仰渡之。
一藤堂大學頭へ、下谷木雲寺、光服寺、光閑寺屋敷被下之。
一本多越前守、土岐山城守二人へ、爲替地松平陸奧守中屋敷被下之。
同五月十九日
一加藤綾部、芝にて屋敷被下之。
一木下縫殿助、高力左近本屋敷被下之。
同五月廿三日
一小笠原壹岐守、田安御門之內にて屋敷被下之。
一三浦因幡守、永野出羽守屋敷、隣東方土手際にて被下。
一土井兵庫頭、栃木民部少輔、永井信濃守元屋敷被下之。
一中根日向守、水戸殿御屋敷前にて被下。
一北條右近太夫、西久保高力左近太夫隣にて屋敷被下之。
一青山丹後守、筋違橋明地にて屋敷被下之。
一溝口左京、品川海手築地にて屋敷被下之。
一溝口又十郎、同所にて被下之。
同五月廿七日
一木挽町海手にて、左馬頭殿下屋敷被遣之旨、諏訪若狹守へ老中傳之。
一於本所右馬頭殿下屋鋪被下旨、室賀下總守へ老中傳之。
一本多越前守、品川東海守裏にて九千坪被下之。
一土岐山城守、同所西海寺裏にて五千坪被下之。
一本多主膳正、木挽町築地にて千貳百坪被下之。
一土岐十左衞門、赤坂築地五百坪被下之。
一土岐作左衞門、同所にて同坪被下之。
一松平與右衞門、木挽町築地にて被下由、外記へ被仰渡之。
一美濃部八郎右衞門、赤坂築地にて被下之。

一牧野繩部、木挽町築地にて被下之。
一山崎勘解由、同氏虎之助屋敷被下之。
同六月廿四日
一松平主殿頭上屋敷、今度山王屋敷に成に付て被召上、爲代地常盤橋御門にて伊奈半左衞門屋敷被下、引領銀三百貫目被下。
（山王屋敷）
同六月晦日
一毛利刑部少（輔脱カ）、殿中招之、八町堀にて真清寺上ヶ屋敷被下之。
同七月二日
一朝比奈左近、坪内惣兵衞、本多丹下與力同心屋敷代地、本郷明地にて被下之旨、右三人へ傳之。
同七月八日
一松平加賀守、依被爲　召登　城、雅樂頭豐後守列座、本郷金助町にて屋敷貳萬坪被下旨被傳之、是清泰院殿御屋敷之爲代地。但間積貳千間四方內、
（加賀屋敷）
同七月十八日
一青木遠江守屋敷上るに付、代地水戸殿前にて被下之。
同八月十一日
一松平主殿頭事被招殿中、芝にて下屋敷壹萬五千坪被下旨、老中傳之。
一大久保四郎左衞門事、屋敷掘部頭近所にて被下旨被仰渡之。
同八月廿一日
一齋藤賴母屋敷被召上に付、爲代地小日向築地にて被下之。
一本多內膳、赤坂にて屋鋪被下。
同八月廿九日
一本多丹下、坪內半三郎、朝比奈左近組與力同心屋敷、去七月八日松平加賀守屋敷に被下候、其代地本郷明地にて被下候得共、坪數不足之由に付而又代地小塚原にて被下之、並引領も可被下旨丹下半三郎、左近へ豐後守傳之。
一有賀半左衞門、岩手作五右衞門同心之屋敷、水戸殿前にて被下候得共、是も坪數不足に付高田近所にて可被下旨、是亦豐後守傳之。
同十月十八日
一松平大膳太夫屋敷を差上、代地青山にて被下。
一松平帶刀上屋敷紀伊殿へ被遣に付、代地大膳太夫上ヶ屋敷半分被下之。
同十一月十六日
一松平加賀守家老招殿中、鳥居左京上ヶ屋敷加賀守に被下旨、是又前田帶刀本郷ナヘキ畑にて被下由老中傳之。
萬治元戊戌年二月十一日
一內田長十郎屋敷御城下に付差上申度之旨及　台聞、可任其意旨被仰出之、長十郎招殿中老中傳之、爲替地眞田長兵衞屋鋪被下之旨也。
一屋鋪被下面々

（萬治元年屋鋪割著）

岡田淡路守上ヶ屋敷　大久保出羽守
筋違橋青山丹波守隣　牧野長門守
牧野長門守隣　松平因幡守
今村九兵衞屋敷　鵜殿七左衞門
澤清兵衞屋敷　小杉內藏介
大岡源右衞門屋敷　大久保三十郎
眞田長兵衞屋敷　內田長十郎

同二月十三日
一屋鋪拜領面々
廐布　土屋虎之助
目輪寺　三浦但馬守
光雲寺向屋鋪　秋田右衞門
北條右近太夫上屋鋪　石川市正
山崎虎之助上屋敷　堀田內膳
天野五郎太夫向　大澤右近太夫
杉原帶刀上屋鋪　龍勢山城守
神田明神下　小堀下總守
秋山大學　三澤惣左衞門
筒井源之丞　石丸五左衞門
丸山下築地　水野周防守
芝稻葉美濃守上屋敷　牧野半右衞門
青山宿　諏訪右衞門

鷹師町　森川七兵衞
目輪寺　市橋傳左衞門
小石川築地　川田吉兵衞
八丁堀尾張殿上ヶ屋敷之內　加々爪宇右衞門
何方にても築地　八木兵助
神尾勘左衞門　新庄與五右衞門
右之面々伊豆守豐後守傳之

同二月廿八日
一眞田內藏助、同分部五郎八事、赤坂屋鋪被下候。
同三月十日
一松平紀伊守事、元吉詳寺明地之內被下候。
同三月晦日
一岡部丹波守組、大御番依田隼人、築地にて屋敷四百坪被下候。是は只今迄兄之屋敷罷在被處、其屋敷被召上候付而也。
一岩瀨市兵衞組廿人、澤清兵衞築地にて屋敷貳百坪被下候。
同五月十六日
一屋鋪拜領面々
松平越前守　最前拜領坊主衆屋敷添被下候
松平陸奧守　品川クヌキ林
松平左京太夫　尾張殿向屋敷
酒井大學頭　半藏御門之內
西尾主水　同

土井能登守　　同
伊達兵部少輔　　松平大膳太夫屋敷
北條左近太夫　　宮崎備前守屋敷
松平監物　　伯父壹岐守屋敷
松平左門　　監物屋鋪
永井彌右衞門　　井上虎之助屋敷
宮崎主水　　兩人築地
本多金右衞門
大御番衆、御書院番衆、御小性、新御番、御右筆、
御納戸衆、小十人組頭、小十人、御右筆、御留主、
居、御作事方、
同五月廿一日
一筋違橋屋鋪被下　　松平甲斐守
同五月廿七日
一內田長十郎上ヶ屋敷、堀田備中守被下之。
一堀田備中守上ヶ屋敷、永井伊賀守被下之。
一森川伊賀守、堀田備中守屋敷替合被仰付之。
同九月九日
一三宅隼人、同半七、保々七兵衞、小宮山長左衞門、小川吉
左衞門此五人之屋敷今般定火消屋敷に相成間被召上、替地
引料可被下之由也。

同九月十四日
一內藤甚之丞、三宅隼人、同半七郎屋敷被下候。（以下脫カ）
一近藤彦九郎え保々七郎兵衞、市川太左衞門、中根半兵衞
秋山十右衞門え高林寺元屋敷被下。
一町野助左衞門え大善寺戶田久助元組屋敷被下候。（以下脫カ）
一三宅隼人小石川にて被下、同半七（木挽丁にて（以下脫カ））
一保々七郎兵衞不動院屋鋪
一市川太左衞門、小宮山長左衞門、中根半兵衞築地にて被下
候。
同閏十二月十九日
松平但馬守　　本多能登守　　松平若狹守
淺岡因幡守　　松平山城守　　相馬長門守
有馬左衞門佐　　黑田市正　　內藤豐前守
秋月長門守　　石川主殿頭　　松平數馬
木下伊賀守　　堀又七郎　　九鬼式部
織田內記　　溝口金十郎　　戶川土佐守
六鄕伊賀守　　岡部美濃守　　戶田主膳
土屋民部少　　堀大學　　幸山修理
水谷伊勢守　　松平美作守　　堀三右衞門
西尾右京　　松平丹波守　　木下兵部
井伊兵部少　　石川播磨守　　松平大和守
鳥居主膳正　　增山彈正　　京極主膳

（萬治二年屋敷割書）
柳生飛驒守　　堀丹波守
右之面々、下屋鋪被下之。
萬治二己亥年七月廿五日
一北條出羽守上ヶ屋敷、阿部伊豫守被下候、出羽守隣之上屋
敷、被召上候、久具賴母上ヶ屋敷、酒井紀伊守被下之、其引
料小判千兩被下候。
同七月廿六日
一阿部伊豫守西丸下上屋鋪、本多美作守御役御留守居屋敷に
被下候、破損料金子千兩拜領、但御宮町酒井紀伊守、本多
美作守、兩屋鋪明地に成に付て也。
同八月廿七日
一今度定火消役被仰付面々、火消屋鋪被下候、大久保市十郎、
玉蟲助十郎、日下部五郎八右三人、屋敷被召上被下候。
鼠穴、永井十左衞門、靑木遠江守屋敷並近所にて七人分之
屋敷添被下候、駿河臺、永野半左衞門右兩人作事料銀子百
貫目宛被下候、本庄にて替地屋敷被下、秋山十右衞門屋敷
被下、引料金五百兩、大久保市十郎、紀州上屋敷之內にて被
下候、渡邊丹波守（以下脫カ）
同十月九日
一杉原伯耆守屋敷、松平右京太夫え被下候。
同十一月十五日
一代官町、中山氣三郎上ヶ屋敷、中條左兵衞え被下候。

（萬治三年屋敷割書）
萬治三庚子年八月廿一日
一眞田伊賀守被爲召、小石川阿部播磨守上ヶ屋敷被下旨被仰
渡。
同十一月十八日
一堀田上野介上屋鋪、阿部伊豫守え被下、伊豫守屋敷を久世
大和守え被下旨、於御座間上意、酒井長門守、坂部三十郎
兩屋敷、山口半左衞門に被下之、定火消番被仰付、久世大
和守代官町屋敷內藤彌三郎え被下之、定火消番被仰付、何
も與力六騎同心三十人御預け也。
同十二月四日
一屋鋪替被下候面々、六合伊賀守淺草下屋敷前明地在之添被
下、是は兼々御訴訟に付て也、眞田伊賀守元屋敷、岡田豐前
守え被下、代官町中條左京屋敷、內藤彌三郎へ被下之、火消
番屋鋪入、久世大和守向也、石川吉之助屋敷、中條左京え被
下、石川吉之助の父土佐守抱をく屋敷被下、山口半左衞門御
醫師了意屋敷添被下、火消番屋敷入る、坂部三十郎上ヶ屋敷
向也、其意に杉原帶刀上ヶ屋敷內に似合屋鋪被下之。
同十二月五日
一內カシ知樂院上ヶ屋敷之內、半分玉川に被下之。
寬文元辛丑年二月二日
一松平龜千代、上屋鋪被召上之、代地は追て可被下之、先作事
料銀千貫目被下之旨、被仰出之趣、伊達兵部少輔田村右京

（寛文元年屋敷割替）

亮え傳之。

同二月四日

一 左馬頭殿え松平龜千代元屋舖被下之、只今迄之上屋敷上る。
一 右馬頭殿えは上屋敷狹に付、於近邊坪數添被下之、小判貳百兩宛作事料被下之。

一 安藤對馬守屋敷、本多中務大輔被下之、對馬守は替地見立、追て望可申上旨、上意の趣、雅樂頭傳之。

同二月十一日

一 屋舖替被仰付候面々

筋違橋明地の內　小出伊豫守
小出伊勢守元屋敷大手際屋敷共　吉良若狹守
鐮隨院寺地之內　板倉內膳正
上同斷　太田備中守
元屋敷住居割替大手際屋舖添被下之　保科彈正忠
雅樂頭傳之

同三月五日

一 松平龜千代屋舖の代り、於麻布貳萬六千坪被下之。
一 岡田豐前守、於麻布下屋敷三千六百坪被下之。
一 小出越中守、於麻布下屋敷三千坪被下之。

同三月廿三日

一 左馬頭殿へ、於麻布、下屋敷貳萬坪被進之旨、陪臣招之、老中傳之。

同二月十二日

一 屋布被下之面々

一 淺草本多能登守下屋敷近所百間四方　松平淡路守
一 谷中之近所、根津之宮並九拾間四方　松平飛驒守
八丁堀法恩寺之跡不殘　田村左京亮
一 海手森內記屋敷之裏、七十間四方　關　但馬守
一 三田加々爪甲斐守屋敷之隣五十間に六十間　京極信濃守
一 木挽町築地之內三十間四方　五島民部
同所二十間に三十間　能登守子　松平吉五郎
一 麻布小出大隅守上屋敷　酒井權兵衞
一 田安內、猪飼半左衞門裏明屋敷　大友內藏介
一 吉祥寺元屋敷之內三十間に四十間伊勢守只今迄之屋敷は、悴權兵衞に被下之。　曾我伊勢守

同七月廿七日

一 稻葉美濃守正則、本庄にて屋敷被下、阿部播磨守正能、小石川之屋敷を上る、爲替地阿部豊後守忠秋下屋敷隣明地被下之。

同十二月十五日

一 下屋敷被下候面々

立花飛驒守忠茂　宗對馬守義實
本多內記政勝　織田山城守信尙
松平越中守定重　本多下總守俊次
松平兵部少輔昌親　九鬼長門守隆昌

松平市正直次
分部若狹守壽高
小笠原土佐守貞信
一柳山城守直次
內藤右近太夫政直
伊達兵部少輔宗勝
建部內匠
伊達宮內少輔宗純
岩城伊豫守重綱
黑田甲斐守長興
谷大學
土方雄之助
山內修理亮忠直
小出越中守尹貞
植村右衞門督家貞
西鄕若狹守延員
池田右京
龜井能登守玆政
松平中務大輔昌勝

右之面々望之地にて下屋敷被下之旨被仰出之

寛文二年壬寅四月十三日

一 蜷川喜左衞門、山本四兵衞、內藤傳左衞門右三人屋敷被召上之、定火消屋敷蒔田權之佐住宅也、市谷田町萬昌院屋敷被召上之、定火消屋敷堀田五郎左衞門住宅也、作事料銀百貫目宛被下之。

（寛文二年屋敷割替）

細川丹後守行孝
立花和泉守種長
酒井大學忠朝
一柳縫殿助
松平備後守恒元
京極飛驒守高仲
前田右近太夫利豐
稻垣信濃守重祥
永井日向守直清
丹羽式部少輔氏純
大關土佐守增親
大村因幡守純長
毛利伊勢守高直
安部攝津守信盛
市橋壹岐守政信
織田孫十郎
牧野新三郎
伊達大膳太夫宗利
酒井備中守忠解

（寛文三、四年屋敷割替）

同八月四日

一 市谷火消屋舖に被召上候町人十七人、於本所替地屋舖可被下旨、於評定所町奉行傳之。

同八月十四日

一 右馬頭殿、小石川下屋舖近所に明地有之御屆に付被下之、爲御禮室賀下總守被遣之。

一 左馬頭殿、右馬頭殿御家來衆屋舖被下之、山口出雲守、島田淡路守、太田壹岐守、渡邊六左衞門右は木挽町築地にて被下之、大久保和泉守、黑田信濃守、杉浦大隅守、金田惣八郎右は本所築地にて被下之。

同九月十二日

一 表火之番拾壹人、本所にて屋敷被下之。

寛文三癸卯年十一月七日

一 阿部伊豫守、於本庄下屋敷被下之。

同十二月十四日

一 御番衆、幷御右筆、醫師衆、儒者中、奥衆、寄合、御舟手、御普請方、右之面々屋布無之輩、所々にて被下候旨被仰渡候。

寛文四甲辰年三月廿二日

一 本多越中守え元竹藏にて上屋舖、幷於本所下屋敷被下之。

同閏五月朔日
一 左馬頭殿鐵砲洲之屋敷狹に付、鐵砲洲海手にて不忍池端屋
　鋪引替被遣之。
同七月廿九日
一 右馬頭綱吉卿家臣黑田信濃守招殿中、於深川、綱吉卿え濱屋
　敷被遣之旨、老中傳達之。
同十二月十五日
一 屋布拜領之面々
　松平右衞門佐　細川越中守
　松平相摸守　京極丹後守
　丹羽左京太夫　森內記
　松平安藝守　立花左近將監
　松平能登守　加藤織部
　本多中務太輔　本多肥前守
　松平周防守　本多山城守
　本多吉左衞門　永井右門
　水野主膳　永井外記
　北條新藏　十西圖書
　牛込忠左衞門　加藤源右衞門
　朝倉平十郎　松平伊織
　右之面々內々奉願屋鋪被下旨、老中傳達之。
一 同斷

（寬文五、六年屋敷割書）

　土井兵庫頭　永井伊賀守
　蜂須賀飛驒守　川窪新十郎
　蔭田六左衞門　戶田惣左衞門
　東城民部
　右之面々願之地屋鋪被下之旨、老中演達之。
寬文五乙巳年四月廿二日
一 松平越前守中屋敷、松平中務大輔拜領に付而、其替地於本
　庄被下之。
同十二月十五日
一 屋敷拜領之面々、下屋敷隣明地添被下之。戶田采女正麻布。
　牧野飛驒守麻布。小出大和守本庄にて那須遠江守下屋敷上
　ヶ。淺草酒井長門守屋敷被下本多肥前守。白金臺毛利刑部
　少輔。本庄若林六郎左衞門。
寬文六丙午年六月十九日
一 山田市兵衞上ヶ屋敷、石川半左衞門被下候、橫地次郎左衞門
　上ヶ屋敷、酒井七郎左衞門被下候。
同六月廿一日
一 水野周防守於巢鴨下屋敷被下之。
同六月廿八日
一 本多山城守本所下屋敷被下之。
同九月二日
一 土屋但馬守、本所下屋敷隣明地添被下之。

（寬文七年屋敷割書）

同十月十九日
一 本理院御方御家老白井平兵衞事、天樹院御方御屋敷內にて
　屋敷被下之、引料可被下之由、伊賀守傳之。
同十二月五日
一 酒井日向守上屋敷隣竹橋居屋しき明地有之添被下之。
同十二月廿三日
一 田付四郎兵衞組與力三人於本所、井上半十郎組與力同心、於
　麻布屋敷被下之。
寬文七丁未年二月十二日
一 內藤出雲守屋敷西ノ丸下に在之被召上、替地小石川本多肥
　前守上ヶ屋敷被下之。
一 森川下總守元支配屋敷、國廻目付松平因幡守引渡在之。
同六月十五日
一 酒井左衞門尉大手之屋敷差上付、爲代京極丹後守上ヶ屋敷
　被下、作事料として金三千兩被下之。
同六月廿一日
一 土屋但馬守屋敷狹に付て、大手酒井左衞門尉上ヶ屋敷被下
　之、只今迄之屋敷侘相摸守え被下之。
同十月廿九日
一 松平主殿頭淺草下屋布上ヶ地、板倉內膳正拜領、松平上野
　介本庄屋敷安藤九郎左衞門與力屋敷より依願替被下之。
同十二月廿三日

（寬文八年屋敷割書）

一 今度屋布拜領之面々
　寄合、松平五郎八、池田庄左衞門、眞田勘解由、本多忠右衞
　門、松平織部、千本十左衞門、松平內藏介。新御番頭、大久
　保彥兵衞但屋敷晉上ヶ屋敷　御使役、內藤新五郎但屋敷晉。阿部
　大膳、阿部左京、半禮清左衞門、瀧川三九郎、中山勘之丞、
　久野伊兵衞、八木庄左衞門、細川喜三郎。小十人組、川野三左
　衞門、川口七郎左衞門、竹田藤右衞門、日向惣左衞門。
　御右筆、小島久左衞門但隣之明地拜領。外科、坂井了琢御奧奉行、清野與右
　衞門但屋敷晉、深尾春安、伊庭春貞。醫師、狩野采女、狩野右近、
　狩野內記、狩野大學、狩野隼人。書打、三知本因坊門人。
　象數指、宗閑、宗與。御歩行目付、有塗長右衞門。火之番、田澤惣右衞
　門。御鳥見、尾崎源太郎、關口長九郎、山田五左衞門、大石
　莊兵衞、栗津伊兵衞、松下安兵衞、中村又兵衞、飯田又右
　衞門。懸硯人、奧村八左衞門、奧村七郎右衞門、田代又左衞門、
　林理右衞門、長崎百助。
一 今日土岐兵部、屋布拜領之。
寬文八戊申年二月十九日
一 代官町松平豐前守屋鋪被召上之、爲替飯田町水野信濃守上
　ヶ屋敷被下之旨、息備中守え被仰渡之。
同三月八日
一 代官町屋敷被召上候面々え替地被下之、福岡平左衞門上ヶ
　屋布、川村善二郎え。日下部五郎八上ヶ屋敷、宮城主殿え。高

力左近太夫中屋敷、鳥居權之助え。御藏近所にて屋敷酒井作左衞門え。右同所にて屋敷、森川助右衞門え。鐵砲洲にて島田淡路守上ヶ屋布、伊奈半左衞門え。右同所にて屋敷、朝比奈彌三郎。

右之通替地被下旨、老中被仰渡之。

同三月廿二日

一 屋布御用地にて、被召上之替地被下之、
板倉筑後守上ヶ屋敷、板倉市正、蒲生下野後家屋布、井大久保に有之下屋敷被下之、酒井采女、今村傳助屋敷、宮崎若狹守、石丸石見守屋敷、大久保平左衞門、森新兵衞屋鋪、奥山藤十郎鐵砲洲上ヶ屋布、本庄にて被下、伊奈十右衞門、十右衞門隣屋布被下森新兵衞。

右之通被下旨、老中被傳之。

同三月去十五日

一 下柳原は兩國橋之近所故、坊主衆八人屋敷被召上、其代淺草寺町、井鐵砲洲、築地番所にて被下、且又淺草橋近所に有町之屋少々被召上之、爲代地淺草寺町にて被下之。

一 石丸石見守屋敷上ヶ、爲代地吉祥寺にて被下之。

同三月廿三日

一 石川美作守代官町屋敷上ヶ、爲代地於同所松平豐前守屋敷被下之。

同四月朔日

一 平野權平、於麻生下屋布被下之。

（寛文九年屋敷割替）

寛文九巳丙年七月二日

一 屋鋪替被仰付
酒井雅樂頭　山田平右衞門
塚原三左衞門　米倉左太夫
小林七兵衞　依田友之助
鳥田七郎兵衞　杉浦源右衞門
山本友仙
右相對次第に屋敷替可仕旨、老中被仰渡之

一 堀田對馬守芝之拜領屋布上ヶ、新堀之抱屋敷被下之。

一 吉田長庵數年麻生之抱屋敷被下之也。

同七月十四日

一 屋鋪被下面々
鐵砲洲にて織田主計頭、麻布にて板倉市正、本莊にて酒井伊豫守上屋敷、堀田對馬守、武田與左衞門
右之通被下旨、老中申渡之

同七月十七日

一 北條右近太夫え於麻布下屋鋪被下之、

同十月十七日

一 淺草堀田豐前守上ヶ屋布之內三千坪板倉筑後守、本庄牧野佐渡守下屋布隣三千坪松平民部少、同町屋之方にて三千坪松平因幡守、右之通下屋敷被下之。

（寛文十年屋敷割替）

同十一月廿八日

一 屋布拜領之衆
本庄にて水野主膳、同合田勘右衞門、駿河臺にて矢部次郎左衞門、鐵砲洲にて牛井卜養、小野寺屋布へ高野宗清、山本道白上ヶ屋敷へ川村印齋、依田玉川隣山本道白、
右之通被下旨、老中傳達之也。

寛文十庚戌年二月九日

一 屋布替、本庄屋敷大隅守へ、水野監物愛宕下屋敷を五郎太夫、小出大隅守鍛治橋屋敷を監物へ神尾五郎太夫へ、右相對次第可仕旨、老中傳達之。

同二月十日

一 田中大隅守下屋布被下旨、老中傳之。

同三月十日

一 松平新太郎淺草屋敷上ヶ、於品川替地被下之。

同三月十日

一 雨宮對馬守屋布差上之、於鐵砲洲島田出雲守上屋敷拜領仕度由奉願候に付、引替被下之。

同八月十九日

一 久世大和守嫡子勝之助、大久保出羽守西丸下只今迄之屋布被下之。

同九月十三日

一 本多美作守、芝にて屋鋪被下之。

（寛文十一年屋敷割替）

同十二月十六日

一 堀田備中守居屋敷狹に付、本多美作守御役屋鋪被下之。

寛文十一辛亥年十二月十六日

一 屋布拜領之面々本所下屋敷と淺草堀田豐前守上ヶ屋敷と替被下候、本多長門守へ濱町本多源五郎上ヶ屋布、堀田對馬守へ牧野帶刀上ヶ屋鋪、德山五郎兵衞へ松平監物上ヶ屋鋪、諏訪兵部鐵砲洲之內、鳥居宮內へ芝にて替地、柳生又右衞門え本庄の內にて、船越百助（市十郎自分居屋敷上ヶ、毛丁土取場一所に被下、）玉能勢市十郎、同攝津守、父大隅守元屋敷渡邊右京、市橋半左衞門上ヶ屋敷小出彌三郎、小日向田中孫十郎（淺草堀田豐前守曾根五郎上ヶ屋敷之內）兵衞馬喰町、織田山城守上ヶ屋敷酒井壹岐守、能勢市十郎上ヶ地高木善右衞門え、牛込にて父山城守組屋布小笠原兵助、右之通被下之。

同十二年十七日

一 御納戶杉浦平右衞門本庄屋敷如願入被下候旨、昨日被仰渡候。

同十二月廿八日

一 遠山主殿頭麻布にて、內藤左京亮抱屋敷被下之。

一 三枝攝津守願之通下屋敷被下之。

寛文十二壬子年十月朔日

一 屋敷拜領之面々、青山宿末にて下屋鋪被下、松平左京太夫、（久保丁の屋敷差上、中屋敷下屋敷雨屋敷差上、有馬中務大輔屋敷近所にて、）毛利甲斐守、（屋敷被下、）片桐石

（寛文十二年屋敷割替）

見守本所にて屋敷被下、武田越前守、下谷筋にて下屋敷被下、市谷屋敷差上、土屋兵部少輔本所にて屋敷被下、杉浦内藏允同斷、太田式部目黒にて屋敷被下、内藤三左衞門望之地にて被下、榊原伊織同斷、井上左兵衞同斷、小出宮内同斷、京極頼母。

右之通屋鋪被下之。

同十月三日

一　上高輪村内、有馬伊豫守屋敷前にて屋敷七百五十坪被下、小出主殿、

一　本庄にて屋敷五百七拾坪御勘定大柴清右衞門下谷大竹十藏屋敷三百二十坪馬醫師、桑島半右衞門神田水野伊兵衞上屋敷、御馬方、西川清兵衞、

右は去る朔日屋敷新規被下之。

同十一月十六日

一　米津出羽守只今迄之屋敷上ケ、毛利甲斐守虎御門之外上屋鋪昨日被下之。

同十一月十八日

一　屋布拜領之衆。闕所物奉行、伊奈野清左衞門。御徒目付六人、諏訪文右衞門、大場源五左衞門、千種六左衞門、朝倉新五兵衞、菊地彦兵衞、水野小右衞門。火之番三人、稲生太左衞門、柳澤次郎左衞門、佐野市右衞門。

右之面々所々にて屋敷被下之、老中被仰渡之。

（本所深川を築く）

又萬治三年新に兩國橋を掛られ、本所深川の地を築き立られて、大名及御旗本の屋敷に賜ひ、町屋をも多く置れて江戸に屬されしなり。德山氏の家譜に、萬治三年三月廿五日五兵衞重政本所

（本所御用地となる）

取立奉行を命ぜられ、築地堀道橋等造立之事、寛文十年まで十餘年にして成りしといふ。此事寛文十一年梓行の【江戸繪圖】及前に記せるの【寛文年錄】の屋布割等に據ても推てしらる。然るにいかなる故にや、幾程もあらせず天和二年、本所の内數多御用地に召上られ、その代地を大塚百姓町、青山邊にて賜ひしよし、本所上ケ地書付全文【葛西志附錄】に出、事繁なればこゝに略す、合せ考べし。に載たり。卷末に上地數凡百貳拾八萬貳千貳百三拾坪餘、内武士屋鋪八百四拾四坪、組屋敷三拾七ケ所、百姓領地及明地割餘地九拾六ケ所、道溝七拾一、下水土手集延壹萬九百四拾壹間半とあり。【續江戸砂子】云、萬治二年三年の誤なるべし、此地を開かせられしに、天和二年故有て士民の居宅を拂はれ、田園と成て野飼の牛の聲〴〵いと淋しかりけるに、元祿元年の春より元のごとく成しされしと。按に、天和二年本所上ケ地の多かりし事は前にも記すごとくなれと、貞享元祿頃の江戸繪圖に參考すれば、一旦上ケ地と成し屋鋪の内にもほどなく元地に復せられしと覺しきもやゝ多く、且上ケ地と成らざる屋敷も固り少からざれば、砂子に記すごとくおしなべて田園と成しにはあらざるべけれど、是亦大なる變革といふべし。それより二十年の後正德三年、是まで百姓町家たりし江戸邊の町並及本所深川邊の百姓町並の分、悉く町奉行の支配に屬して町の部に入れられしかば、此時又江戸の地域餘ほど廣まりしなり。その後も水陸の田を築立、或は空間の地を開きて、屋敷地、町地を廣げられしも餘多あれど、一時に變革せしは大やう前に載る

（上地の坪數）（屋敷の數）（江戸町區の擴張）

ものに過ぎざるべし。餘はその地の條につきて見るべし。

以上丙戌編次

御府内備考卷之一　終

御府内備考卷之二

御城

【甲陽軍鑑】に中武藏江戸城とあり、又古文書に江戸中城或は江城と書しものあり、又【落穗集】に御入國以前まで千代田が城と唱へしといふ、【泰政錄】には元平河城と稱せし由記せり。

當城は扇谷上杉修理大夫定政の或作定正、宿老太田備中守持資入道道灌が取立る所なり。康正二年丙子功を起し、長祿元年丁丑四月八日巧成。【關東古戰錄】三月朔日と記するは疑ふべし、按に當城取立の事は、異說とも多くして、何れを正しとも定めがたし。今姑く諸說を左に載て後の鑒定を待。

（築城に關する諸說）

【鎌倉大草紙】云、下總の國には東常緣と馬加陸奥守、並岩橋輔胤と所々に於て合戰止時なし。扨又京都には御沙汰有て常緣を召返さんために、長祿元年丁丑六月廿二日、澁川左衞門佐義鏡を大將として武藏國へ差下さる。是は公方の近臣にて代々九州探題の家なれば、諸家も重き事に思ひける。故祖父左衞門佐義行は久しく武藏の國司にてあり、其時より足立郡蕨といふ所を居城して、今に至るまで此處を知行しければ、かた〳〵此人可然とて義鏡を探題に成し給ひ、御下知の通り武州上州の兵ともに申聞せ、成氏を退治して上杉を管領として、關東を治べきの

趣を解渡す。板倉大和守先達而被下此由を申ければ、上杉方の兵ども澁川殿へ參會して、京公方の御下知を承る。その年長祿元年四月、上杉修理大夫持朝入道武州河越の城を取立られ、太田備中守資清入道は武州岩附の城を取立、同左衞門太夫持資は武州江戸の城を取立ける。成氏も同年十月下河邊古河の城普譜出來して、古河へ御移りありけると云云。

【鎌倉九代後記】云、康正二年上杉定正家老太田備中守資長（稚名源六郎、法名道灌、于時廿五歳、）武州江戸城を築く。

（品川館）【小田原記】云、資長は武州荏原郡品川の館に居住したりしが、靈夢の告ありて同國豊島の郡江戸の館にうつり給ふ。すぐれて名地にして山なしといへども四邊を見下し、入海あり諸國往還の便あり、誠にめでたき所なればとて、城を靜勝軒と號す。康正二年丙子よりはじめて、長祿元年四月八日功匠成就すと云云。

（江戸館）【太田系圖】云、長祿元年丁丑、使千代田・島田・寶田之三人之家臣、築城壘於江戸・河越・岩附、力士星馳、揚石功匠、霧列運斧、則不百日而其功成矣。

（千代田）（寶田）（祝の里）【道灌日記】云、道灌武州荏原郡品川の館にありしが、夢想の告ありて、豊島郡この江戸の地、千代田、寶田、祝の里と云所を以て城を取り、康正二年はじむと云云。

【關東古戰錄】云、康正二年のころ、大田道灌荏原の郡の邊の居館をいでゝ鎌倉江の島の辨才天へ參籠し、歸路のおり扁舟に棹さし、品川おもてへ漕もどりしに、九城といふ魚船中へ躍り入しを、道灌大によろこび吉兆とて、是より發起して千代田、寶田、齋田などいふ所、徒等を奉行とし、江戸、川越、岩槻、鉢形のごとき九ヶ所の城郭堡障をとり立、日夜人夫の功をはげまし、長祿元年三月朔日經營なると云云。

（祝言村）【落穗集】云、太田道灌は武州川越の城主なりしが、鎌倉通用のため、江戸に一城をとり立べきとある所存をもつて、こゝかしこ城地を見立、はじめはもと吉祥寺の臺を城に取立可申とあり、繩張などをもいたしはじめ候處、或夜靈夢の告によつて、只今の御城になり候處へ罷越、葉付の竹をとらせ、二三本城の形に廻し、その後在所の者を呼出し、此竹の傍より内の村々の名をば何と申ぞと尋候處に、百姓共の申候は、千代田、寶田、祝言村と申す三村にて候とこたへければ、道灌聞て、國の名は武藏、郡の名は豊島、いまの城に取立べきと思ふ、三村の名とてもおのおの吉瑞の名也、此地に城を築に於ては末々繁昌疑ひなしと、この考をもつて城に取立候となり。さるにより關東御入國以前まで千代田が城と申しふれ候となり。

（千代田城）【江戸紀聞】云、此城のかたち、まづ子城あり、つぎに中城あり、外曲輪あり、ことごとく大石にてたゝみ上しかば、石壁そびへ立る事凡拾丈あまり也。堀のめぐり數十町にして、そのまはりに大なる溝あり、是みな流を通ぜり。其間に巨木を以て橋を架す。城門は多く鐵をもつて張り、墻は石を以てたゝめり。又門の前に大なる木にて橋をかく。内にいれば左りみきりに坂ありて、

（城の結構）

屈曲して城上にのぼれり。その間に三重の櫓およそ二十あまり、又五ところに門を立、みな石をもつてたゝみなせり。いづれも門ごとに橋を懸たり。又城中に五六所名水の井あり、この水いかなる大旱魃といへどもかるゝ事さらになしと。城上より下し望めば、西の方は名にあふ武藏野の廣原眼下に見へ渡り、はるかに富士の峰あらはれたり。東にのぞめば平川渺々として長堤遠くめぐり、村落あまたうちこして海邊をながめやれり。南にむかへば是もむさし野のつゞきにて、廣〳〵たる事百里も一目にみわたさるゝがごとく、その中に品川の流、みどりの色にあらはれ、人家もこゝかしこにありしかと、その餘は原野にして是もはては海につらなれり。是みな城上にして居ながらみる所なり。南の方に靜勝軒あり。この軒のうしろにも又高どのあり。その傍に家人等がとのひする所あまたかまへたり。櫓つゞきにくりや、馬屋のたぐひもつらなりたてり。東の方を泊船亭と名づけ、北の方を菟波山の亭といひ、西を含雪齋といふ。望士樓、慕景樓、（按に新按を以間にあり）富士見の亭などいひしも同じ所なりと見ゆ。（按に、こゝに記す所は下に載たる南禪寺村菴の記及び江亭記靜勝軒詩序等に據て記せしなるべし、されど總て文章は言葉を飾るを專として、事實には往々たがへるものあり、故に是をもて證とはなしがたし現に落穗集、見聞集等の書に據に、當城御入國の頃迄石垣など築きし處はかつてなく、又櫓の類も假そめの造り成りしごとく見へたり、猶前後の諸說に合せ考ふべし。）

（靜勝軒）

今案に、新井白石云、靜勝軒は當時の本城の事には是あるまじく候。西城がむかしの本城のあとゝ見へ申候。（西城を道灌時代よりのものとせるは誤れり、事は末に載る落穗集を見ても知るべし。）船見山と申候所有之候、外よりは見へかれ候へども、きはめて高くして、國府臺などは手のとゞくほどに覺へられ候。この處子城とぞんじられ候。當時櫻田大手の門を、昔より泊船門と申候。この邊まで東南より入海と見へ候。比々谷門より外はかの入海にて、皆々地形は築き立られしよしに候。夫故に今も地震はことの外わろき地にて、【万里記】に符合いたし候所これあることに候。

（泊船門）又【落穗集】に云、古來の義は御本丸と二ノ丸間に、はゞ十間餘りにも相見へ申候、から堀などこれあり候を御埋させ遊ばされ候由なりと云云。

（市鄽）城門の前には市鄽ありて商人市をなし、諸國の產物名品この所に輻湊せり。又城の東の堺に川あり、その流曲折して南の方の海に入。この川に商賈の船、又獵師の釣舟など常に往來たへざりける。道灌常に文武の道をたしみけり、ことに和歌の譽れ世に高かりし。（按に、是も形容すぐるに似たり。）

（碎玉類題）（江戸歌合）【關東兵亂記】に云、或時江戸の城地景よろしきよし主上叡聞におよび、繪圖をもて叡覽あるべしとのむれ宣下せらる。その時道灌一首の和歌を奉ず。

我菴は松原つゝき（イ遠く）海ちかく（イし）富士の高根を軒端にそ見る

この餘世にあまれくしる所の和歌あれど、當城の事にあづからざればのせず。家の集を【碎玉類題】といへり。

文明六年の夏當城にして和歌の會あり、是を江戸歌合といへり。

今按に【太田家譜】に云、文明六年甲午六月十七日、於江戸城有

歌之會。此時招ニ心敬等一題江戸歌合。此外和歌之會度々ありしなるべけれど、この頃世に名高き心敬僧都などまれきて、盛會を催しければ、今も傳へて美談とせり。

同八年の秋、南禪寺の村菴、建仁寺の正宗、相國寺の横川等にこひて靜勝軒の記をかゝしめ、又得公、中榮、東勸などいへる高僧に江亭記をつゞらしめ、其後相國寺の万里、建長寺の玉隱・竺雲等靜勝軒の記をかけり。

【太田家譜】に云、文明八年八月。使ニ洛陽高僧南禪村菴・蘭坡、建仁天隱・正宗、相國横川書ニ江戸城靜勝軒記一。同年九月。令ニ湘山得公・相陽中榮・河陽東勸書ニ江亭記一。其後使ニ相國寺萬里・建長寺玉隱・竺雲書ニ靜勝軒記一。凡五岳英僧、來ニ會于江戸城一。以ニ詩文一不レ假ニ毛擧一焉。と云々按に相州鎌倉荏柄天神の社寶に【江亭記】一卷あり卽太田家譜にいへる處の詩文なり、其文左のごとし。此荏柄天神社寶江亭記は、鎌倉志にも載られたれど、太田家譜に照し見れば、其文半を失ひし如くな、又家譜にいはざる蕭菴龍統の記、および景茝、龍たく、景三、興德の詩を載るに據は、此余詩文猶多かりしなるべし。

(靜勝軒詩序)

寄ニ題江戸城靜勝軒一詩序

武州江戸城者。太田左金吾道灌源公所ニ肇築一也。自レ關以東與レ公差レ肩者鮮矣。固一世之雄也。威愛相兼。風流籍甚。比來騷亂以來。欽ニ承王命一者。八州內才三州。三州之安危係ニ于武之一州一。武之安危係ニ于公之一城一。可レ謂ニ二十四郡唯一人一。夫城之爲レ地。海陸之饒。舟車之會。他州異郡蔑ニ以加一焉。𡸴之高十餘丈。懸崕峭立。固以ニ繚垣一者數十里許。外有ニ巨溝浚塹一。成徹ニ泉脈一。潴以ニ鄰碧一。架ニ巨材一爲ニ之橋一。以爲ニ出入之備一。而鐵ニ其門一。石ニ其墻一。磴ニ其徑一。左盤右紆。聿升ニ其壘一公之軒峙ニ其中一。閣踞ニ其後一。直舍翼ニ其側一。戍樓。保障。庫廋。既廠之屬。爲レ屋者若干。西望則逾ニ原野一。而雪嶺界レ天。如ニ三萬丈白玉屏風一者。東視則阻ニ墟落一。而瀛海蘸レ天。如ニ三萬頃碧瑠田一者。南嚮則浩乎原野。寛舒廣衍。平蕪茵布一目千里。野與レ海接。海與レ天連者。是皆公凡案間一物耳。以レ故軒之南名ニ靜勝一。東名ニ泊船一。西名ニ含雪一。公息レ斯遊レ斯。則一日早午晩之異。一年春夏秋之變。千態萬狀拍几可レ翫者。雖ニ互出更呈一。而所ニ以出レ爲呈レ爲者凡三焉。東瀛晨霞之絢如。南野薫風之颯如。西嶺秋月之皎如者。天之所レ與也。遠而漚波嘼兮島嶼分。鴉背騰兮岡巒紫。近而腴田旁環。陂水常足。茉林可樵。茉蘐可レ蘇者。地之所レ獻也。城之東畔有レ河。其流曲折而南入レ海。商旅大小之風帆。漁獵來去之夜篝。隱ニ見出ニ沒於竹樹烟雲之際一。到ニ高橋下一。繫レ纜閣レ櫂。鱗集蚊合、日々成レ市。則房之米。常之茶。信之銅。越之竹箭。相之旗旄騎卒。泉之珠犀異香。至ニ鹽魚漆臬巵筋膠藥餌之衆一。無レ不ニ彙聚區別一者人之所レ賴也。於呼不レ出ニ此室一。收ニ天地人一以爲ニ吾有一。豈哉。於レ是乎懼ニ其搖而散レ正矣。慮ニ其躁而失ニ常矣。杜レ戶瞑レ目厚養弗レ已。發ニ之於言一則淸者成ニ歌詞一。和者成ニ政化一。然後乃定ニ其神一。乃寧ニ其氣一。神與レ氣合。而太淸爲レ輿。元氣爲レ馬。逍ニ遙於玄玄無窮之域一。則雖ニ鬼神一弗レ克レ測ニ其機一也矣。青牛其人有レ曰。躁勝レ寒靜勝レ熱。淸淨爲ニ天下正一。蘇轍城解レ之曰。成而不レ缺。盈而不レ冲。譬如下躁之不レ能レ靜靜之不上レ能レ躁耳。夫躁能勝レ寒而不レ能レ勝レ熱。靜能勝レ熱而不レ能レ勝レ寒。皆滯ニ於一偏一而非ニ其正一也。唯泊然淸淨不レ染ニ於一一。非レ成非レ缺非レ盈非レ冲。而後無レ所レ不レ勝。可ニ以爲ニ天下正一矣。今也公之以レ所レ守扁ニ於軒一不ニ翅勝レ熱。無レ所レ不レ勝。則宇宙間與レ公相爭。而相戰者未ニ之有一也。所謂可ニ以爲ニ天下正一者也。其不レ知爲者。咸謂公之威愛能俾ニ人忻懼一矣。如ニ含雪泊船一者。浣花老人蜀中倦遊之境。題扁所レ及而以ニ此地同ニ此景一摘以爲レ名。在公乃吟中一風流爾。聽松郁菴翁。由レ幼至レ老。鴻藻片章。被ニ於天下一。其名喧傳者。六ニ十餘年於此一矣。是以公欲レ需ニ翁題ニ詩其上一者。蓋亦有レ年矣。丙申夏。適介レ人請ニ詩及跋一。且要下屬ニ能言之二三子一題ニ于後一。書ニ于板一。掛ニ于室一俾中關左人歌上レ之。翁告レ予曰。我未ニ嘗東遊一奚以得レ措ニ一辭一。幸子所ニ目擊一述以序可也。予退讓弗レ允。蓋予之序乘韋也。翁之詩與レ跋吳昪也。遂以下所ニ聞見一者上次而爲ニ之序一。文明八年丙申。秋八月。羣玉峰叟蕭菴龍統。

(靜勝軒題詩)

郁菴靈彦

傳聞靜勝軒中景。四面窓扉一一開。野闊靑丘呑ニ薔芥一。天晴碧海望ニ蓬萊一。商帆似下自ニ平蕪一過上。漁火如下從ニ遠樹一來上。我老無下著ニ泊舶一處上。關レ心西嶺雪成レ堆。

雪樵景茝

兵鼓聲中築ニ受降一。聞君延レ客日臨レ窗。風帆多少載レ詩去。吹レ雪士峰晴墮レ江。

默雲龍澤

籍籍威名關以東。又知天下有ニ英雄一。鼓鼙不レ起邊城靜。驅ニ使江山一入ニ彀中一。

(靜勝軒詩及後題)

補菴景三

江戸城高不レ可レ攀。我公豪氣甲ニ東關一。三州富士天邊雪。收作ニ靑油幕下山一。

蕭菴龍統

雲連ニ雪嶺一水連レ吳。城上軒窗開ニ畫圖一。最愛似レ留ニ行地日一。碧天低レ野入ニ平蕪一。

古今壯遊之士。有レ志ニ於四方一者。必以レ經ニ歷關左山東之地一爲レ先焉。凡遊ニ關左一者必以下見ニ富士山一過ニ武藏野一渡ニ隅田河一登中筑波山上。則皆誇ニ四方觀遊之美一也。予壯年之時。跂而望レ之。然今耄矣。遂ニ初志一者。百不レ獲レ一。以レ是爲レ恨。頃聞太田左金吾源公者。關左之豪英也。守ニ武州江戸城一。而有レ功ニ於國一矣。蓋武之爲レ州也。以レ用レ武爲レ名。甲兵四十萬。應卒如レ響。乃山東之名邦也。江戸之城於レ是乎在。雄ニ據其要一而堅ニ備其壘一。所以一人當レ險。萬虜不レ進。亦乃武州之名城也。矧夫此城最鍾ニ勝景一。寔天下之所レ稀也。睥睨之隙。隨ニ地形勢一。彼有ニ樓館一。此有ニ臺榭一。特置ニ一軒一。扁曰ニ靜勝之軒一。是爲ニ其甲一也。亭曰ニ泊船一。齋曰ニ含雪一。各其附庸也。若其憑レ軒燕座。回ニ瞻四面一。則西北有ニ富士山一。有ニ武藏野一。東南有ニ隅田河一。有ニ筑波山一。此乃四方之觀。在ニ此一城一也。而一城之勝。又在ニ此一軒一也。繇レ是四方有レ志之士。不レ欲ニ復遠遊一。俱願下一登ニ此城一。到中此軒上者。亦其理之當然也。而今金吾公。託ニ其客之西上者一求ニ京師諸人之題詠一。而將レ藻ニ飾其軒楣間之詩板一也。得レ命同題

者。及ㇾ予五人。然此五人之中。東遊貂歷二其地一者。惟統正宗一人而已。故以序屬二正宗一。具陳二于前一。告二不ㇾ知者一。如往觀一焉。於ㇾ是就ㇾ予以求二后題一。不二肯拒辭一。輒用下所ㇾ聞二於正宗一也說上。而附二于篇末一。且復傳二語金吾公一。雖二予老矣之後一。而跂望之志尙在焉。文明八年龍集丙申八月初吉。書二于岩栖之邨菴一。希世靈彥。

寄二題左金吾源太夫江亭一　湘山暮樵得玄

（江亭詩）

士嶺衝天東海瀾。靜中勝景盡中看。一由旬雪梅花鶴。載泊二前灣一晩照殘。

武陵輿德

華構臨ㇾ江天宇低。北帆南楫日斜西。髻端雪白漁竿客。萬頃玻瓈可ㇾ釣ㇾ齋。

相陽中榮

華餌相ㇾ攸主亦賢。江亭茲試武城絃。東溟浸ㇾ戶波黏ㇾ地。西嶺當ㇾ窗雪界ㇾ天。珠履三千門下客。玉樓十二洞中仙。憑ㇾ誰說與蘇夫子。赤壁休ㇾ誇前後篇。

河陽東勸

士嶺之東湘水北。一亭新架有二高城一。鬧闐撲ㇾ地育二民庶一。經藉滿ㇾ床雜二俊英一。鷗渚鷺汀春晝靜。竹籬茅舍暮光晴。丹青難ㇾ盡戰圖外。帷幄運ㇾ籌張氏情。

（江亭記）

左金吾源大夫江亭記

關左形勝之雄。以ㇾ武爲ㇾ冠。武者大國也。其山水奇傑而秀二麥嶽一者。江戶其武之冠乎。距二相府一連幕可二百里一焉。綠蕪白沙並ㇾ海以北。玉簪之山。羅帶之水。跋涉忘ㇾ勌而不ㇾ覺二日之將ㇾ晩也。粲壁丹崖。屹然以高峙。珍卉佳木。蔚然而中秀。廼左金吾公源大夫之所ㇾ築新城也。攀以躋焉。俯以臨焉。四面斗絕。直下百丈。東南佳山水。歷々以在二杪履之下一。南顧則品川之流。溶々漾々。以染ㇾ碧。人家鱗二差乎北南一。而白墻紅樓。鶴立聳飛。以翼二然乎其中一。東武之一都會有二揚一益二之亞稱一也。東望則平川縹渺兮長堤緩廻。水石現偉兮佳氣薈芬。謂之淺草濱。白花大士遊化之場。巨殿寶坊。輪奐以掩二暎乎數十里瀛一。補洛妙境。神人所幻云。其後則滄洲茫乎。百川與ㇾ海會。吳楚東南坼。乾坤日夜浮。卽此乎。其前則谷岩出沒而原野莽蒼。天塹之幾多仞。一夫當ㇾ關則百萬不ㇾ可二以近一。世乃知此地面勢。實一方金湯之最而無ㇾ所ㇾ與二一也。昔周室中微。有二諸侯愚一。仲山甫城二于東方一。國人共以集也。宣王大興焉。公柵二於斯一外扼二敵之喉襟一。內據二武府之腹背一。東民賴ㇾ之。公之功可ㇾ謂與二仲山甫顏行者一。城上置二間燕之室一。扁曰二靜勝一。靜勝盍兵家之機密乎。當其西簷。而有二富士峯之雪一。天削二芙蓉一以玉立三萬餘丈一。其窗曰二含雪一也。凭二南檻一則積水涵ㇾ天。沙鷺含ㇾ吐洪潮。以出縮二于曉夕一。墓山隔二岸雲一。鬟梳洗二濃翠一而隱二見于陰晴一。自然無ㇾ軸之畫也。鳧渚鷗汀。漁家民屋。枕藉以雜處。沙戶水扉。人朴地清。旅船之所ㇾ泊也。青龍赤雀。舳艫相銜。蘭棹桂槳。蚴經舫緯如ㇾ織。而欸乃之聲無ㇾ斷也。江情湖思寔樂矣哉。締二小亭一曰二泊船一也。摘二字於浣花詩史一。其人襟宇瀟洒。措意於騷雅之域一。弗ㇾ語而可二以知一而已。於ㇾ是湘中儕。卽以ㇾ詩鳴二其道一者。或慕二鄕公之逸韵一。或歆二美其山水

（靜勝軒銘詩幷序）

靜勝軒銘詩幷序（武州江戶城太田舊址道灌。號二靜勝一軒。其南挂二洛詩板一。其東挂二此詩板一。）

之美。以寄二詩言一志。金雞珠琅。其音玲瓏而成ㇾ章。余亦寓辭々於餘響。魚目入ㇾ珠。燕石濫ㇾ璞。非二志也一。公之求ㇾ之嚴也。重以二紙尾書一。而見ㇾ命。余朴而野者。文何之有邪。然督責弗ㇾ遑。彊避無ㇾ地辭。磨二鈍鏑一。朽以聊且概二記其景象之曼乙一而云爾焉。文明丙申。秋之杪也。湘山暮樵得玄。

以上【江亭記】

靜勝軒銘詩幷序（武州江戶城太田舊址道灌。號二靜勝一軒。其南挂二洛詩板一。其東挂二此詩板一。）

文之所二以爲一ㇾ文。不二亦武之備一乎。武之所二以爲一ㇾ武。不二亦文之要一乎。其要在ㇾ靜。則其備必得ㇾ勝也。竊惟太田左金吾公道灌。厥先廼丹陽人。而五六葉之祖。始家二相州一也。公規二武藏豐島江戶之地一。築二城壘一。從二京師蓮府之命一。爲二其君（修理大夫。號二扇谷一。卽定正。）而割據。康正乙亥。（今按、乙亥は康曆屠以來。二十有餘霜。高揚二帝旗一。陣二武之五十子一。（兒玉郡司五禰自戲下起。公之爺道眞倡二將帥一。屯二兵於上陽赤城之籠河北一矣。戲下兩岐相分。其一者退懣險於武之鉢曇。（有二城號一。鉢形二男衾郡自公在二江戶一。緩頰慮。和二兩岐一。厥麥不ㇾ能ㇾ達焉。岩村邊有二鉢形城址一。）遂守二忠孝之至道一。一怒着ㇾ鞭自南馳。引二將帥一渡ㇾ河而出。同於二針原一（有二原名一。計賀。按、針原、據二源平盛衰記一、針谷村與。）酣戰。鋒鏑凝ㇾ血。雷霆扶ㇾ威。公凱歌未ㇾ休ㇾ追而闌二鉢曇一。求二救東兵一。（東相府之兵也。）不ㇾ日其兵鳴ㇾ鼓而相應矣。公能量（能量義段之二、兵書之梳也。）敵我之道一。息二士卒於上陽白井之南一。雖ㇾ不ㇾ及二負戶之亟一。四面草木無二悉非一敵兵一也。當二是時一堅二守己公之符契一。不ㇾ袒二敵軍一者。江戶河越二城而已。不ㇾ幾東兵鼓聲之聲衰。鉢曇亦潰矣。公以二時不一ㇾ可ㇾ失。出二白井一。僅率二數百餘騎一。凌二數萬之敵兵一。直歸二江戶一。旌旗增ㇾ色。而後使二將帥建一ㇾ幟於鉢曇一。公汗馬之勞。百戰積ㇾ功。獲二萬全一者。爲二天下國家一。而不ㇾ爲ㇾ私。江戶城於ㇾ是起ㇾ本也。凡關以西之諸侯。望ㇾ風而靡者。往々有ㇾ之。矧關以東之八州。太半屬二指呼一矣。城營之中有二燕室一。曰二靜勝一。西爲二含雪一。透二貫重々之窓櫺一。而戶巧鑿二徑二三尺之圓窓一。圓窓之中望二千萬例之富士一。則且雲暮煙。頃刻之隱顯。昨陰今晴。造次之態度。作者結ㇾ舌。畫師閣ㇾ筆。西者兌也。兌者澤也。澤者地之潤和也。兌之卦辭曰。君子以朋友講習。公之德澤彌洽而覃二萬物一之謂也。東爲二泊船一。上下天光。一碧萬頃。幷二呑數州一。東者震也。震者雷也。雷者天之號令也。震之卦辭曰。君子恐懼修省。公之軍令彌嚴。請二國家賑一士卒之謂也。震兌兩扉之名。雖二出二捨遣之聯一。其義寔係二于周易一矣。且夫靜勝二字。見二于尉繚子之祕策一也。其詞云。兵以ㇾ靜勝。國以ㇾ事勝矣。施子美（施氏子美名。註兵書尉繚子。）之解曰。兵法欲二肅也。肅則兵得二其利一。將權欲ㇾ一也。一則國得二其利一。肅々之馬。悠々之旗。此則兵之靜也。劉祐攻二海鹽一也。寂若ㇾ無ㇾ人。揚素將ㇾ隨也。馭戎嚴整。各以ㇾ靜而勝也。加之范景仁作二長嘯一。却二胡騎之城一。遂號二長嘯公一。夏夷之間。競誦二厥名一。長嘯則文而靜也。却胡騎。則武而勝也。公鳴ㇾ鼓拍ㇾ盾。麾二白羽一提二赤旆一。新設二疊壁一。遠駕二橋梁一。則不ㇾ戰而千里外折ㇾ衝。公平日擊二志翰墨一。取二法軍旅一。和氣藹然。胸有二識鑒一。神農氏藥方。軒轅氏兵書。史傳小說。桑域二十有一代集。貯二數千餘函一而涉獵。又家集十一。分二其類一而聚焉。號二碎玉類題一。取二賦詠一膾二炙人口一。昔黃冠之師楊仁叔。以二其堂顏一靜勝。趙宋之余崇龜。

官至二兵侍一藏書萬卷。扁居曰二靜勝一。重二名節一。輕二官職一。有レ文有レ武。百姓歌二厥德一。頗與レ公合符。宜哉公以二靜勝一稱レ軒矣。倉廩紅陳之富、栽レ粟而雜二皂莢一。市廛交易之樂。城門前設二擔一。薪而換二柳葉一。食曰一都會也。域中之五六井。雖二大旱一其水無レ竭。其壘營之爲レ形。曰二子城一。曰二中城一。曰二外城一。凡三重有二二十又五之石門一。各柱二飛橋一。懸崖千萬仞。而下臨無地。築二弓場一。每旦駐二幕下之士數百人一。試二其弓手一。分二上中下一。有レ賞二甲冑一。踊躍而射者上有二祖裼而射者一。有二跼蹐而射者一。及レ怠則罰金三百片。命二有司一貯以爲二試射之茶資一。一月之中。操レ戈擊鉦。閱二士卒一兩三四。其令甚嚴也。予東遊之次。駐二草廬於江戶一者連歲。公需レ書二靜勝之銘一。嚴義不レ可レ拒也。營中之風致。筑波之遠望。隅田之晩眺。一々載二郭菴蕭菴二老之叙跋一。故重不二毛擧一。公要下以二關左諸老所レ作若干首及予一篇上。同挂二壁間一。與二洛社之詩板一。水月相映。可レ謂千載下之美談也。銘曰。靜爲二天德一。維天何言。勝爲二地勢一。維地有レ源。東吳西嶺。萬象一軒。仁者必勇。信況及レ豚。鐵鑄二曇壁一。能守彌敦。松茂柏悅。子々孫々。

詩曰

建長宗猷軒玉隱

霜裘歸來東定州。指二麾此百萬貔貅一。幽軒不レ出知二天下一。江碧白鷗千戶侯。

建長易安軒竺雲

靜自勝時心自閑。鍾二天下秀寸眸間一。滄波倒浸士峰雪。一朶芙蓉百億山。

（望士樓）（含雪齋）

梅花無盡藏萬里

庭宇枝安鳥漸眠。遠波送レ碧數州天。主人窓置博山對。一縷吹殘富士炬。

江戶城　同日有三五騎之鞍迎余。又僧俗數輩來。自九月七日出鵠沼。至十二月二日。途中凡二十六日。按に前文に據に文明十七年十月なり。二十日餘迷幾州。今朝始覺遙東遊。春多江戶城邊路。鞍馬迎吾鞭渡頭。

靜勝軒晩眺　文明十七年十月三日。余作靜勝軒詩。太田道灌嘗曰靜勝迎余曉發。

一々細井佳境看。隅田河外筑波山。入窓富士不堪道。潮氣吹舟慰旅顏。　隅窓則隅田河在東。筑波山在北。富士出諸峯。在三日程之西。向東南海波萬頃。

以上【梅花無盡藏】

望士樓

【慕景集】に云、伊達主計頭陸奥へ下りなんとて、いとまごはんなど、かなしき消息ありて、後馬のはなむけにとて、望士樓にてまろふどまうけなどし待り。

紅葉ばも人のこと葉も色に出で千鹽にのこる白河の關

按に、この望士樓といへる則含雪齋のことにて、下の慕景樓もおなじきか。

慕景樓

太田道灌の【平安紀行】に云、富士の山雲かゝりて、さらに見へず。

こゝろ當にそれかとぞ見る白雲の八重かさなれる富士の芝山

（慕景樓）（富士見樓）（慕景集）

慕景樓の午夢のやすきにはと、故郷ゆかしくも、又ことやうに覺へぬ、ほどなく雲のはれぬれば。

見る度に面白ければ富士の根の雪は浮世の姿なりけり

按に、細井廣澤慕景集奥書に云、慕景は樓の名なり、僧策元が武城の記にも、窓含西嶺千秋雪と、杜工部が句をそのまゝに用ひけんとこの樓なるべし。又道灌の我菴は、松原遠く、海ちかし、富士の高根を、軒端にそみる、とよめりけるとや、是も亦この樓なるべし。その證紀行の富士の言葉にてみへたり。いま金城に富士見の樓あり、その基址とかや。又新井白石、安濟泊に答る書に云、道灌家集を慕景集と名付申候、その子細相ゝれず候へども、上洛の時道中にての詠歌のよしにて、慕景樓にてこれ有候。【鎌倉志】に載申候、荏柄天神に有之候、靜勝軒林諸老の詩文にも、慕景樓の事は相見えず候かと覺へ候、歌の樣にて見候へば何とやらん富士見御櫓の邊にも有之べき樣にもぞんじられ候。

道灌此城にある事三十年、文明十八年七月廿六日相摸國糟屋の館にて卒す、年五十歳。

【梅花無盡藏】云、維時文明龍集丙午秋之孟念有六日、太田二千石公春苑道灌、入二相陽糟屋之府第一匠作君之墓。俄系二白双之厄一云々。

是より後、定政の家入曾我豐後守某を城代として籠出けり。明應二年十月五日定政卒し、息男治部少輔朝良、ゝゝの子修理太夫朝興、相繼で當城主たりしが、大永四年に至り、正月十三日、北條左京太夫氏綱が爲に戰まけ、終に當城を退き、入間の郡河越の城にうつる。氏綱當城を再興して、家人遠山四郎左衞門某をこめをく。【小田原記】【鎌倉九代後記】上杉家此城に主たる事、すべて三十九年なり。

（江戶城北）

（品河）（高縄原）（板橋）（一木原）

【小田原記】に云、大永四年正月、上杉の家老太田源六、同き舍弟源三郎謀叛をれこし、小田原衆と引合相圖を定めしかば、時刻をうつさず、北條新九郎氏綱、豆相兩國の軍を引率し、江戶の城へおしよせたり。江戶の城主上杉修理太夫朝興、居ながら敵をうけんは、武略の無に似たりとて、品河へうつて出、道にて敵を待かけたり。去ほどに小田原の先陣田目六郎と、上杉家の先手曾我神四郎と、品河の前高縄の原にてかけあふ。上杉の軍兵等あしなみ亂れて城中さして引返す。氏綱にぐるを追て城におしよせ、木戶を引やぶらんとす。城中力をつくしてふせぎたゝかふ。寄手二百餘騎死生の間に險阻すといへども、荒手を入かへ責ければ、朝興終にこらへかねて、夜に入ければ城をさして、同き國河越の城へと落こもる。夜あけければ氏綱追かけうてとて、板橋の邊まで勢をつかはし、落ゆく兵を追うちにこそせられけれ。その後城のうちに入て敵の首ども實撿し、一木原（今の赤坂一ッ木をいへり）へ旌を立、作法のごとく、かち時をつくること三度なり。當國の住人毛呂太郎、岡本將監を初めとしてことぐく馳つきければ、江戶の城には遠山四

耶右衞門を籠をきて、小田原に歸陣なり。【北條盛衰記】には、江戸の東城には富永四郎右衞門、この丸に遠山四郎兵衞、香月亭に太田源六を、おかれしといふ。【道灌日記】に云、この後ほどなく太田源六壹人のもちとなりしと見ゆといふ。

永祿四年のころ、太田美濃入道三樂この城をのりとり、北條氏康、武田信玄などゝ合戰におよぶこと度々なり。

【甲陽軍鑑】に云、永祿五年壬戌正月七日に、相州小田原の北條氏康、同き氏政御父子より甲府へ使をつかはされ、信玄公を賴み給ふ、子細は、武州松山の城を太田三樂支配仕り、かの城には、則政庶子上杉友貞をこめ、をのれは中武藏江戸の城にまかりあり、近邊の侍大將をだまし付、氏康松山の城を攻候はゞ、三樂後詰いたすべき樣子に見へ候間、太田三樂後詰ばかりは、くるしからず候へども、三樂越後の輝虎を賴み候はゞ、いかゞにて候、そのため信玄公御馬を出され、松山城を氏康せめ取申候、警固をあそばされ給候はゞ、松山の城氏康手に入候に付ては、武藏の國大かたおさめ、その後は信玄公へ、むづかしき無心申まじく候。此春は是非御手まへの用をかゝれ、信玄公御出張所希に候と賴給ふゆへ、信玄公同年戌の二月廿八日甲府を御立あり、よちなんことく越をかゝり、三月北條氏康子息氏政、武田信玄公子息太郎義信公、兩家あはせて四萬六千餘にて松山の城を攻給ふ。武田勢の先衆甘利左衞門尉より、くち城近く取よせ、城の內より降參仕候と云々。

（太田三樂江戸城に據る）

同き八年北條氏康子息氏政、上田入道安獨齋、江戸の城を攻んとて中武藏へ出張し、三樂との迫合あり。

【松隣夜話】に云、永祿八年北條氏康、子息氏政、上田又次郎入道安獨齋を先陣として上道、中武藏に取詰、江戸の城を責落さんとす。平井・柿崎・前橋の北城、相ともに中武藏の虛弱を警固のため、多方より三百五十宛、すべて七百の兵を別て、太田方へ遣しなき、三樂是等に芳賀・大法寺・高梨を相そへ、二千五百を以て城內を守らせ、吾身は二千五百を手につけ、城をいで、下屋に陣取、（此下屋といへるは今の下谷なるべし。）相對し、度々の迫合あり。この比氏康の爲に又當城をのりとられ、三樂は同國岩槻の城にしりぞき、此城には遠山丹波守、富永三郎左衞門尉をこめおきたり。

（下谷）（三樂岩槻城に退く）

今按に、此間の事實、諸記ののする所分明ならず。【甲陽軍鑑】に云、きゝしむかし、相模の北條氏康と、安房里見義弘たゞかひあり。まかるに太田美濃守武州岩付にありて謀叛を企たて、義弘と一味するによつて、義弘、義高父子下總國へ發向し、國府の臺近邊に陣とる。（中略）武州江戸より北條方遠山丹波守、富永三郎左衞門尉はせさんじ、かしめき川を前に隔て、そなへはせ參じ、舍人、村上をはじめ一人ものこらず討れ、美濃守は二ヶ所手負、東をさして逃ゆきぬと云々。是永祿七年甲子正月七日の事と諸記にみえたり。さもあらんには初にのする八年といへるは誤ならんか、疑を闕て後の據をまつ。

（江戸城修築）

天正四五年の頃、北條の家人島津主水正、牛込宮內少輔、川村兵部丞、小野丹後守、林備前守、奥津加賀守等を奉行として、當城修理の事あり。

林某の家に藏する古文書に云、

（林文書）（普請の條々）

江戸夏普請申付條々

一　來廿七日悉人足を集廿八日より可爲普請事　付來月八日よりたるべし　傍示

一　本人足四百八十餘人十日合四千八百廿人

一　朝は六大鼓を傍示に奉行衆普請庭出兩度之認於普請庭に可致之事

一　人足天明は集入會の鐘を傍示に可罷歸

一　朝五ッ大鼓打迄不來人足をば不參帳に可付彼不參帳普請終日可經公議其上是非可申付事

一　普請庭奉行中諸曲輪見回爲不致不叶所々可致之

一　普請終て委細普請中之帳を仕立可致披露事

以　上

右大切之人足大方に致無穩軍役一理に普請申付候はゞ奉行中一同可爲重科候仍如件

已六月廿日

島津主水正
牛込宮內少輔
川村兵部丞　（川村は河村なるべし。下の兵部大輔も同人ならん。）
小野丹後守

（江戸城塀普請の文書）

林備前守
奥津加賀守
（自小田原之檢使）
太田四郎兵衞

今按に、この修理の事、天正五年といへるは正しき據なきに似たれど、已の六月と云を以て推に、此年丁丑也。又永祿八年乙丑也。この兩年を出べからず。されど永祿八年は上にいへるごとく誠に騷亂の中なれば、中々城の修補等そのいとまなかるべし。勢を以て考ふるに、天正五年とするを得たりといふべし。まかのみならず、多摩郡中野村名主卯右衞門が所藏、天正四年丙子三月晦日、小田原より出せし江戸城塀普請の文書あり。是にても前條の天正五年なる事ます〳〵明し。文書左の如し。

江戸中城塀之事

四間　阿佐ヶ谷

右江戶中城塀四間當鄕請取に自今以後定置者也依之掟條々

一　大風吹散時者島津主水・小野兵庫助・太田兵衞三人閇次第三日中修覆可致之事（按に、小野兵庫助は前の文書に載たる小野丹後守の事にて、翌年受領せしなるべし。）

請取之塀破損をば何時も彼三人如申付可致之拠又一年之內何ケ度致候共奉行之取證文御尋之砌明鏡に可申上事

若奉行人橫合非分申付儀有之ば小田原來可捧目安事

以　上

右來四月晦日迄切而塀嚴密に可致之者也仍如件
追而塀之致樣は三人之奉行得作意奉行如申手際よく可致之者也

北條家虎印
天正四年 丙子三 月晦日

小代官
阿佐ヶ谷
百姓中

（徳川氏の有となる）

同き十八年八月朔日、遠山左衞門佐景政が弟、川村兵部大輔、當城をひらひて、御當家へ渡し奉る。北條家この城をたもつこと、前後六十二年ほどにおよべり。道灌此城を築しよりは百三十五年の星霜を經たり。

【家忠日記】に云、天正十八年庚寅八月朔日、武州江戸城にうつり給ふ。是な俗に關東　御入國と云。江戸城、遠山左衞門佐景政が居城なり。景政は北條家に屬して小田原にあり、その弟川村兵部大輔をして江戸の城を守らしむと云々。石川正西【聞見集】所引見聞集、非慶長見聞集。に云、小田原落城の後、秀吉公金澤まで御下りありて、

（秀吉家康の爲に江戸の地を選ぶ）

家康樣へ御在城は江戸まかるべし候はんと御めきゝのよし。按に、江戸領在城と定め給ひし事、岩淵夜話別集に東照宮の御賢慮に出たりとす、全文江戸總説の條に載たれば照し考べし。その比は江戸は遠山居城にていかにもそう也。町屋なども、かや葺の家百ばかりもあるか無の體、城も形斗にや、城のやうにも是なくあさましきを、きとくに秀吉公御見立なされ候とて、諸人感じ申候。むかしの例ならば、鎌倉を御さし圖なさるべき事なり、又は小田原然るべしと仰らるべき御事なりと皆人申つる。右兩所は船入もなく、江戸にはおとりたる所なり。江戸は年々に萬事盛えまし、秀吉公の御目きゝもむろかにて御座候。同上又云、關東へ御入國の比は、江戸御城は御本丸の外に二ツ御丸御座候ひつる、此内一ツは福松樣御座候ひつる、今按に、福松樣は下野守忠吉公の御事なり、慶長十二年三月五日御年廿八にてうせ給ふ、又一ツには御方樣御座候ひつる、今按にこの御方樣と申は大方樣の御事にや、則是を一ツになされ、今の御本丸になされ申し候。山の手は皆野原にて御座候つる、西の丸も野にて御座候つるを新規に立なされ候。山の手の惣ほりもその以後に仰付られ御ほらせなされ候。西の御丸もほりそこより石垣になされ、かるべしと皆々御申上られ候へ共、將軍樣御がつてんなされず、中ほどより石垣に仰付られ候。かやうに略なされ候儀も、諸人の苦勞御いたはりと、その頃下々沙汰申候つる。同上又云、

（本丸）　（西の丸）　（家康華美を嫌ふ）

家康樣はよろづ結構なるを御きらひ、江戸御城内に光る金物など一ツも御座なく候。和田倉の方の御矢藏のはふに、金かな物を將軍樣より仰付られ候事、駿府へ聞へ候よしとて、夜中に金かな物を御とらせ候。その後やがて　御所樣江戸へならせられ候つる、その御用心と皆人存ぢし候。かな物取たる跡我々どもゝ見申候つると云々。【落穗集】に云、天正十八年八月御入國あそばされ候節、榊原式部大輔殿儀は一三味の御

用うけ給はりにて、その外に青山藤藏殿、伊奈熊藏殿、板倉四郎右衞門殿その外それまでの御領知四ヶ國へ御かけをきなされたる地方役人衆の儀は、早々江戸表へこさるべき旨仰出され候となり。その節御城内は先の城主遠山左衞門が居宅そのまゝにて相殘りこれあり候へども、なか〳〵籠城のうちに捨置候ゆへ、ことぐ〳〵く破損にをよび、其上取ふきに仕り、屋根の上を籠城の節土にてぬり候に付、そのもり雫にて疊ゟき物等もくさり果候を、ことぐ〳〵く御修復仰付られ、諸役人晝夜骨ををり、やうやくと御入國の間にあひ候とこれある儀を、長崎彦兵衞と申て甲州御代官衆の手代を勤候よしの老人、常に物語仕候を毎度うけ給はりたる事に候。問て云、たゝ今西の丸と申はいづれの比より御取立にこれあり候や。答て云、我々承り及び候は、關東御入國の節只今西の御丸の所は野山にて所々に田畑などもあり、春は桃櫻躑躅などの花も咲出、江戸中貴賤の遊山所にいたし、天地庵と申常念佛堂などもこれあり候となり。はるか後に權現樣御隱居所にも遊さるべきとの仰にて、外かまえの御堀御石垣等も出來、その内に御屋形も立そろひ、その節には御新城と申候となり。さるに依て御本丸とは取はなれ、紅葉山の下通りを半藏御門の方へ行ぬけの往還にてこれあり候に付、御新城の御取立以後は紅葉山を諸人のなぐさみ所に仕候となり。かれては御新城を御隱居所にとこれあるをぼしめしに御座候所に、關ヶ原御勝利以後

（入國當初の江戸城）　（西の丸）　（天地庵）

天下御一統ゆへ、駿府を御隱居所と遊ばされ候に付、御新城の儀も御曲輪内となり、紅葉山下と坂下兩所にしまりの御門出來、御本丸とへかまへに仰付られ候を以て、山王の社へ參詣もなりかね、貴賤ともに氏神まうて迷惑仕候段　上聞に達し、半藏御門外御堀端に山王權現の社をあらたに御建立仰付られ、別當は西教院、神主は日吉大膳を仰付られ、ことの外に繁昌仕り候處に、酉の年の大火の節類燒いたし候以後、只今の山王の宮地へ御引移し遊ばされ候なり。同じく問て云、御入國の節夫までの遠山が居城と申はいかなる儀にこれありたると、小木曾など申候哉、答て云、その儀にも左兵衞つれに物語仕候は、遠山時代の城と申て石垣など築候所とては一ヶ所も無之、皆々芝土居にて土手には竹木茂りあひ有之候由。同じく小木曾申候は、御入國の刻御本丸二の丸三の丸と申て有之、その間〳〵にはよほどのから堀有之候を、早速御垣させ、御本丸のうちことの外廣かりし、中しきりの御石がきなど出來候ては、以前の御城のにもかげもこれなきがごとく大きに樣子かわり候に付、年若き時分御番に上り、以前の儀を存じ出し相考へ見候ても、いづれの所が以前の御城あとにて有之候などゝ有合點はまひらず候。その節外かまへの大手御門と申候は、只今の百人御番所の御門にて候。その時代には只今の内櫻田大手御門の邊より三の丸平川口までの間には、かきあけ土居の樣なる惣かまへの形有之、土手には竹木れひ茂り、

（社王山）　（百人番所）

（大手橋上觀月の宴）

四五ヶ所斗に海ばた出入仕るかろき木戸門もこれあり、その内に遠山が家中の侍どもの居やしきの由にて、よほど大きなる家もこれあり、尤ちいさき家の儀はあまたこれあり、寺なども二三ヶ所有之、籠城の節自燒をも不仕そのまゝにて殘り有之候にて、御入國の節ことの外御用に相立候とや。右寺々の儀は間もなく外の所へ御ひかせなされ候て、御金など下しをかれ候となり。其後右の場所は皆々御内曲輪にまかりなりゆへ、大手内櫻田この御門に立候ても、その内には御老中方諸役人衆の居屋布など有之候ば

大猷院樣御代までの儀に有之候など、右の外大手御橋の初てかゝり候年の八月十五夜清明につき御老中がたいづれも御申合にて橋の上に毛氈うすべりなど敷ひろげ、夜ふけ候まで大酒もり有之候處御本丸より御側衆を上使にて、何れも橋の上にて月見を仕るよし上聞に達し候、これによつて御重のうちを被下候との上意有之候とや。又聞ていはく、御入國の節御城内に有之遠山時代の家屋の儀は早速に御こぼさせ被遊、御殿なども新に仰付られたる儀に候哉、又はさばらく以前の家作まゝにて御座遊ばされたる御事に候哉。答て云、此儀をば土居大炊頭家老共へ御申聞の由にて大野智石物語を承りたる事にて候。

櫨現樣御入國被遊候節、先城主遠山が城内の家宅の儀は申に及ばず、二三の丸外郭にこれあり候家などまで、そのまゝ殘り有之候を以、當分御城内に於て家屋に御事の缺申義とては無御座と也。然れども御城内の家にこけら葺と申ては一ヶ所も無之、悉く日光そき甲州そきなどを以てとりふきに致し、御臺所かやふきにて手廣くは有之候得共、殊の外なる古家にて、御玄關の上の壇には舟板のはゞの廣きを二段に重れ、板數と申儀も無之、土間にてこれあり候に付、本多佐渡守殿是は餘り見苦敷義に候、他國よりの御使者などもなくては叶ひ申さず候、せめて御玄關まほりをば御普請仰付られしかるべしと申され候へば、その方はいはれさる律派たてを申そと有之御笑遊ばされ、御家作の義には御かまひも無御座、御本丸と二の丸との間にこれあり候堀を埋めたてゝ、御普請を御急ぎ遊ばされ候と云々。【慶長日記】に云、慶長五年七月二日公、申の下刻に江戸御城へ入せらる。同日諸將も江戸へ馳集る。二の丸に於て大名小名ことゞく御饗應あり。この日軍利を定らる。慶長十一年、諸侯に命ぜられて大に江戸城の御修補あり。

【慶長日記】に云、十一年正月、江戸御城御普請御手傳大名十五人に被仰付。

加藤左馬助
松平土佐守
加藤肥後守
松平武藏守
羽柴左衞門太夫

（遠山在城時の殘留建物）

（慶長の大修補）

（西拮橋邊の石垣に大名の紋）

黒田筑前守
淺野但馬守
羽柴右近太夫
有馬玄蕃頭
細川内記
松平左衞門督
京極若狹守
京極羽柴丹後守
鍋島信濃守
寺澤志摩守

又云、二月上旬に各江戸着、いづれも主人は在江戸。人數は石運送のため伊豆國有之、石積船以上三千艘これあり。一艘に百人持の石二ツ入江戸へ往還す。江戸城石垣分七百間、高さ十二間或は十三間これあり。此栗石は去年米にて買置けるを金に替られける。今はことの外高直也。頃日江戸にて百人持の石一銀貳拾枚、ころたの石は壹坪に金小判三兩の價也。關東衆は去年上洛供奉ゆへ手傳御免、但上洛せざる衆は千石に人夫壹人ヅゝ出す。今按に西拮橋邊の石垣、近き頃御修理ありしに、その石にことゞく大名の紋を刻みてありと。或説に吉良家の城の石を引れしゆへなりと。此事その據をしらず。れもふに此の御普請の時、刻みをきしなるべし。此後禁裏御修造ありしに、その事にあづかりし諸大名の、名を後世に

（藤堂高虎張繩をなす）

殘さんがために石に刻をきしと、今ものこりてあまれく人の見る所なり。此御城石垣に各々役を割みしもれなじ心なるべし。

同き年三月朔日、藤堂和泉守高虎に命じて當城の繩張をなさしめらる。藤堂氏天和書上に慶長十一年江戸御城の繩張高虎首尾能いたし御感有之、御加增二萬石拜領仕候とあり。

【慶長日記】に云、江戸城經始藤堂高虎繩張なり。公高虎に本丸狹かれば廣げられしと仰せければ、高虎云、本丸は狹きに利多し、廣きに小勢籠りたるは利少しと申上るゆへ前の廣さ也。二三の丸は繩張替りたるとなり。

【事蹟合考】云、慶長十九年（按ずに十九年と書誤れるならん）以來、江城御造營の時惣御繩は

台德公の御自身に被遊候。大手下乘橋西丸下外櫻田半藏門の邊ではことゞく

台德公の御繩張なり。平川口竹橋の邊藤堂佐渡守高虎繩張なり。竹橋と平川橋との間に帶曲輪を取し事は功者の所爲の由なり。四谷門の續き木戸喰違門は小畠勘兵衞昌盛が繩なり。先年より井伊掃部頭下館の後、彼木戸門際の榎の大木共は勘兵衞逆茂木として植たるもの、今に至り數株しげりあるなりと此説慶長日記には合ざれど、必據あるなるべし。

同年の夏石垣出來ぬ。九月廿三日御本城の經營なりしかば御移徙あり。

【慶長日記】に云、江戸石垣五月の末出來、九月【玉露叢】八月に作る廿三日

（本城成る）

（慶長十二年の修造）

御本城御經營あらたに成て、將軍家御移徙あり。

同き十二年四月朔日、當城外構の御修造始れり。（藤堂氏天和書上に、慶長十二年江戸御殿守追手中の御門の繩張被仰付候とあり、）

【慶長日記】に云、十二年四月朔日江戸普請始る。關八州安房信濃越後奥州出羽衆百萬石にて勤む。但八十萬石にて石を寄、二十萬石にて天守の石垣を築く。百萬石の外は堀普請これを勤む。石普請衆おの〳〵二月より扶持方出る。又云、去年江戸石垣高さ八間、内二間は切石なり。又切石をのけ二間築上、その上に切石をおき合拾間（天守）也。惣土居も二間上られ、合八間の石垣也。天守臺は廿間四方也。

（江戸城天守）

同十六年三月、又御城の修理はじまり七月におはる。

（慶長十六・七年の修造）

【慶長日記】に云、十六年三月六日江戸御城御普請はじまる。同き十八日江戸御普請御急ゆへ、人足百姓錢を取をよろこぶ。七月十日御普請なれり。

明る十七年、又御城石垣の修造あり。

【慶長日記】に云、今年江戸城堀石垣の經營、諸國の人夫を十組に分て勤む。今按にこの御普請、同き十九年の比まて引つゞきてありしと見ゆ。同書に云、十九年正月廿九日越後國福島の城、水入の地ゆへ高田へ引普請被仰付、此時江戸　御城も御普請あり。【有吉家覺書】に云、慶長十九年江戸御城石垣御普請に付て、忠利樣（細川なり）御越なされ候。内膳儀人數めし連まかり登り、御普請丁場へ相詰ると。（有吉内膳は細川越中守家老なり、）

同き十九年の秋、功なる。

【慶長日記】に云、十九年九月十八日、自松平武藏守御普請しまひ候よしにて駿府へ御着御禮、ぶきに御暇、是は御用有之、外の衆に先立て登る。

將軍家より江戸普請相濟上方衆御暇と云々。

（紅葉山東照權現）

元和四年の春、御城の内紅葉山へ、東照權現の御宮たてり。

【元和日記】に云、四年三月七日、松平大膳太夫忠重江戸紅葉山堀普請をつとむ。同き四月十七日。

東照權現の社を江戸西丸紅葉山に御建立、造畢に依て今日遷宮あり。將軍家御社參。（御束帶。按に此說落穗集と合はす、）

（三の丸）

同き六年の夏、又御城の石垣その外三の丸北の丸等の御普請あり。翌年に至て造畢す。

【元和日記】に云、六年四月十一日江戸城石垣十三町餘、および升形壹箇所、松平陸奥守正宗是を築く。三の丸虎の口石壁は安倍四郎五郎正定奉行として、伊豆相摸駿河三箇國の人夫を以て石を江戸に運ふ。北の丸造作手傳、松平大膳太夫忠重是を勤む。來年に至成就す。

（北の丸）

同八年五月、又御本丸御殿の内御修造はじまれり。十一月に至り成れりと。

（御本丸經營）

【元和日記】に云、八年五月より江戸御本丸經營、御表方奉行土井大炊頭利勝、大工棟梁中井大和、奥方は酒井雅樂頭忠世奉行なり。大工棟梁鈴本近江なり。御作事の中公西の丸へ移り

給ふ。大納言家は本多美濃守忠政が家渡御あり。御造作中御滯座あり。十一月江戸本城造作なり。

公移徙し給ふ。今按に此御造營五月より十一月におよべばはづかに七月の間なり。かゝる御城の御修造七月の間に成しと云はあまりすみやかなり。たゝ御移徙の事をしるさんとていひしなるべし。全く成しは十一月より後のことなるべし。又云、今年江戸城天守改造あり、加藤肥後守忠廣、淺野但馬守長晟天守臺石垣を築く。安倍四郎五郎これを奉行せり。

（天守改造）

明る九年、西丸も御修理あり。

【元和日記】に云、九年稻葉丹後守正勝西丸經營の事を司る、又

【寛永日記】に云、五月西丸大手橋修復、奉行川勝丹波守廣綱、多賀左近常長相勤、五月より七月に至ると云ふ。

（梅林坂）

寛永四年、梅林坂の邊經營あり。

【寛永日記】に云、寛永四年御城内梅林坂經營あり、稻葉丹後守正勝これを勤む。

（二の丸の泉水）

同き七年の度、二の丸の御庭に山を築かれ。御泉水など此時出來しなり。

【寛永日記】に云、七年四月二の丸御庭に山を築き、御泉水に水を仕かけ、御泉水の邊に三疊臺目の御圍御茶屋を造られ、其脇に六間に三間の鳥籠あり。奉行は稻葉丹後守正勝、御手傳は有馬玄蕃頭豐氏と云ふ。

（西丸失火）

同十一年閏七月廿三日、西丸過半燒失あり。

【寛明日記】に云、寛永十一年甲戌七月廿三日、江戸御城西の丸出火、臺殿多門櫓渡矢倉塀橋等過半燒失す。今度將軍家御上洛の時、執權酒井雅樂頭忠世をして西の御丸を守らせらる。則西の丸御殿に移り御留守を警固す。其威勢双肩者なし。然に不慮に自厨の邊燼出で殿閣に火移り、以爲城中大名入内不能消火、忠世が一族たる故西尾丹波守忠照馳入防と言へども不叶、御殿不殘燒失す。江戸中騷動斜ならず。雅樂頭忠世は將軍家の御憤怒有んことを恐れ、爲過塞早速出城し、東叡山寛永寺に入寺し、則以宿繼注進す。干時將軍家は執事土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝等を召て曰、西丸燒失のことは何そ忠世が罪とせん、予假令江府に在と言へとも天災は遁れ難し、但城を出て寛永寺に入寺仕の志更に其意趣計り難し、假令火災の故を以て罪科に行はゞ、其期に到て自殺せん而已、何ぞ預る所の守城を身の過を謝せん爲に開き退事、武道の吟味薄に似たりと甚だ御逆鱗有之て、早此趣を可申遣由上意ある。兩人奉之、委細記之、忠世が方に送る。忠世身の非を憚り大に恐畏すと云々。

（本丸燒亡）

同十二年七月御本丸にありし東照宮の古御宮を淺草寺へつかはさる。

同十六年八月十一日、御本丸御殿こと〳〵く燒失せり。御天守多門櫓等つゝがなかりしと。

【寛永日記】に云、十六年八月十一日江戸御城御本丸御臺所よ

り出火、御殿ことごとく焼失す。御天守多門櫓等は別義なし、今日大雨降出火濫觴は不思議の天災なり。僅の煤一ッ梁上に飛て屋ふすふる。皆これを見手を揚あゝと云、消んとすれども、大家の高梁のほるべき術なし。諸人水を投といへども、半に及ばず、梯を以て登らんとすれども數十丈高ければ届かず、いかゞせんと周章る内に火勢つよくひろまり、餘烟君殿に懸りのこらず焼失す。將軍家西の丸へ渡御、時に執權衆いはく譜代大名等に命じて火を消しむべしと、將軍家云、是自然の火災なり、これを消べからず、此とき大火を強て消んとせば人衆そんすべし、唯面々の持品數をかため一人も入べからずと、則上意を守り是をやく。

同き十七年四月、再び御普請なりしかば御移徙あり。

【寛永日記】に云、十七年二月十日御本丸御殿大かた御普請出來に付、來る四月吉日を撰ばれ御移徙あるべきよし仰出さるゆへ、御普請是をいそぐ。四月御移徙の事ありと云々。以上「江戸紀聞」

（西丸以下成る）

を抄略しやゝ補修を加ふ、

慶安三年九月十九日、西丸御殿以下御造營成しかば翌廿日御移徙あり。同き廿八日大猷院殿渡御ありて、御普請にあづかりし者御褒賞の賜物あり。

【松本出羽守家記】に今茲慶安元年也、議新造西丸殿。使直政爲之監。

九月廿六日工匠始運斧。三年三月三日建西丸正殿柱。廿一日建諸柱。廿五日上梁。九月十九日西丸之經營十三ヶ月而成。二

（明暦の大火本丸二の丸焼失）

十日有移徙之儀式。廿八日。

家光公渡御于新造殿。賞及家臣云々。【寛明日記】に云。慶安三年九月廿日天晴午刻。

大納言樣西之丸へ御移徙。今朝於御本丸自公方樣御饗應。大納言樣御物頭迄御料理被下。同廿八日公方樣西之丸へ被爲成。御代々御讓之御物を御手づから被進。大納言樣御直御頂戴。御作法得て言べからず。是前方豐後守奉指南御法式也云々。

明暦三年正月十九日、御本丸二丸焼失せしかば西丸へ移らせらる。

【明暦年錄】云、三年丁酉正月十八日北西風甚吹。未刻本郷六丁目本妙寺より出火。其砌風吹烈故風下へ焼立。其より本郷筋神田東本願寺、其より上杉原佐竹修理太夫屋敷より本町横山町向島靈巖寺八丁堀木挽町迄不殘焼失。同十九日西北風甚吹。午上刻新鷹匠町より火事出來。其風烈風下に燒出。松平式部大輔屋敷え火移、水戸殿御屋敷水野備後守吉祥寺神田臺、其より左馬頭殿右馬頭殿御屋布え移、酒井紀伊守稻垣信濃守本多美作守土屋但馬守百間藏御花畑まで燒失。午下刻御天守え火入、御本丸並二丸不殘炎上。申上刻西丸え渡御云々。

（越谷御殿）

同二月御本丸御普請暫く御延引あるべき旨仰出され、越谷の御殿を引て二丸へ御造營仰付らる。

【明暦年錄】云、三年丁酉二月八日、阿部備中守越谷之御殿引申候て二丸え相立申候に付手傳被仰付之。同十日御書付

一覽

一　今度　御本丸炎上に付て早速御普請雖可被爲仰付、下々家屋敷燒失候之間當年者御延引可被成候。然ば諸大名御旗本之面々町中至迄、心次第雜作事仕候か、又者小屋掛等可申付之旨被　仰付もの也。

二月十日

（本丸石垣手傳諸大名）

右之通諸大名使者招て、豐後守伊豆守傳之。又云、八月十五日御作事奉行八木但馬守、船越伊豫守、牧野織部正、今度二の丸御普請出來に付金五枚時服三羽織被下之。阿部備中守家來二丸御普請奉行者共白銀時服等被下之。

同三月十五日津田平左衞門、拓植平衞門御本丸所々石垣奉行仰付られ、五月九日御普請始あり。御天守臺石垣松平加賀守、二丸口寺澤喰違兩所石垣細川越中守、中ノ御門銅御門石垣丹羽左京太夫、切手中仕切御門石垣戸田采女正御手傳を命ぜらる。又御本丸所々石垣御手傳眞田內記、岡部美濃守、中川山城守、本多內記等へ命さる。

【明暦年錄】云、三年丁酉三月十五日津田平左衞門、拓植平右衞門事御本丸所々石垣奉行被仰付之。五月九日今日吉旦に付而御本丸御普請初有之。又云、九月廿七日御天守石垣松平加賀守、二丸口寺澤喰違兩處細川越中守、中の御門銅御門丹羽左京太夫、切手中仕切御門戸田采女正右所々石垣手傳被仰付上意之趣。雅樂頭傳之。又云、十一月十三日今度牧野飛驒守被

（本丸手傳諸大名）

仰付石垣御普請去頃出來、彼家來下奉行へ小袖銀被下之。同月廿五日今度御本丸所々石垣手傳岡部美濃守え被仰付出來に付、家來下奉行へ銀時服等被下之。

【萬治年錄】云、元年戊戌二月五日、戸田采女正去年九月御本丸切手中仕切御門石垣手傳被仰付候處、兩度之火事に逢申候に付御免被成、依之爲代中川山城守え被仰付之。同十五日本多內記御城中石垣方之手傳被仰付。是は眞田內記於領知病死に付て也。三月十二日細川越中守被仰付御本丸二丸石垣手傳、今日御普請勤付て、以久世大和守三種二荷被下。爲御禮登城。八月八日已刻御白書院出御、中川山城守御目見。是二丸中仕切石垣御手傳被仰付候處出來、御喜悦思食候趣被仰含之、永々御普請場相詰苦身之段察思召、在所え御暇被下緩々休息可仕旨被仰出之。同十九日松平肥前守え上使、土屋但馬守被遣。是松平加賀守御天守之石垣被仰付候處、昨十八日角十二三石引上、殊肥前守老體節々普請罷出、御悦之段被仰遣之。九月朔日本多內記御目見。是御本城御普請被仰付候處出來に付而、今日在所御暇被下之。十月九日已刻御白書院出御、松平加賀守御目見。是は御本丸御天守臺石垣被仰付處出來付而也。

（本丸手傳諸大名）

萬治二年正月十一日、御本丸御普請御鍬初惣奉行久世大和守仰付られ、松平大和守、眞田右衞門、伊達大膳太夫、松平日向守、脇阪中務少輔、松平山城守、松平伊賀守、九鬼孫次郎、松平備後守、植村右衞門佐、北條出羽守、龜井能登守、相馬長門守、內

藤豊前守、水谷伊勢守等手傳仰付らる。

【明暦年錄】云、三年丁酉九月廿七日相馬長門守、内藤豊前守、水谷伊勢守右三人事、來年御普請之方手傳被仰之。【萬治年錄】云、元年戊戌三月廿五日中島五兵衞、鈴木十右衞門兩人事、今後御本丸御普請に付、伊豆相模兩國御材木爲見分被遣御暇、小袖二羽織一被下之。七月十日、來年御本丸御作事手傳被仰付輩、一萬石餘五十人宛積召連、來正月下旬參府可仕。久世大和守幷御作事奉行差圖次第可相勤之由松平大和守、伊達大膳太夫、脇阪中務少輔、松平備後守え老中奉書傳之。同月十一日、松平山城守、同加賀守、植村右衞門佐、北條出羽守、九鬼孫次郎來年御普請之時節御手傳被仰付。又云、二年己亥四月晦日、明暦三丁酉年御本丸炎上に付御普請有之、萬治二年己亥正月十一日御鋸初、御普請惣奉行久世大和守被仰之。

御普請被仰付覺並請取次第

一番、御廣間三千四十坪　十五萬石　松平大和守
二番、二千六百五坪半　十萬石　眞田右衞門佐
三番、御對面所　七萬石　伊達大膳太夫
四番、御主殿千四百三十二坪　六萬五千石　松平日向守
五番、御黑書院千五百六十坪　六萬三千石　脇阪中務少輔
六番、御座間　三萬八千石　松平伊賀守
七番、御方樣　三萬六千石　九鬼孫三郎
八番、六百廿一坪　三萬石　松平備後守
九番、四百五十四坪　二萬二千石　植村右衞門佐
十番、御臺所八百九十七坪　四萬三千石　龜井能登守

知行高合六十萬七千石

（本丸落成）

同年御本丸御普請落成に依て、九月五日御移徙あり。

【萬治年錄】云、二年己亥九月五日巳刻西丸より御本丸え御移徙。御熨斗目御半袴、西丸大手より内櫻田御門御玄關前御廣間通入御。百人組御番所前松平大和守、伊達大膳太夫、松平備後守、龜井能登守、植村右衞門佐、龜井新十郎伺公御目見。殿中伺公之面々於所々御目見。御先え雅樂頭、美濃守參上。伊豆守、豐後守御供也。御供之面々熨斗鮑被下之と云々。此後ゑばゑば御造營御修理等ありしかど、一時に改め經營せられし事なく、はた大なる御模樣がへもあらされば敢て記さず。

以上丙戌偏次

御府内備考卷之二　終

御府内備考卷之三

御曲輪内之一

大手御門

（土橋大手）（大橋）（軍學者小熊渡邊等が事）

慶長十二年の頃の地圖に、今の下乘橋を土橋大手と記し、當所を大橋と記す。【見聞集】三浦淨心慶長頃筆記に、關東　御入國の頃小熊、渡邊北條五代記に文祿二年九月の事とし渡邊を鬼角に作る又岩間小熊は小男にて色黑く髮はかふろの如くほゝひげあつく生ひたる内より眼きらめき誠に名にしおふたる小熊なりとあれは苗字にはあらで其號なり鬼角も號なるべし、江戸にて兵法を教へ候。右兩人手がら爭ひ仕出し、夫に付むき〳〵有論、兵法の取組　上聞に達し、

家康樣

將軍樣　御見物なされ候。勝負所は大橋の上にて、小熊は長袴、渡邊はあかき短き帷子を着て罷出、双方せいかんに木刀をかまへ、橋の眞中にて切合、互に推つおされつ仕候うち、小熊おしかき渡邊を欄干へおし付、足を取て河へはねおとし候へば、渡邊水を多く呑で、漸々河より上り見苦しく候。小熊を上下ともほめ候事に候と云々。此大橋といへるもの當所なるべし。

内櫻田御門

櫻田口の御門にして、且別に外櫻田御門あるに對したる名なるべし。【新安手簡】に云、泊船門のこと御尋にて候、江城の景境にはたしかに泊船軒とか覺候。門と申はふるき御目付役所の帳簿にも候と承候。唯今は櫻田大手御門と申を五六十年前迄は泊船門と申き。是は開國のはじめまで今のヒビヤ門のほとりよりして、かの西南の大手までも船入の入江にて、船をも今の西丸下の屋鋪近邊に泊め申候故、ヤヨスカシ抔申名も今に遺り候。此節までは東南の方も大半潮入の入江にて、西北の方大路と聞へ候。關原役後に大名も漸々入來られしよりして、漸々東南の水地を築き、屋鋪にも町にもなり候か、もと櫻田の御殿つき立られし方は此時急かれ候間、材木を下にして土を積み築立候とて、地震の度々に彼邊は他所より地動きやすく候て、家を損せしこと既に三度におよびしか、唯今虎門の前のヒビヤ町と申は、ヒビヤ門のほとりに候ひしかひけたるに候と。又此御門を俗に桔梗御門といへり。或說に、寛永の頃　御上洛の時、御歸京（鄕字の誤にや、歸京にては京へ歸の義にあらすや、）の祝儀を表され、此御門を建られ歸京と名付玉ひしが、後轉じて桔梗の文字に改めしと。いと覺束なき說也。又一說に、此御門は太田道灌在城の時より存せしものにて、御入國の後までも、屋根の瓦に桔梗の紋付たるが一枚殘りし故、人々桔梗御門と唱へしを、終にその名に定りしなりと。こは理りあるごとくにもきこえたれと、正しきものには所見なきのみならず、道灌江戸城を築きしは、元上杉の爲に取立たる由は諸記にも載ぬれは、上杉の紋こそ用ゆへきを已が紋の瓦とあるも

（泊船軒）（泊船門）（桔梗御門の名稱由來）

（吉祥御門）（吉慶御門）

不審なきにあらず。又【南向茶話】に云、古き御城の事を記せる書に桔梗御門を吉祥御門と記しあるを見たりと。是に因みて今の駒込吉祥寺の事に附會せる説もあれと、皆後年の妄説に成し如く覺へぬ。又古き江戸繪圖に吉慶御門と書たる在よし、【江戸紀聞】にいへり。

平河御門

（平河口）（平川村）（會田中務丞）（遠山隼人正）（吉祥寺領）

平河口とも云、昔平川村ありて、其出口なればかく名付しなるべし。【江戸紀聞】云此地も古へは廣きごとく見えて、上平川村下平川村と古き世の江戸繪圖にみへたり。相山得公【江亭記】の内に、江戸の城より東に望めば、平川縹渺として長堤はるかにめぐれりなどかけるも、たゞたしかなる川と云義にはあらで、品川に對していへば、平川の名目此頃もありしゆへ、かくいひしとも見ゆ。文明八年の記なり、【北條家分限帳】に江戸下平川三拾貫文、會田中務丞領せしよし見ゆ。又同書に、江戸下平川拾五貫文遠山隼人正。下平川内島田分五貫文市野。又江戸下平川五分一貳拾八貫百八拾文恒岡正忠とのす。これら皆この地を領せり、總てこゝにあらはるゝ所七十八貫百八拾文なり。この餘いかほど廣大なりや詳にせず。いづれ永祿の頃までも、平川御門の邊ことゞく村落なりしと見ゆ。又遠山、會田などの家居もその中にありしと見ゆ。今吉祥寺に藏する所の古文書を見しに、寺領八貫六百廿七文下平川の内に有之。但この内一貫六百廿七文は辛未の增、古丹波時より寄進の事、三拾貫文下平川の内會田分買得、政景寄進と云々。是元龜二年辛未七月、北條の家人遠山右衞門太夫政景が寄附する所なり。古丹波は政景が父丹波守が事なり。分限帳は永祿の改なり、しからば遠山家數代此地を領せしと見ゆ。今はわづかに平川の名のこれるのみなり。

（二重橋の葱花子銘）

西丸大手御門

西丸は御當家にて新に御取立ありしゆへ、最初より御門の橋とて、美を盡して造らせ玉ひしと見ゆ。二重橋の葱花子銘に、慶長拾九年甲寅八月吉日御大工椎名伊豫と鐫り、當所橋欄干葱花子に、寛永甲子年八月吉日御大工椎名源左衞門吉勝、長谷川越後守、椎名兵庫頭と銘す。是江戸御城橋中にて最古き葱花子なり。此餘は皆萬治以後の銘を彫れり。

坂下御門

西丸大手と内櫻田御門の間にあり。こは西丸御造營の後新に立られし由、【落穗集】にいへり。

竹橋御門

御入國の時、竹をあみて渡されしよりの名なりと。【紫一本】【舊事考話】是始は假初の通稱なるべけれど、早くその名に定められしにや。【毛利家譜】に、大坂兩度の御陣の時、大膳太夫忠重江戸竹橋口御門のまもりをつとむなど記たり。又一説に、竹橋は昔在竹橋といへり。北條の家人に在竹攝津守といへるものあり、永祿七年鴻の臺合戰の時うち死す。その子を彦四郎といへり、父がうち死の忠により、上總國椎津城をたまひ、その身は江戸二の曲輪におかる。彦四郎が家のものどもは、神田竹橋におかる。よりて其ころ在竹橋と唱へしを、後よびよきまゝに竹橋といへり。彦四郎は小田原沒落の時、推津の城におひてうち死す。その子孫いまに會津の藩士たりと。

（在竹橋）

北桔橋御門

（北跳橋）

此御門の橋は桔橋にして、且前に西桔橋あれば、それに對して北桔橋御門と稱せり。或云、【御目付方記錄】に西桔橋は桔字を用ひ、北桔橋は跳字を用ゆと。其由來は詳にせず。是御城門のしやちほこを、小普請方にて鱐（シャチホコ）と書し、御作事方にて鴟吻（シフン）と書る類なるにや。

矢來御門

（吹上矢來圖）

明暦三年御本丸御燒失の後、御三家方の御館等他所へ移され、吹上矢來圖を廣げられし頃より此御門を立させらると云。

清水御門

往古、此邊より清水涌出しけるより御門の名とするよし、古老のいひ傳へなりと云。【求涼雜記】又淺草新堀端・江北山・清水寺の傳へに、彼寺本尊千手觀音は、天長六年慈覺大師彫刻する處なり。大師關東下向の時、武江平川に一寺を草創して安置し、寺號を清水と唱へし故、後終に地名をも清水と稱せしが、慶長年中馬喰町へ移され、明暦丙丁の後今の地に再び轉せらるといへり。此事他に所見なき説なれども、文政四年二月の頃、御門の北なる土堤崩れし時、暦應・寶德・應永・嘉吉等の年號彫たる古碑數枚を堀出せし事あり。其古碑既に清水寺に引渡して今も存在す、是、寺蹟たるの據とすべし。【寛永日記】云、元年甲子淺野但馬守長晟に命じて、清水御門を建しめらると。是當所へ御門を建られし始なるにや。

（江北山清水寺）

田安御門

（田安臺）（田安大明神）（麴町御門）

古くは代官町御門といひし也。【紫一本】又【寛永江戸繪圖】には飯田町口としるせり。瀨名貞雄曰、いにしへ田安御門の邊を田安臺といひ、牛込御門の内の邊を下タ田安と申けるよし、田安大明神の舊地、今小堀備中守政方の屋鋪と石河土佐守政武の屋敷の境にあり、【紫一本】に云、此臺に田安大明神の社、昔はありと云々。さらば上古田安の臺にありて、後下タ田安へうつされけるにやと。

半藏御門

古くは麴町御門といへり。【寛永江戸圖】には麴町口とあり。【延

（服部半藏屋鋪）

寶江戸圖】には麴町御門とのす。【又寛永日記】に、十三年丙子、江戸御城外の惣石垣・見付升形・幷惣堀普請を諸大名衆へ仰付らる。麴町見付は松平長門守秀就の持場なりと云々。【舊事茗話】に、昔此所に服部半藏正藏が組屋鋪ありしより名とせりと云。現に【寛永江戸圖】にも、此御門の内升形の側に、服部半藏の屋鋪を載たり。

外櫻田御門

（小田原御門）

内櫻田御門に對して、外櫻田御門と稱せしならん。【落穗集】に云、小木曾太兵衞語り候は、御入國の節も只今の外櫻田御門の立候所は、大きなる扉無き木戸門立て是あり。名をば小田原御門と申候。寛永圖に小田原口とあり。その後御新城出來、つぎに西の御丸下の曲輪なども出來、外櫻田御門立候砌、この御門の義向後外櫻田御門と申すべし、小田原御門と申義御停止の旨、頭中より急度申渡され候よしと云々。

日比谷御門

（日比谷町）

【寛永日記】云、四年丁卯日比谷御門建、南方の石壁を淺野但馬守長晟築之と云々。又六年己巳の條に云。今年江戸總曲輪の堀石垣の普請大名勤之。芝口・日比谷兩所御門升形石垣、松平陸奥守正宗築之と。新井白石【紳書】に云、日比谷御門のあたり町屋なるを、後に武士屋鋪になされし故に、町は引移されても日比谷といふ町あり。今の御門よりは大にほど隔たり、今の日比谷あたりを陸奥守の地をきづきたりしと云は、今の海邊を築きたてし也といふ。

馬場先御門

（不明御門）

【紫一本】云、昔は不明御門と云。その後往來自由にして、御門の名も馬場先とあらためられし由と。又【治世略記】云、寛文八年四月當春火事に付て、馬場先御門往還仰付らる。是に依て橋かゝる。元は此御門不明故に、俗不明御門とよぶ云々。

和田倉御門

（和田藏）

慶長十二年の頃の圖に、こゝに和田藏と稱せし大なる御藏二棟を圖せり。是御門の名の起る處なり。御藏地は後に御厩と成りて、近き年まで、御馬預り曲木又六郎抔が御役宅なりしが、文政年松平肥後守が添屋敷に賜へり。

雉子橋御門

【見聞集】三浦淨心筆記云、關東へ御うち入の以後、から國の帝王より日本へ勅使わたり、數萬人の唐人江戸へ來たり、按に慶長十二年閏四月廿四日、朝鮮國の三使江戸へ來れり。信使呂祐吉、副使慶還、從事丁好寛といひしものなり。是御打入の後期鮮國の人來聘せしはじめなり、此時の事にや。これらをもてなし給には、雉子にまさる好物なしとて、諸國より雉子を集め給ふ。この流の、みなかみに鳥屋をつくり、雉子をかぎりなく入をきぬ。その雉子屋のほとりに橋一ッありけり。それを雉子橋と名づけたりと。【紫一本】に記す處も大やう此にひとし。是に據ば、始はかりそめの俗稱なりしを、後にその唱へを用ひて、橋名に定められしとみゆ。

一ッ橋御門

（伊豆橋）

【紫一本】云、御入國の時分、大きなる丸木の一ッ橋をかけしよりその名とすと。【見聞集】にも此說出たり。【貞享三年江戸繪圖】には伊豆橋とあり。瀨名貞雄云、古しへより一ッ橋といひしは疑ひなし。延寶八年の江戸圖に、今の民部卿治濟卿の御屋形は松平伊豆守屋鋪なり、因て一ッ橋を其頃私に伊豆橋ともいひしと見ゆと。今按に、此橋欄干葱花子の銘に、一橋萬治三年辛未二月吉日と鐫す。伊豆橋の名の俗稱なる事明けし。

（一ッ橋銘）

神田橋御門

（大炊殿橋）

【慶長江戸圖】に神田口橋と記す。【寛永日記】云、六年己巳神田橋御門の經營、鍛治橋日本橋湟池浚の事、稻葉丹後守正勝勤之と。此時始て當所の御門を建られしならん。【落穗集】云、神田明神の社も御曲輪内となりしかば、今の地へ引せられ、社地の跡をば土井大炊守居屋敷に給はり、神田御門矢倉等も大炊守へ御預けなされ、息遠江守代までも水車の紋をうち張てあり。その頃は御門外の橋をも大炊殿橋と申しふれしと也。【江戸紀聞】云、按に慶長十二年の地圖を見るに、この邊に鳥居土佐守、その北の方を土井大炊守屋鋪とす。【落穗集】によれば、明神を引れし跡を土井家に給ひしやうなれど、明神は元和二年にその所へうつされしこと、社傳幷諸記にも載ればうたがふべからず。土井家は慶長中よりこの所にあるを分明なり。この圖明神の事は沙汰なければ、もし土井家の藩中にありしを、元和に至うつされしにあらずやと。此御門の橋は後に造りをかへられしにや。欄干葱花子の銘に、神田橋享保二丁酉年十一月吉日鑄物師椎名伊豫重保と鐫す。

（神田明神移渡）

（神田橋銘）

常盤橋御門

（大橋）

【事蹟合考】云、大猷公御代まで、今の常盤橋の名を大橋と唱へたり、この名はたもはしからず改名すべしとの　上意によりて、いかなる向寄にや、町年寄の奈良屋市右衞門に命ぜらる。然るにその頃市右衞門方に寄宿し居たる浪人ありし、市右衞門此ものを賴み考させしめ、常盤橋といふ祝名を獻ぜしより、永々かの橋の名となれり。是は【金葉集】大夫典侍の歌に

橋の上の藤

色かへぬ松によそへて東路の常盤のはしにかゝる藤なみ

といふこゝろを取れり。常盤の橋は近江にあるとなりと。白石【紳書】に常盤橋の名定りし後、再び新造有し時の事なるにや、

（橋名由來）

未だその詳なる説を聞ず。

呉服橋御門

（後藤橋）古くは後藤橋といへり。【寛永中江戸繪圖】呉服町へ出る御門なれば呉服橋と唱へ來れりと。【江戸紀聞】今按に、寛永の頃後藤橋と稱せしものは、御門外に呉服師後藤が宅地あるよりの私の呼名なるべし。【萬治年錄】二年巳亥所々御門御普請の條に、和田倉橋・常盤橋・呉服橋の奉行花房又七郎、川口作右衞門とあれば、昔より呉服橋の唱へを用ひられし事明けし。

鍛冶橋御門

鍛冶町へ出る御門なればかくいへりと。【江戸紀聞】此御門も萬治二年御普請の時、新庄宮内、大井新右衞門奉行して新造せられし由、【萬治年錄】に見へたり。

數寄屋橋御門

數寄屋町へ出る御門なればなり。此數寄屋町といへるも、御數寄屋の者の屋鋪此所にありしよりの名なるべし。【江戸紀聞】【銕醬塵埃抄】に、慶長七年芝口へは數寄屋橋御門立、内に羽柴美作守秀治の屋鋪ありといへり。

山下御門

（姫御門）（鍋島御門）古くは姫御門といひしよし。【寛文江戸圖】等にみゆ、又山下町ある故に後に山下御門といへり。又俗鍋島御門と唱ふるは鍋島家の屋鋪ありてよりの名なるべし。【江戸紀聞】

幸橋御門

（御成御門）（御成橋）古くは御成御門と云。寛永中の【江戸繪圖】には御成橋と註す。按に、萬治二年所々御門御造營の時、御成橋御門・喰違御門・虎御門は長谷川久三郎、日根半助奉行せし由【萬治年錄】にみゆれば、此頃猶御成橋と唱へしなり。

虎之御門

（門名由來）太田道灌此城より出陣せば、萬民ともに堅固なるべし、千里ゆくとも無事にて千里を歸ると祝して、虎の門と名付しと云。【紫一本】此説甚信じがたし。既に御城の條に辨ぜし如く、道灌在城の頃は城構も殊に狹かりしとみゆれば、此御門などその時より設あるべきの理なし。按に【元和日記】に六年四月十一日、三の丸虎の口石壁は安倍四郎正定奉行として、伊豆・相模・駿河三ヶ國の人夫を以て石を江戸に運ぶと載れば、恐らくは此頃新に立られしならん。又按に、大手御門を御城の正面となせば、右白虎の義にかなへり、もしくは是らに元づきたる名なるにや、未た正しき説を聞ず。此御門明暦三年燒亡の後、萬治二年長谷川久三郎、日根半助を奉行として再造せられし由、【萬治年錄】に載たれば、

（虎の口石壁）此時は渡り櫓とも全く成りしなるべし。その後享保年中燒亡せしより、【定火消方留帳】に享保十六年亥四月十五日午下刻、目白より出火、麹町二丁目へ飛火、虎御門幸橋の内燒失、外へ燒出、芝邊迄燒失云々と有、恐くは此時なるべし、今の如く櫓を造らしめられず、御門も假そめの冠木門と成し玉ひしと云ふ。

赤坂御門

（赤坂口）赤坂への出口なれば名とせしならん。【正保御國繪圖】には赤坂口と註せり。

喰違御門

（小畠勘兵衞繩張）清水坂より紀州御中屋敷へゆく喰違土手の前なれば、かく名付しならん。【事蹟合考】云、四ツ谷門の續き木戸喰違門は、小畠勘兵衞昌盛が繩也。先年より井伊掃部守下館の後、彼木戸門際の榎の大木共は、勘兵衞逆茂木として植たるもの、今に至り數株しげりあるなりと、是

（喰違土橋）台德院殿御代始の事といへり。萬治二年所々御門御造營の時、喰違御門は長谷川久三郎、日根半助を奉行に命ぜられしよし、【萬治年錄】に載たれば、古くは外々御門とひとしき造りなりしならん。今は假そめの冠木門となれり。或は喰違土橋とも稱す。

四ツ谷御門

四ツ谷へ出る御門なれば名とせしならん。【正保御國繪圖】には四ツ谷口とあり。

市ヶ谷御門

（四ツ谷口）（市ヶ谷口）此御門も市ヶ谷へ出る口なれば名付たるならん。既に【正保御國繪圖】には市ヶ谷口と記せり。

牛込御門

（牛込口）【正保御國繪圖】には牛込口と記す。【蜂須賀系譜】に阿波守忠英寛永十三年命をうけ、牛込御門石垣升形を作るとあり。此時始て建られしならん。【新見某が隨筆】に昔に牛込の御堀なくして、四番町にて長坂血槍・須田久左衞門の竝の屋敷を番町方といひ、牛込方は小栗半左衞門・間宮七郎兵衞・都筑又右衞門などの竝びを牛込方といふ。其間道はゞ百間にあまりしゆへ、牛込と番町の間ことの外廣く、草茂りしと也。其後牛込市谷の御門は出來たりと云々。

（番町方）（牛込方）

小石川御門

（永樂御門）【正保御國繪圖】に小石川口とあり。【江戸志】云、此御門を永樂御門ともいひしよし、昔この橋づめにて永樂錢引かへありしと。此事他に所見なければ疑ふべし。當所の御門、寛政四年燒失せしより、渡櫓の御造營なく、外の御門のみ建させらるゝ事と成れり。

筋違御門

（神田見付）（筋違橋銘）

【正保御國繪圖】に筋違橋とあり。【江戸志】には神田見付とも唱へし由いへり。此御門の橋古くは假初の造りなりしにや。今の欄干葱花子には、正德元辛卯年七月吉日鑄物師椎名伊豫重保と銘あり。

淺草御門

（淺草口）（淺草橋銘）

【正保御國繪圖】に淺草口と記す。【明暦年錄】等には今の如く淺草御門とあり。此御門の橋も後年造りを改められしにや。欄干葱花子の銘に、正德元辛卯年六月吉日鑄物師矢部豐前重政と鐫す。

濱御殿

（甲府綱重卿下屋鋪）（甲府御濱屋鋪）

此御殿地は昔蒹葭など生ひ茂りて、御鷹場に用ひられし處なり（寛永頃の圖に御鷹場と記す、）その後甲府綱重卿の御下屋鋪に進ぜられしなり。【承應記】に三年八月十四日、長松君へ御下屋鋪海手と山の手にて兩所進ぜらると見へたり。（【明暦年錄】三年五月廿七日の條に木挽町海手にて左馬頭殿下屋鋪被遣之旨、諏訪若狹守を老中傳之とあり、是【承應記】に載る所と同事なるべし、何れの方正しきにや、【濱の眞砂】には慶安三年辛卯九月四日拜領とあり、是も一說なり、）長松君は則綱重卿の御幼名にて、海手御屋鋪と云もの當所なるべし。現に寛文十一年梓行の【江戸大繪圖】及延寶八年【江戸安見圖】等には、甲府御濱屋鋪と記せり。綱重卿逝去ありて、御嫡子綱豐卿御家督たりし時、寶永元年十二月五日、御養君と成らせ玉ひて西丸御城へ御移り有しより、暫くの程西丸御用屋鋪と唱へ、その後濱御殿と改め稱せられしと云。

大手御門　古き繪圖には表御門と記す。

中之御門

（鑄錢場）

新錢座御門　昔此御門の向に鑄錢場ありし故、今もその地を新錢座と唱ふ。よりて名とせらる。

海手御門

傳奏屋鋪

（公家衆御馳走屋鋪）

【慶安日記】に、元年十二月傳奏屋鋪御普請あり、奉行は小坂助六郎・加藤平内と見ゆ。是は再び御造營ありし頃なるべし。【落穗集】に、慶長五年關ヶ原御一戰前に公家衆の參向と申義は無之、天下御一統の後は傳奏衆の參向毎年の義に在之を以、公家衆御馳走屋鋪と申て新に御普請出來、傳奏屋敷共申候云々とみえたり。

評定所

【寛永日記】に、十三年正月十一日評定所事始あり。是より前は傳奏屋鋪にて評定あり。しかる處その屋鋪を分て、和田倉龍の口の向御堀端に門を開き、評定所を設け、此所にて始て公事の沙汰ありしと云々。【落穗集】云、傳奏屋鋪出來ざる前は、御老中方の宅に於て諸役人中式日の寄合等も在之候へ共、幸ひ傳奏屋鋪常には御用にも無之、明て有儀なれば、重疊の御寄合所と有之、御老中方自分宅の寄合と申儀は相止、式日に至り、朝夕の御賄の義は下奉行に被仰付候處に、外々の義には手つかへも無之候得ば、御老中方を始め、其外歷々方の前へ出給仕を致し候ものに手支へ、如何致したる物かと在之處、板倉四郎左衞門殿被申出候は、給仕人の義は茨原町役にかけ、幾人成共遊女を出させ可然との義に極り、茨原町の役掛と成、傳奏屋敷前迄船にのせ召連參候節、舟の上には筈おゐを致し、幕すだれをかけ候を手初めと仕り、外々にも屋形舟と申物は始り候由。其後御評定の義は手負疵付のものなどを召連來り候へば、場所もけがれ、其うへ毎春公家衆參向あられ逗留の間は、御評定も相やみ候義いかゞと有て、別に御評定所の御普請出來、町方の賄ひも相止、御城内よりの御賄となり、給仕役にも御坊主衆之相詰候如く罷成候由。同く問て言、尤其時代の義は諸事に付御手かろき事共とは相聞へ候へ共、御老中方を始め何れも御立合の御評席へ、茨原町のけいせい風情のものゝ徘徊と在之段は、一圓承知致しがたき事共に候、虛說などにては無之候哉。答て言、手前など義とても、寛永年中出生のものに候へば、時代も違ひ候に付、慥には可存樣も無之候。乍去左樣成儀も可有之哉と存る子細有之。文祿年中の由、上方に於て大地震のゆりたる儀有之、京都大佛の像などもゆり崩し、權現樣のじゆらくの御屋形の儀も大破に及び、御家人衆の中に、押に打れ被相果たる衆なども有之候となり。其節伏見小幡山城中にて、築地の所に立たる奧むきの屋形をゆり崩し、中居以下の女中五百人計も相果候に付、年寄女中大閤の前に於て、今度の地震に餘多の下女共押にうたれ相果候に付、俄に其代りを召抱へ候と有儀を、秀吉卿聞給ひて申候は、いかに下女風情のものにてもあれ、餘多の人を急に召置候と有儀は成兼可申間、其以後法印に申談し、六條島原町のけいせい共を呼寄召仕ひ、其内にかわりの下女共を召抱へ候樣にと御申付候を、近頃活氣なる御申付と、世上に於て譽事沙汰致したる砌なれば、評定所の給仕人に茨原町の遊女共は相應の儀と、板倉殿には被存まじきにても無之候となり云々。【明暦年錄】に三年丁酉三月三日、山名主殿屋敷評定所と成と載たり。こは此年正月十九日評定所燒失ありて再營の時、地所を廣げられしなるべし。山名主殿が屋敷へ轉地ありしといふにはあらじ。

（遊女の給仕）（屋形船の初）

御春屋

（甲府宰相の舊館）

【寛文十年江戸繪圖】に始て當所に御春屋と載す。古は今の田安殿御館の邊にありしと見ゆ。（正保頃の繪圖、）又當所は昔甲府殿の御館にして、寛文元年、櫻田御殿へ御移徙ありし由は正しき記錄に見えたれば、御館蹟へほどなく此御春屋を立させられしなるべし。元祿十年十月廿三日、近藤源兵衞・中山權兵衞御春屋土手御普請奉行をうけ給はるよし、【湯原氏の日記】に載たり。

御作事方定小屋

（御破損小屋）

寛文十年以下の【江戸繪圖】當所に御破損小屋と記たれば、古くより建置るゝ處と見えたり。

小普請方定小屋

（御細工小屋）

寛文十年【江戸繪圖】當所に御細工小屋と記し、延寶二年、元祿十三年圖等、御小細工小屋と出せり。

御普請方定小屋

當定小屋は寛政年中、時の奉行三島但馬守政喜等承りて、前の兩定小屋に倣ひて新に造營ありしといふ。

御疊小屋

寛文十年【江戸繪圖】にも、此御疊小屋を載たれば、古く置れし事推て知るべし。

町奉行屋鋪二ヶ所

一は數寄屋橋御門内にあり。筒井伊賀の守御役宅なり。此御役宅、昔は吳服橋内にありしなり。寛永板【江戸繪圖】吳服橋内北角屋鋪に町御奉行島田彈正と載す。是彈正忠守利なり。【正保江戸繪圖】にはたま〳〵名氏を記せず。寛文延寶頃の圖には宮崎若狹と記たり。此御役宅を南番所と稱せり。一は吳服橋御門内に在り。榊原主計頭の御役宅也。此御役宅、昔は常盤橋内今巨勢日向守屋鋪の處にあり。此屋敷、御役屋敷の頃は御門の方へ廣く出たり、寛永板【江戸繪圖】に、こゝに牧野内匠と記たれば、此頃迄他所に在しなるべし。【正保繪圖】には町奉行とのみ記して姓名を闕く。【寛文・延寶圖】には町御奉行島田出雲とあり。是出雲守守政なり。此御役宅を北番所と唱ふ。文化三年燒失の後今の地に移さる。又元祿十五年、丹羽遠江守を新規町奉行に仰付られ、鍛冶橋御門内今御厩の處なり、に御役宅を置れしより、中頃三奉行と成りしが、享保四年、坪内能登守御役御免の後闕役と成り、古のごとく南北番所に定りしなり。江戸町奉行の年歷および姓名等は、古き記錄に據て大略を左に記す。

（南番所）

（北番所）

（江戸町奉行年歷及姓名）

慶長之頃江戸町奉行

板倉四郎左衛門勝重
彦坂小刑部元正
青山常陸介忠成
内藤修理亮清成

右修理亮迄は一人勤なりしと云。

南方　堀式部少輔直之
北方　土屋權左衛門

右二人仰付られしより、南北の唱へ始りしと云。

慶長年中より寛永元子年十一月迄　米津勘兵衛由政

寛永八年御免
寛永十五寅年五月十六日より
同十七辰年迄
寛永十五寅年より
同十八巳年迄
寛永十七辰年三月七日より
寛文元丑年迄
寛永十八巳年正月十八日より
慶安三寅年迄
慶安四卯年六月十八日より
萬治二亥年四月迄
萬治二亥年二月九日より
寛文七未年閏二月迄
寛文元丑年四月十二日より
延寶元丑年迄
寛文六午年二月廿二日より
延寶九酉年三月迄
延寶元丑年正月廿一日より
同八申年二月迄
延寶八申年二月廿五日より
同年八月迄
延寶八申年八月晦日より
元祿三午年十二月迄
延寶九酉年四月六日より
元祿六酉年迄
元祿三午年十二月廿五日より
同十丑年四月迄
元祿六酉年十二月十八日より
同十一子年十一月迄
元祿十一子年十二月朔日より
寶永元申年迄
元祿十五午年八月十六日より
正德四午年三月迄
元祿十丑年四月十四日より
同十六未年迄
元祿十六未年十一月十五日より
寶永二酉年七月迄
寶永元申年十月一日より
享保二酉年二月迄
寶永二酉年二月廿八日より
享保四亥年正月迄
正德四午年正月廿八日より
享保八卯年六月迄

島田彈正忠守利
酒井因幡守忠知
加々爪民部少輔
神尾備前守元勝
朝倉石見守有重
石谷將監貞清
村越長門守吉勝
渡邊大隅守綱貞
島田出雲守守政
宮崎若狹守重成
松平隼人正重友
甲斐庄飛驒守正親
北條安房守氏平
能勢出雲守賴相
川口攝津守宗恒
保田越前守宗易
丹羽遠江守長守
松前伊豆守喜廣
林土佐守忠朗
松野壹岐守助義
坪内能登守定鑑
中山出雲守時春

享保二酉年二月三日より
元文元辰年迄
享保八卯年七月十四日より
享保十六亥年九月十九日より
元文三午年迄
元文元辰年八月十二日より
同四未年迄
元文三午年二月廿八日より
延享元子年迄
元文四未年九月一日より
同五申年十一月迄
元文五申年十二月廿八日より
延享三寅年六月迄
延享元子年六月十一日より
寶曆三酉年迄
延享三寅年七月廿一日より
寛延三午年正月迄
寛延三午年三月十一日より
寶曆三酉年十月迄
寶曆三酉年四月五日より
明和六丑年八月迄
寶曆三酉年十二月廿四日より
明和五子年三月迄
明和五子年五月廿六日より
天明四辰年三月迄
明和六丑年八月十五日より
天明未七年五月迄
天明四辰年三月十二日より
寛政元酉年九月迄
天明七未年六月十日
再勤
天明七未年九月廿七日より
同八申年八月迄
天明八申年九月十一日より
寛政三亥年十二月迄
寛政元酉年九月七日より
同七卯年六月迄
寛政四子年正月十八日より
寛政七卯年六月廿八日より
同八辰年九月迄
寛政八辰年九月廿八日より

大岡越前守忠相
諏訪美濃守賴篤
稻生下野守正武
松波筑後守正春
石河土佐守政朝
水野備前守勝彦
島長門守正祥
能勢肥後守賴一
馬場讃岐守尙繁
山田肥後守利延
依田和泉守政次
土屋越前守正方
牧野大隅守成賢
曲淵甲斐守景漸
山村信濃守良旺
石河土佐守政朝
柳生主膳正久通
初鹿野河内守信興
池田筑後守長慧
小田切土佐守直年
坂部能登守廣吉
村上大學

寛政十年年十一月十一日より　根岸肥前守

馬喰町御用屋舗

（開東御郡代伊奈屋舗）

當所は昔、關東御郡代伊奈氏の屋舗なり。明暦三年三月二日、馬喰町にて替地を賜ひし由年錄に載す。是より前は常盤橋御門の内に住せり、寛文十年【江戸繪圖】に伊奈半十郎と記し、家譜に據に半十郎忠篤寛文五年病死、同年十二月其子半左衛門忠順跡式賜ふとあり。此圖に半十郎と出すは誤なるべし。【江戸繪圖】皆伊奈某の屋敷と載す。然るに寛政三年、右近將監忠郁罪有て御糺明の上、翌四年三月九日斷家と成しかば、その後御勘定奉行久世丹後守廣氏、郡代を兼帶してこゝに移れり。廣民轉役の後、又御勘定奉行中川飛驒守忠英、郡代を兼て此所に居しが、文化三年三月四日燒失の後、當所を御代官三人（今中村八太夫、山田茂左衛門、奈半左衛門門住居す。伊の持として、郡代屋舗の名を改め、馬喰町御用屋舗と稱せる事となれり。

定火消屋舗十ヶ所（内四ヶ所御曲輪外にあり。）

（定火消役人及所在地）

【定火消代々記】（寛政年中米津田將編集、云、

嚴有院樣御代、萬治元戊戌年九月八日、定火消四組初而被仰付、場所は御茶水、飯田町（今小川町、麹町、傳通院前（今飯田町。

【萬治年錄】云、元年戊戌九月八日近藤彦九郎、内藤甚之亟、秋山十右衞門、町野助左衞門事江戸定火消被仰付、與力六騎同心三十人宛御預け被仰付候面々、火消屋舗被下候。永井十左衞門、大久保市十郎、玉虫助十郎、日下部五郎八右三人屋舗被下之、（鼠穴今其跡不詳。）水野半左衞門、青木遠江守屋舗亜近所七人分屋敷添被下候。（駿河臺今存、【明暦江戸圖】に大久保大隅、玉虫八左衞門のヤシキ米倉の西裡にあり、【寛文圖】に此邊を鼠穴とあり、

同三庚子年十一月廿八日、酒井長門守、坂部三十郎兩屋敷山口半左衞門へ被下之、（八代洲河岸今存。）定火消番被仰付。久世大和守代官町屋敷、内藤彌三郎へ被下之、（今其地不詳。）定火消番被仰付、何れも與力六騎同心三十人御預。同十二月四日、代官町中條左京屋敷、内藤彌三郎へ被下之、火消番屋敷に入【承應圖】及【明暦圖】に、田安門の内北の土手際に久世大和邸あり、

寛文二壬寅年二月八日、二組被仰付、市谷左内坂、駿河臺土手。都合十組に成。

（鼠穴）

伊豆守傳之。同十四日内藤甚之亟へ三宅隼人、同半七郎屋舗被下之。（飯田町今其跡不詳。）近藤彦九郎へ保々七郎兵衞、市川太左衛門、中根半兵衞、小宮山長左衞門屋舗被下之（鍋町今存。）秋山十右衞門へ高林寺元屋舗被下之（傳通院前今存。）町野助左衞門へ大善寺、戸田久助元組屋敷被下之（御茶水今存。町野助左衞門へ其跡詳ならず。

同二巳亥年八月廿一日、二組被仰付、駿河臺、鼠穴。

【萬治年錄】云、二年己亥八月廿一日、新規定火消役水野半左衞門、永井十左衞門右兩人、與力六騎同心三十人宛新規に御預け被成、自分御合力米料三百人扶持宛被下之旨被仰出之。同月廿七日、今度定火消被仰付候面々、火消屋舗被下候。永井十左衞門へ大久保市十郎、玉虫助十郎、日下部五郎八右三人屋舗被下之、（鼠穴今其跡不詳。）水野半左衞門へ青木遠江守屋舗亜近所七人分屋敷添被下候。（駿河臺今存、【明暦江戸圖】に大久保大隅、玉虫八左衞門のヤシキ米倉の西裡にあり、【寛文圖】に此邊を鼠穴とあり、

同三庚子年十一月廿八日、酒井長門守、坂部三十郎兩屋敷山口半左衞門へ被下之、（八代洲河岸今存。）定火消番被仰付。久世大和守代官町屋敷、内藤彌三郎へ被下之、（今其地不詳。）定火消番被仰付、何れも與力六騎同心三十人御預。同十二月四日、代官町中條左京屋敷、内藤彌三郎へ被下之、火消番屋敷に入【承應圖】及【明暦圖】に、田安門の内北の土手際に久世大和邸あり、

寛文二壬寅年二月八日、二組被仰付、市谷左内坂、駿河臺土手。都合十組に成。

（元祿の增置）

【寛文年錄】云、二年壬寅四月十三日、蜷川喜左衞門、山本四兵衞、内藤傳右衞門右三人屋舗被召上之、定火消屋舗蒔田權佐へ被下之、（駿河臺土手今其跡不詳。）市ヶ谷田町萬昌院屋敷被召上之、定火消屋敷堀田五郎左衞門へ被下之、（市ヶ谷今存。）

常憲院樣御代、元祿八乙亥年三月十八日、五組被仰付。赤坂、溜池之上、神樂坂、幸橋外（今六番町、濱町。都合十五組に成。

【元祿年錄】云、八年乙亥三月三日、火消新規屋舗割被仰付之。

神樂坂（今本多修理屋敷、松平豐前守。赤坂御門外（今存、坪内惣兵衞。溜池之上（今存、内藤甚五郎。幸橋之外（今芝口一丁目町屋と成、戸田十郎右衞門。濱町（今銀座役所、關伊織。右之通被仰付之。

（寶永の減少）

寶永元甲申年十月十三日、五組御減少被仰付。駿河臺土手、代官町、濱町、鼠穴、神樂坂也。右與力同心不殘御暇被下、其後不殘諸組へ御入人に被仰付。

常憲院樣御代、貞享三丙寅年十月十九日、二之丸泊御番可相勤之旨被仰付、十一月より三月晦日迄。元祿九丙午年八月三日、二之丸泊御番、向後四季共に可相勤旨被仰付。

有德院樣御代、正德六丙申年七月十九日、二之丸泊御番、御免被仰付候。

（二の丸泊御免）

寶永元申年十月十三日、五組御減少之分左之通。

鼠穴御役屋舗

永井十左衞門　萬治二亥年八月廿一日

池田帶刀　寛文八申年十二月九日

内藤采女　延寶五巳年六月廿九日

石河藏人　貞享二己年正月廿一日

大森三次郎　元祿元辰年十月廿一日

遠山七之丞　同十二卯年九月朔日

小出主計　同十二卯年十二月廿八日

代官町御役屋舗

内藤彌三郎　萬治三子年十一月廿一日

安藤内藏助　寛文三寅年三月十八日

岡部數馬　延寶九酉年九月廿八日（延寶九年は即ち天和元年なり。）

酒井伊勢守　元祿

能勢次右衞門　同八亥年六月十日

駿河臺土手通御役屋舗

蒔田權佐　寛文二寅年二月八日

上田彌右衞門　延寶三卯年三月十日

坂部三十郎　元祿八亥年七月廿八日

本多彌兵衞　同十丑年七月廿八日

濱町御役屋舗

關伊織　元祿八亥年三月十八日

牛込神樂坂御役屋舗

松平豐前守　元祿八亥年三月十八日

本多修理　同十丑年二月廿八日

以上寶永元年御減少

（萬治以後定火消役人名（御茶の水屋鋪詰））

御茶水御役屋鋪

秋山十右衞門　萬治元戊年九月八日
八木十三郎　寛文十三丑年正月廿三日
小出瀨兵衞　延寶二寅年七月廿九日
水野主膳　同八申年六月晦日
溝口修理　同九酉年九月廿六日
近藤彦九郎　貞享三寅年八月六日
井上賴母　元祿八亥年二月五日
堀田孫太郎　寶永二酉年十月十九日
仙石兵庫　同七寅年四月十三日
松平半左衞門　享保五子年四月十五日
久世三四郎　同十五戌年正月廿八日
遠山左京　寛保元酉年九月廿一日
諏訪內膳　同二戌年六月十一日
杤木主膳　延享四卯年七月三日
酒井主殿　寛延四未年七月十八日
花房外記　寶曆八寅年九月十五日
小堀式部　明和五子年五月十五日
小濱大膳　明和八卯年十月十四日
酒井多宮　安永三午年五月四日
松平內藏允　同五申年三月廿日
中根內膳　天明七未年三月十七日

（駿河臺屋鋪詰）

富田中務　寛政九巳年九月十七日
大久保玄蕃　享和三亥年十二月廿日
鍋島帶刀　文化七午年三月十七日
板倉主稅　文政元寅年正月廿日
岡田勝五郎　同六未年十二月廿日
土井銈之允　同八酉年八月六日

駿河臺御役屋鋪　和田倉詰

水野半左衞門　萬治二亥年八月廿一日
水野十兵衞　寛文十三丑年四月十九日
大久保四郎左衞門　延寶四辰年十月廿三日
安藤彦四郎　同九酉年四月九日
橫田甚右衞門　天和二戌年四月三日
神保主膳　元祿八亥年二月十五日
船越五郎右衞門　同十五午年十二月朔日
岡部左衞門　正德二辰年二月三日
永井修理　享保三戌年二月六日
小出伊織　同七寅年七月朔日
三浦玄蕃　同十二未年七月廿八日
內藤外記　同十五戌年八月廿八日
高木善左衞門　寛保三亥年三月廿日
石河主稅　寛延二巳年五月廿八日
巨勢六左衞門　寶曆三酉年六月十三日

（小川町屋鋪詰）

曾我主水　同九卯年四月十五日
水野主膳　明和二酉年八月廿一日
橫山內記　天明元丑年九月十日
堀田主膳　同六午年八月廿七日
戶田大學　寛政六寅年十月八日
戶田內膳　享和三亥年九月廿四日
米津小太夫　文化七午年十二月廿四日
戶田麟平　同十一戌年九月十五日
酒井主殿　文化六未年八月八日

小川町御役屋鋪　平川詰

內藤甚之丞　萬治元戊年九月八日
花房外記　寛文元丑年三月七日
太田式部　天和三亥年九月七日
戶田內藏助　元祿二午年七月十日
酒井主馬　同十四巳年八月廿八日
皆川宮內　寶永元申年十一月朔日
戶川玄蕃　同五子年正月十一日
藤掛民部　正德五未年二月十一日
武田刑部　享保十二未年四月十八日
水野大內藏　同二十一辰年正月廿八日
內藤十次郎　元文元辰年六月廿八日
松平軍次郎　延享元子年十二月十五日

（八代洲河岸屋鋪詰）

松平數馬　寶曆二申年十二月十五日
酒井兵部　同七寅年十一月三日
石河右膳　同十四申年五月十八日
秋元一學　明和八卯年七月十二日
近藤登助　安永三午年十一月廿六日
三枝宗四郎　同七戌年八月十五日
酒井玄蕃　天明四辰年十月廿八日
米津小太夫　同六午年八月廿七日
花房玄蕃　寛政十午年六月十日
巨勢求馬助　同十一未年十月六日
堀田幸之助　享和三亥年十二月廿日
本多玄蕃　文化六巳年四月十五日
藤堂主馬　同十一戌年五月十日
秋田中務　文政五午年十一月八日

八代洲河岸　馬場先詰

山口平兵衞　萬治三子年十一月廿一日
久具忠左衞門　延寶三卯年十月十六日
大久保彥兵衞　貞享四卯年十一月十五日
齋藤帶刀　元祿九子年四月廿一日
三枝右近　寶永六丑年四月十二日
戶田靱負　正德四午年七月十一日
龍勢長十郎　享保八卯年六月六日

（麴町屋鋪詰）

土井左門　同十五戌年三月十五日
皆川左京　同十七子年七月廿二日
曾我主水　元文二巳年十月十日
秋山十右衞門　寛保二戌年九月十五日
神保主膳　寛延三午年六月朔日
西郷齋宮　寶暦七丑年七月朔日
甲斐庄兵部　明和三戌年十月十日
本多大學　同四亥年九月十日
安藤彦四郎　安永二巳年十二月十二日
中坊金藏　同九子年十一月廿四日
巨勢六左衞門　天明三卯年四月十二日
酒井内記　同六午年十一月十五日
水野監物　寛政十一未年六月朔日
青山喜右衞門　文化二丑年四月十八日
松平主稅　同四卯年十二月八日
岡部中務　同九申年十一月十日
蒔田權佐　文政二卯年十二月廿五日
内藤外記　同七申年八月廿四日
藪主馬　文政九戌年三月廿四日

半藏内詰

麴町御役屋鋪

近藤彦九郎　萬治元戌年九月八日
田中内匠　寛文三卯年十一月十八日
沼新五郎　同六午年十月朔日
板倉主稅　元祿四未年十月三日
土井主水　同十丑年九月朔日
板倉修理　寶永六丑年九月朔日
杉浦内藏丞　正德六申年六月廿五日
甲斐庄喜右衞門　享保七寅年六月廿六日
近藤登助　同八卯年六月六日
近藤宮内　同十九寅年八月十一日
板倉帶刀　元文五申年正月十一日
仙石兵庫　寛保三亥年四月十五日
秋田内膳　寛延三午年二月十五日
柴田七九郎　寶暦三酉年十月十九日
齋藤左門　同十辰年二月廿八日
板倉主稅　明和五子年十一月朔日
戸田齋宮　安永元辰年十二月廿六日
坪内式部　同六丁酉年二月十二日
松平多門　天明六丙午年八月廿七日
宝賀兵庫　同七未年九月十日
關左近　寛政十一未年四月朔日
邊見左近　享和二戌年九月十四日
土井左門　文化元子年四月廿二日
大久保隼人　同九申年十二月九日

（飯田町屋鋪詰）

久世弥三郎　文政四巳年二月十七日
松平八十八　同九戌年五月廿日

飯田町御役屋鋪

田安詰

町野助左衞門　萬治元戌年九月八日
遠山牛九郎　寛文元丑年八月十九日
齋藤賴母　同十二子年五月十四日
船越左門　貞享元子年七月十二日
三浦監物　元祿十丑年十一月十五日
小出民部　寶永四亥年二月廿八日
溝口式部　正德元卯年六月七日
秋山十右衞門　享保二酉年八月十六日
坪内惣兵衞　同十二未年九月十五日
本多修理　元文三午年七月廿三日
南部主殿　寛保二戌年三月朔日
大森兵部少輔　寛延三子年十月十八日
井上修理　寶暦七丑年二月十五日
鍋島帶刀　同十四申年正月十一日
仙石彌兵衞　明和九辰年二月十五日
近藏隼人　安永五申年七月廿四日
本多修理　寛政元酉年十二月廿七日
一柳獻吉　同十二申年八月廿四日
神保右近　文化三寅年七月十二日

（市ヶ谷屋鋪詰）

伊東主膳　同九申年二月八日
安藤彦四郎　同十三子年十二月廿日
高井隼人　文政七申年三月廿四日

清水詰

市ヶ谷御役屋鋪

堀田五郎右衞門　寛文二寅年八月八日
三枝右近　延寶八申年二月廿八日
松平半右衞門　貞享元子年三月廿七日
高木善左衞門　元祿十二卯年正月廿八日
青木右衞門　寶永六丑年十月十五日
上田主殿　享保四亥年十二月廿一日
水野内膳　同七寅年正月廿二日
松平外記　同十一丑年六月朔日
大久保宗三郎　同十八巳年六月十三日
蒔田權佐　元文元辰年八月廿八日
大久保彌十郎　同五申年五月十五日
本多左京　寛保二巳年七月廿三日
米津小太夫　寶暦六子年十月朔日
藤掛采女　同十三未年八月廿八日
坪内惣兵衞　明和四亥年十二月十五日
上田彌右衞門　安永三午年二月十五日
曾我主水　天明二寅年十一月朔日
近藤左京　同七未年九月十日

（六番町屋鋪詰）

久永内記　寛政三亥年正月廿日
小濱長五郎　享和三亥年四月八日
中根内膳　文化四卯年四月八日
牧野半右衞門　同九申年九月廿日
石川勒負　同十三子年十月廿五日
小出主水　文政七申年八月十七日

六番町御役屋鋪

戸田十郎右衞門　元祿八亥年三月廿八日
大久保隼人　寶永七寅年八月廿一日
松平駿河守　正德三巳年八月廿七日
酒井主馬　享保二酉年八月十五日
朽木主膳　同八卯年四月六日
室賀兵庫　同十四酉年九月廿八日
秋田兵部　同二十卯年五月廿八日
齋藤左門　元文四未年十月朔日
横山内記　延享二丑年九月朔日
近藤登助　寛延三午年十月十八日
蘇堂主馬　寶暦三酉年十月十九日
室賀兵庫　寶暦九卯年十一月廿三日
大島兵庫　明和六丑年八月廿六日
内藤外記　安永三午年十月四日
牧野縫殿　天明六午年十一月十五日

（赤坂屋鋪詰）

大島雲八　寛政十午年六月十日
安藤内藏助　享和三亥年六月廿八日
近藤左京　文化五辰年三月十七日
横田甚右衞門　同十酉年六月十二日
小笠原勝三郎　文政四巳年十月八日

麹町明地御堀端詰

赤坂御役屋鋪

坪内惣兵衞　元祿八亥年三月十八日
近藤宮内　寶永八卯年四月朔日
戸田主水　享保五子年七月廿八日
戸田藤五郎　同十三申年八月十二日
小笠原大膳　同十九寅年十二月朔日
近藤隼人　元文三午年五月朔日
小濱民部　寛保三亥年十一月十五日
牧野半右衞門　寛延四未年十一月廿八日
大久保吉十郎　寶暦十辰年二月廿八日
安藤内藏助　明和八卯年三月十五日
戸田大學　安永四未年二月廿六日
池田左門　同五申年六月五日
藪主計　天明三卯年十二月十五日
松平式部　同八申年十二月廿三日
八木十三郎　寛政十三酉年十二月晦日
岡田將監　文化三寅年二月八日

（溜池屋鋪詰）

阿部隼人　同九申年十一月十日
戸田主殿　文政元寅年六月八日
牧野順三郎　同八酉年七月廿八日

溜池御役屋鋪

内藤甚五郎　元祿八亥年三月十八日
岡田將監　同十三辰年四月十一日
近藤彦九郎　正德五未年正月十一日
石河藏人　同六申年閏二月九日
久具忠左衞門　享保六丑年四月十八日
齋藤賴母　同十巳年正月十一日
石川民部　同二十一辰年二月十五日
上田彌右衞門　元文五申年九月十一日
三枝宗四郎　延享三寅年九月七日
永井左門　寛延三午年十一月十五日
松平多膳　寶暦七丑年八月廿八日
松平隼人　明和三戌年五月廿八日
柴田七九郎　安永三午年五月廿四日
龍勢帶刀　同八亥年十月十五日
阿部大學　天明二寅年正月廿日
森川織部　寛政五丑年五月十二日
西郷齋宮　同十午年八月廿四日
石川兵庫　文化元子年九月朔日

（御船番所）

岡部主稅　同二丑年十二月朔日
甲斐庄五郎　同四卯年十二月八日
武田兵庫　同八未年八月八日
船越左門　同十三午年十二月廿六日
木多修理　文政七申年閏八月朔日

御船番所三ケ所

一は霞巖島にあり、御船手頭向井將監持。一は永代橋脇にあり、御船手梶助右衞門持。一は濱大手内にあり、御船手頭室賀圖書持。

（御廐）

御廐四ケ所

一は馬先御門内に在り、諏訪部汶右衞門御預りなり。此御廐昔は西丸御堀端にあり、〔寛永正保圖〕等既に此御廐を載たれば、國初より置しと見ゆ。今も石礎猶存在す。明和九年燒失の後當所へ移さる。一は清水御門外にあり、村松四兵衞が御預りなり。一は鍛冶橋御門内にあり、曲木又六郎御預り。こは始村松四兵衞御預り、御廐の東に並び在しが、寛政五年和田倉御門内へ移され、今此御廐跡、松平肥後守御添屋敷と成る。文政二年再び當所へ轉ぜられし也。一は日比谷御門外に在り、鶴見又吉御預なり。

以下丙戌編次

御府内備考巻之三　終

御府内備考巻之四

御曲輪内之二

田安殿御館

田安御門の内に在り、依て名とせらる。

有德院殿の御二男、中納言宗武卿、享保十六年正月廿七日、田安御用屋鋪一萬九百三十三坪を賜ひ、同年九月廿三日御移徙ありしより、御代々當所に住せらる。

田安殿箱崎御屋鋪

當所は寛永年中迄、駿河大納言殿の藏屋敷なり。【寛永板江戸圖】其後堀田内膳、阿部播磨守の屋敷となる。【寛永十年江戸圖】享保の頃は阿部豊後守一人の屋敷と成り、【江戸圖】其後田安殿へ賜はりしなり。（駿河大納言殿藏屋敷）

一ツ橋殿御館

一ツ橋御門の内なれば名とせらる。

有德院殿の御四男、刑部卿宗尹卿、寛保元年當所を賜ひ、同年十一月廿五日御移徙ありしより、御代々こゝに住せらる。

一ツ橋殿神田橋御館

（脫字アラン）儀同治濟公の御館なり。始は飯田町九段坂上に御館在しが、寛政四年御焼失の後、當所へ移らせらる。

一ツ橋殿濱町御屋鋪

當所は昔御藏地にて、世に矢野御藏と稱せり。【正保江戸繪圖】以下元祿八年頃の【江戸繪圖】共に御藏と記す。後年其地を武家屋敷に賜わり、其後また〳〵移轉ありて、明和の頃より板倉佐渡守・西尾主水正が屋敷なりしを、一橋殿へ賜ひしと云。（矢野御藏）

一ツ橋殿濱御屋鋪

當所は昔、一圓稻葉丹後守の屋鋪なりしを、延寶二年以後の江戸圖に稻葉氏屋鋪とあり、後年その半を割て一橋殿及松平越中守に賜ひしと云。今も西隣は稻葉丹後守の屋鋪なり。

清水殿御館

清水御門の内なれば名とせらる。

淳信院殿の御二男、宮内卿重好卿、寶暦八年十二月朔日、當所を賜ひ、翌九年十二月、御移徙ありしに、寛政七年十月八日、逝去し賜ひ、其後御用屋鋪と成り、文化九年十一月十五日、德川齊順卿當御館へ御移徙ありて舊に復せられ、同十三年六月三日、紀伊大納言治寶卿息女豊姫御方へ御聟養子成せ玉ひ、同年十一月廿八日、紀伊殿赤坂の館へ御移あり。同月廿九日、德川齊明卿へ清水御館を進せらるゝの旨仰出され、同年十二月三日、御移徙ありしなり。

清水殿濱町御屋鋪

當所は昔、阿部對馬守・酒井修理太夫の中屋鋪なり。【正保圖寛文十年元祿三年圖】幷に同じ、【元祿十三年圖】より戸田土佐守・跡部茂右衞門二人の屋敷とみへたり。その後重好卿へ賜へり。重好卿逝去後、一旦御用屋敷と成し等の事は前に同じ。（館林殿御館跡）

御藏

竹橋御門内西の方にあり。昔、館林殿の御館跡なれば、寛文元年、神田御殿へ御移徙の後出來し御藏なるべし。

御船藏

永代橋脇にあり。御船手頭梶助右衞門が御預りなり。

籾藏

寛政四年、下谷向柳原へ籾藏を建られし後、幾ほどなく、大橋の東と當所へ建增ありしなり。此地は元、檜屋三右衞門、御挑灯屋平兵衞等の拜領町屋敷なりしを、寛政五年、火除御用地となり、その後藏地に定められしといふ。（火除御用地）

金座役所

（府より移す）

當金座は昔駿府に立置れしを、今も駿府上魚店に後藤庄三郎の屋敷といふあり、その内に金座を置しといふ。後年移されしなり。【後藤庄三郎光次の由緒書】に據に、文祿四年以前は板金砂金を以て通用し、銀も山出のまゝなる灰吹銀と稱せるを以て行はれしを、金銀通用は國政の第一たるの御旨を蒙り、光次の子孫、職を繼て御金改役たりし事、其家の記に載たれば、左に錄す。

由緒書

御金改役
後藤庄三郎

大膳太夫大江廣元弟

武藏守大江親廣少輔入道蓮阿後裔

美濃國加納城主領知八萬石

長井藤左衞門尉利氏曾孫

上意を以て氏を改

初代　後藤少輔三郎

（岡金改役後藤庄三郎由緒書）

少三郎共認
又庄三郎共
但三樣共同唱御座候

右少輔三郎光次父長井彦四郎利德義、祖父藤左衞門尉利氏美濃にて實名利字も相用候事、父長井彦右衞門尉利治加納城にて戰死仕候後、彦四郎義京都に沈淪仕罷在候處、先祖之由緒達上聞、御目見被仰付、其上幣少輔三郎光次、文祿二年被召出、御奉公仕候處、

櫓現樣御懇之　上意被成下、御側御用被仰付、御陣中を御供仕、

諸事取斗、御計策之義を相携候。尤御合戦之節、勇氣相見候義、御前御物語等申傳候筋も御座候。且平日御政務御仕置之筋御旨承之候に付、日々登城昵近仕候。

但光次儀、文祿二年初而被召出候節、先祖之由緒御捨難被遊段、御直被仰出、御側面々えも爲御聞被遊候て、難有御諚旨申傳候。

一　光次儀、御側御用向を始、諸御用兼相勤候内、於長崎唐船出入之事、惣而長崎御用取計、異國え書翰贈答之義も上意を以取斗仕候。慶長五年關ヶ原御合戦以後、天下御一統之最初、被仰出候御制札。京都え被差遣、諸人拝見仕候て安堵仕、難有奉存候よし、其節も右御用相勤、御制札京都え持參仕候義等も相勤申候。

（長崎御用取計）　（後藤連判の事）

一　慶長二十年四月晦日御陣、淺野但馬守無比類働有之、御感狀被下候に付、松平右衞門大夫、秋元但馬守、後藤庄三郎連判之狀、淺野但馬守え差遣候。惣而右體之御用向をも相勤申候。

一　大坂城中風聞等之義、所司代板倉伊賀守殿より言上之義、松平右衞門大夫、後藤庄三郎連名之宛所にて、伊賀守殿より被差越候書狀、今以相殘、所持仕候。

一　京都大佛鐘銘之義に付、板倉伊賀守殿書狀、是又相殘、所持仕候。

一　京大坂肴座・木綿座之者共御仕置伺之義に付、板倉伊賀守殿、片桐市正連名之書狀、是又所持仕候。

但本文書狀之外向々書狀數通、本書並寫等所持仕候。大坂御和談取扱中之書狀も御座候處、先年御老中酒井讃岐守殿御宅類燒之節、本書燒失仕候。尤右書狀類之文面にて、庄三郎光次其節之勤筋も粗相見申候。

（大坂陣人質請取）

一　大坂御陣一旦御和談之義、上意を以取扱仕候其節、城中え入質請取に罷越候處、大野修理義、幼稚之子差出候に付、以ての外修理を叱候て、織田有樂長子武藏守、修理長子信濃守兩人を請取罷歸候に付、奉預御慇候。且又翌年夏御陣、大坂方及落城候砌、猶御秘計を被廻候御筋、上意之通取計申候。

（金銀座支配）

一　文祿四未年以前は、板金或は砂金等を相對を以通用仕、銀も山出銀之儘灰吹銀と申、通用仕候所、金銀通用之義は國政第一之事に被爲思召候間、宜相計申付候樣　上意に付、金座銀座支配仕、猶奉伺　御旨、御直の御差圖を以萬事申渡候。

一　從　台德院樣　權現樣え御肴被爲進候節、少々御機嫌相損候義御座候處、庄三郎光次御取合申上、御機嫌被爲直候に付、從

（江州小比江村を賜ふ）　（二代目庄三郎酒井邸に元服）

台德院樣爲　御褒美、定家小倉色紙御掛物、御手自拝領仕、于今所持仕候。其節御料理被下、御手自御茶被下置候。

一　庄三郎光次義、御用多相勤候に付、官祿可被下置段　上意被成下候處、奉辭候に付、江州小比江村にまぬて馬飼料被下置、爾今拝領仕罷在候。

一　駿府え御供仕罷在候節は、居屋敷え度々被爲成候。御成門之蹟並右御手水鉢等、于今駿府屋敷に相殘、門木品たゝみ置申候。御紋瓦も有之候。

一　江戸表當屋敷は、錢龜橋より被遊上覽、御直の御見立にて拝領仕候。

庄三郎光次妻義、青山善左衞門正長娘、

權現樣上意を以緣組仕候。然上大橋の局と申を妾に被下置、其腹に出生仕候男子二代目庄三郎にて、元和二年、御老中酒井雅樂頭忠世爲媒子として、忠世宅にまぬて元服仕、廣世と相名乘申候。

但庄三郎廣世出生仕候譯、申傳之義御座候得共、恐多筋も御座候間、書面に相認不申候。

一　右之外庄三郎光次儀、日々御側に罷在、御放鷹を始、所々御成之節も每度御供仕、度々御品々拝領仕、其外御書被下置候義等事多御座候得共、先年數度之類燒にて記錄等燻失仕候に付、巨細之義相知不申。聊書留申傳之義等、大概右書面並別紙附錄之通御座候。

（長崎御用取扱）　（三代目庄三郎）

一　御陣中爲持候鐵砲、先年類燒之節、京都にて相殘候品、今以所持仕候。

權現樣御直に武備之義　上意有之、子孫後々迄も武備忘却不仕、當時御役相立候義相忘申間敷段、厚　上意被成下、此義は今以大切に申傳候。

（二代目庄三郎）

二代目　後藤庄三郎

右は部屋住之内、元和元卯年より日々登城仕、御側向え罷出、寛永二丗年九月、父家督被仰付候。於　御座之間、家督御禮申上候。

但元和元年相勤、同二年前條之通元服仕候。

一　父庄三郎光次病死仕候後　爲遺物御刀正宗獻上仕候。

台德院樣御不例之節、土佐筆之御屏風奉差上候處、廣世義御寢所え被爲召、厚　上意被成下。御品々拝領仕候。

台德院樣より御刀志津拝領仕候。其外度々拝領物仕候。

台德院樣薨御之節、庄三郎廣世薙髮仕候。

右廣世相勤候節迄、長崎御用取扱、金座銀座支配仕候。

三代目　後藤庄三郎

（三代目庄三郎）

右は寛永十八巳年、父家督被仰付旨、酒井讃岐守殿、松平伊豆守殿被仰渡、金銀改役被仰付候。於御黑書院家督御禮申上候。大猷院樣薨御之節、二代目庄三郎例を以、三代目庄三郎奉願、薙髮仕候。

一　明曆元未年、駿府え御用に付罷越候に付、御紋時服羽織等

拜領仕候。

四代目　後藤庄三郎

右は延寶五巳年九月、父家督被仰付旨、御老中御列座にて被仰渡、金銀改役被仰付候。於御黒書院家督御禮申上候。

五代目　後藤庄三郎

右者寛永二酉年、急養子相願、同年十月、養父跡式被下置候旨被仰渡、御金改役被仰付。於御納戸構家督御禮申上候。

六代目　後藤庄三郎

右者寶永二酉年八月、父跡式被下置、御金改役被仰付候處、同月病死仕候。

（文字金鑄造）

一　元文元辰文字金吹方御用相勤候に付、同四未年四月爲御褒美、於御右筆部屋綠頬時服拜領、松平左近將監殿被仰渡候。

七代目　後藤庄三郎

右者寛保二戌年三月、父跡式被下置候旨、西尾隱岐守殿、板倉佐渡守殿被仰渡、御金改役被仰付候。於御納戸構家督御禮申上候。

大納言樣へも獻上物仕候。

八代目　後藤庄三郎

右者寶曆元未年九月、養父跡式被下置候旨、松平宮內少輔殿被仰渡、御金改役被仰付候。於御納戸構家督御禮申上候。

大納言樣えも獻上物仕候。

九代目　後藤庄三郎

右者明和二酉年十月、養父跡式被下置候旨、小出信濃守殿被仰渡、御金改役被仰付候。於御納戸構家督御禮申上候。

若君樣えも獻上物仕候。

十代目　後藤庄三郎

右者寛政三亥年正月、父家督被下置候旨、井伊兵部少輔殿被仰渡、御金改役被仰付候。幼少に付同十午年九月、於御納戸構家督御禮申上候。

大納言樣えも獻上物仕候。

十一代目　後藤庄三郎

私儀文化二丑年六月、養父跡式被下置候旨、井伊兵部少輔殿被仰渡、御金改役被仰付候。於御納戸構家督御禮申上候。

大納言樣えも獻上物仕候。

右之通御座候以上。

（御金改役）
後藤庄三郎

（由緒書附錄）

附錄

一　少輔三郎光次儀、御陣中之事に付、御前御物語之儀申傳候筋も御座候旨、本書に相認候。右申傳者、元和元年五月七日御陣に、乍恐御不意之義有之、俄に暫御引取被遊候儀有之候處、光次儀始終御旗下を不離、勇志有之、其後於御前、諸士え惣而先鋒後殿等之御物語御座候節、先達而御不意被爲在候節、其方共誰に逢候哉と御尋被遊候處、光次に逢候旨一兩輩申上、進退勇氣相見候儀有之候由に御座候。然共御陣中御計策には相携候得共、御左右に而已罷在、勿論御合戰御先斗を以御利運を被爲得候故、光次勇氣顯候程之儀無之段申傳候。

（伊達政宗貳心の風說）

一　唯今持傳候古狀之內、淺野紀伊守より本多上野介並光次え大筒差送候書狀相見申候。御城御普請之節、御手傳之諸侯より、追々出來之儀申越候書狀も相見申候。

權現樣薨御之砌、諸家より

台德院樣御機嫌相伺候書狀之寫も有之候。

一　大坂御陣之節、松平陸奥守政宗二心之風聞有之候處、虛說に紛無御座段光次申上候趣、御目付長坂茶利九郎證人にて、御機嫌被爲直候よし御座候。

附陸奥守より今以年々頂使者候。右以後之例格に御座候段申傳候。

一　慶長十六亥年十一月十三日、

權現樣　御放鷹被爲成候御道筋に、於濱巢

台德院樣被遊御對顏候節、本多上野介、安藤帶刀、松平右衞門大夫、後藤庄三郎、長谷川左京各御馬黃金兎服

台德院樣より拜領仕候由御座候。勿論光次儀時々拜領物仕候義、本書相認候通に御座候。

一　光次家來高野宗右衞門、阿邊仁左衞門御目見、拜領物幷獻上等仕候。宗右衞門儀

（錄附書緒由）

右のもの共

權現樣

台德院樣に　御目見仕、拜領物仕候。其外主役申付候者共、追々御目見仕候趣に覺書相見申候。是又右小畠勘七儀は元、明

（明智の遺臣）

智日向守家老に御座候處、度々諫言仕候而日向守心に違、退隱仕候を、光次義扶助仕罷在候處、御役義大切の御用向相勤候に付、役人共筋目宜者を召仕可申旨上意御座候に付、右勘七筋目も御直に申上、御許容被成下候上召仕、無他事相勤候に付、重役爲勤、每歲年頭の御禮に被召連罷出、御目見仕上意も奉蒙候義に御座候。

但當時御用向相勤させ候役人共義、本文の者共子孫、其外右之頃より追々連綿仕候者共御座候。

一　光次え於江州馬飼料被下置候節、其方在京中飼料可仕段、厚　上意被成下候。且又食祿可被下置段　上意有之候節、小身にては子孫の爲不宜候旨御諚に付、御大恩の上餘恐多奉存候段申上候處、子孫の爲末々後悔可仕との御諚にて御笑被爲遊候に付、彌以無勿體奉存、奉固辭候而退出の後、右の段々身近のものえ被爲申聞候旨覺書有之候。尤其頃は御金方に不限、品々御手當奉蒙候義に御座候。

（廣世母大橋局）

一　二代目庄三郎廣世、出生仕候義申傳有之候得共、恐多筋故相認不申候段本書に有之候譯は、廣世母は

權現樣御世、大奧相勤大橋局と申候處、光次え被下候。其以後間もなく男子出生仕候節、御內々申上候趣等品々申傳候義御座候得共、恐多義も相聞候間、書面相認不申候。廣世義幼少より

權現樣

（早生貴子鏡の事）

台德院樣

大猷院樣に御目見仕、其後御老中酒井雅樂頭忠世烏帽子子として、忠世宅に於て元服仕候。

台德院樣より度々御懇の　上意被成下候。寬永八年冬御不例の節、本書に申上候通、土佐筆源氏繪の御屛風御慰に差上、甚御機嫌にて、於御寢所に御側近被爲召、御顏可奉拜旨御諚にて則奉拜、何角も　上意被成下、被爲遊　御落涙、古法眼繪の御屛風其外御品々拜領仕候。翌年被遊　薨御候節、廣世義薙髮仕候。且又廣世義後年隱居仕、江州罷在候處、又候江戶表え罷出候節、再登城仕、

嚴有院樣え御目見仕候。

右の外承傳候共、早生貴子鏡と申候鏡、古來駿州え唐船着の頃持渡、今川家の手に入候。右鏡を常に見候婦人は、必男子を出產仕候由にて、重器に御座候處、

權現樣御手に入有之、大橋義大奧相勤候節、右鏡奉願。其後光次え大橋を被下候處男子出生仕候。則前書に相認候二代目庄三郎廣世にて御座候。且又右貴子鏡拜領仕持傳候處、

文照院樣御代差上候樣被仰付、月光院樣御勤中被下候由に御座候得共、數度の類燒にて書留燒失仕候。尤右廣世出生等の義、別而恐多義も申傳候間、前々より書留等憚候義と相見申候。且只今の常盤橋、古來は大橋と唱候由、廣世母名前大橋と申候義も、御側相勤候節の義に御座候哉。又は光次え被下候以

（忍ケ岡聖堂の創立）

後、伺御機嫌等罷在候節、大橋と被召呼候哉。名前はいはと認候覺書にも有之候間、右推察の趣も御座候哉。尤大橋義老後剃髮仕、榮長院と申候而、慶安五年五月廿九日病死仕候。

一　光次義大坂御陣以後、眼病重く相煩出仕候處、御用有之節は　上使被成下候故、登城仕　御奧え罷出候に付、女中出迎、手を引候而御前え罷出候よし申傳候。

一　林道春學校造立願の發端は、

權現樣御在世の節、右願の趣光次言上仕、其以後於上野道春學寮取立候旨申傳候。

附光次義和漢之學の志有之、常に儒書兵書相學、林道春幷弟永喜共、京都より江戶表え罷越候砌寄客仕、長屋內え差置、常に和漢の事諸論仕、其後光次推擧仕、道春義被召出候。

一　駿府屋鋪え

權現樣被爲成候節、座敷每に武器差置候義御機嫌にて、厚　上意被成下候旨申傳候。

一　慶長年中、稻葉淡路守如何敷色立候て、居城丹波國福智山に相籠候旨相聞、隣國の大名手勢を引具し福智山に發向仕候處、二代目庄三郎廣世其頃は隱居仕、江州に罷在候に付、御奉公筋難承捨、早速福智山え馳着申候。但淡路守致自殺、諸手無事引取候に付、廣世義も同引取申候。

一　明曆三酉年江戶大火の節、廣世義隱居後江戶に罷在候砌故

（明曆の大火）

早速罷出、櫻田迄罷越候處、往來難相成義有之、御門番內藤帶刀、御目付松平助之進え逢候て、

公方樣御容體承合候處、西丸へ　渡御被遊、御機嫌克被爲入候旨承、安堵仕候段申傳候。

（高瀨船）

一　光次義、本書の通諸御用向相兼候內、金座・銀座・朱座等も支配仕、其外一體に御用多、伏見・大坂・長崎へも屋敷拜領仕候。角倉與市先祖高瀨船の役義被仰付候節も、委細の譯光次言上仕候由、惣而御用多相勤申候處、二代目庄三郎廣世病身にて、諸御用兼候て相勤候義は仕兼候に付、銀座朱座の支配も御斷申上、屋敷の義も所々にて手廻兼、前文三ヶ所の屋敷差上候。只今の通、江戶・京・佐渡・駿河四ヶ所に御座候段申傳候。

（右筆手鑑）

台德院樣弘法の草書被遊御尋候に付、光次所持の品獻上仕候處、右代其方手前に無之物可被下置候旨　上意被成下、【右筆手鑑】拜領仕候。

（利休くゐちがひの水指）

一　太郎五郎と申候御茶壺、光次拜領仕候處、其後年經候て四代目庄三郎の頃、御所望被遊候段被仰渡、獻上仕候段申傳候。

（眞効油藥）

大猷院樣え、利休くゐちがひの水指御好に付、庄三郎廣世獻上仕候。

一　眞効油と申候油藥、三國の時華陀秘方にて、朝鮮に傳有之候處、朝鮮陣の節、加藤肥後守淸正手え朝鮮の醫師を生捕、

右藥方傳授いたし、歸陣の後大閤に傳授申上、大閤より權現樣被遊御傳授、其後光次に御傳授被成下候よし申傳、只今に相嗜申候。右藥打瘕・切疵・痔疾を治、陣中用意に相成候妙藥御座候。

一　當時駿州に福田寺と申候寺院有之候。是は

（駿州福田寺の建立）

權現樣此地え被爲成、景色被遊上覽、御供に罷在候光次え山々等被遊御尋、京都丸山に似寄候間、一寺建立仕候樣　上意に付、京都丸山より德陽軒と申候寺僧呼下し、住職仕候て一寺建立仕、福田寺と號申候。翌年九月、右福田寺え被爲成、景色幷井水の流を被遊　上覽、御詠歌被遊候。

松高き丸山寺の流の井幾とせすめる秋の夜の月

右に付福田寺山號を秋月山と號、只今に相續仕候。

一　關ヶ原御陣、大阪御陣の趣御尋に付、貞享初年書上申候書留は燒失仕候。

一　庄三郎光次娘、酒井壹岐守忠重妻に上意を以て緣組仕候。

一　前々より度々類燒仕候處、別て元祿年中、庄三郎始役人其外共大勢、本郷御用場被詰切候節、大火にて常盤橋居屋敷類燒仕、留主の者精々相防候得共、土藏も燒失仕、御直書並拜領物御用向書物記錄類悉燒失仕候に付、當時聊書留覺書有之候迄に御座候。

一　當時世上に相見候記錄聞談等の書本に、光次義を後藤又兵衞親族と認、或は金工商の類に相認候も相見候處、光次御奉公相勤候節は、本書の通日々登城昵近に仕、諸事御下知伺等仕、御前え相詰候節は、每度御老職方の末座罷在候由、勿論御下知の品に寄、連判仕候義も有之。又者御老職方に不限、本書相認候通、淺野但馬守に御惑狀被下候節、松平右衞門太夫、秋元但馬守、後藤庄三郎連判の狀差遣候義等も有之。其外當時相殘有之候書狀の文談宛所に、連名等にて光次勤柄も粗相見、其外申傳の事共に引當候得共、其頃は振合身分共、右書本等如認候にも無御座候。畢竟當時の見體を以、附合仕候說も取難候義と奉存候。但光次義食祿奉固辭候義、如本書之御座候上者官祿相備候烈義違候由、殊大阪城中え御和談の御使相勤候節は、官祿無之を幸に御計策の御筋仕程候義も御座候哉、尤御敵に相成候後藤又兵衞親族にては無御座候。

（後藤又兵衞とは別族）

一　東叡山

御宮脇に有之候稻荷社、前々より只今に手前より普請修復等仕候由緒は相知不申候。

一　二代目庄三郎廣世義、家督被仰付候節、於　御座の間御禮申上候。三代目庄三郎、於御黑書院家督の御禮奉申上候。

一　當時定紋丸に丁子拜領仕候紋にて、其以來只今以定紋に相用申候。

以　上

後藤庄三郎

（後藤家定紋）

（光次の極印）

文化七年八月、庄三郎罪ありて刑に所ぜられし後は、後藤三右衞門に金座の司を命ぜられしかど、古に從ひて、光次の極印を以て通用する事に定められしなり。

銀座役所

（銀座の由來）

當銀座は昔駿府に立置れしを、慶長十七年江戸へ移され、通町京橋より南の方、四町の屋敷を賜はりて置れしが、今その所を銀座三丁目、四丁寛政十二年今の處へ移轉ありしと云、今一丁目二丁目、目といふ、今の地は元酒井雅樂頭の上ケ地にて、始め千八百坪餘を銀座地所に定られ、その後添地有しと云。此銀座は慶長年中、堺の町人大黑屋常是と云者、吹銀を命ぜられしより始りて、世々御由緒有もの相續して今に至ると云。その始末は安永八年、銀座年寄平野作左衞門、長谷川長兵衞、尾本吉左衞門等が呈書に載たれば、全文を左に錄す。

（銀座由緒書）

銀座由緒書

往古は白銀位不相定、諸國銀山より堀出候灰吹銀の儘を以通用仕、國々銀の位不同に付、諸國一途に可被爲成旨、權現樣思召を以、慶長六丑年五月、銀座御取立被爲成、先祖の者ども座人被爲仰付、本銀として銀位上中下、兼一文字、夷一文字、大黑極印の銀可然旨被爲仰出、則堺町人大黑屋常是と申者吹人に相定、追々吹立、天下一統大黑極印慶長度の銀通用に相成申候。

（大黑屋常是）

一　右之通にて、世上に通用仕罷在候灰吹銀幷山方より堀出し候銀等、追々銀座御役所え引替取候て、慶長度の銀に吹立申候。右引替元手銀の儀者、佐渡銀山出灰吹銀の分慶長銀に吹立候上、銀座元手銀として三ヶ年越御預け被爲仰付、壹萬貫目程づゝ平年奉預罷在候。且又銀座一體御手當之儀は、右灰吹吹立歩一幷世上より買集候灰吹銀を、慶長度の銀に吹立候諸入用被下置、右御預銀も被成置候儀に付、別段御扶持は不被下置候旨に御座候。

（元手銀）

一　右世上灰吹幷諸山より堀出し候灰吹銀の分、銀座え買集、通用銀に吹立、餘銀之內御運上奉納仕候御定にて、慶長六丑年銀座御取立以來、今以年々買灰吹の御運上相納申候。右奉納仕候に付、

權現樣

台德院樣御黑印奉頂戴、今以所持罷在候。尤御運上御定書御座候。

（伏見及駿府の銀座）

一　銀座の儀、最初於伏見御取立被爲成、銀座御役所相立、其餘座人住居地面共、町屋鋪四町拜領仕、兩替町と相唱、其後慶長十一午年、於駿府も町屋鋪四町拜領仕、御役所相建、伏見と兩所にて銀吹方被爲　仰付。於駿府は其節の御役所相建候町屋敷、今以所持仕罷在候。

（京都銀座）

一　慶長十三申年、伏見の御役所を京都え御引移被爲成、京都室町通と烏丸通之間、二條より三條迄四町拜領被爲仰付、御役所相立、座人住居仕候。

（江戸銀座）（大阪銀座）（長崎銀座）（銀座支配者の沿革）

一　慶長十七子年、於江戸銀座御取立被爲成、駿府御役所を江戸え御引移被爲仰付、通町京橋より南え銀座壹丁目、貳丁目、三丁目、四丁目と被唱申候。

一　於大阪は高麗橋筋東壹丁目にて町屋敷拜領仕、諸國灰吹銀買集候爲め、銀座御役所相建、御用相辨、今以相續仕罷在候。

一　長崎町屋敷拜領仕、銀座御役所相建、異國え之御渡銀幷長崎御奉行所銀改等之御用相勤候樣、往古より被爲仰付、京都より銀見役之者、今以勤番交代仕罷在候。

一　銀座諸國等の儀、御取建之砌より、松平右衞門大夫殿御取次を以相勤罷在候處、寛永七午年より御留守居年寄方御支配に罷成、寛文年中迄も御老中方御下知書等被下置候。其後元祿二巳年より當時に至り、御勘定奉行御支配に相成申候。

一　銀座之者、年頭・八朔・歲暮、於帝鑑之間御椽頰、一同御禮御目見仕、夫々紅糸白銀等献上仕候。年寄役は京都より參上之節、紅糸献上仕、御目見御禮奉申上候。御暇被下置候節は、白銀拜領仕候。天和年中迄は御時服拜領仕候。勘定役之者も古來は御時服等拜領仕候儀も御座候。今以　御代替將軍　宣下之節は、年寄役御時服拜領仕候。

一　年寄役は熨斗目着用、五節句月並御禮罷出、御目見仕、出仕之節等も御老中方御謁之御末席罷出申候。

一　年寄役之儀、座始之節拾人被爲仰付、其後は勘定役幷平役之内より追々昇進を以年寄役被爲　仰付候儀に御座候。最初若年之内、平役にて出勤仕、勤功に隨ひ御勘定御奉行方え年寄役より相伺、御下知を以役儀昇進申渡候。年寄役之儀は古役之者より相願、於御城御勘定奉行方御列座にて被仰渡、御老中方御通り掛、御勘定御奉行方御取合を以御禮申上候。其後役儀繼目、爲御禮紅糸獻上仕、御目見仕候。

（銀座の役人）（銀座人總て五十一軒）

乍恐

權現樣御近習相勤候者、銀座人え被爲仰付候も有之、其外往古御代官兼帶、銀座之役儀相勤候者も有之、年寄役を始平役に至り候迄御由緒之者にて、都て五十一軒、代々繼目奉願、家筋相續仕來り候。尤天和年中迄は平日帶刀仕候處、同三亥年、町人一統平日帶刀御停止被仰付候後は、道中幷出火等之節斗帶刀仕候。

安永八亥年五月

銀座年寄
平野作右衞門
長谷川長兵衞
尾本吉右衞門

秤座

東三十三ヶ國の秤は、守隨彦次郎が司りて製造する處なり。秤枡の類は律のあづかる處なれば、屢禁命ありて、まぎらはしきものを用ゆべからざるの制禁あり。その大略を左に錄す

承應二癸巳年閏六月

（秤に關する禁令）（守隨秤）（善四郎秤）（印賃）

一　守隨、善四郎貳人之秤目無相違被仰出候上は、六拾六ヶ國にて用之遣可申事。

一　東三十三ヶ國は守隨秤、西三十三ヶ國は善四郎秤目、直段無高下賣可申事。

附。守隨秤、西三拾三ヶ國にて爲賣申間敷候。善四郎秤、東三十三ヶ國にて爲賣申間敷候。

若相違之輩有候て、賣候もの於有之は、相定之通、守隨善四郎互可致事。

此趣今度被仰付候間、自今以後當御地之義は不及申、東三拾三ヶ國之者ども可相守。今迄持來候諸人秤、守隨秤目不同之惡敷分は取上げ候。秤目能分は守隨に印を爲致、其儘遣可申候。印賃は秤壹挺に付壹分宛守隨にとらせ候。是又左樣に可相心得。善四郎秤遣度もの有之ば、守隨に印を爲致可遣者也。

閏六月

萬治二己亥年六月

一　町中にて萬々秤手前にてさを幷おもりを取替、其上取緒をも手前にて取替候よし相聞候。向後左樣成義手前にて仕間敷候。附、古秤遣申間敷候。自今緒切候歟、亦者秤惡敷成候はゞ、御定之通、守隨所え遣可申候。少も相背候はゞ、曲事に可申候。

寛文八戊申年十月廿六日

（善四郎秤を用ふる西三十五ヶ國）

覺

五畿内五ヶ國
山城
大和
河内
和泉
攝津

山陰道八ヶ國之内五ヶ國
隱岐
因幡
伯者
出雲
石見

山陽道八ヶ國
播磨
美作
備前
備中
備後
安藝
周防
長門

南海道六ヶ國
紀伊
淡路
阿波
讃岐
伊豫
土佐
西海道九ヶ國
筑前
筑後
肥前
肥後
豊前
豊後
日向
大隅
薩摩
此外
壹岐
對馬
都合三十三ヶ國、壹岐對馬相加へ三十五ヶ國也。
右三十五ヶ國可用神谷善四郎秤之旨、明暦元年　被仰付畢。彌

（守隨秤を用ふる東三十三ヶ國）

相守其趣、不可違背。若於別人之秤用者、速可被處嚴科者也。

内膳正
但馬守
大和守
美濃守
豊後守
雅樂頭

覺

東海道十五ヶ國
伊賀
伊勢
志摩
尾張
三河
遠江
駿河
甲斐
伊豆
相模
武藏
安房
上總
下總
常陸

東山道八ヶ國
近江
美濃
飛驒
信濃
上野
下野
陸奥
出羽
北陸道七ヶ國
若狹
越前
加賀
能登
越中
越後
佐渡
山陰道八ヶ國之國三ヶ國
丹波
丹後
但馬
右合三十三ヶ國
右三十三ヶ國可用守隨彦二郎秤之旨、去明暦元年被　仰付之畢。彌守其趣、不可違背。若於別人之秤用者、速可被處嚴科者也。

（寛保三年の御觸）

寛保三癸亥年八月七日、本多伊豫守殿御渡　御目付え。諸秤之義、古來より守隨彦次郎役人相廻り相改候處、近年は私事之樣心得候哉、諸秤數多致所持候者も秤少々出し見せ、不宜秤は隱置、或は秤所持不致旨申、改請さるものも有之樣相聞候。前以相觸候通、守隨方より役人廻し相改候節。諸秤不隱置不殘出し改請候樣可被致候。尤紛敷秤は取上候筈に候。此旨急度可相守もの也。
右之趣東海道、東山道、北陸道幷丹波・丹後・但馬都合三十三ヶ國、御料は御代官、私領は地頭へより可被相觸候。
八　月
同年十一月九日
守隨彦太郎名代之者、爲秤改東三拾三國相廻し候に付、傳馬之義御勘定奉行證文相渡遣候間、無滯可被差出旨申渡候樣、右國々領主地頭へ可被相觸候。右國々之義は御勘定奉行え可被承合候。尤此段西丸御目付え可被達候。
十一月
延享五戊辰年五月十六日、水野壹岐守殿御渡　御目付へ。守隨彦

（延享五年の御觸）

太郎手代共秤改國々え相廻候節、所々にかぬてかさ高成仕形如何成義共相聞候。以來右體之義有之候はゞ、彦太郎義急度御咎可申付候條、相愼入念申付候樣可被申渡候。

右之通御細工頭へ申渡候間、爲心得可被達候。尤於所々にかさ高成仕形如何成義共有之候はゞ、領主より可申出候。面々え可被達置候。

（寶曆二年の御觸）

寶曆二壬申年八月十一日、小出信濃守殿御渡　御目付へ。諸秤之儀、古例より守隨彦太郎役人相廻相改候處、近年は私事の樣心得候哉、諸秤數多所持いたし候ものも秤少々出し見せ、不宜秤は隱置、或は秤不致所持旨申、改請さるものも有之樣相聞候。前以相觸候通、守隨方より役人相廻候節、諸秤不隱置不殘出し改請候樣可致候。尤紛敷秤は取上候筈に候。此旨急度可相守者也。

右之趣東海道・東山道・北陸道并丹波・丹後・但馬都合三十三ヶ國、御料は御代官、私領は領主より可被相觸候。

右之通先年相觸候得共、近來は又々私事之樣に心得候哉、不相用ものも有之、取上に可相成秤も守隨方へ不相渡所も有之樣子相聞候。前々より相觸候通、西三十三ヶ國之秤は東三十三ヶ國にて通用無之、取上に相成候筋之秤は守隨方へ急度相渡可申候。勿論諸緒新古に不限、守隨方之外にて一切賣買仕間敷候。尤秤手前にて衡并錘取替、其上緒をも手前にて取替候者有之候はゞ、急度咎可申付候。

右之通、先達て相觸候向々え、猶又可被相觸候。

安永四乙未年二月十八日、加納遠江守殿御渡。

諸秤之義、古來より守隨彦太郎役人相廻改候處、近年は私事之樣に心得候哉、諸秤數多致所持候者も秤少々出し見せ、不宜秤は隱置、或は秤不致所持旨を申、改不請者も有之樣相聞候。以前相觸候通、守隨方より役人相廻改候ぜつ、諸秤不隱置不殘出改請候樣可致候。尤紛敷秤ば取上候筈に付、此旨急度可相守者也。右之趣東海道・東山道・北陸道并丹波・丹後・但馬都合三拾三ヶ國、御料は代官、私領は地頭より可被相觸候。

右之通先年相觸候處、可被取上秤も守隨方え不相渡場所有之、猥に秤賣買いたし、緒等も手前にて取替、掛目不同之造ひ候者も有之趣に相聞、不届に候。前々相觸候通、守隨方役人相廻改候節、諸秤不殘改な請、西三十三ヶ國之秤東三十三國にて通用無之、取上に相成候筋之秤は守隨方え可相渡。諸秤新古に不限守隨之外にて致賣買間敷候。手前にて衡并錘緒等取替申間敷候。若緒隱置改不請、猥に致賣買、或は手前にて衡并錘緒等取替候もの有之候はゞ、急度咎可申付候。

右之趣先達て相觸候向々え、猶又可被相觸候。

二　月

右之通可被相觸候。

桝座

（安永四年の御觸）

右之通、先達て相觸候向々え、猶又可被相觸候。

（燒印極の桝）

東三十三ヶ國の桝は、檜屋藤右衞門司りて製する燒印極の桝の外を嚴に禁ぜられたり。然るにやゝもすれば無判の桝を私に用ゆるもの有ければ、屢禁止の觸書等出たり。今その大略を左に錄す。

寬文九己酉年八月

當春相觸候通、江戸桝と京桝寸法相違有之故、京桝のごとく御改桝一同に被仰付、當閏十月朔日より一切右桝用間敷旨被仰付候間、其より前に檜屋藤右衞門所へ參、新桝調之遣可申候旨、町中相觸可申事。

八　月

同年十一月十九日

覺

江戸桝不同有之付而、京桝分量に今度改之、檜屋藤右衞門所に新桝有之候相求、向後可被用之候。以上

同十庚戌年二月五日

（桝に關する禁令）

（江戸桝を京桝に改む）

前廉大目付衆え申聞候桝之義、餘り調不被申候。知行取衆之外は不及申に、御切米取衆も入可申候間、調申候樣可申達候旨、永井伊賀守殿被仰渡候。

享保二丁酉年五月

一　無判之桝遣候儀停止之處、所々にて相用、近き頃別て多相成候よし相聞不届候。吟味之儀、檜屋藤右衞門に申付候間、無判之桝堅用申間敷候。若於相背は可爲曲事候。此旨町中可被相觸候。以上。

安永五丙申年二月廿九日、加納遠江守殿御渡。

一　桝之儀、東三十三ヶ國は檜屋藤右衞門桝之外、無判之桝遣ひ候儀堅く停止に候處、所々にて相用、近來別て無判之桝多有之よし相聞候、不届に候。追て檜屋藤右衞門方より桝改之者相廻し可申候間、急度相守、無判之桝相用申間敷候。若於相背者可爲曲事者也。

右之趣東海道・東山道・北陸道并に丹波・丹後・但馬都合三十三ヶ國、御料は御代官、私領は領主地頭より可被相觸候。

案に安永七戊戌年八月十二日、加納遠江守殿御達書、京桝福井作右衞門方燒印桝の外用ゆまじき箇條の末に、五畿內・山陽道・南海道・西海道・山陰道之內因幡・伯耆・石見・隱岐并壹岐・對馬都合三十五ヶ國、御料は御代官、私領は領主地頭より觸らるべく云々とみへたれば、東三十三ヶ國と云もの推て知るべし。

朱座

（朱に關する禁令）

朱座の外、朱及朱墨とも私に商賣すまじきよしは、數度禁止されしなり。その大略さのごとし。

享保十九甲寅年

前々より朱墨之儀、朱座より朱同樣賣出來候處、近來脇々より紛敷朱墨捺賣候よし相聞、不届候。朱墨致商賣候ものは、前々のごとく朱座にて買請、商賣可仕候。自今紛敷朱墨捺出

候もの於有之者、急度可申付候。
右之通可被相觸候。以上。
四　月

寶暦九己卯年十二月廿六日

前々より朱墨之儀、朱座より朱同様に賣出來候處、近年脇々にて紛敷朱墨捺出候よし相聞、不届に候。朱墨商賣いたし候は、如前に朱座にて買請、商賣可仕候。自今紛敷朱墨捺出候者於有之者、急度可申付候。
右之通享保十九寅年相觸候處、右之趣をば致忘却候哉、脇々より紛敷朱墨買請、致商賣候旨相聞、不届に候。彌前々の通朱座より賣出候朱幷朱墨買請、可致商賣候。以來脇々より買請候儀於相顯者、吟味の上、急度答申付べく候。
右之通可被相觸候。
十二月

安永六丁酉年七月五日

前々より朱墨之儀、朱座より朱同様賣出し來候處、近年脇々にて紛敷朱墨捺出候よし相聞、不届に付、朱墨商賣いたし候ものは、前々のごとく朱座にて買請、商賣可仕候。自今紛敷朱墨捺出候者於有之者、急度申可付候。
右之通享保十九寅年相觸候處、右之趣を致忘却候哉、脇々より紛敷朱買請、致商賣候旨相聞、不届に候、彌前々之通朱座より賣出候朱幷朱墨買請、可致商賣候。以來脇々より買請候儀於相顯者、吟味之上、急度答申付べく候。
右之通可被相觸候。
十一月

天明二壬寅年十一月十五日、酒井岩見守殿御渡。

御　目　付

（朱球琉及朱唐）

朱幷朱墨之儀、朱座之外脇々にて買請商買致間敷旨、前々より度々相觸候處、忘却いたし候哉、脇々より紛敷朱買賣（薪カ）、商賣いたし候趣も相聞、不届候。依之唐國より持渡候朱は、前々の通長崎表にねて朱座相渡、琉球朱之儀は相渡高を定、薩州より朱座へ相渡候間、以來朱幷朱墨之儀、朱座より買請、可致賣買候。萬一脇より朱買請又は紛敷朱墨捺候者相聞候はば、吟味之上、急度答可申付者也。

寅十一月

右之通可被相觸候。

以上丁亥編次

御府内備考巻之四 終

御府内備考巻之五

御曲輪内之三

牢屋鋪

【江戸砂子】云、御入國の砌此邊に大榎四五株あり。その頃の徒者を捕へ、此木の下にむかふ。大番衆石出帯刀といふ人、強情の士なれば、かれらを預させられしより、いつとなく其御役儀をつとめられしと。按に　御入國の頃より當所に置れしと云は誤れり。享保十年八月、石出勘助が出せし牢屋一件の記に、始は常盤橋外に在しを、慶長年中今の處に移されし由載たり。考證の爲に其全文を左に記す。

（牢屋一件の記）

覺

一　牢屋初て御建被成候、天正年中常盤橋之外、只今奈良屋市右衞門竝後藤屋敷に牢出來、其以後慶長年中牢屋此所へ引け申候由承傳候。其節之控張面等一切無御座、尤繪圖も無御座候。

（揚り座敷）

一　四拾三年以前天和三亥年、新規に揚り座敷出來候に付、揚所無御座候。牢屋鋪之内罷在候同心居宅被召上、揚り座鋪御建被成候。

下げ札

同心居宅御用地に被召上候に付、爲代地本石町四町目にて表口八間奥行貳拾間、觀世新九郎上げ屋鋪被下置候。揚り座鋪出來に付、四拾人之外に同心拾人新規に增被仰付。此節より同心五拾人に罷成候。增拾人之同心屋鋪、橋本町四丁目にて表口拾五間奥行拾三間之處被下置候。

（牢屋の構造）

一　本牢四拾三年以前迄、三方壁土藏造りにて、前通り格子附申候。殊之外四人共難儀仕候に付、右揚り座敷御普請之節、前に帶刀申上、四方格子に願上、願之通被仰付、其節之牢屋繪圖控御座候に付指上申候。貳拾三年以前元祿十六未年、牢屋敷類燒に付、三方之町屋御拂、牢屋建て樣相替申候。

（下げ札の文）

下げ札

廿三年以前未年町屋御拂之節、爲代地米澤町貳丁目にて表口拾九間四尺五寸、裏行拾八間之所被下置候。

牢屋鋪惣坪數

貳千六百拾八坪七合六夕

此内四百八拾坪帶刀居宅

神尾備前守殿、石谷將監殿御勤役之節、明暦三年酉正月十八日、本郷丸山本妙寺より出火之節、大火事に罷成、其節本牢鎰之儀御番所に被差置、入牢之者又は御呼出し御座候節、鎰御封被成、同心中に被遣、四人請取入置、直に封し候て差上申上候。依之大火に罷成、牢屋え火移り申候に付、先帶刀大勢之四人燒殺申候儀、不便奉存候、牢の戸前打破、四人共差出し、

（明暦の大火に囚人を放つ）

其方共存の通鎰の儀は御番所に有之候得ば、燒殺申候外は無御座候得ば、我等一命に掛け放し候間、随分缺落も不仕、淺草新寺町善慶寺迄受候樣申付。百弐三拾人餘の囚人、翌十九日迄に不殘受候。大勢のもの賄可仕樣無御座候に付、淺草燒殘候町八町のもの共、朝夕賄申付爲給申候。町御奉行御兩人樣え其段申上、二三日過候て、淺草三拾三間堂え引越申候。

拜領仕金子之事

一　金百六拾兩ほ　　同心四拾人
　　但壹人に付四兩宛

右、是者御預の同心四拾人、正月十八日類火に逢、家燒申に付爲引料請取、銘々相渡申候。仍如件。

明暦三年酉三月十日　　石出帶刀
　　正田善右衞門殿
　　加々爪金右衞門殿

表書之金百六拾兩可相渡候。斷は本文に有之候。以上。

豊後
伊豆

一　帶刀居宅の儀、入札を以金五百五兩落札にて被仰付候。御金度々請取申候。

右の通明暦年中の控帳御座候。

由緒書

一　先祖本多圖書常政、天正の頃より於三州

（石出由緒書）

權現樣え御奉公仕候。此節は大御番にて御座候由承傳候、此時日　地と申苗字可名乘候由、御直に被爲仰出候由、然處石出ば在名にて御座候に付、御願申上、苗字相改候哉、其段聢と相知不申候。其後大阪え御供仕候處、關東に盜賊亂妨多く有之に付、罷下り鎭め可申之旨承
御意、罷下り、從是囚獄に罷成候由申傳、
御代々只今迄御役儀相勤來候。以上。

享保十年巳九月　　石出勘助
　　石出左兵衞

（牢屋の庭）

覺

一　牢屋庭之儀、牢内一面に不及敷候共、囚人の數に應じ敷候て、蟲わき候か、又はよごれ候て難成節は、敷替可申儀と被思召、被仰聞、奉承知候。庭よごれ候節又は虫わき候節、早速取替候樣仕候は、唯今迄の内板數に罷在候より宜有御座と奉存候。右の通彌可被仰付ては、囚人の數に應じ庭敷候樣に可致候。

一　私共組與力竝同心牢屋の方世話仕候儀、無懈怠牢屋見廻り致方、諸事私共え申聞候上、差圖可仕と奉存候。左樣に御座候ば諸事無油斷、宜方可有御座と奉存候。以上。

戌閏十月

坪内能登守
中山出雲守
大岡越前守

右書付、閏十月九日水野和泉守殿え上る控寫、中山出雲守より來、坪内能登守詰番の節、兩處立合候て上げ候由。

（牢屋囚人の給與）

覺

牢屋鋪囚人共數物の儀、麤相成疊に可仕哉の旨申上候處、揚屋同前の義に候間遣に仕、虫等にて損候節は、其外共取替候樣被仰聞候。右遣の儀は先年も御座候處、囚人共雜儀仕候由に付相止め申候間、唯今迄の通にて差置可申候。右は閏十月十六日水野和泉守殿え上る控。

覺

一　牢屋囚人共え爲給候汁の儀、今迄は樋にて牢屋えつぎ込候に付冷可申候間、向後は桶に成共入候て、牢の戸口より桶の儘入爲給候樣可仕候。

一　朝夕爲給候湯の外に望候へば、不時にも湯爲給候の積可仕候。

一　牢屋掃除等申付ても、人息又不淨所にてあしき香仕候間、牢屋貳ヶ所御座候に付、一ヶ月限りに囚人共入替、掃除等申付候へば、香も醒め可然候と奉存候。

一　朝夕給物竝藥調合の節、尤煎候節爲給候時分も、與力え申付、吟味候樣可仕候。

一　前々より新規入牢致候ものは、牢の口にて裸にいたし。懷中改、其儘にて牢え入、程過候て衣類着せ來候、ヶ樣不仕候得ば、牢内にて諸事申付儀を不承ものも有之候に付、右の通致來候得ば、近き頃は此段も爲相止候。猶又吟味仕、懷中改相濟候へば、早速爲着候樣彌申付候。

（與力同心への戒）

一　牢内囚人え宿より届け物の儀、唯今迄は帶刀方相改、牢名主共相渡候得共、向後帶刀方にて改濟候ば、與力立會、本人え直に相渡候樣可仕候。

一　與力附置候上は、諸色共に與力見分の上致吟味、不依大小、早速私共え承候樣可仕候。右の致方諸事可申付候。牢屋同心下男の儀は、前々より惡敷沙汰承候に付、粗吟味仕候得共、手放候儀故難及候段は、私共不念にて迷惑仕候。此度一同に同心下男迄取替候樣にも存候得共、與力を附置候上は遂吟味、不宜ものは早速取替、品により申上、御仕置にも可申付候。以上。

享保三年
戌閏十月十七日

坪内能登守
中山出雲守
大岡越前守

右書付、戌閏十月十七日水野和泉守殿え上候處、和泉守殿被仰候は、牢屋之儀先日書付上げ候通、彌相心得可申候。與力斗兩人差出し可申候。同心は無用に候。右牢屋の事世話仕候儀、迷惑に可有之間、闕所金の内を以、暮々に褒美とらせ可申付旨被仰聞候。

亥二月五日、羽目の間にて水野和泉守殿・中山出雲守・大

岡越前守御呼被仰候ば、牢屋彌興力差越、諸事念入申付候樣、是又向後は一ヶ月分の牢死竝病人何人有之段、月番明けのもの前に諸色相場書を差出候通、御用番明けの者月番え申送り候樣に可致旨、御口上にて被仰渡候事。

右は享保四年亥二月五日、水野和泉守殿・中山出雲守・大岡越前守え於羽目之間被仰渡候留。

覺

牢屋え附置候與力共勤方之儀、唯今迄毎日牢屋罷在候間、見廻之致方了簡仕可申旨、奉承知候。

一　向後與力牢屋え日も不定、一兩日も間を置、又は隔日、病人抔有之節は、其時に寄二三日も相續候樣仕、可然奉存候。

以上。

享保四年亥四月　　中山出雲守
　　大岡越前守

右書付、亥四月十二日水野和泉守殿え上げ候樣、右之趣彌與力共え可申付旨、和泉守殿被仰渡候に付、同月廿八日夜出雲守立合、當正月より四月迄、牢屋え出候與力八人え右書付之趣申渡、書付寫をも相渡。

町奉行え
白銀三枚づゝ　　中山出雲守與力　四人
同斷　　大岡越前守與力　四人

右牢屋え掛り初ての儀に候處、牢死之者も少く、精出し勤候に付被下置候間、闕所金の內にて可被相渡候。

右御書付、享保四年亥十二月廿五日、水野和泉守殿・中山出雲守詰番之節御渡被成候、即日牢屋見廻り木村彌助・中村三右衞門・上坂安右衞門・佐久間次右衞門右四人え右御書付之趣申渡、出雲守組秋山源右衞門・赤野新五兵衞・藤田六郎右衞門・谷村郷右衞門は出雲守にて申渡之。

（牢屋見廻り役）

牢屋見廻り役

一　享保三年戌閏十月十二日、中山出雲守殿より吉田政右衞門一人被召呼、被仰渡候趣、今日水野和泉守殿被仰渡候は、先達て石出帶刀え御尋之上被仰渡候牢屋吟味御用之儀に付、毎日牢屋え罷越相改可申候。尤同役等三組より立合、一人宛被差出候ば、彼是了簡等進退難仕可有之候間、一人宛え遣候由、先月番役に一人宛被遣候樣被仰渡候由被仰付候。下役も隨分實體成もの兩人吟味仕、可申付旨も被仰渡候。

下役年寄同心　伴　杢右衞門
　　佐藤次郎右衞門

一　同月廿日、水野和泉守殿三奉行え被仰渡候には、此度牢屋之御用、與力一人同心二人御附置被成候得共、同心は相止め與力兩人遣可申候。尤與力を牢屋え被遣相勤候樣被仰付候儀は、場所柄と申、與力も迷惑にも可奉存候得共、被仰出候儀は御遠慮之樣に可被思召候由、然共勤方により、其心付之品も御沙汰可有御座旨、被仰出候之由被仰渡候。

閏十月十二日より　　中山出雲守組　吉田　政右衞門
同月廿日より　　松浦彌次右衞門
十一月中　　小笠原六左衞門
　　福岡與市左衞門
　　大岡越前守組　樫口次郎左衞門
　　原　兵右衞門

戌十二月十八日、大岡越前守殿御內寄合え六人共に被召出、此度牢屋御用首尾克相勤候に付、御褒美被下置候之旨上意之趣之由被仰渡、與力一人え銀貳枚づゝ被下置候。

附錄

人足寄場

（寄場奉行）

此處はむかしはわづかの洲なりしが、次第に出洲多くなりしかば、寬政のはじめ、二年なり、長谷川平藏といへる人御先手にて盜賊火付改をかね、建議して、世にある無宿ものかぶりなどいひて、よんどころなく、はてはよからぬ事しいつるものを、皆集てこの所にれらしめ、猶洲を築立て一島のごとくせり。それより寄場奉行といふものをおかる。その下にしたがふものもありてこゝをおさむ。是寬政五年よりはじまれりと云。此地は石川島にとなれり。

（石川島）

按に、石川島と云は昔石川氏の住せし處なり。正保年中「江戸繪圖」に石川八左衞門と記す。是今の安藝守の先祖なり。寬永三貧年「此島を賜ふ」云々。その後世々こゝに住せしかば、世俗呼て石川島といへり。然るに「祖父大隅守」の時寬政の年、永田馬場山王一鳥居の傍にて屋敷を賜はり、此島は皆寄場の內へ圍入られしなれば、こゝに石川島に隣ると記すは謬れり。「正保國圖」に石川島と覺しき處に「舟手衆屋敷」と載るは疑ふべし。若くは佃島の事にや。又正保四年板本「國字分武家姓名所付」と云ものに、石川大隅守八町堀向島と記たり。此向島と云ものは石川島なり。この薦被といふは【寬永記】十九年二月の條に、當月より五月に至り殊に天下大に飢饉、餓死の者巷に滿、土民乞食となる者幾千萬、皆一衣なく、赤裸に成て薦蔽を身に纏ひ、市中にこひ、路頭に臥す。世俗是を薦かぶりと名づく。

（薦被り）

公より町奉行に命じてその本國を尋れ、その國主或は地頭代官に仰て其國に歸らしめ、その餘は奉行所より小屋を作り、且暮粥を煮て施行せりと。このごろよりこもかぶり無宿といへるもの盛にして、世にたゆることなし。されどさせる御仁政もおこなわれず、或は路傍に死し、或は溝壑に轉ずるものすくなからず。長谷川ふかくこのことをなげき、公にこひ奉り、今の地にかの無來のものをあつめ、寄場と號し、このうちにおきて他に出ることをゆるさず。朝夕にとかく前非をさとさしめ、又れのがさまん〳〵心得し業など勤めさせ、男女それ〴〵しわざをさずけしかば、れのづからそのことをはげみ、又前非をくいてよき人となれるものすくなからず。是全く公の御仁政の厚きに出るところにして、又長谷川氏の功大ひなりと云べし。【江戸紀聞】

（長谷川平藏の薦蔽）

寬政二庚戌年二月十九日、松平越中守殿御渡

長谷川平藏

今度無宿共加役人足に被仰付候間、右御用可相勤場所之義は、石川大隅守屋鋪裏、葭沼一萬六千三十坪餘御用地に成、右之內え取建被仰付候間、御普請奉行え相談、其方え請取、

（加役人足寄場）

一　地所築立等之義追々可相伺候。

一　右場所、以來加役人足寄場と可被相唱候。

寛政二庚戌年二月廿六日、松平越中守殿御渡

此度加役方人足寄場所取建被仰付候に付

一　人足之作業之義は勝手次第、得手之義を爲致可申候。

一　職業出精いたし、渡世相續可致體に成候者は、寄場差免、家業可相成程之手當差遣し、身寄之者へ引渡、身寄無之者は、そのもの出生の所名主或は地役人へ引渡、家業爲致候樣に可申渡候。

（寄場の規定）

一　職業を怠り、又は申付を不用者等、手鎖入牢、其外咎申付候義は其度に不及伺、存寄次第可被申付候。

一　重病又は長病之分溜え預申付、かろき義者寄場にて手當可申付候。

一　門出入嚴密にいたし、立入候町人共は鑑札相渡し、みだりに無之樣に可被申渡候。尤番人共改方入念候樣に急度可申付候。

（寄場の諸賣用）

一　火之元之義入念可申付候。

一　寄場諸色入用、當年は米五千俵金五百兩、來年よりは一ケ年米三千俵金三百兩之積りを以、御勘定奉行え相談之、入用次第可被請取。尤年々仕拂の儀は御勘定奉行え相談之、入人足共追々相增候節、御藏入足其外御普請場川浚等の場所へも差出し候樣いたし、其外も遣方心附候義は追々可被申聞候。

右の通可被得其意候。

二月

寛政二庚戌年二月廿六日松平越中守殿御渡

寄場人足御仕置申付候義

（寄場人足の刑罰）

一　盜致し候ものは死罪。

一　徒黨がましき義いたし候者死罪。

一　於寄場博奕いたし候者死罪。

但手合にかり申候もの、其始末に隨輕罪に可申付事。

一　職業不精、又は申付不相用類、再應咎等申付候ても不承請、超過いたし候ば遠島。

但品輕きものは、佐州又は豆州の島々へ可遣事。

一　博奕又は惡行等いたし候者有之義を申出候者、其品に寄相應の御褒美を與へ可申候事。

（浮浪者感化策）

二月

寛政二庚戌年二月廿六日

其方共義無罪の者に付、佐州表へ可差遣處、此度厚き御仁惠を以加役方人足へ致し、寄場へ遣し、銘々仕覺へ手業を申付候。舊來の志を相改、實意に立かへり、職業を出精いたし、元手にも有附候樣に致べく候。身元見届け候ば丶、年月の多少に無構、右場所を差免、百姓素生の者は相應の地所を被下、江戸表出生の者は出生の場所へ店をもたせ、家業可致させ候。

尤

公儀よりも職業道具被下候歟、又はその始末により相應の御手當可有之候。若又

御仁惠の旨も辨へず、申付に背、職業不精にいたし候哉、或は惡事等於有之者、重き御仕置可申付者なり。

二月

時の鐘

（最初の鐘樓）

本石町三丁目に在り。【落穗集追加】云、御入國の砌は御城内に鐘樓堂在之、六時の鐘をつき候處、右の鐘樓堂御座の間へ程近く、晝夜共に御やかましく覺しめされ候間、向後の儀は鐘を無用に致し、大鼓に可仕、去りながら只今迄御城中の鐘を聞なれ候者共難儀致候間、町内に於て場所を見立、鐘を突せ候樣にと被仰候を以、只今の石町の義にても在之候哉、町奉行衆の承りにて、鐘つき堂を被申付、出來致し、右の鐘をつらせ可申旨被相伺候得ば、城中にはつき鐘の入用も有之儀なれば、以前よりの鐘をば其通りにて差置、新に鑄させてつり候樣にと被仰付、古來よりの鐘は其まゝにて、御城内被差置候と也。我らなと若き時分の時の鐘と申ては、石町ばかりの樣に覺へ候處に、酉の年大火事以後、御當地の人居廣大に成りければ、方々にて時の鐘をつき申ごとく罷成候と云々。江戸内時鐘の起りは當所を始とせし也。その始末は享保十年鐘役源七が書上に載たれば、全文を左に記す。

（鐘役源七の書上）

本石町三丁目、時の鐘役源七申上候。私先祖五代以前蓮宗と申者、南都興福寺喝食にて御座候。

一　乍恐

權現樣三州に被爲遊御座候時、御諮初之御島臺作り花、右蓮宗に獻上可仕旨、大久保相模守を以被爲仰付、則御島臺作り花獻上仕候。御惡之上、於御當地何にても役儀願上可申旨、大久保相模守樣被爲仰付候。依之時の大鼓役奉願上、明六つ暮六つ兩時相勤申候事。

一　台德院樣御代、鐘にて十二時に被仰出、新規御鐘被爲仰付候。出來之内、米津勘兵衞樣御承りにて、西の御丸の御鐘御借被遊、當分是以十二時相勤申候。鐘出來仕候後、御鐘は西の御丸へ相納申候事。

（西の九つの鐘を代用す）

一　酉の年八拾一年以前、

大猷院樣御代、右之鐘われ、難用御座候に付訴申上、西の御丸御鐘御借し被遊、鑄直し被仰付、長谷川豐前鑄立差上申候。其後又午年七拾二年以前、

嚴有院樣御代、鐘類燒仕、われ損し申候に付此旨訴申上、西の御丸の御鐘御借し被遊候。翌年鐘鑄直し被爲仰付候。

椎名兵庫鑄立差上申候。尤右の御鐘は西の丸へ納申候。十六年以前寅年十二月、

文昭院樣御代、鐘類燒仕、損じ申候に付、前々之通西の御

丸の御鐘拜借仕度旨、坪內能登守樣へ奉願候得ば、則翌年卯正月六日、御鐘御借し被爲遊候。然る處に御鐘龍頭にくちめ多く御座候に付、損申候ては大切に奉存、此段御訴申上候得ば、西の御丸へ納可申旨被爲　仰付候。同十一日納申候

一　鐘樓堂御普請の儀、先規より町御奉行所樣より被爲仰付候。尤御役人中御出し被爲遊候。但鐘樓の儀は古來より拙者調屋鋪の內に御普請被爲仰付候處に、家建込にて火除の爲に、拙者屋鋪の裏、貳拾間四方の會所明地御座候故、右會所中へ鐘樓土藏作り、元祿十三年辰七月、保田越前守樣へ奉願候得ば、御普請被爲仰付候。

一　鐘樓こけら葺御普請、正德六年申十一月、松野壹岐守樣被爲仰付候。從是柿葺御普請被仰付候。

一　寶永三年戌年、拙者共罷在候町內北側地尻通りに、新道御明け被爲遊候に付、右會所端通りも新道に罷成候に付、新道御用地の者共幷拙者共に、右會所端にて西東に代地被爲仰付候。其眞中にて間口十貳間、裏行拾九間三尺の所、鐘樓地に御明被爲遊候。右鐘樓廻り明地拙者へ御預け願、同年四月丹羽遠江守樣へ奉願候得ば、四月廿七日御內寄合へ被召出、願の通被爲仰付候。

一　鐘樓錢の儀、先規御定け古來家持一軒役に付一月に永樂壹文宛、當鐳にて四文づゝ、十二月に四拾八文づゝ、家持壹人役より請取來申候。

一　鐘役錢受取申候町、大町小町橫町ともに町數合四百拾町御座候。

享保十年巳六月　　鐘役　源　七

御藥園七ヶ所

一は九段坂の傍に在り。當所は元御用屋敷にて、御役宅など建し地なりしが、寬政四年七月燒失の後、火除植物場と成り、同七年より御藥園と成れり。三ヶ所は一番町御堀端に竝ぶなり。二ヶ所は三番町に在り。以上五ヶ所も寬政四年火災の後、御勘定奉行持火除植物場と成り、同き七年、澁江長伯御預りの御藥園と成れり。一は蛙ヶ原にあり。こは昔より火除の原にて、大的場となせし處なるを、最後に御藥園に定められしなり。寬政七年四月十九日、澁江長伯が御預りと成し時、本多彈正大弼殿より間宮筑前守、肥田十郎兵衞へ御渡の御書付左の通り。

壹番町飯田町明地の內、御藥園に可相成場所、奧詰醫師澁江長伯え壹圓に御預仰被付、引請世話可仕旨申渡候の間、得其意可被談候。定居の者四人、身分の義は長伯得差圖可相勤旨申渡、幷植木屋共は長伯差配可仕旨申渡候間、其段植木屋共へ可被申渡候。尤是迄御勘定所持場に有之處、以來御普請奉行持場に相成候間、可被得其意候。

その後御普請奉行の持も止て、長伯のみの御預りと成れり。寬

（火除植物場）　（蛙ヶ原）　（澁江長伯支配）

政六年六月十七日より、蝦夷歸り人幸太夫・磯吉といふ二人を、御堀端付の御藥園中に移されて御扶助あり。又同所に於て羅紗の織立等をもなさしめらるといふ。

（幸太夫磯吉等が事）

植溜原

昔は比丘尼衆の屋鋪及御藏など建られし地と見ゆ。【寶永圖】【正保圖】明曆三年正月、御本丸御燒失の後、明地に成しにかれ、その後馬場・射場・鐵砲場をも造らしめられ、享保の頃より當所に於て、小笠原官次郎が家に命じて騎射の式を教へしめられ、年ごとにその業に達せるもの數輩を撰みて　御覽し給ひ、かつけもの賜はる事となれり。又西北の方によりて假初の小屋を設け、奧勤仕の輩の武術を習ふ便となし、或は武術試の場にも備へらる。

（騎射教習場）

明地原三ヶ所

神田橋外より御堀端往來に添て、雉子橋外まで三ヶ所續けり。此原は元祿二年、常陸山知足院元祿寺を御建立ありし蹟なり。知足院後に護持院と改めし故、都下の人こゝを護持院原と稱す。【寶永四五年間圖】に、一番原のみ護持院境內の如く記す、享保二年正月廿二日、護持院回祿にかゝりし後、大塚へ移轉ありて、寺蹟みな火除明地に定められ、其中三條の往來を開かれしゆへ、一番二番四番と別ち唱へり。その後一番原は武家屋鋪に成し給ひ、今本多丹後守住居す。又

（元祿寺）　（護持院原）

享保の頃より原の內へ數條の堀をほらしめられて、御放鷹の場となさせられしなり。又同き九寅年二月仰出され、當明地にて二月より八月迄の間、近邊の武家及町人等の妻子に至るまで、延氣いたすべきよし御ゆるしありし也。其時の達書左の如し。

神田橋外一橋外明地え近邊屋敷々々の妻子延氣に罷出儀、二月中旬より八月中旬迄は勝手次第可出候。此外町人等も妻子召連、延氣に參候者不苦候。往來の者共などは不入樣に、辻番人幷門番人え申談、猥に無之樣可被致候。

右の通明地近邊の御門番所屋敷々々え、去年の通可被達候。

（附近居民の縱遊を許す）

番町火除地一ヶ所

田安御門外にあり。當所は昔明地原なりしを、【延寶二年圖】より見ゆ、後年人參栽付の畑にせられしゆへ、都下の人人參畑と唱へり。然るを寬政三年三月、一ツ橋治濟卿の御屋布に進ぜられて、御館をも造營せられしが、同き四年七月御燒失の後、御移轉ありて再び火除地となり、その後射場・馬場となして三千石以上寄合の弓馬稽古、及新御番・大御番・小十人組・小普請の大的場と成れり。

（人參畑）

麴町火除地五ヶ所

一は麴町一丁目二丁目北裏に在り。此明地に大的場及騎射馬場を置る。一は同三丁目四丁目北裏に在り。此明地にも大的場を置る。一は五丁目北裏にあり。一は六丁目北裏に在り。此二の

明地は植木屋の拜借地、及近き町の物置場の拜借地と成れり。一は平河町三丁目の裏にあり。天神原と唱ふ。こゝにも馬場を置る。

（天神原）

神田火除地八ヶ所

（八構明地）

神田堀の北側、新革屋町より元岩井町迄の間に八ヶ所竝びて在り。よりて八構明地とも唱ふ。文政四年改定の【町鑑】に、當所明地の持分を記したれば左に出す。

一　新石町壹丁目地先・神田塗師町地先
　　神田鍛冶町壹丁目地先、　壹構
　　新革屋町・新石町一丁目・神田鍛冶町一丁目、
　　先乘物町・神田塗師町五ヶ町持合預り、
二　神田鍛冶町壹丁目地先、
　　神田紺屋町壹丁目地先、　壹構
　　元乘物町兵庫屋敷・神田紺屋町、
　　貳丁目横町右三ヶ町持合預り、
三　神田紺屋町貳丁目地先、　壹構
　　右同斷
四　神田紺屋町三丁目地先、　壹構
　　神田紺屋町三丁目・小傳馬上町・道有屋敷
　　九軒町右四ヶ町持合預り、
五　道有屋敷地先、　壹構
　　右同斷
六　大和町地先、
　　岩本町地先、　壹構
　　右同斷
七　元岩井町地先、　壹構
　　岩本町・柳原岩井町・元岩井町、
　　同上納地右四ヶ町持合預り、

八　元岩井町地先、　壹構
　　右同斷

馬場九ヶ所

（朝鮮馬場）

一は吹上　上覽所前にあり。朝鮮人來聘の時、此馬場に於て曲馬の　上覽ありし故、朝鮮馬場と稱す。一は馬場先御門の内にあり。此馬場にても寛永十二年四月廿七日、朝鮮人の曲馬を上覽ありし由【寛永日記】に載たり。一は雉子橋外にあり。こは元曲木又左衞門が御預りの御厩在し時の馬場なるを、御厩移轉の後、其まゝ奥勤仕の士の稽古場に成し置るゝと云。一は築地木挽町に在り。采女が原と稱す。當所は享保の頃迄松平采女正の屋鋪なりしゆへ、そのまゝ名とせるなるべし。一は馬喰町に在り。追廻しの馬場と唱ふ。名主高木源兵衞が御預りなり。

（采女原）（追廻しの馬場）

【紫一本】云、むかし關が原御陣の時、御馬揃ありし所のよし、其後朝鮮人の馬をも度々此馬場にて揃へしよし、今はその事なしと。今按に【寛永日記】に、元年十二月十二日、朝鮮使來朝、正使通政太夫鄭豈、副使通訓太夫善弘重、從事官通訓太夫辛殷、今日宗對馬守義成是を引て、江戸馬喰町本誓寺の旅館に到着と云々。是によりて按に、此前後度々本誓寺に來りしことあるべし。その時曲馬　上覽などありしことあれば、この馬場にて下乘などせしなるべし。又此馬場を追廻しと唱へるものは、世の常の作りにあらず、廻りに小土手を構へ、又中にも一筋の小土手在りて、大輪に乘りまわさるゝ如くありしと。瀬名貞雄【江戸志補】其圖を載す、明暦三年大火の後、今のごとく一筋の馬場に改めしと云。一は明地二番原にあり。一は三番町にあり。一は麴町二丁目裏明地にあり。一は麴町平河町三丁目天神原にあり。

（馬喰町本誓寺）

大的場四ヶ所

一は九段坂上明地に在り。一は麴町一丁目裏明地。一は同町三丁目裏明地に在り。一は牛込御門より小石川御門迄の芝間犬走にあり。寛政二年正月、大的射込場六ヶ所置きしゆへ、心次第に稽古いたすべきよしの御口達あり。その文に、

大目付え

一　麴町平河町三丁目裏明地
一　餌鳥屋敷前明地
一　淺草元旅籠町二丁目裏明地
一　牛込御門より小石川御門迄芝間犬走の内
一　市ヶ谷加賀屋敷火除明地の内
一　四ツ谷北伊賀町火除明地の内

右六ヶ所明地の分、以來諸向大的射込稽古場に相成候間、場所不込合樣、一同申合、稽古可致候。

右の趣、向々え寄々可被達候。

此六ヶ所の内四ヶ所は御曲輪外に屬し、又麴町平川町三丁目裏明地は後馬場に改められしなり。

古蹟

駿河大納言殿御館跡

寛永板【江戸繪圖】今の代官町植溜鐵炮場の邊に、駿河大納言樣と載たり。正保年中大久保酉山二年乙酉圖なるべしといふ。【江戸繪圖】には御藏と記せり。是は寛永七年忠長卿甲斐國へ蟄居し給ひしかば、後御藏地と成しなるべし。

駿河大納言殿藏屋鋪蹟

寛永板【江戸繪圖】今の箱崎田安殿御屋鋪を駿河大納言樣御藏屋鋪と記せり。

紀伊殿御館蹟

寛永板【江戸繪圖】及【正保江戸繪圖】今の吹上御庭内に紀伊大納言殿と載す。明暦二年御用地と成れり。【明暦年錄】に三年丁酉正月廿三日、紀伊殿・水戸殿・尾張殿御登城、老中出座、上屋鋪の家御引取可被成旨演說之。同五月十四日【明暦記】に三月三日とす、紀伊大納言殿御上屋鋪爲代地、土岐山城守・本多越前守屋鋪被進之旨、三浦長門守え被仰渡之とあり。是麴町五丁目御屋鋪なり。

水戸殿御館蹟

寛永板【江戸繪圖】【正保江戸繪圖】とも、前の紀伊殿御館の南隣

に水戸中納言殿と載たり。【寛永記】に、元年西丸御普請に依て、四月十九日より十月十日迄、大猷院殿水戸殿館へ移らせ給ふと見へしは此御館なるべし。こゝも明暦三年御用地と成れり。【明暦年錄】に三年五月十四日、水戸中納言殿御上屋敷、爲代地エサシ町にて被進之旨、松平因幡守に被仰渡之とあり。【正保江戸圖】に彼御屋鋪の北手に、組屋鋪と云もの多く載たり。是元餌差衆の拝領地として、そのまゝ餌差町と唱へし町竝なり。今の富坂町は餌差町の變名なりと云。（變名の證等はその同町の舊記に、水戸殿添地と成しは餌差衆十町の條に辨ず、）人の屋鋪なり。其代地として今の富坂新町を賜ひしといへり。又此時東隣酒井日向守の屋敷なども添地に圍入られしと見へて、寛文十年【江戸圖】に、其邊まで一圓水戸殿の屋敷構の如く圖したり。

（餌差衆拝領地）

水戸殿藏屋鋪蹟

【正保江戸繪圖】今の濱町安藤對馬守屋敷の邊を水戸中納言殿藏屋鋪と載たり。其後元祿三年【江戸圖】まで同じかりしに、その後の圖には是を記せず。

尾張殿御館蹟

寛永板【江戸繪圖】【正保江戸繪圖】とも、吹上内前の水戸殿御館の南に、尾張大納言殿（正保の方宰相殿に作る。）と載す。是も明暦三年御用地と成れり。【明暦年錄】に三年五月十四日、【明暦記】三月三日とす。尾張中納言殿御上屋鋪、爲代地籏町十丁目屋鋪被進之旨、石町伊賀守え被仰渡之、清泰院殿下屋鋪へと見へたり。是四ツ谷御門内の御屋鋪なり。又寛永板【江戸繪圖】前の御館の東に尾張様下屋鋪と記たれど、【正保圖】には載せず。【明暦年錄】等にも御下屋敷の上りし事見へざれば、恐くは前の御屋鋪に屬せる向屋鋪など在しを、誤り記せしならん。

（清泰院殿下屋鋪）

尾張殿藏屋鋪蹟

寛永板【江戸繪圖】木挽町紀伊殿藏屋鋪の東隣に、尾張大納言様御藏屋鋪と載す。【正保圖】は此邊謄寫の遺漏ありて詳ならず。寛文十年【江戸繪圖】には、はやかばりて、伊達宮内・新庄宮内・加々爪二郎右衞門・松崎權左衞門等の屋鋪とす。是より前、今の濱御殿脇の屋鋪を引かへ賜ひしと見へたり。

甲府殿御館蹟

【正保江戸繪圖】竹橋御門内、今御藏立る處に長松殿と載たり。是左馬頭綱重卿の御初名なり。慶安二年當館を賜はり、同年十一月九日御移徙あり。【明暦年錄】云、三年丁酉正月十九日午上刻、新鷹匠町より火事出來、左馬頭殿右馬頭殿御屋敷燒失。同年三月十日、左馬頭殿右馬頭殿・今度類火に付て、爲作事料金貳萬兩宛可被遣由、彼家臣え御老中被傳之。同年七月廿七日、左馬頭殿今朝新宅御移徙被成候に付、爲御祝儀阿部豊後守を以品々被遣之云々。此時猶當所へ御再營ありし事明し。其後寛文元年櫻田外へ御移轉あり。

甲府殿御館蹟

寛文十年【江戸繪圖】今の櫻田御用屋鋪、及御厩の邊おしなべて、甲府宰相殿御用屋敷と記せり。【寛文年錄】に元年辛巳二月四日、左馬頭殿え松平龜千代元屋鋪被下之、只今迄の上屋鋪上る、小判貳百兩（貳萬兩の誤なるべし。）作事料被下之。同年七月廿一日、左馬頭殿今朝移徙に付、上使伊豆守を以被進物有之と見へたり。按に、此上屋鋪と云は則前の御屋鋪なり。又龜千代屋鋪の當所なりし事は、古き繪圖にも載たり。

甲府殿濱屋鋪蹟

（濱御殿）

寛文十年【江戸繪圖】今の濱御殿地を甲府宰相殿と記せり。こは承應元年八月十四日、御下屋鋪に進ぜられし處なり。【承應記】【年錄】には明暦三年五月二十七日の事とす、當所の始末は濱御殿の條に詳記す。

館林殿御館蹟

【正保江戸繪圖】平河外に（今御春屋立る地なり、）德松殿と載す。是右馬頭綱吉卿の御初名なり。慶安四年當館を賜ひて、同年十二月十三日御移ありしと云。明暦三年正月御燒失にて、御作事料等進ぜられし事は、甲府殿御館の條に合せ記せり。同年九月廿八日、右馬頭殿新宅出來御移徙に付、爲御祝儀阿部豊後守を以品々被遣之由、【明暦年錄】に見へたり。【承應記】に、三年、北ノ丸邊春日殿・左馬頭殿（北の丸邊とあれば右馬頭殿の誤なるべし。）酒井紀伊守・杉浦内藏允此四屋鋪、御城に近くして火災の愁あるべしとて、今年空虚の地となると記せしは疑ふべし。【寛文年錄】云、元年辛丑二月四日、右馬頭殿上屋鋪狹に付、於近邊坪數添被下之、小判貳百兩（貳萬兩の誤なるべし、）作事料被下之。同年九月十八日、新宅へ移徙に付、上使美濃守を以進物有之と云々。然るに寛文十年【江戸繪圖】に、神田橋内の御館を載て竹橋内の御館なく、是甚疑ふべし。おもふに此時御模様替ありて、神田橋内を代地に賜ひしにあらずや。年錄たま〳〵その事を記しもらせしと見ゆ。

館林殿御館蹟

（神田御殿）

寛文十年【江戸繪圖】神田橋内今の小笠原大膳太夫屋鋪を、館林宰相殿御屋鋪と載たり。延寶年中の繪圖も同じ。元祿中の【江戸繪圖】には神田御殿とあり。こは延寶八年五月、御養君に成らせ玉ひて二之丸へ御移りの後、御明き御殿と成し故なるべし。【治世略記】に天和元年七月十一日、神田御殿を引せられて、二の丸御普請あるに依て、惣奉行阿部豊後守へ仰付らるゝよし見へたり。

松平上總介殿屋鋪蹟

【慶長日記】云、十七年五月五日、江戸龍の口上總介殿舘夜半焼亡すと云々。今按に、慶長十二年頃の地圖に、大橋のむかひに（大橋は今の大手の橋也、）青山伯耆守の屋布あり。其東の方に河中島少将の御館あり。この少将は則上總介忠輝卿の御事なり。慶長十二年の比この所に御館あれば、御入國の比よりの御館なることとしるべし。同き十七年燒失ありしより、世々他の人の居宅たることなし。今も御作事小普請方の定小屋となりてあること、その故あることもひしるべし。按に、御作事小普請方定小屋を上總介殿屋敷蹟と云は誤れり。（慶長圖）に據に今の水野田羽守堀田攝津守二屋敷の邊なり。又按に【慶長日記】十九年正月の條に云、此頃江戸大名屋敷一番結構なるは松平筑後守、門一番結構なるは上總介殿と云々。是によれば回祿の後立しは、ことに目を驚かすほどの屋づくりにて、門の結構は世々あまねく沙汰せしことゝ見へて、日記にもしるされたり。【江戸紀聞】

（當時結構第一の屋敷と門）

松平越後守殿屋鋪蹟

【正保江戸繪圖】牛藏御門外、今内藤松平左兵衛督屋鋪の邊を松平越後守と記たり。寛文延寶頃の圖も同じ。此越後守と申は結城中納言秀康卿の御嫡男、松平三河守忠直卿の御子にて、松平越後守光長卿と稱せり。寛永六年十二月、左近衛權少將越後守に任じ、延寶九年六月、故有て豫州松山へ配せられしなり。

（松平越後守光長）

【天和年錄】に元年延寶九年六月廿七日、松平越後守屋鋪、松平出羽守へ御預被成候と記たり。此後他の屋鋪に賜はりしなるべし。

天樹院殿御住居蹟　附　御中屋鋪

【正保江戸繪圖】竹橋内舘林（甲府カ）殿の北隣に天樹院様と載せ、それよりやゝ西の方、今の植溜中の邊に天樹院様中屋鋪としるせり。【明暦年錄】に三年丁酉二月廿五日、此度御燒失に付天樹院殿・高田殿・中丸殿へ御夜物御屏風被遣之。同三月十五日關兵部・近藤織部・梁田美濃守事天樹院御方・中の御丸方御作事奉行被仰付之。同十二月廿六日、天樹院殿新宅御移徙と見へたり。天樹院殿は台德院殿の御嫡女にて、始め豐臣秀頼公の簾中と成せ給ひ、後本多中務大夫忠政に再嫁し玉ひ、忠政卒後當所へ御隱居ありしなり。寛文五年二月五日逝し玉ふ。

（天樹院）

高田殿御住居蹟

天樹院殿御住居の邊と見ゆれど、【正保圖】等に載されば其所を詳にせず。【明暦年錄】に三年丁酉二月廿五日、此度御燒失に付天樹院殿・高田殿・中丸殿へ御夜物御屏風を被遣之。同三月十日、高田樣え爲御作事料金五千兩被遣之と見へたり。此高田樣と稱せるは

（高田樣）

台德院殿第四の姫君にて、越前宰相忠直卿へ嫁玉ひし御方なり。

寛文十二年十一月廿一日逝去、天崇院殿と號し奉る。

中ノ丸樣御住居蹟　附　春日局居跡　英勝院居跡　雲光院居跡

【正保江戸繪圖】天樹院殿御住居の西南に中の御丸と載たり。【寛永江戸圖】當所、此御住居も明暦三年正月燒失ありて、新に御造營進せられし等の事は、天樹院殿御住居の條に合せ記せり。御新宅へ御移徙は同年十二月廿七日なりし由、【明暦年錄】に見へたり。此中の丸樣と稱し奉るは

（春日局居跡）（中の丸樣）

大猷院殿の御臺所、鷹司攝政關白信房公の姫君也。公薨御の後、御落飾ありて本理院殿と號し奉る。延寶二年六月八日逝し給ふ。此中の丸樣御住居の北に英勝院、

（英勝院）

（太田新六郎康資の女にて、松姫君市姫君の御母堂、水戸頼房卿の御養母なり。寛永十九年八月廿三日の逝去なれば、此頃既に居跡のみ存せしならん。）

西の方に雲光院、

（雲光院）

（武田勝頼の家臣飯田覚後の女にて、元和七年、始今川義元の臣神尾孫兵衛忠重の妻と成しゆへ、神尾阿茶局と稱し、元和七年、東福門院御入内の御供せる功に依て一位に叙せられしかば、神尾一位とも稱せり。）

と同じ圖に記したり。

國師屋鋪蹟

（觀智國師屋敷）

寛永板【江戸繪圖】今の矢來内の邊に國師と載せ、【正保江戸繪圖】に大僧正と記せり。是增上寺中興觀智國師の屋敷なるべし。或云、こゝに黒本尊を置れしと。明暦大火の後御用地と成れり。

高倉屋鋪蹟

寛文十年【江戸繪圖】八代洲河岸御堀端、今增山河内守屋鋪の邊に元坂部三十郎の屋敷の蹟ならんといふ、高倉屋鋪と記たり。是は御大禮の時、衣飾の事により、高倉家下向有て滯留せしめし故、その設に建れかれし館など云。正保二年、嚴有院殿御元服の時などその始なるにや。餘程廣き結構と見へて【寛文年錄に】元年辛丑四月十二日、於高倉屋鋪寄合有之、美濃守出座と記たり。是は明暦三年評定所燒失せし故、假に當所に於て寄合ありしと見へたり。又室新助此所にて書を講じ、及享保六年、古林見宜醫書をこゝにて講ぜし由、或説に載たり。

（屋鋪を建て由來）

芝口御門蹟

（新橋）

尾張町の通り、出雲町より芝口町へ掛渡せる新橋は、芝口御門の橋の遺蹟なり。よりて今も御門の石垣そのまゝ存在す。瀬名貞雄云、

文昭公の御代、初て此所に見附御門出來ぜり。寶永七年庚寅二月十二日、御普請仰出され、佐竹壱岐守・松平飛驒守・田村下總守等御手傳なり。同年九月二十七日、修理成就して、掛りの衆へ御褒美下されしなり。此見附芝口御門と稱し、日比谷町も其節芝口町と改りしなり。此御門享保九年甲辰正月晦日午の刻、山下御門加賀町より出火して、燒失の後絶て再造せられず。

御藏蹟

【正保江戸繪圖】今の植溜内に御藏と載たり。是寛永板【江戸繪

圖】に駿河大納言樣と記せし蹟と見ゆれば、寛永七年彼卿甲斐國へ蟄居し玉ひし後、御藏地と成しなるべし。明暦三年大火の後明地となれり。

御藏蹟

（和田倉）

和田倉御門内、今松平肥後守か向屋鋪の處なり。是則和田倉と稱せし御藏なり。慶長年中【江戸繪圖】に大なる御藏二棟あり。寛文十年・延寶二年・元祿三年【江戸繪圖】皆御藏と記たれば、此頃まで御藏ありし事論なし。元祿八年圖に牧野備後と記し、寶永中の圖より享保二年頃までの圖に御用屋鋪とし、同き六年圖に松平肥後と載せ、その後又御厩を置れ、文政二年再び肥後守か添屋鋪に賜へり。

御藏蹟

寛永正保の圖に雉子橋外、今の明地及御厩の邊まで御藏屋敷と載たり。その後寶永年中の圖まで猶御藏と記し、享保二年の圖より明地と書たり。

御藏蹟

【正保江戸繪圖】今の八丁堀四五町邊の處に御新藏屋鋪と載たり。寛文十年圖には御藏の沙汰なし。

御藏蹟二ヶ所

（山伏井戸）（矢野御藏）

【正保江戸繪圖】濱町山伏井戸の邊に御藏とあり。是世に稱ぜる矢野御藏なり。元祿年中按に、元祿八年圖に御藏と記し、同十三年圖御藏の處に武家の名を記たれば、此中間の事なるべし。築地本願寺の東、小田原町續の海岸へ轉地ありしに、五年間の圖に元川口町・永上町・清水谷町在し處に御藏と記し、正德三年圖に新御藏と記し、享保二年圖に明地とし、同七年圖に森川出羽守・稻葉若狹守と記す。潮風強き地なれば多くふけ米と成し故、幾ほどもなく享保の始、淺草の御藏地へ合せ移されしと云。

御材木藏蹟

【正保江戸圖】矢野御藏の西南に御材木藏と記す。是も同時に他へ移されしなるべし。

御竹藏蹟

【正保圖】同邊南の方に御竹藏とあり。是も同時に他所へ移されしとみゆ。

御厩蹟

寛永板【江戸繪圖】今の吹上矢來内に御厩と記したり。然るに【正保江戸繪圖】已に御厩なくして植木屋鋪と載たり。是より以前他へ移されしと見ゆ。

御厩蹟

【正保江戸繪圖】西丸御堀端に御厩とあり。後年馬場先御門内に移さる。その年代等は同所御厩の條に記す。

御厩蹟

和田倉御門内、今松平肥後守添屋鋪の地なり。是昔御藏在し處なり。事は御藏跡の條に辨ぜり。

御厩蹟

清水御門外、村松四兵衞御預り、御厩の東にあり。今は明地と成て馬場のみ存ぜり。

新馬場蹟

（朝鮮人乘馬上覽）（八代洲岸御殿）

明暦元年九月廿五日、朝鮮人の乘馬　上覽可被遊とて、彌余須河岸に御殿をかまへ、新馬場取立べしとて、渡邊源藏建部宇右衞門に奉行すべきよし命ぜらる。【明暦日記】明暦元年十月、朝鮮人乘馬　上覽、彌余須河岸新馬場御殿渡御。兼日此所に假御殿造營あり。【治世略記】今按に、明暦元年九月廿五日、この處に新に御殿をかまへ、馬場をしつらひ、十月に至り成しかば、乘馬　上覽ありしなるべし。されど今その所を詳にせず。火消屋鋪の邊にてもありしや。【江戸紀聞】又同書に或人の日記を引て、天和二年九月五日、當所に於て朝鮮人の馬藝　上覽の事を載たるは誤なり。此時は馬場先内の馬場にて御覽ありし由、【天和年錄】に見へたり。

永田馬場蹟

永田町の邊なるべけれど、今その跡を詳にせず。又馬場ありし年代も詳ならず。【江戸志】に昔此所に御厩ありし由記したれど、是もその所在年代等詳ならず。

以上丁亥編次

御府内備考巻之五　終

御府内備考卷之六

御曲輪内之四

上水

（二流の用水）

昔は水と云ふものなくして、赤坂溜池及神田山の下を流れし水案に、此流は則今の神田川なるべし。たゞ當時は今の柳原堤の内を流れ、杞玉ケ池の方を歷て、淺草川に落し如くおもはる。御茶の水筋の川は萬治年中松平陸奥守綱宗命を蒙り、船入の川に掘廣めしゆへ、此時新に山丘を掘通せし如くいふ說あれど、誤れるに似たり。その事は神田川の條に辨ず。を用水に注がれしといふ。【見聞集】に當君の御威勢にて南海を埋め、陸地となし、町を立給ふ。然るに町ゆたかにさかふといへども、井の鹽さし入り、元海中を築立し地なれば、かく萬民是をなげく。君きこしめし、民をあはれみ給ひ、神田の明神山今の昌平橋邊をいふなるべし、此頃既に神田明神今の處に移りしとみゆ。舊地神田橋には山ありし事所見なし。の岸の水を東北の町へ流し、山王山のもとの流を今の溜池なり、此池の古より廣大なりし事は其條下に辨ず。西南の町へ流し、この二水を江戸町へあまねく與へ給ふ。又云、古しへより細流たゞ一筋あり。これ神田山きしの柳原より出るなり。是前にいふ神田明神山の岸の水と同じ流をいふなるべし。慶長十一年の春、玄仍此頃世にきこへし連歌師なり。此流の邊に來て、「青柳の梢よりわく流かな」と發句をしたりと。是三浦淨心まのあたり目擊して筆記する處なり。その後、

（上水の變遷）（青山・本所・三田・千川上水）

大猷院殿の御代、井頭池より神田上水を引注かれ、つゐで承應年中、多摩川の水を引て玉川上水を掛られしより、溜池と神田山下よりの用水は止められしといへり。又萬治年中青山上水・本所上水を作らしめられ、寛文年中三田上水を作らしめられ、元祿年中千川上水を作らしめられしが、享保七年此四ヶ所の上水は皆廢せられたり。その後安永九年再び千川上水を下谷・淺草邊まで掛渡されしに、幾ほどもなく天明六年廢せられしなり。其詳なる事は猶その地の條に記たれば合せ見るべし。

玉川上水

（庄右衛門・清右衛門の建案）（多摩郡羽村）

此上水の初は承應元年壬辰或四年と云ものあやまりなるべし。神尾備前守に命ぜられ、多摩川百姓等をめして庄右衛門・清右衛門といふ、その水の引地を尋ねしめしに、多摩郡羽村といへる所よりこの水を引て、江戸まで十三里の間道の次第を考へ、繪圖を作りて申出しかば或松平伊豆守家人の考ふる所ともいへり。是は野大留へ引しところをいへるなるべし。其申ところのごとくしかるべしと評議さだまり、同年十一月二十五日、かの兩人へそのことを命ぜらる。明る二年四月四日よりことはじめし、同き年十一月十五日に至り四谷大木戸までほり渡せり。水などかけしにことに勢よかりしかば、夫より虎の御門の前まで水を通し、その後諸方へ分水ありし也。【上水記】【承應記】に三年、玉川の流水、日本橋より南へ水道を用ゆべしと仰出されしといふ。【御府内上水在絶略

（水源）（玉川の姓を賜ふ）（羽衣堰）（時雨堰）（狹山池）

記】云、武藏國多摩郡に大川あり。源は甲州一の瀨と云深山幽谷より涌出、同國鴨澤の郷北の方、武藏國は小河内・白丸・柳澤の郷秩父郡山々谷々の清水落合てひとつの大川となり、行程二十餘里にして羽村と云山里あり。是上水の水元とす。江府用水なく、救民の御盛意を以、承應元辰年、町奉行神尾備前守蒙台命吟味の處、庄右衛門・清右衛門といふもの水筋練熟して、御入用金六千兩を被下、同二己年四月四日、羽村の方より掘初め、高井戸邊にて御入用遣切、それより自分入用千兩をして、同じ十一月十五日といふに四谷大木戸迄、行程十三里餘掘割、又二千兩を被下。翌四月に至て虎御門外まで掘割水引功成、玉川といふ姓を兩人に給はり、二百石の給地を宛行れ水道を用る後に有て兩人とも斷絶す。水元羽村の川幅凡六丁餘、川幅一圓の井堰をもつて江戸方へ水せく。是を羽衣の堰といひ、また時雨の堰ともいふ。今此上水流末廣大にして、四谷麴町より御本城へ入、西南は赤坂・西の久保・愛宕下・增上寺の邊、是は松平豐後守屋鋪の邊・金杉左右海手都て北手南東方は外櫻田・西丸下・大名小路一圓・虎御門外・數寄屋橋外・土橋・京橋川南手・八丁堀・靈岸島方・新堀川より永代迄南手・築地濱御殿より西手一圓此水不用ところ寸地もなし。

同助水

多摩郡箱根ヶ崎村狹山池といふあり。此地三萬七千五百坪、四

（府中用水）（寛文の修工）（上水起原）（猪頭辨天池）

方高臺にして南僅に一筋に流る。羽村より東北へ壹里。往古は流水ありて、今砂川村より青柳村・谷保村を歷て府中用水に落合しと、承應年中玉水上水（川カ）掘割に成て、砂川村より南は堀筋絶て玉川上水への助水と成、一廉の流水なりしが、寛文度より元祿の頃までに池邊高臺の御林伐拂と成、涌水滅ぜしといふ。是樹木なくにのづから土砂押埋平野と成。安永元辰年新田御高入になり、今は見付畑芝秣場と成、次第に名のみ殘りて池形失たり。

【寛文年錄】云、十年庚戌五月二十五日、玉川水道狹く有之候に付、三間廣いたし、兩方に土手植木可仕候旨、御歩行目付藤井善右衛門・江守傳左衛門兩人奉行被仰付之旨老中傳達之。水道は向後町年寄支配可仕旨老中傳達之。

神田上水

【江戸砂子】云、神田上水は水源猪頭辨天池より流れ出、ことに清潔にして旱魃といへども涸ることなし。承應年中江府上水にかゝる玉川の水も落合ぬれば、是は助水となるなりと。【江戸志】云、承應年中江戸上水掛ると云は誤りならん。【武德編年集成】に云、大久保藤五郎忠利天正庚寅武州へ御入國の時、用水を窺て言上すべき旨命ぜらるゝ所、忠行多摩川多摩川と書しは誤れり。井頭池なるべし。の水を小石川筋より通ずべきよし、そのゆへをこと〴〵くのぶ。則その名を主水と改らるゝと見へたれば、天正十八年より上水の

ことはあるなれば、承應といふは誤りなるべしと、今案に此上水は

大猷院殿の御代掘割給ひし事は諸記にも詳なり。然るにこゝに天正十八年よりの事といへるは誤れり。たゞ其頃上水の命ありて、水利を考へ申させ給ひしなどいふに過べからず。慶長頃まで江戸上水のあらざるよしは、前に記せる【見聞集】によりてはをしてしらる。又【上水記】云、

神祖武藏野へ御鷹ありしころ、百姓某（今の神田上水元水役茂十郎といへる者の祖先なり。）上水々元のこと言上し奉る。又　台德院殿　御成ありしころ、井の頭とかたばらの木に　御彫刻あそばされしといふ。或は大猷院殿（永脱カ）御鷹ばり遊れし。又寛年中ともいへり。

大猷院殿度々この池を　上覽ありて、上水開發いてきしと。此水を以　御茶をめし上られしゆへ、今にその下流を御茶の水と名付しといふ。（下流を御茶の水といふは甚麁強の說なり。）或は神祖御茶の湯に遊ばされしとも傳ふ。又世にある井の水元なれば、井の頭と云へきよし。

（小石川上水）

台命ありしゆへの名ともいへりと。又此上水古くは小石川上水とも稱せしにや、【事蹟合考】に江城の西北落合・中野等の西北、猪頭の辨才天の池を引て、小石川水戸家の本館にかゝり、水戸橋うち小河町より神田本町筋日本橋の北河岸をかぎり、兩國大橋のうちをひろく廻らす、是を小石川上水といふと記たり。【御府内上水在絕略記】云、武藏國多摩郡吉祥寺村牟禮村境、今神田上水井の頭池といふ。往古鎌倉右幕府武藏野軍行のとき、炎暑甚にして、やどりもなく、木陰もなく、一滴の谷水もなし、士卒羸痩すと、幕府天を仰で祈念有之に、一ツの靈水滿々たり。年歷てあされり。其後數百の春秋移りて。

（井の頭池）

御入國のとき、江府用水之義被　仰出。内田六二郎といふもの老翁の語るを聞て、右靈水の蹟を掘穿ちしに、四五尺にして土砂を吹、清水涌出たり。是が訴によりて爲御鷹野被爲成。水は清し、味にて茶にて可知と　上意ありて御茶被召上、美味成との　上意あり。慶長の初

（七の井の池）

台德院樣にも被爲成、御茶被爲　召、此跡今に存在す。江府用水に開發被仰出、南光坊僧正を以七日七夜の御修法ある所、七所より清水涌出る。台德院樣　上覽有て、御手づから七の井の池と木蓮花といふ立木へ御小刀にて被遊。益水勢充滿たり。夫より十六ヶ村目白下迄行程五里、掘割水を引、小石川・小川町・神田御殿へ懸け、神田邊部ての用水と成。神田の井の頭なりとの台命によつて、七の井の池を改め井の頭の池といひ、神田上水といふ。萬治の頃江戸川掘割に成、小石川に懸樋出來る、よつて水道橋といひ、御茶被爲　召所謂を以御茶の水の地名と成ぬ。今流末廣大にして小川町・神田・柳原・兩國に至南手一圓・文一橋より大手前龍の口川通り、北手神田橋外より鍛冶橋外・比丘尼橋川・京橋川北手・木材木町通り・江戸橋一圓・小網町通・永代迄の內北手一圓、すべて不懸所寸地もなし。

（水道橋）

（水の茶御）

同助水

（善福寺池）

【御府内上水在絕略記】云、多摩郡吉祥寺村の北壹里に當り、井草村善福寺池といふあり。（今は寺なり、池の名とす。）一廉の水涌る、和田村にて神田上水に落合。

右の貳流堀筋都て御手入なし。

玉川上水代々木村より神田上水への助水口あり。淀橋町久兵衞持水車へ懸り、直に神田上水へ落合、此堀筋土橋三ヶ所御普請所にして、都て久兵衞進退す。【元文年錄】云、四年巳未八月二日、神田・玉川上水向後町奉行支配に相成、道奉行は道方斗可相勤之旨、於桔梗之間本多伊豫守殿被仰渡之。

溜池

（櫻田池）

江城の西方赤坂のほとりの池を溜池とよふ。その水流るゝ事なく、よどむ水なればしかいふにや。【江戸鹿子】昔此池水を江戸中の水道に引注ぎし事は、既に上水の條に辨ぜり。案に古は殊に廣き池なりしにや、永祿二年改の【北條役帳】に、島田衆太田新次郎貳貫三百文江戸櫻田池分を領するよし載たり。櫻田は虎の門内より山王邊までの古名なれば、櫻田池分と云もの今の溜池なるべし。

淺草川

此川の事は淺草の條に記す、大川ともいへり。

神田川

神田川の名は古き唱へなるにや、天文十九年三月十九日、北條氏康が用土新左衞門に與へし文書に、武州高山知行の內、神田川よけの鄕進之候と見へたり。此神田川と書しは何の邊を指ていへるにや詳にせず。されど前の上水の條にもしるすごとく、慶長の頃神田明神山の岸の水を、御城下東北の町へ流せし由【見聞集】に記せしは、全く今の御茶水筋の川にて、下流れ玉ヶ池の邊を歷て淺草川に合せる如くおもはるれば、文書に記せし神田川も、とにかく此川を指ていへるなるべし。今神田川といふは、船河原橋（俗にどんど橋といふ。）邊より御茶水、及柳原堤外を過て淺草川に落合へるまでの呼名なり。此川昔は水も深からずして舟運送の不便なりしを、萬治年中松平陸奥守綱宗に命じて、船入の川に掘割せ給ひし事は諸記に見へたり。

（どんど橋）

（伊達綱宗に濫觴を命ず）

【萬治年錄】云、三年庚子二月十日、牛込より和泉橋迄船入堀普請、松平陸奥守被仰付之、依在國以奉書被傳之。（萬治四年辛丑也。）【寛文年錄】云、元年三月廿九日、松平龜千代へ被仰付候御堀普請出來に付、爲上覽已上刻御成。同四月十一日、松平龜千代に被仰付候筋違橋より牛込迄の船入御堀御普請、成就出來に付、彼家老弁下奉行殿中へ召之、白銀時服被下之旨老中傳之云々。

然るを世の人、駿河臺と本鄕とは元山丘一連の地なりしを、綱

（御茶の水に就て俗傳）

宗新に掘割て今の地形に變ぜしといひ傳ふるは誤なり。（本ノママ）本郷なり本郷と駿河臺との間の谷にもとより細流在しを、掘廣げしめ給へるに過べからず。現に正保頃（大久保酉山忠寄、元年甲申より二年乙酉迄の圖なるべしと云奥書あり。）の寫本【江戸繪圖】にも、吉祥寺橋（今の水道橋をいふ。）より筋違橋までの川、既に今のごとくに圖したり。

紅葉川

（中橋廣小路町）

中橋大鋸町と下槇町との入堀なり。その名付し由來を詳にせず。此川昔は中橋下を歷て御堀に通ぜしが、後埋立て廣小路と成り、其後又町並と成しゆへ、今も川蹟を中橋廣小路町と稱せり。

神田堀

（安倍正之工事）

鎌倉河岸龍閑橋の邊より御堀の枝流となり、東の方馬喰町に達し、それより南に折れ、濱町にかゝりて大川に合す。近き年馬喰町邊にて船入を止めしゆへ、今の二流の入堀のごとくなれり。（馬喰町邊より濱町邊迄を濱町堀といふ。）案に【元和日記】に二年丙辰十月、江城の北神田の堀をほり、土手を築く、安倍四郎五郎正之奉行之と載たれば、古きよりの堀と見へたり。又【北條役帳】に太田新六郎知行の内、六貫五百八十四文、江戸神田内新堀方澁江分と書しは、若此堀を指ていへるにや。とにかく古き堀なるべし。

八丁堀

（長さ八町の堀）

寛永年中通船のため、長さ八町の堀をほられし故かく云と。【紫一本】これに據ば、たゞ八町堀町の處のみ名付し堀にはあらで、京橋下より御堀續きまでをも通じて八町堀と稱すべきなり。たま〳〵町名に殘りしゆへ、その邊の川名とおもへるは誤なるべし。

藥研堀

兩國橋の南、元矢の倉の入堀なり。昔は横山町邊まで入て、幅も殊に廣く、御米藏の船入川も此堀に續きしと云。今の如く狹められしは、元祿年中御藏を築地へ移されし後なるべし。

土井堀

（稻荷堀）

甚左衞門町の南なる入堀なり。昔堀の東邊に土井氏の屋鋪三家並び在しゆえ呼名とす。又こゝに稻荷社立るを以て、稻荷（トウカン）堀とも稱せり。此堀は南北とも通ずる處なく、中ほどより西の方酒井雅樂頭屋敷内に入り、同屋敷西境に添て小網町の入川に達せり。

伊勢町堀

日本橋・江戸橋通りの川より北に分れて、伊勢町邊までの入堀なれば呼名とす。

牛か淵

九段坂脇の御堀をいふ。昔此處へ錢を積たる牛車落て、その牛死せしよりの名といふ。【江戸名勝志】

菰か淵

飯田町堀留の邊をいふ。【江戸紀聞】

龜井

櫻田姫門の内にあり。此水に龜の有て、時々あたりの人見るとなり。清水にて御茶の水に用るとなり。【江戸鹿子】

姫か井

山下御門と幸橋の間土手際にあり。此姫か井あるゆへに姫御門といへり。又櫻か井とも稱す。【江戸紀聞】

柳の井

虎の御門の内、對州公の屋鋪の前にあり。いかなるわかちをしらず。【江戸鹿子】

封の井

櫻田青山大膳公の屋鋪の内にあり。往年まで惡水にて、用水ならでは用ひがたかりしに、空觀法師の加持しける時に、此水忽ち清していまは冷水なり。よつて封の井といふ也。【江戸鹿子】

（空觀法師）

櫻か井

井伊侯の屋鋪表門の下にあり。渡り九尺ばかり石垣にて組あげ、釣瓶車三ツ竝びてあり。世にめづらしき大井戸なり。【江戸紀聞】

柳井

喰違内清水坂の下にあり。いつの頃にや好事のものありて、清水ながるゝ柳陰といふ西行法師の歌より、此井を名付しといふ。【江戸紀聞】

三ツ辻の井

小川町松平伊豫守屋鋪の前にあり。慶安年中若君樣御咳嗽御夜啼をなやみ給ひしに、此井に御立願ありしかばそのまゝ癒へ給へり。これによつて世の人、咳嗽或は夜啼など云ふことをするもの、此井戸に願をかけしに、しるしあらざるにぞなしと。【江戸紀聞】

龜の井

神田すだ町永井甲州の屋鋪の内にあり。此水清冷にして折々御茶の水にもくまれけるに、底に沈みたる物は取上がたくてやみぬ。それよりして鐵氣の水に交りて、今は用水ならではなり

がたし。折々大きなる龜の出で見ゆるとかや。よつてこれより龜の井とよぶ、口五六尺にして底に至るほどその廣をしらず。誠にすさまじき井なりとかや。〔江戸鹿子〕

門跡の井

横山町二丁目南側、町屋の裏にあり。昔此所に本願寺門跡ありし時の井なり。そののち築地に移さるゝよし。〔江戸志〕

山伏井戸

濱町往來の道の中にあり。中頃水あしかりけるを、山伏の祈りけるより、もとのごとく名水となれるよし。〔江戸志〕

譲の井

（水冷）

栁町にあり。かくれなき冷水なり。日本橋よりはじめ新橋のあたりまで、夏月の炎暑のむりは、此井を汲て、茶碗一ツを青銅一錢に替て商賣するもの多し。中比富家の主、掘抜の井を穿て酤水の人に賣、是をもつて子孫に譲る。ゆへに世の人稱して譲りの井といふ。〔江戸鹿子〕

姥か井

（水錦屋）

竪大工町にあり。水屋鋪の井なりしよし。はじめ老女の此地を持たり。しかるに此井名水なるをもて、後御用屋敷となりしと。〔江戸紀聞〕

恵比須の井

鍛冶町二丁目にあり。昔此井を掘し時、土にて作りし恵比須の像を掘出しけるより名とすといふ。〔紫一本〕

柳原封疆

（柳を植う）

筋違橋より淺草橋へつゞけり。そとは神田川なり。むかしは柳なかりしを、享保の初年此所を成らせられし頃、柳原といへは柳を植へきよし鈎命ありて、植られしなり。〔江戸志〕

新封疆　附土手藏蹟

紺屋町の堀ばた通なり。明和四年、此土手をきづきしといふ。〔江戸紀聞〕案に〔萬治記〕に元年、日本橋の四日市（今藏屋敷といふ。）と白銀町と兩所、東西の長土手を築き、上に並杉を植らる。伊丹藏人・村越治左衞門・曾我孫右衞門下知すと見へたり。此白銀町（今本銀町と書す。）土手と云は、恐くは此新土手の事なるべし。紺屋町と本銀町とは川を隔てしのみの地なり。もしくは明和四年修理などありしを誤り傳へしにや。因に云、昔本銀町土手に土手藏と云ものを作りし事あり。その始末は享保の比、町年寄等が書上に見へたれば左に錄す。

（土手藏に關する書上）

一　本銀町土手之義者、萬治二亥年中村長門守殿・神尾備前守殿町奉行御在勤之節被仰出、松平陸奥守殿御手傳にて、駿河臺御茶水通江戸川之堀を被仰付、其土を以土手を築立申候。其後度々土手藏に築立申候。其後度々土手藏相願候者有之候得共、御取立無御座所、正德三巳九月、阿部豐後守殿被仰渡、丹羽遠江守殿御在勤の節、西紺屋町權左衞門・松下町長十郎・上横町善吉相願、右三人の者共え御書付を以、土手の地面不殘前店貳間通共に被下置、土手藏に仕立候樣被仰付候處、入用金大分の義にて仕立申義難成、剩土手の土石等をも賣拂、土手取崩し、三町平地仕置候而請貧人ども其後段々病死仕、不埒に罷成候。依之取崩候土手を元のごとく築立候義、御役人中御吟味有之候處、新規築立并修復共に、惣入用金高四千八百兩餘相懸り候積にて御座候、請貧人も無之に付、段々御了簡の上、土手の明地永々可被下置候間、土手藏に仕立候樣被仰渡候得共、相願候ものの有之、御内寄合被仰出被　仰付候。

公義御入用も懸り不申、唯今の土手藏七ヶ所出來仕候外四ヶ所は古來の通土手に仕置、修復仕候樣被　仰付、享保四年亥十月十八日、出雲守殿御内寄合にて被　仰付、委細言上御帳に記、七年限りて成就仕候事。

一　向後土手藏願人有之候處又候土石等賣拂、明地に仕置候ては不埒の義候間、古來懸來候土手取崩の義は御取上無御座候旨、享保五年子七月十七日、出雲守殿御番所にて被仰付。唯今出來仕候土手は、前方明地有之候場所にて、土手藏に被仰付候ても、有來候土手取崩し候義は、畢竟御忠節之筋にも無之故、此以後共に古來の土手取崩し候義は堅仕間敷旨被　仰付候。先年は土手半分は北の方町々の支配、土手半分は南の方町々支配に御座候處、正德三年巳九月、請貧人共え被下置候南の方傍に、杭より北之河岸石垣際迄土手藏主の支配被　仰付、川幅弁橋等は北の方町々支配に罷成候。依之本銀町一丁目河岸通、北の方町々の支配にて修復等仕候。橋の際より南の方長二間は龍閑町中の物揚場共、次六間は土手藏主物揚場、其次四間者本銀町物揚場并土手藏前店六間は藏主支配被　仰付候上水升の際に取置見世有之、是者本銀町一丁目支配にて御座候。河岸通掃除并捨物等其外土手藏主の世話に仕候。惣て土手藏前は藏主の支配仕、古來の土手前二間通物干場前店髪結床等の地代は、土手預酉紺屋町名主六左衞門方え只今迄之通相納、右地代を以永々土手の修復仕候樣被　仰付候。右銘々場所切に支配仕、相互外え一切構申間敷候旨被仰付候、土手前捨物倒物は其外町役入用の義は其町々相對の上相定申候。牢屋脇善藏土手の義者、先年請貧人土手地面被下候節、御忠節に仕立差上候間、向後義破損等有之候者、右七人の者共申合、入用金出合、永々修復仕候樣被仰渡候。

（町々支配の土手）

一　土手請貧權右衞門・長十郎・善吉并家質證人喜兵衞四人共

病死仕候に付、其節本銀町町人どもへ土手藏に仕立候様に被　仰付候得ども、三町とも取拂明地にて御座候得は、曾て望に無御座候よし出雲守殿へ申上候に付、其以後出雲守殿御番所へ名主六左衞門被召出、家質證人の支配の名主にも有之間、取崩し候明地の分土手藏に致候とも、又は土手成りとも仕立候ば、一町目五十二間の土手藏、前方請負人も不埒の御取上置候間、右の土手幷家質ともに御渡可被成旨被　仰渡候。然ども右土手の義は松下町善兵衞・善九郎兩人にて金千兩餘入用掛出來仕候義御座候間、右兩人に被下置候は壹町目四十二間仕立させ可申旨奉伺候得共、享保三年戊三月十八日、能登守殿御内寄合にて被　仰付、牛込若松町四郎右衞門手前入用を以仕立、同九月出來、善九郎善兵衞には御取上の土手藏被下置、四郎右衞門には其節出來の土手藏被下置。小傳馬上町三十二間場所、權七方には普請取掛候得者相濟候處、本材木町八丁目次郎兵衞、前方此場所石垣請負金三百兩餘損金仕候に付、右場所被下置候ば土手藏に仕立可申旨相願、享保三年戊九月廿七日、出雲守殿御内寄合にて右次郎兵衞に被仰付、井平右衞門町久兵衞兩人にて二ヶ所仕立、翌亥九月出來仕候。大傳馬壹町明地名主勘ヶ由、名主六右衞門兩人にて相願、亥三月六日出雲守殿御内寄合にて被仰付、三十二間勘ヶ由一分の入用を以土手藏に仕立、同九月出來、殘り二十八間の場所一ヶ所相殘、六右衞門方にて仕立申候。前方土手藏家質差出候節、家質人喜兵衞家屋鋪に書入金貳百五十兩有之處、右金子六右衞門立替相濟、家質差上候に付、町年寄方にて御座候家質證文同十月廿七日、出雲守殿御内寄合にて相願、六右衞門方へ被下置候。

一　本銀町一丁目土手藏長五十四間、同續四十貳間二ヶ所、享保六年丑十二月十日、神田邊より出火の節致火入燒失仕候。唯今迄者一棟に仕候に付、戸前一口より火入候得ば不殘燒失仕候に付、此以後善兵衞吉九郎土手藏四棟に仕切、同續四郎右衞門分土手藏者三棟に仕切、間を一間宛明ケ、鋪六間高さ先格の通二丈五尺に修復仕度旨相願申候之處、享保七年寅三月十八日、出雲守殿御内寄合にて被　仰付、願の通被仰付候。

本銀町前店の義、土手鋪幅之分二間通、正德三年巳九月被仰付、土手請負に被下候處不埒に付、其以後名主六右衞門被仰付、享保五年子十一月六日、出雲守殿御内寄合にて土手藏不殘出來、六右衞門に被下置候に付、前店壁家蠏から屋に仕度奉願候所、壁土藏造りの中に候間、蠏から屋には不被仰付候。土藏作り壁屋に仕候様享保九年辰八月六日、美濃守殿御内寄合にて被仰付候。

一　本銀町二丁目・三丁目・四丁目下水伏候義、本銀町町人ども名主太郎右衞門・奈良屋市右衞門方へ呼候間、前店建下水伏候（下水を伏とす）

ても無障哉と相尋候處、障り無之由申候得ば、其趣連判に認差上候、下水伏の義町内道幅の内にて御座候得共、下水え龜甲を請候得ば、土手請負地面にも不罷出候上は、貳間の外二三尺も出し、下水伏町内水吐にも用遣可申之よし御請仕候に付、享保十年巳五月十六日、下水伏候ても障無之段、道奉行大久保三太夫殿・櫻井庄之助殿え美濃守殿より添手紙名主六右衞門被下、持參仕、下水吐の儀三太夫殿え被仰付候。

一　本銀町川の義は享保六丑年、今川橋本銀町三丁目より先は埋候様被仰付候。然處川浚の義、新規に川向より町年寄奈良屋市右衞門方え享保九年辰三月十八日、相願被仰付、三分一の割、壹丁目善兵衞善九郎・四郎右衞門は川遣候付割合出し候、名主六右衞門支配の土手にては、割合難成の由申候得ば承届候。其節川向より殘り之土手藏主共え割合懸け申度旨願候に付、土手藏川の義は數年埋有之候に付、川を遣申候儀無御座候。此上浚出來候ても川を遣申間敷候間、右浚入用雜差出のよし申上候得ば、是非被仰付筋には無之由被仰渡候。

一　本銀町土手藏の義、近所共不殘土藏作り壁屋に罷成、其上土手藏にては濕氣深く、借り手無御座、不殘明藏に罷成、修復仕候ても無益の物入多迷惑仕候。土手藏の分不殘土芝を除、瓦伏候得ば物入も少く、火の用心も能罷成候、芝を（土手藏を瓦葺に改む）

除け瓦置斗にて町屋には不仕候。且又藏の内にて火を爲焚申間敷候間、被仰付被下候様に、享保十年巳十二月十八日、美濃守殿え奉願候。尤本銀町壹丁目善兵衞善九郎・四郎右衞門分土手藏は、最前棟を分け被仰付、此度善兵衞善九郎分も五棟に奉願、四郎右衞門分も前格の通三棟に奉願、大傳馬町壹町三十二間一ヶ所、勘ヶ由土手藏は三棟に奉願、三十間一ヶ所六右衞門土手藏は三棟に奉願、小傳馬上町三十貳間一ヶ所幷二十八間一ヶ所次郎兵衞久兵衞分は四棟に奉願。尤棟の間壹間宛明け、右芝を除、瓦葺に仕度段繪圖以奉願候得ば、享保十一年午四月廿七日、美濃守殿御内寄合にて土手藏主七人のもの被召出、御老中御伺の上、願の通屋根瓦伏ぜ候様被仰付候旨を被仰渡候。

紀伊國坂

竹橋御門へ上る小坂なり。昔此所に尾州・紀州の御館ありしとなり。故に名づく。〔江戸志〕

霞ヶ關坂

【江戸鹿子】云、此關今の櫻田内松平藝州公の屋敷と、黒田右衞門太夫屋鋪の間の坂をいふとなり。これ東の名所にして、東方を見をろして誠に絶景なり。或古記に云、荏原郡霞關。日本武尊爲蝦夷之儲關也。爾來連綿大被置之。擧國之勝景而然其遠

眺隔雲霞。故有霞關之號云々。【武蔵野地名考】霞ヶ關西に高岡あり、東向の所なれば富士は見へず。西なる川流れたり。【名所方角抄】案に、當所霞ヶ關の事はたしかなる據なし。古歌に詠ぜし當國名所の霞ヶ關は、多磨郡關戸村邊のごとくなもはれたり。既に【回國雑記】に、「名に聞へし霞ヶ關を越て」としるせし次第も、かの郡中にての事なり。

（古の霞關は多磨郡）

潮見坂

松平周防守・松平筑前守の屋敷の間なる坂をいふ。【江戸紀聞】

淡路坂

（陶山關）

虎御門内松平周防守・内藤備後守屋敷の間の坂なり。陶山關ともいふなり。【江戸名勝志】

清水坂

（清水谷）

麹町尾州御屋敷と井伊氏の屋敷との間の坂なり。【江戸名勝志】清水谷とも唱ふ。

鍋割坂

一番町堀ばたより新道一番町へのぼる坂なり。【江戸紀聞】

法眼坂

（宅間法眼）（眼法藤齋）

二番町内に有。むかし宅間法眼とて畫師のすみける所なりといふ。【江戸鹿子・江戸砂子】同じ。又齋藤法眼と云人の屋敷、この坂ぎはにある故の名なりと【紫】【一本】此説是なり。宅間法眼榮賀といへるは乾元の比の畫師なり。その子孫の宅間法眼といひて、慶長以來この番町に住せしを更に聞ざる事なり。しからば齋藤法眼の住せしといふ説可ならんか。その法眼は齋藤金七が祖なりと【紫の一本】にいへり。【江戸志】

行人坂

（法印坂）

裏六番町表二番町の間にあり。中比この坂の傍に、何がしの法印といふ行人住居せし事あり。ゆへに行人坂といふ。或は法印坂ともいふ。法印坂を誤て法眼坂と云ものあり。【江戸紀聞】

富士見坂

赤坂松平出羽守殿の屋敷の前なり。空はれたる折ははるかにふじ山見ゆ。よつてしかいふ。

あかるよりうち見るふしの山なれば
　とをくもこそはむさしの丶原　【江戸鹿子】

梨の木坂

井伊家の屋敷のうら門をいふ。近き世までも梨の木ありしに、今は枯てその名のみのこれり。【江戸紀聞】

（三念寺の舊地）

三年坂

市谷御門のうちより六番町へ上る坂をいふ。寛永十三年御郭出來の時、あらたに開けるゆへ三年坂と名付しよし。【南向茶話】瀬名貞雄が云、右の説いぶかし。今本郷元町にある藥王山三念寺は正しく此所にあり。今の高木氏・榎本氏等のやしきは三念寺の舊地なるよしを聞ば、うたがふらくは夫ゆへの名にはあらずや。【江戸紀聞】

切通坂

三年坂のつぎの坂なり。市谷御門より表六番町へのぼる坂なり。【江戸紀聞】

（青松寺の舊地）

貝坂

麹町四丁目南の方貝塚にある所の坂なり。貝塚はもと芝青松寺の舊地にて、此寺青松甲斐といへる人草創なるべし。此所今玉虫氏屋布にその蹟あり。ゆへにかくいふ。【南向茶話】

（九段坂）

飯田坂

今九段坂ともいへり。近き頃まで家爲九段に作りなせしゆへなり。今はそれも名のみなり。むかし飯田喜兵衛が住し所なりと。【江戸紀聞】

中坂

飯田坂と冬青樹坂との間に在り。故に呼名とす。

冬青樹坂　又檜木坂と書

中坂の北なり。此所に古きもちの木のありしかばかく名付るといへり。又さにはあらで、此坂の傍に古木の□木あり。その木世にたぐひなきものにて、誰もさだに知るものなし。よそめには冬青樹のやうにまがへり。此木先年の火災にかゝりて、再び枝葉をあらはさずとなん。今は礒野氏の屋布の内にありといふ。【礒野家記】

二合半坂

檜木坂のならひなり。日光山の半みゆるなりと。【再校江戸砂子】に記せるは甚附會の説なり。別に故あるべし。【江戸紀聞】

皃角坂

水道橋より駿河臺へのぼる坂なり。昔はさいかち多くあり。ゆへに坂の名とす。今はたゞ一本殘れり。【江戸紀聞】

淡路坂

昌平橋の方より駿河臺へのぼる坂なり。

埃坂

火消屋布の上へ上る坂なり。本の名光感寺坂と云よし。【江戸紀聞】又甲賀坂ともいふ。（光感寺坂・甲賀坂）

觀音坂

埃坂のならびなり。【江戸紀聞】昔淺草の淨念寺當所に在て、觀音堂坂の中ほどに立し故名付といひ傳ふ。

唐犬坂

いつの比にや、池田氏屋布に唐犬ありしゆへ坂の名によべり。【江戸紀聞】池田坂ともいふ。（坂田池）

善國寺谷

善國寺谷は麴町六丁目より番丁へのぼる所をいふ。又鈴振谷ともいふ。【江戸紀聞】（谷振鈴）

樹木谷

裏二番町と五番町の間の小路をいふ。昔此所へよるべなき者のたなれ死たる、或は成敗に逢たるものなど捨しなり。されば地獄谷といふ。世の人後にこの名を忌て、樹木谷とよぶ。これは此邊栗・柿・櫻の木など多く有しゆへに唱へかへしといふ。【紫本】（地獄谷）

御厩谷

表六番町のうらの方をいふ。むかし此邊に御厩ありし故の名也。紅林氏の屋敷の裏に、御馬の足洗ひし池殘りて有といふ。【江戸紀聞】

竹　橋
雉子橋
一ツ橋
神田橋
常盤橋
吳服橋
鍛冶橋
數奇屋橋
幸　橋
筋違橋
淺草橋

以上十一橋の名義等は御門の條に記たればこゝに略す。

道三橋

龍の口の入堀。道三河岸に架せり。【江戸志】云、今大路玄朔延壽院道三法眼、天正六年、大閤賜於城州五百石、寛永五年十二月十日於江戸死、八十三歳。【諸家醫傳】此道三、召により江戸へ下り、日々登城せり。或時御めしありしに、少し登城のおそかりければ御咎を蒙り、御堀を廻りければかくれそなはりしと申上ければ、そのまゝ橋を掛られしと云々。（醫師三道）

錢瓶橋

常盤橋と吳服橋との間にて、同し入堀に架せり。昔此橋懸初し時、錢の入る甕（瓶カ）を堀出せしよりの名なる。【江戸紀聞】三浦淨心【見聞集】に云、舟町（今の道三河岸にありし町なり）と四ケ市の間にちいさき橋たゞ一つあり。（御打入前よりなるべし）是は往來の橋なり。文祿四年の夏の頃、此橋のもとにて錢がめをほり出す。永樂・京錢うちまじりてありしを、四ケ市のものども此錢がめを、町の兩御代官板倉四郎左衞門殿・彦坂小刑部殿へさゝげ申したり。それより此橋を錢がめばしと名付たり。そのみし棚橋どもは皆くちはてゝ、その蹟ほり川となり（今の道三河岸のいまはれびたゞしき橋かゝりたり。昔の棚ばしは、絶て久しくなりぬれば名こそながれて猶きこへけれど、ふるきの葉ぞれもひ出にけると云々。一說【江戸砂子】に昔此橋の邊にて永樂錢の引かへありて、錢替橋といひけると載しは謬りなれば、古き御徒頭の日記に、錢かへ橋又錢がみばしとも書たりと聞傳ふれば、錢がへ橋と稱せし事は據なきにしもあらず。（錢瓶錢替橋）

新し橋

虎門と幸橋との間にあり。【治世略記】云、寛文八年四月當春火事に付、虎御門・幸橋御門の間新規に橋かゝる、新橋と云々。

俎　橋

九段坂下より小川町の方へ通る橋をいふ。

水道橋

此橋に並びて上水の大樋あるゆへ名とす。昔此橋の東北に駒込の吉祥寺ありしかば、古は吉祥寺ばしともいへり。【江戸紀聞】（吉祥寺橋）

昌平橋

筋違の西の方にて神田川に架す。元祿の江戸圖には相生橋とあり。聖堂御建立ののち、魯の昌平郷の名かたどり、かく名付給ひしなり。【江戸志】或人の日記に元祿四年二月二日、筋違橋より西の方の橋を、今より後昌平橋と唱ふべきよし仰下されけり。是までは相生橋、または芋洗橋などよびしと云々。（魯の冒平郷に名る）（相生橋・芋洗橋）

和泉橋

是も神田川にかゝる。藤堂和泉守の屋敷の通りなれば呼名とす。

新し橋

和泉橋より下流東の方にあり。

柳　橋

（舊柳橋）

淺草橋の東大川へ出る邊に架す。【江戸志】に是ば新柳橋なり。舊柳橋といへる、藥研堀の下にありといふ。

一石橋

（八橋）

此橋の南に吳服後藤、北に金後藤あるゆへに、ごと〳〵と秀句して、俗に一石橋といふよし。【江戸鹿子江戸砂子】に同じ　或ば此橋を八ツ橋といふ。此橋にて見わたせば吳服橋・鍛冶橋・鎧橋・常盤橋・日本橋・江戸橋・錢瓶橋の次の小橋ともに一覽する故に名付とかや。【江戸鹿子】

日本橋

欄干葱花子の銘に、萬治元戊戌年九月吉日、鑄物師椎名兵庫頭吉綱と鐫す。長二十八間、此橋江戸の中央にして、諸國への行程もこゝより定めらるゝゆへ日本橋の名ありといふ。俯廓然【游歷記】に云、日本橋は海内にしらざる者なく、ましてや此橋を以て江戸首途のはじまりとし、處々馬繼の行程を定む。所謂品川へ貳里、板橋へ三里、王子へ貳里餘、千住へ貳里、四ツ谷道分貳里、練馬三里半、行德へ（舟路一里陸路三里）等、此處より人馬の駄賃を定らる。扨又御府内東は淺草御見附へ拾四町、北は神田筋違御見付へ拾三町、西を顧れば御城へ行程十餘町、且橋上には往來の四民、貴賤上下、男女老若、諸商人、馬車晝夜をわかたず、風雨といへども群集する樣、諸國の名ある市日も爭及ばん。殊更橋の四方の町〳〵は、豪家軒をつらね、分限富を競ひ、問屋集ひ住、金銀爰に集る。實や六十餘州の繁昌を此處に攝したれば（繋カ）、日本橋と名付しも理りと覺ゆ。又橋下には若干の舟船繋互し、漕あり、泛たのしめるあり、乘込あり、乘出すあり、舟がいりするありて廣き河中も見へざるが如し。此東にならび掛たるを江戸橋といへるも、古來江戸とさしていふ時此邊の事とみゆ。【深草元政法師の紀行】にいはく、五日池上へまうでたるに、谷中へ出給ふといへば、諸堂おがみて、やがて江戸へをもむきぬ。たそがれに日本橋のもとにつく。二階なる所に月を見て。

（日本橋の詩）

日本橋邊日本秋。更無一事挂心頭。今霄新見江上月。影滿扶桑六十州。

山崎闇齋【遠遊紀行】に

日本橋

自是太平無事客。東關行盡幾山川。武江城上慶雲靜。日本橋頭人氣煽。翠帶紅衣常絡繹。玉鞍金輿每駢闐。相如題柱知何意。富貴從來元在天。

平岩仙桂【北越紀行】に

日本橋

十二街中市語囂。商船輻湊泛千艘。東來四去諸州客。卽是成都萬里橋。

（橋畔の高札邑々）　（人倫風俗に關する禁制）　（人身賣買の禁）

高札

定

一　親子兄弟夫婦を始、諸親類にしたしく、下人等に至るまでこれをあはれむべし。主人あるともがらは各其奉公に精出すべき事。

一　家業を專らにして懈る事なく、萬事其分限に不可過事。

一　いつはりをなし、又は無理をいひ、惣して人の害になる事をすべからざる事。

一　博奕の類、一切に禁制の事。

一　喧嘩口論をつゝしみ、若其事ある時はみだりに出合べからず。手負たるものかくし置べからざる事。

一　鐵炮みだりに打べからず。若違犯のものあらば申出べし。隱し置、他所よりあらはるにおひては、其罪重かるべき事。

一　盜賊惡黨の類あらば申出べし。急度御褒美可被下事。

一　死罪に行るゝ者ある時馳集べからざる事。

一　人賣買かたく停止す、但男女の下人、或は永年季、或譜代に召置候事は相對に可任事。

附。譜代の下人、又は其所に住來るともがら、他所へ罷越、妻子をもち、有付候もの呼返すへからず。但罪科あるものは制外の事。

右の條々可相守之。若相背に於ては可被行罪科者也。

正德元年五月　日　　奉行

（傳馬駄賃の規定）

定

一　駄賃幷人足荷物の次第

御傳馬幷駄賃の荷物壹駄　　重サ四十貫目

歩持の荷物一人　　重サ五　貫目

長持壹棹　　重サ三十貫目

但人足壹人持重さ五貫目の積り、三拾貫目の荷物は六人して持べし。それより輕き荷物は貫目にしたがひて人數減べし。此外いづれの荷物もこれに準すべき事。

乘物壹挺　　次人足六人

山乘物壹挺　　次人足四人

一　御朱印傳馬人足の數、御書付の外多不可出事。

一　道中次人足・次傳馬の數。たとひ國持大名たりといふとも、其家中ともに東海道は一日に五十人・五十疋に過べからず。此外の傳馬道は貳十五人・廿五疋に限るべし。但江戸・京・大阪の外、道中にをひて人馬ともに不可追通事。

一　御傳馬駄賃の荷物は其町の馬殘らず出すべし。若駄賃馬多く入候時は、在々所々よりやとひ、たとひ風雨の節といふとも、荷物遲々なきやうに相計ふべき事。

一　人馬の賃、御定の外増銭を取におひては、牢舎せしめ、其町々問屋年寄は過料として鳥目五貫文宛、人馬役は家壹軒より百文宛可出事。

附。往還のともがら理無盡の義を申かけ、又は往還のものに對し非分の事有べからざる事。

右の條々堅可相守之。若於相背者可爲曲事者也。

正徳元年五月　日　　奉行

定

(切支丹宗門の禁)

きりしたん宗門は累年御制禁たり。自然不審なるもの有之は申出べし。御褒美として、

ばてれんの訴人　銀五百枚
いるまんの訴人　銀三百枚
立歸り者の訴人　銀三百枚
同宿幷家門の訴人　銀百枚

右の通下さるべし。たとひ同宿宗門の内たりといふとも、申出る品により、銀五百枚下さるべし。若かくし置、他所よりあらわるゝに於ては、其所の名主幷五人組まで一類ともに罪科に行はるべきもの也。

正徳元年五月　日　　奉行

定

(不良賣藥の禁)

一　毒藥幷似世藥種賣買の事堅禁制す。若違犯のものあらば其罪重かるべし。たとひ同類といふとも、申出るにおひては其罪をゆるされ、急度御褒美可被下事。

一　似せ金銀賣買一切に停止す。若にせ金銀あらば金座・銀座へ遣べし相改むべし。並はつしの金銀も、是また金座・銀座遣わし可相改事。

附。惣して似せものすべからざる事。

(貨幣鑄造に關する禁制)

一　寛永の新錢、金子壹兩に四貫文、壹分には壹貫文たるべし。御料私領ともに年貢收納等にも御定のごとくたるべき事。

一　新錢の事、錢座の外一切鑄出べからざる事。

一　新作の懸ならざる書物、賣買すべからざる事。

(買占及徒黨の禁)

一　諸職人いひ合せ、作事料・手間賃高直にすべからず。諸賣買もの或は一所に買置〆賣し、あるひはいひ合せ、高直にすべからざる事。

一　何事によらず誓約をなし、徒黨を不可結事。

右の條々可相守之。若相背においては可被行罪科者也。

正徳元年五月　日　　奉行

定

(駄賃及人足賃錢)

江戸よりの駄賃幷人足賃錢。

品川まで
荷物壹駄　九拾四文
乘懸荷人共　同斷
から尻馬壹疋　六拾壹文

附　あふつけはから尻に同じ、其より重き荷物は本駄賃錢に同じかるべし。

人足壹人　四拾七文

千住まで
荷物壹駄　九拾壹文
乘懸荷人共　同斷
から尻馬壹疋　六拾文
人足壹人　四拾六文

川口まで
荷物壹駄　百四拾文
乘懸荷人共　同斷
から尻馬壹疋　九十文
人足壹人　六拾七文

板橋まで
荷物壹駄　九拾四文
乘懸荷人共　同斷
から尻馬壹疋　六拾壹文
人足壹人　四拾七文

上高井戸まで
荷物壹駄　百六拾壹文
乘懸荷人共　同斷
から尻馬壹疋　百八文
人足壹人　七拾九文

下高井戸まで
荷物壹駄　百四拾九文
乘懸荷人共　同斷
から尻馬壹疋　百文
人足壹人　七拾三文

泊々にて木賃錢
主人壹人　三拾五文
召仕壹人　十七文
馬壹疋　三拾五文

右の通可取之。若於相背は可爲曲事者也。

享保三年十月　日

定

(火事に關する禁制)

一　火を付る者をしらば早々申出べし。若隱置においては其罪重かるべく、たとひ同類たりといふとも、申出るにおひては其罪をゆるされ、急度御褒美下さるべき事。

一　火を付る者を見付ばこれを捕へ、早々申出べし、見のがしにすべからざる事。

附。あやしきものあらばせんさくをとげて、早々奉行所へ召連來べき事。

一　火事出來の時、みだりに馳集べからず。

但役人差圖の者は格別たるべき事。

一　火事場へ下々相越、理不盡に通におひては、御法度の旨申

きかせ、通すべからず。承引なき者は搦捕べし。萬一異儀に及ばゞ討捨たるべき事。

一 火事場其外いづれの所にても、金銀諸色ひろひとらば、奉行所迄持參すべし。若隱置、他所よりあらはるゝにおひては其罪重かるべし。たとひ同類たりといふとも、申出る輩は其罪をゆるされ、御褒美下さるべき事。

一 火事の節地車だいはち車にて荷物を積のくべからず。鑓・長刀・力・脇指等ぬき身にすべからざる事。

一 車長持停止す。たとひあつらい候ものありとも造るべからず。一切に商賣すべからざる事。

右條々可相守之。若於相背者可被行罪科者也。

享保四年四月　日　　奉行

（車長持停止）

（銃炮の取締）

定

在々にて若鐵炮打候もの有之候はゞ申出べし。并御留場の內にて鳥を取申もの、捕候か見出し候はゞ早々申出べし。急度御褒美可下被置者也。

享保六年二月　日　　奉行

（新田取立の奬勵）

覺

一 諸國御料所又は私領と入組候場所にても、新田可成場所於有之には、其所の御代官地頭并百姓申談じ、何も心得の上、新田取立候仕形委細繪圖書付にしるし、五畿內は京都町奉行所、四國中國筋は大阪町奉行所、北國筋關八州は江戸町奉行所へ可願出候。願人或は百姓をだまし、あるひは金元のものへ巧を勸め、金銀等むさぼり取候義を專一（ハカ）に存。僞りをもつて申出るものあらば、吟味の上、相とめむるにて可有之事。

一 惣して御代官申付候筋の義に付、納方の益にも不相成、下々迄致難儀候事有之ば可申出之。併申立べき謂も無之、自分勝手によろしき儀計願出におひては取上無之候事。

右の趣、可相心得者也。

寅七月廿六日　　奉行

（放火に關する禁制）（三笠附句合并給拜博奕に關する禁制）

覺

一 火を付るもの召捕、町奉行所へ來るべき事。

一 火を付るもの、在所をしらば、早速可訴出事。右の品々有之ば、御ほふびとして此銀子三十枚下さるべし。たとひ同類たりといふとも其咎をゆるし、此御褒美下さるべし。怪敷ものは不體成とも召連來るべし。若火を付るものを見のがし聞遁しに仕、追而相知候はゞ、其科重かるべき者也。

寅十一月

覺

一 三笠附點者・金元・并致宿候もの・句拾ひ等、博奕打頭取・并博奕宿いたし候者、右の族當正月より相止候ものは可差免候間、彌此以後急度相愼可申候。若不相止者は當人は流罪、或は其品により死罪可申付候。句拾等は身體取上、非人手下へ可差遣候事。

右之通に候間、當正月以前の舊惡は可差免候間、正月以後迄も不相止族有之に於ては、何者にても町奉行所へ密々可訴出候。急度御褒美可被下候事。

但同類の內たりといふとも訴出勿論、自分の舊惡なも自今於相改は其科をゆるし、是又御褒美可被下候事。

一 如此申付候上は、都て家主并名主五人組のものとも申合、常々心がけ吟味いたし、疑敷もの有之に於ては早々可訴出候外より訴人有之、博奕頭取・三笠附點者・金元并宿いたし候者召捕候はゞ、其屋鋪取上げ、家主有之ば家主は家財取あげ、百日の手鎖かけ、兩隣并五人組家財取上げ、名主町內には急度過料可申付候事。

右の趣可相心得、萬一科なきもの意趣をもつて申出るに於ては、吟味の上、急度可申付者也。

享保十一年午正月

此度內藤新宿繼場に相成候に付、駄賃并人足賃錢。

內藤新宿迄

荷物壹駄	六拾七文
乘掛荷人共	同斷
から尻馬壹疋	四拾四文
人足壹人	三拾四文

右の通可取之。以來高井戶宿え直繼致間敷候。若於相背者可爲曲事者也。

明和八年月　日

江戶橋

日本橋より東の方。本船町と本材木町の間に架す。【江戶鹿子】に、日本橋に相續て江戶橋の稱ありしならんといふ。

京橋

日本橋通り南傳馬町と銀座町との間にあり。欄干葱花子銘に、正德元年卯年六月吉日、鑄物師田中丹波守重正と刻す。【白石紳書】云、むかしは芝口の町も京橋邊までにて、それよりこなたは後に出來しなり。さるによりて京橋邊の町の名、今も大坂町・住吉町などいふあり。これはその所に傾城町などありしよしといふ。

中ノ橋

京橋と牛草橋との中ほど、同じ川に架せり。

牛草橋

中ノ橋の東にあり。

中ノ橋

京橋と比丘尼橋との間にあり。

比丘尼橋

中ノ橋の西、同じ川御堀端に架す。

新　橋

尾張町通り、出雲町と芝口町との間に架す。是芝口御門の橋なり。故に今尚石垣等そのまゝ存せり。御門を立られし等の事は前巻古蹟の條に辨ず。

涙　橋

新橋の西の方にて同じ川に渡せり。

潮止橋

新橋の東にて同じ川に架す。潮の此邊にて止ると云義なるべし。昔こゝに鹽問屋多くありしと云あれど覺束なし。

今川橋

日本橋通り北の方、本銀町と元乘物町との間にて、神田堀に渡せり。【江戸砂子】に此橋は天和の頃掛しが、その時の名主今川氏なれば、橋名となせしよしをいへり。

龍閑橋

鎌倉河岸通り、龍閑町より神田堀に架せり。

甚兵衛橋

今川橋の東の方、小傳馬町と岩井町との間にて、同じ堀に渡せり。

難波橋

同じ堀の續き濱町にあり。橋の西難波町なれば呼名とす。

千鳥橋

難波橋の東の方にて同じ堀を渡せり。その名の起りな詳にせず。此餘今川橋以下此堀に架せる橋十五ケ所あれど、皆呼名もなき橋なり。

海賊橋

青物町と坂本町との間にあり。昔海賊の事を奉行せし向井將監の屋敷ありしよりの名なり、よりて將監橋とも呼べり。【江戸紀略】

中　橋

（將監橋）

海賊橋の南の方、樽正町と塗師町との間にて、同じ川に架す。小濱橋とも稱す。

（小濱橋）

越中橋

中ノ橋の南にあり。松平越中守屋敷の前なれば名とせり。

松屋橋

越中橋の南の方松屋町の邊にあり。

彈正橋

松屋橋の南本八丁堀の河岸にあり。

眞福寺橋

南八丁堀一丁目の西に架す。昔眞福寺といふ寺此處に在しより名付といへり。

（眞福寺）

紀伊國橋

木挽町一丁目に渡す。紀伊殿藏屋敷の邊なれば呼名とす。

水押橋

木挽町三四丁の間にあり。新し橋ともいふ。

（新し橋）

木挽橋

同町四五町の間に渡せり。

紅葉橋

本材木町四五丁の間より、中橋の方への入堀に架す。名義詳ならず。

藍染橋

同じ入堀西の方にあり。

海帶橋

本船町より小船町へ通る橋なり。【江戸鹿子】には六助橋と載て一名海帶橋としるしたれ、古くは六助橋を呼名となせしと見ゆ。

（六助橋）

伊勢町橋

海帶橋の北の方、同じ入堀に架す。伊勢町側なれば名付。

堺　橋

伊勢町橋より東へ達する往來にあり。堀江町と新材木町との間なり。【江戸志】に昔堺屋小左衛門と云者掛初しゆへ名付とすと

いへり。

親父橋

照降町より吉町へ渡る橋なり。昔庄司甚右衛門といふものかけ初るといふ。按に、庄司甚右衛門といへるものは名高きものなり。初勘右衛門といひて慶長の頃吉原の惣名主となされ、その頃奉行所などにても勘右衛門が異名を君がちちといへり。古來の大盡歷々のゝ葉に、遊女屋の亭主の事を君が親方といひしゆへなり。同十一年の頃、横山町に向崎勘右衛門といへる惡黨ありて、出入の事おこりしに、勘右衛門同名にてまぎらはしければ、奉行所よりの指圖にて、甚右衛門と改名しけりとぞ。〔吉原根元覺書〕かく君が親方と異名をとりし故、よの人もおやぢ〳〵など呼しかば、かれがその頃かけし橋なれば、おやぢ橋とはいひしにや。〔江戸紀聞〕

（吉原の惣名主甚右衛門）

思案橋

小網町一丁目・二丁目の河岸通にあり。

靈岩橋

茅場町より靈巖島へ渡る橋をいふ。

龜島橋

靈巖橋の南の方龜島町にあり。同じ枝流の川に架す。

高　橋

北八丁堀五丁目と湊町との間にあり。

稻荷橋

南北八丁堀五丁目の間に架す。橋の南に名高き稻荷社あるゆへに名とす。

中　橋

稻荷橋の西の方にて同じ川に渡す。

箱崎橋

箱崎町と小網町との間にあり。崩橋ともいふ。

（崩橋）

永久橋

箱崎橋の北の方大川の出口にあり。〔江戸紀聞〕に或記を引て、寶永元年七月、濱町新橋の名永久橋と唱ふべきよし命ぜらるといへり。

湊　橋

箱崎町と南新堀町との間に架す。

豐海橋

新堀町の東端にありて女橋ともいふ。

（女橋）

仙臺橋

濱御殿より北の方松平陸奥守屋鋪脇に在り、よりて名とせり。

萬年橋

築地采女ヶ原の東に架す。此橋より南に在を二ノ橋と呼び、それより東に在を三ノ橋といふ。

合引橋

萬年橋より北の方にて同じ川に渡す。

輕子橋

合引橋の東にあり。

備前橋

築地本願寺の東に架す。橋邊に松平内藏頭が屋鋪在ゆへその名とす。

本願寺橋

本願寺の東南角にあり。

境　橋

備前橋の東の方海よりの入川にあり。

寒（サムサ）橋

同じ川の海端に架す。明石橋とも唱ふ。

（明石橋）

辨慶橋

神田松枝町と元柳原町との間に在り。此橋の名付る所俗說さま〴〵あり。橋を三ツ合せて筋違にかけたるは、長刀の形に似たればとて名付しといふ。長刀なれば辨慶といひしも笑べき說なり。又むかし此所の髮結床に辨慶の畫かけてありしゆへ、いつとなく辨慶橋と云よし。是等〔江戸砂子〕の云ところなり〔江戸紀聞〕〔江戸名勝志〕に此橋筋違に渡してむづかしき橋なり。大工の棟梁辨慶小左衛門が地割故名とすといふ。

（橋名由來）

以上丁亥編次

御府内備考卷之六　終

御府内備考巻之七

御曲輪内之五

兩國橋

（橋名由來）吉川町より本所尾上町へ通ぜり。此橋萬治三年庚子に初てかゝれり。（案に、二年にかけそめ、三年に成しならん下にみへたり。米澤町名主喜左衛門の記錄に、寛文元年新に出來しと書しは誤なるべし。）その頃はたゞ大橋と唱へしよし。長九十四間、後に九十六間となれり。本所は古へ下總に屬せし地なれば、その因をもて後に兩國橋と名付られしといふ。【紫一本】に云、兩國橋は丁酉の年（明暦三年なり、江戸大火事の時、下町の者ども風下をのがれんと、淺草の見付へと事長持物て道具を引のけしが、道つかへて數多の人燒死たるを不便に思召、もし重て大火事ありとも、人の損せざるやうにとてかけさせらる。此橋上よりの望み心、こと葉もおよばれず。これよりさきは遊山船・花火も三ツ又にてたてたれども、此橋わたされてより屋形船をも此下にかけて遊ぶと云々。【紫の由可理】と云記に（山岡明阿作と云傳ふ）兩國の橋といふあたりは常に人おほくあつまりて、にぎはひ外にことなれば、しりかけてやすらふすのこたつ物、きし近くならべて、ゆ（湯）などたくばへいとなむ。さまざまの見物あるをそのすがたいかめしうゑがき、戸口に高くかけてこゝかしこに名のりはやす。道のかたはらにつらなるあき人、小弓いるには、あるばいやしきともがらも耳とゞむるさうし（雙紙）讀ときてきかするも多し。川つらことにひろく、夕風なみのうへを吹わたりて納に入名殘すゞしければ、われもくとよりくる人々、橋にも道にもみちふさがりて、手ならす扇は花の散かふようにもみゆ。家つくりたる舟どもの、いとゝほきやかなる吉野川、一えひすなど名たゞる數しらずかへて、うちにはあやしう染なしたる衣のかろけなるを、えりひろうくつろげて酒くみかはす。はからぬさかなもとむとて、こゆるきのいそぎゆく小舟もあり。あやの袖風になびき、うすもの（羅衣）ゝたもとふなばたにかゝりて、いとなつかしきさましたるに、猶いと竹のしらべのえんにやさしく、空行雲もとゞまるべし、ふちなるいを（魚）もうかびてきゝぬべきは、かいりう（蛟龍）わうのいつきむすめならんとれもはるゝに、かたへにはたみたる聲してはからずうたひのゝしるもすゞしげなくきこゆれば、又をかし。くるれば舟どもの（燈）とうろかけわたし、くがにはいちくらのともして、所せうか（喧騒カ）ゝげて、ひるよりも猶あかゝりければ、晴わたる月の貌も中々はつかしけなり。いとさゝやかなる舟のなりは（生簀）ぬのきはのやうなるが、さすがにたけくいさましげにこきゆくあめる。かさしのびやかに打きてのりもたるもあり、ゐ（臥）ひたるさまにてあふのきふしてかへるも有。友のりして、何ならんいたゝすゝろきてものかたりしつゝ、大きなる舟どものどよめきあへるを見むこせもせでいそぎ行は、いかなるかたにこゝろひくつなでなばあ

（花火の記）りけんと、いと心にくし。花火といふものあまたの舟ともにともさせて、もてきゝふらす。げにいかにたくみなしたるものにか、ともす火に柳櫻のすがたをとめ、藤山吹のおもかげをうつして、すゝき、をみなへしのけしきまでさながら咲そめしこゝちするを、鳥の子のごとくなる火のぬけいづるもとして、みつよつふたつ空にあがりたる、あはやとおもふときみるにはら〳〵とくだけて、打むれて螢のちりかふがごとくなれば、舟もくがにもこそりてほむる聲のうちに、又まろき火のさといで、雲井にながれて星の飛かとあやまたるゝも、さらにめでどろかれぬ。花かさ花車など其かたちうつくしう、みるがうちにちゝもゝにかはれば、ことゝくとりたてゝえもいはれずと。是等はあながち橋の事のみにあらざれど、此橋邊の賑はへるさまの萬一を見るにたれば合せ記せり。按に兩國橋・新大橋・永代橋三橋の事は、享保年中町奉行の記に見へたれば左に錄す。

向後町奉行支配

右御書付、亥四月四日井上河内守殿御宅え大岡越前守被召呼、御渡被成候。此外御口上にて被仰渡候者、本所奉行相止候に付、本所處々橋々も町方え附候分は町奉行支配成候。兩國橋・新大橋の義は目立候橋故、御書付にて被仰付。其外は小橋故御書付には御載せ不被成之旨被仰渡候。兩國橋同東の方、新御上り場の間三間半の處、向後本所奉行支配に相成候間可被得其意候。

（架橋工事の次第）右は酉十二月二日、坪内能登守え大久保佐渡守殿御切紙にて被仰渡候御書付の寫。

兩國橋

右兩國橋、寛文元丑年初て新規に出來。其節御普請奉行は芝山權左衞門・坪内藤左衞門兩人え被仰付、二ケ年相掛橋出來致し候。町棟梁大工助左衞門・傳左衞門と申者之由。其以後天和元酉年橋掛直し御普請有之、此節御手傳眞田伊賀守、爲奉行松平采女、舟越左衞門被仰付、矢之御藏南脇假橋懸り申候。此假橋蹟之義當時元兩國と諸人申傳候所のよし、然處御材木出方不足にて橋出來不仕、依之御手傳伊賀守は奥平大膳大夫え御預、奉行采女左衞門兩人は閉門被仰付候。其後の御普請元祿九子年迄十五年の間假橋を相用、假橋修復等は伊奈半左衞門方にて申付候よし。

右の趣、米澤町名主喜左衞門書付差出候に付記置。

一　元祿九年子三月御普請有之。此節御普請之義町奉行え被仰渡、奉行として川口攝津守組與力長岡金右衞門・植竹傳太夫・下役同心野村彌兵衞・大久保彦右衞門・永澤四兵衞能勢出雲守組與力勝田八右衞門・平塚伊右衞門・下役同心太田吉右衞門・山本兵太夫・阜乙女清助・町年寄喜多村彦兵衞棟梁西井儀平・山村吉兵衞相勤、其節の御普請奉行立合候。同年九月六日橋出來以後は、本所奉行致支配候。

一　元祿十六年未十一月二十九日、橋西之方半分程致燒失。此

（事工復修）

節伊奈半左衛門承りて橋掛候之續き有之候。

一享保三戌年御修復有之。此節御作事奉行掛りにて、小細工方より御普請有之候よし。

覺

先達而申上候兩國橋惣修復之内、高欄廻りの義三分新規に取替、三分二は其儘相用置候積にて、代金三百十七兩入札伺之上申付候。然處新規に取替候分取扇候處、相殘り候高欄邊り笠木地復繼手の分、殊の外朽損仕候處、私共罷越見分仕候處、地復たゞの短貫笠木并男柱袖柱共悉朽損仕候。其分に差置候ては一兩年之内又々御修復可有御座候。一向此度一所に右の分不殘取替候積、御入用之義先達の落札内譯直段を以吟味仕候處、金九十五兩貳分增金相掛申候。右之通出來仕候得ば、六七年は保可申候間、右直段を以被仰付可然奉存候。勿論公役金を以相拂可申候。則仕樣内譯帳壹册差上申候以上。

七月　書面之通可申付旨被仰渡奉畏候

大岡越前守
稻生下野守

貢七月二十日

右書付享保十九年寅七月二十日、松平左近將監殿え上る。

覺

此間の出水にて、兩國橋假橋押流申候。又候假橋掛可申旨願入御座候得共、出水の時節にて若又假橋押流申し候得者、新大橋え流懸、橋の痛み罷成候間、假橋は無用に可仕候。隣町の者ども御修復中、武士方は相除、其外壹人壹錢づゝにて船渡し仕度旨相願申候間、願の通船渡し可申付、依之申上候以上。

（船渡）

大岡越前守
稻生下野守

八月

右書付享保十九年寅八月十五日、松平左近將監殿え上る。

覺

兩國橋先達て伺相濟、御修復段々出來寄り申候處、去る八日同十七日兩度之出水にて、落通三側、同橋杭根堀れ、杭貳本拔候に付、敷板共に三尺程下り申候。依之右三側目の中杭貳本新規通し杭に仕、其外ゆがみ候杭を直おこし、材木かいものにて高下を直し、尤三側の筋違取放し新木にて取替、大貫二挺朽損候處新規に取替候積。

一同橋西之方六側目より十七側目迄、長三十七間半之處、川下の方え三尺程ゆがみ候に付、梁行桁平均板鋪板取放、行桁置直し、如元取附、尤布板數置候處、拾間取放し并落脇中行桁壹本新規に取替繼合如元に仕、其外雨覆損じ候處不殘取替、有來之通新規仕直候積。

一同橋兩度之出水にて橋杭七十八本根包玉し、流失候分は新規に包立、并朽損候分は繕ひ足し木鐵物仕候積。

右今度出水に付增御普請之分、御入用直段吟味候處、左の

通に御座候。

金六百九十三兩

右之通御座候間、此節公役金を以增御普請申付可然奉存候。依之奉伺候以上。

八月　伺之通可申付旨被仰渡奉畏候

大岡越前守
稻生下野守

貢八月廿二日

直段吟味仕候と有之下に下ケ札

先達而伺相濟候布板御修復御入用金三百十七兩、貳度目伺相濟候高欄廻り新規御入用金九十五兩貳分、此度書面之御入用、

都合金千百五兩貳分

右書付享保十九年酉八月廿二日、松平伊豆守殿え上る。

兩國橋掛ケ足之義に付伺書

覺

兩國橋流失之所三十貳間、ゆがみ候所十四間取崩し、都合四十六間掛ケ足之義、右流失之古木寄集致吟味候處、不足多御座候。此度新規通し杭八本、新規繼杭八本相足シ、其外仕樣帳之通古木を用ひ、御入用致吟味入札申付候處、落札左の通に御座候。

落札

一金貳千四百七十五兩　長崎町　白子屋勘七

○下ケ札

（工事入札）

貳番札

一金貳千六百十八兩　元飯田町　菱木屋喜兵衛

三番札

一金貳千七百六十七兩　東濱町　白子屋四郎兵衛

淺草御門前請負屋敷　伏見屋藤右衛門

右之通に御座候。落札之者可申附哉奉伺候。則仕樣帳壹册奉掛御目候。右御入用金は町方公役金を以被仰附可然奉存候以上。

十一月　伺之通落札者に公役金にて可申付旨奉畏候

大岡越前守
諏訪美濃守

申十一月十四日

右書付美濃守方にて相認、申十一月三日水野和泉守殿え上る。同月十四日承書認被上候よしにて、寫し來候に付爲見合留る。

下ケ札

九年以前、御作事の方より兩國橋掛り候節、橋杭七十八本の内三十二本は繼杭御座候。此度流失の杭致吟味候處、水下の繼手折候杭無御座候。繼杭にて御入用大分減じ候義故、此度も杭廿六本の内拾六本は繼杭の積に入札申付候。

下ケ札

「兩國・新大橋の流木寄集、一緒に兩國橋掛ケ足に用、新規通し杭八本足し殘而古木繼杭仕、入札申付候處、落札左の

通に御座候。

一金千貳百三十五兩　白子屋勘七
菱木屋喜兵衛

右の通御座候。兩國の古木用候得ば、用立候古木殘少御座候に付、追而新大橋掛ヶ足被仰付候節、御入用多罷成候。左候得ば同樣の義に御座候間、兩國橋の方は兩國橋斗の古木を相用候積り、入札爲仕候處、書面の通金貳千四百七十五兩にて御座候。

兩國橋の義、三ヶ年或は四年の内往來の者より渡り錢を取、掛ヶ直可仕旨數多願人共御座候。貸錢差出し候ては、輕き末々のもの殊の外難義仕候處御座候間、御入用を以被仰付可然奉存候。

覺

新大橋御修復中　新大橋役船の者
船渡　願人廿人

右新大橋此度御修復に付、渡船差出し、往來より武士方を相除壹人に付貳錢ヅヽ、并荷物馬士ども貳錢ヅヽ、駕籠者壹人に付貳錢ヅヽ取之、往來無滯可致船渡旨相願申候。

兩國橋御修復中　兩國橋役船の者
假橋　願人六十人

右兩國橋此度御修復に付、假橋自分入用を以掛け候て、往來の武士方を除壹人に付貳錢ヅヽ、并荷物馬士共貳錢ヅヽ、駕籠は壹人に付貳錢ヅヽ取之、往來無滯可致船渡旨相願申候。

右の通相願申候往來の爲に御座候間、兩橋共に御修復船渡し、假橋の義、申付可然奉存候。依之奉伺候以上。

四月伺之通可仕旨被仰渡奉畏候　大岡越前守

寶四月晦日　稻生下野守

往來武士方を相除と有之下に下ヶ札

新大橋は近日御修復に取掛り申候。

往來無滯可致と有之候下に下札

新大橋・兩國橋役船の者と申候義は、兩橋際に平生茶船を附置、船稼仕候者ども御座候。兩所共船持人數相極め置、出火の節は兩橋を防、出火の節船差出し、流物等取除けさせ候者共に御座候。

假橋自分入用を懸け候てと有之下に下ヶ札

兩國橋は新大橋御修復出來仕候已後、取掛申候。

御修復中舟渡し、假橋の義、申付可然奉存候と有之、下に下ヶ札。

一　新大橋十六年以前不殘御掛ヶ替の節、并七年以前申の年流失懸繼候節も、役船の者相願船渡し仕候。

右兩度共に壹人より壹錢ヅヽ取之渡し候得共、兩國橋と違ひ新大橋は格別人通り無數、壹錢づゝにては請取助成曾て無御座候間、此度は貳錢取に相願申候。

一　兩國橋十五年以前御掛替候節、役船の者相願、壹人より壹錢ヅヽ取之船渡し仕候。

一　同橋七年以前流失掛ヶ繼候節は、米澤町の人ども相願、壹人より貳錢づゝ、荷物は三錢、馬は四錢、駕籠は壹人に付貳錢づゝ取之假橋仕候。

一　同橋五年以前橋杭一本建替御修復の節、役船の者相願壹人壹錢づゝ取候。

右書付享保十九年寅四月廿八日、松平左近將監殿へ上る。但御好有之、同廿九日下ヶ札認上る。又候御好有之、同晦日大キ成下ヶ札認上る。

新大橋

（橋名由來）

元矢の倉より深川籾藏脇へ掛渡せり。長京間百間、千住大橋に對して新大橋と名付られしと。【湯原氏の日記】に元祿六年十二月五日、今度かゝりし矢の倉の新橋を、明六日より往還をゆるし、新大橋と唱ふべきよし、町奉行に命ぜらるといふ。享保年中町奉行の記に載るもの左の如し。

一　新大橋新規に掛候節の覺

元祿六酉年、濱町水戸殿上ヶ地より深川元町え新規に大橋被仰付。小普請方より御普請有之筈にて、御材木百七十本の餘場所迄引付置候處、振り替町奉行方より御普請可申付旨、同月五日月番龍勢出雲守え御老中被仰渡候。

但御老中名不相知候。

（あとかた淵）

一　水戸殿上ヶ地の内にむとか淵と申淵、其外池有之候を埋させ候て、地面を平均させ候樣に被仰渡候に付、右御普請奉行として北條安房守組與力安藤小左衛門・蜂屋助太夫・龍勢出雲守組與力深澤丁太夫・福岡藤左衛門、下役同心安房守組中田平右衛門・並川半兵衛・和田金助・野村瀬五郎・大久保彦右衛門、出雲守組間米彌太夫・小池重右衛門・太田吉右衛門・湯淺半左衛門・山本兵衛門都合下役十人、内四人はむとか淵并地面ならさせ候方の下役。

一　橋　長京間百間　高欄之間百八兩袖之間九尺程

右御入用

御材木は御藏より出、此木數九百六十七本。

御入用金貳千三百四十三兩　但大工棟梁作料共に三分と銀十三匁四分六厘也。

一　請負人は東湊町壹丁目白子屋伊右衛門・證人靈岸島銀丁壹丁目ひわたや與兵衛・右伊右衛門晴天八十日の請負に有之候處、五十二日に出來致し、同年十二月七日渡り初有之、橋の名を新大橋と極、御普請中兩町奉行ば勿論、若年寄秋元但馬守殿出來方見分に御越のよし。同月十五日安房守（ママ）事與年寄え御役替、跡役川口攝津守被仰付候。

一　同月十六日出雲守、攝津守被爲召、御老中阿部豐後守殿被仰渡候は、今度深川新大橋合好能早出來、奉行精出し勤方宜被思召、御褒美被下候間難有可奉存候。御奉公の義に候

間、其分に被差置候てもの義に候處、從　上御心付御褒美被下置候段冥加至候。彌勤方宜敷、御奉公可精入旨可申渡候。御褒美の品は秋元但馬守殿御傳、追て御沙汰可有之旨被仰聞候處、同月十八日與力四人へ白銀五枚宛、同心拾人へ三枚宛被下置候旨、秋元但馬守殿被仰渡にて、同日與力同心申渡候の由、此御銀は御藏より出る。

一　翌戊年四月、大橋脇より井上大和守屋敷脇迄、石垣御普請被仰付候に付、爲奉行出雲守組深澤十太夫・攝津守組與力蜂屋助太夫・下役同心大橋へ掛り候者の内、壗方四人申付候よし。

右御入用金七百九十壹兩壹分、銀七匁八分八り也。

一　享保四亥年、新大橋御掛直し新規御普請致し。此節御普請奉行として中山出雲守組與力松浦彌次右衞門・山上八太夫、大岡越前守組荻野仁兵衞・福島佐太夫申渡候。下役同心出雲守組青柳儀右衞門・鈴木莊右衞門・吉田灘兵衞・越前守組筧岡善左衞門・町田甚左衞門・岡田彌五郎。

一　御老中御掛り戸田山城守殿、同年三月十八日、出雲守組内寄合の節、右與力被呼寄申渡、同六月八日初、九月廿五日御普請出來、晴天八十二日、但し御普請出來。

一　右請色御入用高金六千百廿七兩　町大工

喜兵衞
清兵衞

（冥加町請負工事）

但此節は棟梁遣不申候。

一　享保五年子二月六日、戸田山城守被仰渡、奉行與力幷下役同心、爲御褒美與力四人白銀五枚宛、同心六人同三枚宛、先例の通被下之候。

一　請負人は靈岸島四日市市川屋藤助・永島町白子屋勘七・飯田町菱木屋喜兵衞、町大工植丁清兵衞・京橋炭町次郎作・南さや町喜右衞門。

覺

一　永代橋・新大橋兩橋共に見分仕候處、大破にて御修復には難成可有御座候。新規御普請無御座候ては難成奉存候。

一　永代橋・新大橋惣體大破にて、橋杭は水際よりくさり、其外諸道具共朽損、往來危き程に相見申候。

一　永代橋は新大橋より橋も高く、木道具丈夫に御座候間、御普請被仰付候節、新大橋よりは御入用過半增可申と奉存候以上。

中山出雲守
大岡越前守
丸茂美濃守
鈴木伊兵衞

新大橋・永代橋・大川橋は中頃町人の請負となり、橋錢の御免ありて、その錢錢を以て新規掛替修理とも造營せしが、文化六年より橋錢を禁ぜられ、廻船問屋等が冥加の爲に、此三橋を請負て

造作する事に定りしなり。

永代橋

（深川の大渡）（永代島）

北新堀町より深川佐賀町へ架せり。長百十間、當所古は深川の大渡と稱して船渡しなりしを、元祿九年或は十一年ともいふ。此橋を造營せらる。佐賀町の邊、昔永代島或は永代町新田ともいふ、も永代町の名少く殘れり。今と唱へし故、永代橋と名られしといふ。一說に、此橋を渡されし時、たま〳〵常憲院殿御年五十歳に成らせ給ひしゆへ、祝し奉りて永代橋と號すといへるは謬なるべし。その後享保四年此橋を廢せらるべき命有し時、深川住居の町人及橋近邊の江戸の町人等が願に由て、そのまゝ掛置れし等の事は、享保年中町奉行の記錄に載たれば左に錄す。

（町民の願願により存置）

覺

今度永代橋御取拂に付、深川中町人共幷江戸町人とも相願候は、永代橋御取拂罷成候ては、風雨の節渡船難成、其迄諸事不勝手に候間、右橋只今の通にて惣町人共被下置候はゞ、永々修復仕、斷絕無之樣に可仕よし相願申候付、右の段奉伺候。則町人共願書掛御目申候以上。

亥四月　申山出雲守
大岡越前守

右享保四年亥四月八日、申山出雲守方にて相認、同日戸田山城守殿・大久保佐渡守殿へ差上候控。

右町人共願之通、永代橋被下置候旨、十日戸田山城守殿・大久保佐渡守殿・大岡越前守詰番の節被仰渡候間、翌十一日町人ども呼出し、出雲守立合、町人共へ橋被下置候段申渡す。

乍恐以書付御訴訟申上候

一　深川町々惣町人申上候。永代御橋大破候に付、御修復の義奉願候處、右御橋近々御取拂被遊候よし被仰渡奉驚候。當所の義は御當地湊にて、江戸諸問屋商賣人日々入込往來仕候處、右御橋御取拂被遊橋斷絕仕、船渡しと罷成候得ば、深川中は不及申上、江戸町々の者、平生往來殊風雨滿水の節は別て難儀に罷成、其上急火大火の節立退候男女諸人、ひしと難義仕候に付、乍恐私共奉願候ば、御慈悲に今迄有來候古御橋、其儘被爲差置被下候はゞ、右御橋の義永々深川町々幷江戸町々も申合、斷絕無之樣に可仕候間、御慈悲を以被爲聞召分、諸人の御救に奉願候通、其儘被爲差置被下候はゞ難有奉存候。

享保六年丑三月　深川町々惣町人共
永代橋向寄江戸町々町人共

御奉行樣

（修復料として橋賃取立願）

右町々の者共相願候は、永代橋の義去々年亥三月御取拂被仰付候處、風雨の節渡し船難成、火事等の節も江戸向寄の町々、妻子老衰足弱の者共、心安く立退き、怪我等も無御座候處、橋御取拂に成候ては、事の外迷惑仕、其上譜事不勝手御座候間、其儘被差置候はば永々修復仕、斷絶無之樣に可仕旨相願候處、願の通町人共え被下置候。就夫去々年修復仕候得ども、年久數橋に御座候得ば段々破損出來仕、近來の内又々修復掛け替も不仕候ては斷絶可仕候。然共大金掛り候義に御座候間、右町々割合金にては難計御座候。依之相談の上、新規掛替修復料として拾ヶ年間、深川中家持幷店借の者迄も、永代橋往來の度々橋際にて壹人に付貳錢づゝ出錢可仕候間、江戸町々の者ども其外往來のもの、右の通壹人に付貳錢づゝ差出し、橋致往來候樣仕度と相申候。

一　右出錢取立候仕形の義は、永代橋兩橋詰九尺四方の番小屋を相願、深川家持どもの内貳人づゝ代りて毎日附添罷有、武士方は相除、其外往來の者共より貳錢づゝ取可申候。尤喧嘩口論等仕出し不申候樣に仕、若又出火等の節は出錢取不申、往來少しも無滯樣家持とも差斗ひ可申候。右毎日の出錢金子に直し、取立高帳面に記置、橋入用金に仕度旨、深川惣町入幷永代橋向寄江戸町々の者共一同相願申候。右の通相願候に付、江戸總町々の者ども差支候義も無之哉の段、名主共え申付相尋させ申候處、右の橋渡り候者計貳錢づゝ出錢仕候義に御座候得ば、何の障候義無御座候。先年永代橋無之節は、貸錢出し小船にて渡候に付、風雨滿水の節は通路相止、急用の者抔事の外難義仕候。畢竟渡船同樣にて御座候間、出錢仕候ても橋斷絶不仕候得ば、深川筋用事の者勝手に宜數御座候旨、江戸町々名主共申之候外相障る義も無御座候間、十ヶ年の内出錢取候義願の通可申付候哉伺候以上。

四　月　　中山出雲守
　　大岡越前守

右書上享保六年丑四月廿二日、御用番井上河内守殿え上る、中山出雲守方へも寫遣す。

右出錢願の通、樽屋藤左衞門方にて吟味の上、丑五月十八日内寄合え町人共呼出し、最初の願相違有之に付て難取上旨申渡候。

右願書差出候町々

北新堀町大川端
箱　崎　町
南新堀町壹丁目
同　　二丁目
靈岸島銀町一丁目
同　　貳丁目
同　　三丁目

同　川口町
靈岸島町
長崎町壹丁目
同　　貳丁目
東湊町壹丁目
同　　貳丁目
東湊町
船松町
十軒町
明石町
南八丁堀三丁目
同　　五丁目
本八丁堀五丁目
幸町
永澤町壹丁目
同　　貳丁目
日比谷町
南茅場町
坂本町壹丁目
同　　貳丁目
青物町
本材木町一町目
同　　貳丁目
萬町
小網町壹丁目
同　　貳丁目
東湊町壹丁目
同　　三丁目
堀江六軒町
甚左衞門町
堀江町四丁分
伊勢町
大傳馬町三丁分

右町々總町人とも

折上永代橋之義に付申上候書付

覺

深川町々總町人ども
名主ども

右の者ども相願候者、永代橋の義八年以前亥三月御取拂に被仰出候處、深川總町人ども願に付、古橋其儘被下置候故、段々修復仕、致往來諸人難有奉存候。是迄三ヶ度修復、入用金大分相掛り申候。年久鋪橋に御座候得ば此已後修復難仕、掛替の義は大金掛、深川中の力に難及、江戸町々も困窮仕、割合金難差出難義仕候。依之六年已前丑年新規掛直し修復料の積り拾ヶ年の間深川中店の者迄橋往來の度々、

橋際にて武士方を除き其外は壹人に付貳錢づゝ出錢仕溜置、橋入用金に仕度旨、尤江戸町々の者ども橋斷絕致し船渡成候ても、出錢いたし渡し船に乘候義に候得ば、溜錢の方深川町人ども一同に出錢可仕旨申に付、右の段町々へ被仰付被下候樣に其節相願候處、最初の願と相違に付難被仰付旨被仰渡候。其已後卯の年、金千兩餘相掛り修復仕、此度相願候は、武士方の義は勿論相除き、其外出錢致し兼候者は出錢不取、とかく相對を以橋際にて請取、溜置候樣に致し度候。尤兩橋際に壹間に九尺のとり葺小屋仕、相對錢請取し知□（本マヽ）勿論喧嘩口論不仕、往來え少も相障不申候樣可仕候。先年船渡しの節、大渡し小渡しと申二ヶ所御座候處、外の渡船と違ひ、海近所にて少し風雨にも渡相止、其上度々怪我も有之、貴賤迷惑仕候處、右永代橋御掛け候以後諸人の無惱難有奉存候。右往來相對錢貳文宛の義、七ヶ年の內願の通被仰付候得ば、永々橋斷絕不仕、諸人の救に罷成候段相願申候。

右の通六ヶ年以前にも相願候に付申上候得ば、最初の願と相違に付難被仰付旨被仰渡候。此以後橋斷絕船渡しに成候ても、往來の者渡し錢貳錢づゝは永々出し候義に候得ば、橋有之候て七ヶ年の內計相對にて出錢いたし候方、諸人の爲可然奉存候に付、此度又候申上候。如何可被仰付候哉奉伺候以上。

一三二

先年船渡有之節、大渡小渡二ヶ所ともに渡錢壹人に付貳錢づゝ取申候處、三十七年以前午年、所々船渡壹錢づゝに可仕旨願人御座候に付、所より相願渡に仕候。然處二十九年已前寅年、永代橋御掛被成、八年已前亥年、町橋に罷成候。八年以前亥の年、永代橋小修復致し候節、古來の通船渡し往來より貳錢づゝ請取、修復料仕度旨深川町人ども相願候に付、其通り申付、修復中日數五十日餘船渡し仕、貳錢づつ取申候。其節久世大和守殿え申上置候。

一四年以前永代橋大修復仕候節も右同樣相願、日數百五十日餘船渡し致し、往來より貳錢づゝ取申候。此節は北新堀大川端の者ども丶船渡しの義相願、貳錢づゝ取候。內壹錢は永代橋修復料の爲、深川え差出申候。水野和泉守殿申上置候。

五　月　　大岡越前守
　　諏訪美濃守

午五月七日松平左近將監殿え上る。

寬の通可被申付候。尤猥ヶ間敷儀不仕候樣、可被申渡旨被仰渡、奉畏候以上。

午五月十二日　　大岡越前守
　　諏訪美濃守

右之趣午五月十八日、內寄合え深川名主とも呼出し申渡す。

折上

永代橋往來より相對錢取候書付の義に付申上候書付

覺

深川名主町人ども願の通被仰付、永代橋往來より相對錢請取候義、來る六月朔日より被申渡旨、其以前往來の者え爲知候ため、書付橋際え出置申度旨相願申候。若脇より札の樣とも御聞可被成下哉と奉存申上置候。右書付左の通御座候。

六月朔日より
壹人貳錢宛
但武家方よりは請取不申候

午五月

右願の通可被申付と奉存候。依之申上候以上。

五　月　　大岡越前守
　　諏訪美濃守

右書付午五月廿六日、松平左近將監殿へ上る。寫壹通廿七日美濃守遣す。

伺の通可仕旨被仰渡、奉畏候以上。

五月廿六日　　大岡越前守
　　諏訪美濃守

覺

深川町々名主ども申出候は、永代橋之義今度掛直に付、唯今迄の橋幅田舍間三間四尺五寸御座候。右幅少々相減、田舍間三間壹尺五寸の積りに仕度旨相願申候。

右願の通仕候樣可申渡奉存候。依之申上候以上。

閏正月　　大岡越前守
　　諏訪美濃守

下ヶ札

兩國橋幅田舍間三間三尺
新大橋幅同三間二尺

右書上未閏正月十九日、松平左近將監殿へ上る。

覺

永代橋　　長百十間 橫三間

右七年以前掛替申候處、數板所々朽損、往來危御座候間、此度中通り幅九尺に布板仕立可申候。地復高欄廻朽損し候所取替修復仕候。來月より取掛申候間、朔日より入留仕候。依之修復中船渡し仕、武士方は相除其外往來より貳錢づゝ渡し錢請取度旨、深川名主町人共相願申候。右深川町人ともより修復仕候舟渡の義、七年已前申年懸直の節も船渡申付候間、此度も願の通可申付候。依之申上候以上。

六　月　　大岡越前守
　　稻生下野守

右書付享保十九年寅六月廿八日、松平左近將監殿え下野守願候而上る。

覺

深川町々總町人共

一三三

名主共

右の者共相願候は、永代橋の義修復掛け替料として、橋際にて武家を除往來より貳錢づゝ取立溜錢仕、永代橋斷絶不仕候樣に可致旨、十一年以前午正月相願、願之通相濟、同年六月朔日より四年已前丑五月晦日迄、七ヶ年の間溜錢取立、橋掛直し仕、無滯往來仕、有難く奉存。然處大橋の義故段々破損仕候に付、此上修復料として先達て貳錢宛取立候得共、此度壹錢に相減、當年より拾ヶ年の内、橋際にて武家方を除、取立修復料仕度旨相願申候。

右之通先年相願、往來錢を以九年已前申の年新規掛替仕、其後三年以前寅年、布板高欄廻り修復仕、大橋之義故追々破損出來申候。假初めにも大金相懸申候間、願之通拾ヶ年之内往來錢爲取可申哉、右橋斷絶仕候ては貳十づゝの舟渡しに罷在候。左候得ば橋有之方諸人の爲に相成候。此度は壹錢宛取候義に御座候間、願之通申付可然奉存候。依之奉伺候以上。

八月伺之通取立錢可申渡由八月被仰渡奉畏候　大岡越前守

辰八月九日　稻生下野守

右書付元文元年辰八月七日、松平伊豆守殿へ上る。

六月朔日と申處の下に下ヶ札

十一年已年、左近將監殿え相伺、相濟申候。

鎧渡

（賴義鎧沈めの巷説）

茅場町より小網町二丁目へ渡す。里談に云、往古此邊入江にして大なる渡りなりき。源の賴義奥州へ下向の時、俄に風荒く浪はげしかりければ、鎧をしづめ、龍神にいのり、渡る事を得て、終に奥州へ下り賊徒を平け給ふとなり。今按に是等の説、あまれく世に傳ふる所にして、いかんともいふべきなし。別に正しき説あるべけれども、其實を得ざればしばらく里人の説をのするのみ。【江戸紀聞】

屋敷地名幷里俗小名

橋名、坂名及町名等を以て呼名とするもの略す。

（ヤンヨーステンの屋敷の跡）

龍の口。和田倉御門より東北の方にて、御堀の餘水道三河岸の入堀に注ぐ、形ち龍の水を吐出すが如くなれば、龍の口と唱へしより、近き邊をもその名を襲ふと云。

耶揚子河岸。彌余子・八代洲・八代曾・八重洲とも書ぜり。皆假借の文字なり。【紫一本】に云、昔ヤヨウスと云異國人に、此所にて屋敷を賜りしよりの名なりと。案に【慶長日記】に十九年甲寅九月朔日、阿蘭陀人耶揚子虎子二匹を獻ずるよしみへたり。【駿府政事錄】同じ。此人なるべし。

大名小路。萬石以上の屋鋪のみ軒を連る處なれば呼名とす。慶長の頃までは町屋ありし地なり。三浦淨心が【見聞集】に、江戸町の蹟は大名町となりしといへるもの是なり。

（慶長頃の傾城町）

道三河岸。龍の口入堀の川ぎしをいへり。今大路道三の屋布あればなり。慶長の比は柳町といへり。傾城町なり。天正年中京都萬里小路柳の馬場に、原三郎右衞門といふもの傾城町を取建、柳町と名づく。此所もかの京都の遊女町の名をかりて柳町と名を付しとなり。【江戸志】

（櫻田郷）

櫻田。内櫻田・外櫻田の別あり。按に【和名抄】荏原郡の郷名に櫻田と載たれば、古は荏原の内なりしにや。今は豐島郡に屬す。【武藏風土記】に櫻田郷。公穀四百六十三束三字田號櫻田者以其郷之岡及野櫻樹多也、とあり。又【江戸紀聞】に或書を引て、いにしへは今の虎の門より愛宕の邊まで、畔には多く櫻の木を植、その田の中に流あり、櫻川といふ。今もいさゝかの流あり、古の櫻川と云傳ふ。今の源助橋はその時のしるしのこりたるなりといふ。又【北條役帳】に江戸櫻田池方二貫三百文の地を、島津衆太田新次郎領せし由を載す。この池方といふは今の溜池なるべし。又同書に太田源七郎江戸廻櫻田村西村分拾九貫文・興津加賀守櫻田内平尾分三十貫七百文の地を知行すとあり。又【牛込氏の系圖】に牛込宮内少輔勝行、江戸櫻田を領するよしもみへたり。

（櫻川）

日比谷。櫻田の東をいふ。【長祿江戸繪圖】に比々谷村あり。又【北條役帳】に江戸比々谷本郷六十七貫七百八十文大胡氏とのす。大胡はすなはち牛込氏なり。【牛込系圖】をみるに、大胡宮内少輔勝行、天文廿四年五月六日、北條氏康に告て大胡氏を改て牛込と號す。時に氏康より書を賜ひ、武州の牛込・今井・櫻田・日尾屋・下總の堀切・千葉を領すとみゆ。是も今の比々谷なるべし。又【落穗集】に云、小木曾申候は、すべて西の丸下の義は地高にこれあり候所に、西の御丸御堀などもほられ候に付、大分の餘り土これあり、獵師町近邊のよし原の義は大方築地となり、肴店其外種々の賣買物なども有之、所の名をひゞ屋町と申し、ことの外繁昌仕り候處に、その以後また御曲輪うちとなり候ては、只今のひゞや町へひけ申候よし。【江戸紀聞】

（織田有樂屋敷）

有樂原。數寄屋橋御門の外廣小路より、元すきや町二丁目・三丁目のあたり也。慶長のころ織田有樂の屋布に給ひしが、後明地となりしと云。【再校江戸砂子】

采女が原。木挽町の内なり。名義は馬場の條に記す。今は近き邊の呼名にも唱ふ。

築地。【吾妻日記】に云、明暦四年木挽町の海手・赤坂・小日向等築地にせらるゝと。又【萬治日記】に元年戊戌三月朔日、木挽町築地奉行長谷川三左衞門代理として、佐久間宇右衞門に命ぜらるといふ。

（井上・稻富の大筒試し場）

鐵砲洲。築地の海寄の方なり。寛永の頃井上・稻富の兩家大筒の町見を試し所なり。されど此地は金城に遠からずとて、後に鎌倉由井が濱にて稽古ありし也。それによりてかく地の名とせしとぞ。此地は南北凡八丁ありといふ。【續江戸砂子】【江戸鹿子名所大全】に此邊昔洲崎なりし時の形、鐵炮に似たるより

の名といへるは誤なり。

山名河岸。合引橋松平越中守屋鋪前の河岸をいふ。

渡邊大隅守上ヶ地。備前…の南の方なり。

靈岸島。【寛永日記】に元年甲子、靈岸雄譽上人法力をもつて江戸八町堀海上を、諸檀那土石を運集て陸地に築き、一宇を建て靈岸寺と號し、世に是を靈岸島といふ。萬治二年八月三日、公用の地となるといふ是なり。

（雄譽上人築島）（箱の池）

箱崎。靈岸島の北に當れる島なり。筑紫箱崎の緣をとりて名付しと。又むかし此處箱の池といひしよりの名とも云。二說ともにうけかひがたし。【江戸紀聞】

濱町。昔海濱なりし地なれば、たゞちに呼名となれり。町名にはあらず。

山伏井戸。濱町の内なり。山伏井戸といふ名水あるより起りし名なれど、今はその邊の地名とす。

蠣殼町。是も濱町の内なり。永久橋邊の河岸通りより松島町境までの屋鋪町をいふ。

竈河岸。松島町中の里俗名なれど、その邊の屋敷をも竈河岸といふ。

（稻荷堀）

土井堀。稻荷（トウカン）堀とも云。元は堀の名なれど今其邊の地名とす。

元矢の倉。矢の倉といへる御米藏在し跡なり。御藏の始末は古蹟の條にいへり。

酒井上地。

永井上地。

土屋上地。此三上ヶ地は元矢の倉の内なり。

藥研堀。名義は堀の條に記す。今は此邊廣き地名とす。

（櫻ヶ池）（お玉ヶ池の古傳怪說）

於玉ヶ池。紺屋町の北の方なり。【江戸紀聞】に云、もと櫻ヶ池といふ。むかしこの所旅人の往還にて、池の傍に茶店ありて、お玉といへる女住り。世の人是をお玉が茶屋とよべり。又この池をもおのづからお玉が池といひならはせりと。又いつの比にや、お玉といへる女この池に身をしづめぬ。其靈たゝりをなし、世の人妖怪屋鋪などいひ傳へて住人なければ、おのづから荒地となりしかば、町屋など立なみたり。この池もふるくは廣かりしが、次第にうづみてそのかた斗殘れり。池のはたに柳の木あり、世にお玉がかたみの柳といへり。木の下にわづかの宮たてり、是お玉をまつりしなりと。又この池をあひそめの池ともいへり。是はかの藍染川に對してかく名付しなるべし。【江戸砂子】享保の初、御大工棟梁桑原孫兵衛といへる者にこの屋敷を賜ひて住居す。池のほとりに古木の柳あり。これに妖怪すめるなど世に沙汰せり。同き十四年二月の比、下女みつを汲に出しか、怪しき物目にさへぎりしかば、下女はそのまゝ氣絶せり。孫兵衛いかりて、池と柳のあるゆへにかゝる事もあるべしとて、池をうづめ柳をきれり。かくてその年の五月男子早世し、翌年正月孫兵衛頓死せりと、世に奇異の事に沙汰せり。【著實異事】今は此邊の武家屋鋪地もおし

（あひそめの池）

なべて於玉ヶ池と云。

御臺所町。た玉が池の内なり。御臺所衆の拜領地なり。

柳原。筋違御門と淺草御門の間なる土手の邊を、なべて柳原といふ。

（御臺所衆拜領地）

元誓願寺前。柳原の内なり。明暦火災の時迄。淺草の誓願寺此所に在しゆへなり。

（舊稱神田臺）

駿河臺。【紫一本】に云、駿河臺といへるは元神田の臺と云、駿河御城下にありし人々江戸へ召下され、この臺にて屋布を給ひしより駿河臺と云と云々。【白石紳書】に云、駿河衆の屋敷を下されしゆへ駿河臺といふなり。その頃は江戸川といひて今の龍慶橋の筋の川、南へ流れて平川に落合たり。今の水戸殿の前の土堤の少しひきくみゆる所卽其川筋なり。それを埋しかど後に又落入たれば、又築しかど地落入て少しひきくなり、さてかの駿河衆引うつさるゝに至て、今のごとく水戸殿の前の堀を淺草へほりつゞけて、其土を以て土堤きつかれて、内外の隔出來りてこなた駿河臺と名付たり。その後に又陸奥守へ被仰付て、彌その堀を深くせられしなりと。今按に吉祥寺に藏する所の文書に云、神田臺吉祥寺境内。永不可有替地者也。天正十九辛卯十一月と云々。是むかし吉祥寺この所にありし比の事にして、此頃は神田臺といひしことしるべし。【元和日記】に云、元和二年　大御所樣衆駿府より引越參候はゞ、屋敷せまく有べしとて、江戸川を北東へ直に掘廻し、其

（神田臺吉祥寺）

（駿河衆の屋敷地）

中を廣げ、屋敷わり仰付らる。初は吉祥寺の後より本郷の臺を掘拔しかるべしと評定ありしが、後に樣子かはり、吉祥寺の前を掘通し、田安御門の北東の方を引ならし、神田明神その外萬隨寺等を先へ送り、明神は神田臺へ移し、御臺所より御建立、萬隨寺は下谷へ移し、本明寺其外小石川方々へかへし、御堀の土を引ならし、屋敷がまへ仰付らるゝと云々。此等によりても駿河の御家人この所にうつりしより、駿河臺とは名付しこと知るべし。

鈴木町。駿河臺土手にそへる往來なり。此小路に鈴木氏の屋敷多く竝びたるゆへにしかいへり。

（甲賀組）（馬場昌宇）

甲賀町。埃坂の上なり。昔甲賀組の者居し處といふ。又【江戸志】に馬場昌宇と云醫師の屋敷ありしゆへの唱へといふ。昌宇は口中醫なりしならん。

成滿寺上地。鈴木町の内、皂角坂上土手附の處をいふ。

袋町。是も駿河臺の内にて、大袋町・小袋町の別あり。大袋町は臺の上、小袋町は胸突坂下なり。

仲町。胸突坂下の小名なり。

松平備後守上ヶ地。觀音坂上の小路南側をいふ。

（三崎村）（錦の切）

小川町。【紫一本】に云、昔は此邊三崎村とて田畑の地なり。後御旗本のやしきに下さる。畔道をすぐに小路となしたるゆへ、其道筋まがりて屋布の形ひつみありといふ。又この所を錦の切れともいひしよしと。【江戸紀聞】に云、此地はじめは

（元鷹匠町）

御鷹師のあまたありしが、其後變遷して御旗本の屋布となりて、元鷹匠町とよびし也。元祿六年九月十一日、今より元鷹匠町の名を改て小川町と唱ふべきよし命ぜられぬと云々。

（觀世屋敷）

猿樂町。表猿樂町・裏猿樂町の別あり。【白石紳書】に云、此所むかし觀世太夫が屋敷ありて、座の者も少し居たり。後觀世屋敷も他所へうつされ、その跡屋敷にわり渡して、猿樂町の名のこれりといふ。

御臺所町。昔此邊に御春屋ありて、御臺所の者多く居しゆへ此名殘れりといふ。

小川町廣小路。一ツ橋通りと雉子橋通の間なり。

今川小路。高家今川氏屋敷の横小路をいふ。

神保小路。土屋但馬守屋敷前より飯田町の方へ達する小路なり。此小路に昔神保某（今子孫八郎と云）が屋敷在しゆへの呼名なりと云。今たま〳〵此往來に神保修理が屋敷あるを以て、地名の起りといへるは誤なり。修理が屋敷は近き年に賜はりしといふ。

稻荷小路。三崎稻荷の前の小路なり。

雉子橋通り。

一ツ橋通り。

神田橋通り。此三通りは御門よりの直路なるゆへ、たゞちに呼名とす。

（番町の由來）

飯田町堀留。俎橋の北の方入堀の留りをいふ。其邊の屋敷地をもなべて堀留と呼べり。

御留主居町。飯田町火消屋敷の北の方なり。牛込御留主居町ともいふ。

番町。【舊事考話】に云、一番町より六番町迄の名ある事は、元和・寛永の比大御番の屋布を此所にて賜ふ、此時一番組より六番組まで有しゆへ此名あり。其後表といひ、裏といひ、或は新道など云て小路多く分れたりと。【事蹟合考】に云、番町の事は

神君の御下知たり。二四六偶目は陰なる故に裏町を用ひられ、奇目は陽なる故その町一筋つゝなりと。

一番町。御堀端一番町・新道一番町・一番町通り等の別あり。

二番町。表二番町・裏二番町・袋二番町・二番町通り等の別あり。

五番町・六番町の間に挾れり。

三番町。四番町・六番町の間にあり。三番町通りとも云。

四番町。表四番町・裏四番町・土手四番町等の別あり。

五番町。二番町と麴町との間にあり。

六番町。表六番町・裏六番町・六番町新道・六番町通り等の稱あり。

蛙原。昔は廣き原なりしが、今は其名のみ殘れり。

人參畑。九段坂上の火除地、中頃人參植付ありしより此名起れり。

市ク谷御門內切通し。六番町通りへ上る坂なり。

成瀨小路。六番町の內なり。成瀨隼人正が屋敷前の通りなれば呼名とす。

清水谷。清水坂の下なれば清水谷といふ。

元善國寺谷。麴町六丁目の横町なり。

（玉蟲氏屋敷）

貝塚。【江戸紀聞】に云、半藏御門下をすべて貝塚といふ。此地玉蟲氏屋敷に塚あり、是を貝塚といふ。其上に古き石碑あり、年月もみへず、元より法號もなし、たゞ平氏女とばかりかすかに見ゆ。八幡宮に祟て今にありといふと。是その起る處なり。

（錦屋女の碑）

永田馬場。【江戸砂子】に云、むかし永田氏の屋敷軒を竝し所なればかくいふ。今は一軒のみあり。【江戸志】に云、寛文江戸圖には長門馬場とあり、御馬場此處にあり、永田馬場とはなし。永田氏やしきも永田傳十郎・永田市十郎屋布たゞ二軒ならではなし。然れば長門馬場といへるが本名なるべし。中比永田氏の屋布この所に多くなりて此名あるが、近世また永田右馬助・永田善次郎屋布たゞ二軒ありと。

（本名長門馬場）

元山王。【江戸志】云、松平家の屋布脇通り、井伊家屋布の裏へ出る小坂の上南の方に小社あり、是山王の舊社なるよしと云々、此元山王地の內、松平越後守上地及三軒家等の小名あり。駒井小路。永田町の北の方なる小路なり。昔より駒井氏の者多く住せるゆへの里俗名也。

（山王の舊社）（三軒家）

（谷窟）

蠑螈尻。【江戸志】云、虎御門より永田町へ出る南の裏の通なり。屈曲したる所ゆへかゝる名ありとぞ。又此邊鶯の音色ことによしとて、鶯谷ともいへりと。

霞ヶ關。名義は坂の條に記せり。今は此邊廣き地名とす。

溜池。是も池の名なれど、今はその邊の地名に唱ふ。

以上丁亥編次

御府內備考卷之七 終

御府内備考巻之八

御曲輪内之六

町地名幷里俗呼名　附雑話

○日本橋川筋より北の方、神田堀内に屬する町名幷里俗呼名、此邊ゑしなべて下町と云。按に、下町は御城下町と稱せる略なるべし。長頃より築立て町地に割渡されし事は、江戸總説の條にいへり。此下町の地は元豐島郡の洲崎なりしを、慶（下町）元豐島郡洲崎

室町　一丁目
　里俗呼名
　尼店。西側角を云。
　高砂新道。東中横町を云。
室町二丁目
室町三丁目
　里俗呼名
　浮世小路。中横町を云。
品川町
品川町裏河岸
　里俗呼名
　釘店。南角を云。
北鞘町
駿河町
本兩替町
本革屋町
金吹町
本町一丁目
本町二丁目
本町三丁目
本町三丁目裏河岸
本町四丁目
本石町一丁目
本石町二丁目
本石町三丁目
本石町四丁目
本石町十軒店
本銀町一丁目
本銀町二丁目
本銀町三丁目
本銀町四丁目
本船町
　里俗呼名
　三日河岸
　八軒町。北中横町を云。

長濱町一丁目
長濱町二丁目
本小田原町一丁目
本小田原町二丁目
安針町
瀨戸物町
伊勢町
　里俗呼名
　鹽河岸。北之方を云。
　裏河岸。南之方を云。
岩附町
大傳馬町一丁目
大傳馬町二丁目
　里俗呼名
　瓢箪新道。南中横町を云。
大傳馬鹽町
　里俗呼名
　むかづけ鹽町
鐵炮町
小傳馬町一丁目
小傳馬町二丁目
小傳馬町三丁目
小傳馬上町
　里俗呼名
　藥師堂前
龜井町
通旅籠町
通油町
堀留町一丁目
堀留町二丁目
田所町
新大坂町
　里俗呼名
　花町
　大門通　西側田所町　通旅籠町
　　小傳馬町二丁目　小傳馬上町
　　小傳馬上町代地　岩本町
　東側彌兵衛町　新大坂町
　　通油町　柳原岩井町上納地
　　龜井町　小傳馬町三丁目
　　元岩井町等、總て里俗大門通と云、
小船町一丁目
小船町二丁目
小船町三丁目

堀江町一丁目
堀江町二丁目
堀江町三丁目
堀江町四丁目
　里俗呼名
　　てりふり町。當町三丁目・四丁目及小船町・小網町親父橋通りを總てりふり町と云。
堀江六軒町
　里俗呼名
　　よし町
堀江六軒町新道
　里俗呼名
　　よし町新道
小網町一丁目
小網町二丁目
　里俗呼名
　　貝杓子店。西横町を云。
小網町三丁目
　里俗呼名
　　行德河岸。東横町を云。
小網町一丁目横町
新材木町

　里俗呼名
　　多葉粉河岸
　　稻荷新道。中横町を云。
新乘物町
長五郎屋鋪
　里俗呼名
　　人形町。横通を云。
庄助屋鋪
長谷川町
彌兵衞町
富澤町
岩代町
　里俗呼名
　　樂屋新道
葺屋町
堺町
堺町横町
新和泉町
　里俗呼名
　　玄冶店。當町内之小名也。
高砂町
甚左衞門町

元大坂町
住吉町
難波町
住吉町裏河岸
難波町裏河岸
　里俗呼名
　　へつつい河岸。右兩裏河岸を云。
松島町
元濱町
　○神田堀より東之方、兩國邊に屬する町名幷里俗呼名、此邊元矢倉元寺町の跡なり。
橋町一丁目
橋町二丁目
橋町三丁目
橋町四丁目
　里俗呼名
　　人形町。横通を云。
村松町
若松町
久松町
通鹽町
横山町一丁目

（元矢倉・寺町の跡）

横山町二丁目
　里俗呼名
　　肴店　横町を云。
横山町三丁目
横山同朋町
米澤町一丁目
米澤町二丁目
米澤町三丁目
　里俗呼名
　　西橋番請負人、水防請負人拝借助成地、兩國橋西廣小路の内を云。
藥研堀埋立地
吉川町
下柳原同朋町
下柳原同朋町續新地
馬喰町一丁目
馬喰町二丁目
馬喰町三丁目
馬喰町四丁目
橋本町一丁目
橋本町二丁目
橋本町三丁目

（水防請負人）

橋本町四丁目
　里俗呼名
　　附木店　當町邊を總て云。

（神田）○神田堀より北の方、神田川内に屬する町名幷里俗呼名、此邊むしなべて神田と云。たゞ柳原土手近き處を柳原某町と云。

豊島町一丁目
豊島町二丁目
豊島町三丁目
江川町
神田大和町代地　二ヶ所　一は豊島町二丁目續
　一は岩本町續
柳原岩井町
柳原岩井町上納地
元岩井町
神田久右衞門町一丁目代地
神田久右衞門町二丁目代地
横山町三丁目代地
神田佐久間町四丁目代地
龍閑町代地
神田横大工町代地
神田松枝町
神田富松町
神田元柳原六丁目
神田濱松町
　岩本町。三ヶ所、一は松枝町續、一は濱松町代地續、一は九軒町代地續。
神田松下町一丁目代地。三ヶ所、一は松枝町裏續、里俗於玉ヶ池と云。一は永井町續、里俗人見屋鋪と云。一は柳原土手内、里俗けだ物店と云。
神田九軒町
神田九軒町代地。二ヶ所、一は神田紺屋町三丁目代地續、一は市橋下總守屋鋪續。
神田九軒町上納地、神田紺屋町三丁目上納地續
神田小泉町
小傳馬上町代地。二ヶ所、一は柳原岩井町上納地續、一は神田九軒町代地續。
道有屋鋪。三ヶ所、一は神田紺屋町三丁目續、一は神田九軒町續、一は神田九軒町代地續。
神田紺屋町一丁目
神田紺屋町代地。三ヶ所、一は元乘物町代地續、一は神田紺屋町三丁目續、一は市橋下總守屋鋪續。
神田紺屋町二丁目
神田紺屋町二丁目代地
　里俗呼名
　（人見屋鋪）（けだ物店）

藤十郎新道
神田紺屋町二丁目横町
　里俗呼名
　　餌鳥助成屋鋪
神田紺屋町二丁目横町藏地
岩原幸伯屋鋪
神田紺屋町三丁目
神田紺屋町三丁目代地
神田紺屋町三丁目上納地
本銀町會所屋鋪。二ヶ所、一は紺屋町三丁目續、里俗代地と云。一は佐柄木町藏地續、里俗藏地と云。
永富町二丁目代地
　里俗呼名
　　む玉ヶ池
神田平永町
　里俗呼名
　　蛤新道
神田小柳町一丁目
神田小柳町二丁目
神田小柳町三丁目
　里俗呼名
　　むかれ新道。二丁目・三丁目新道を云。

御染物屋伊左衞門拜借地
御水引屋閑八拜借地
神田三島町
神田黒門町
神田富山町一丁目
神田富山町二丁目
神田岸町
　里俗呼名
　　比丘尼町。神田富山町二丁目幷岸町共片側町の所をいふ。
神田永井町
神田白壁町
　里俗呼名
　　通町隔東の方下白壁町、西の方上白壁町と云。
柳原土手通疊床。寛政二年四月、豊島町名主六右衞門、富松町名主源太郎二人の御預りとなれり。
柳原和泉橋南の方左右商床二ヶ所、神田佐久間町二丁目月行事持。
柳原新し橋南の方商床二ヶ所、神田佐久間町四丁目元地月行事持。
元乘物町。三ヶ所、一は今川橋北西側町屋、里俗西の方もんと河岸と云、東の方材木河岸。一は永富町三丁目續。一は神田紺屋町二丁目續、里俗藤十郎新道と云。
（岸河とんも）

元乘物町上納地
兵庫屋鋪
元乘物町兵庫屋鋪
後藤縫殿助拝借地
神田鍛冶町一丁目
　里俗呼名
　　藥師新道。東裏通幷下白壁町鍋町東横町と云。
神田鍛冶町二丁目
　里俗呼名
　　不動新道
神田鍋町
神田鍋町東横町
神田鍋町西横町
神田鍋町北横町
　里俗呼名
　　せつた町
松田町
通新石町
　里俗呼名
　　馬鞍横町。東横町幷鍋町横町を云。
須田町一丁目
須田町二丁目

新革屋町。五ヶ所、一は今川橋西の方川筋横町、一は神田横大工町續、一は神田松下町二丁目續、一は同三丁目續、一は皆川町三丁目續。
新革屋町上納地拝借住居藏地
新石町一丁目
　里俗呼名
　　かわぬ新石町
野島屋鋪
神田塗師町
神田塗師町代地
　里俗呼名
　　太神宮前
神田竪大工町
　里俗呼名
　　板新道。西裏通なり云。
神田多町一丁目
神田多町二丁目
　里俗呼名
　　土物店
神田佐柄木町。三ヶ所、一は神田新銀町續、里俗上佐柄木町と云。一は神田多町二丁目續、里俗下佐柄木町と云。一は連雀町續、里俗裏佐柄木町と云。

神田佐柄木町代地
神田佐柄木町藏地。二ヶ所、一は元乘物町續、里俗材木河岸と云。一は本銀町會所屋鋪。
連雀町
龍閑町元地
本銀町四軒屋鋪
永富町一丁目
　里俗呼名
　　板新道。當町幷四丁目を云。
永富町二丁目
永富町三丁目
　里俗呼名
　　土物店。又新場と云。
永富町四丁目
神田新銀町
神田横大工町
　里俗呼名
　　板新道
雉子町
鎌倉町
鎌倉横町南側代地
鎌倉横町北側代地

神田松下町二丁目南側代地
神田松下町三丁目南側代地
　里俗呼名
　　稱古屋新道
三河町一丁目
三河町二丁目
三河町三丁目
三河町四丁目
三河町三丁目裏町
三河町四丁目裏町
四軒町
養安院屋鋪
養安院屋鋪替地
板谷桂意拝領町屋鋪
磯田七郎兵衛拝借地
數原通玄拝領町屋鋪
皆川町一丁目
皆川町二丁目
皆川町三丁目
神田蠟燭町
神田關口町
○日本橋川筋より南の方京橋川筋内に屬する町名幷里俗呼名

通壹丁目
通壹丁目新道
　里俗呼名
　　木原店
通二丁目
　里俗呼名
　　拾九文横町。西側中横町を云。
通二丁目新道
　里俗呼名
　　式部小路
通三丁目
通四丁目
西河岸町
吳服町
吳服町新道
　里俗呼名
　　樽新道
元大工町
元大工町新道
　里俗呼名
　　三筑長屋
數寄屋町

檜物町
檜物町會所屋鋪
三島屋鋪
道壽屋鋪
　里俗呼名
　　三會所。以上三ヶ町合せて云。
上槇町
　里俗呼名
　　ごりん町。東の方裏通り新道を云。
上槇町新道會所屋鋪
下槇町
萬町
元四日市町
日本橋藏屋鋪
江戸橋藏屋鋪
　里俗呼名
　　木更津河岸
　　江戸橋廣小路
青物町
音羽町
平松町
佐內町

小松町
川瀨石町
南油町
新右衞門町
樽正町
箔屋町
岩倉町
福島町
本材木町一丁目
本材木町二丁目
　里俗呼名
　　新場。二丁目・三丁目の內、新看場と申所を云。
本材木町三丁目
　里俗呼名
　　胴切町。當町の內を云。
本材木町四丁目
本材木町五丁目
本材木町六丁目
本材木町七丁目
本材木町八丁目
中橋廣小路町
中橋廣小路町の內山添照春院拜領屋鋪

同大崎拜領町屋鋪
同竹內元壽拜領屋鋪
同觀世佐吉拜領屋鋪
中橋廣小路の內祖父平屋鋪
同木屋源左衞門拜借地
同山添照春院拜領屋鋪
南傳馬町一丁目
南傳馬町二丁目
　里俗呼名
　　豆店。東側中横町を云。
南傳馬町三丁目
南傳馬町三丁目新道
　里俗呼名
　　京橋稻荷新道
大鋸町
　里俗呼名
　　桐河岸
　　狩野新道。南の方新道を云。
正木町
南鞘町
南塗師町
松川町一丁目

松川町二丁目
鉛木町
　里俗呼名
　　袋町新道を云。
因幡町
常盤町
　里俗呼名
　　古着新道。南裏通りを云。
　　稲荷新道。北裏通りを云。
柳町
具足町
炭町
　里俗呼名
　　京橋竹町
南槇町
南槇町西會所
桶町一丁目
桶町二丁目
桶町東會所
南大工町
　里俗呼名
　　わら店。南鍛冶町境の方新道を云。
南鍛冶町一丁目
南鍛冶町二丁目
五郎兵衛町
　里俗呼名
　　古着新道
狩野某屋鋪
疊町
　里俗呼名
　　古着新道。南裏通りを云。
　　稲荷新道。北裏通りを云。
白魚屋鋪
北紺屋町
　里俗呼名
　　河岸通槇河岸

○京橋川筋より南の方新橋川筋内に屬する町名幷里俗呼名

新両替町一丁目
　里俗呼名
　　蛤新道。西裏通弓町南紺屋町地境を云。
新両替町二丁目
新両替町三丁目
新両替町四丁目
　以上　四ヶ町　銀座何町目とも云。
尾張町一丁目元地
尾張町一丁目新地
尾張町二丁目
竹川町
出雲町
興作屋鋪
京橋◐六町
京橋水谷町
三十間堀一丁目
　里俗呼名
　　花町。一丁目・二丁目横町紀伊國橋通りを云。
三十間堀二丁目
三十間堀三丁目
三十間堀四丁目
　以上　四ヶ町　銀座何町目裏河岸とも云。
三十間堀五丁目
三十間堀六丁目
　以上　二ヶ町　尾張町何丁目裏河岸とも云。
三十間堀七丁目
　竹川町　裏河岸とも云。
三十間堀八丁目
　出雲町裏河岸とも云。
松村町
木挽町一丁目
木挽町二丁目
木挽町三丁目
木挽町四丁目
木挽町五丁目
木挽町六丁目
木挽町七丁目
木挽町纏氷川屋鋪
芝西應寺町代地
南紺屋町
　里俗呼名
　　太刀賣
休伯屋鋪
西紺屋鋪
弓　町
　里俗呼名
　　觀世新道。新両替町二丁目裏通りを云。
新肴町
　里俗呼名
　　うち町
彌左衛門町
鎗屋町

元數寄屋町一丁目
勘左衞門屋鋪
元數寄屋町二丁目
元數寄屋町三丁目
元數寄屋町四丁目
南鍋町一丁目
南鍋町二丁目
　里俗呼名
古木店。此二丁目及元數寄屋町四丁目新道幷同三丁目新道共古木店と云。
山下町
南佐柄木町
瀧山町
守山町
惣十郎町
金春屋鋪
加賀町
筑波町
山城町
佐兵衞町
喜左衞門町
八官町
山王町
丸屋町
寄合町
南大坂町
内山町
○茅場町より本八町堀邊及鐵砲洲迄の町名幷里俗呼名
南茅場町
　里俗呼名
千川屋鋪。
裏茅場町。二ヶ所共裏通を云。
山王御旅所門前
坂本町一丁目
　里俗呼名
植木長屋。一丁目・二丁目の横町を云。
坂本町二丁目
坂本町一丁目・二丁目上納地
北島町
　里俗呼名
鍛冶町
じんぼう小路
六軒屋鋪
七軒町。四ヶ所共當町の内小路〻を云。

神田新銀町代地
神田松下町代地
神田塗師町代地。二ヶ所、一は新銀町代地續、一は松屋町續、以上三ヶ所を里俗三代地と云。
竹島町
龜島町
　里俗呼名
代官屋鋪
矢場
八町堀與作屋鋪
八町堀水谷町一丁目
八町堀水谷町一丁目上ヶ地拜領屋鋪とも云。
八町堀水谷町一丁目立跡
水谷町二丁目
八町堀北紺屋町
　里俗呼名
わらかし道明横町。當町の内を云。
八町堀金六町
　里俗呼名
三角屋敷
八町堀金六町立跡
永島町
岡崎町
　里俗呼名
岡崎町大通り
中興力町
片與力町
近江屋新道
新屋鋪
玉子屋新道
長澤町
　里俗呼名
焚出横町
幸町
日比谷町
南八丁堀一丁目代地
南八丁堀二丁目代地
南八丁堀三丁目代地
南八丁堀五丁目代地
　里俗呼名
家根屋町
松屋町
　里俗呼名
石河岸

松屋町續上納地
本八町堀一丁目
本八町堀二丁目
本八町堀三丁目
本八町堀四丁目
本八町堀五丁目
　里俗呼名
　北八丁堀。以上五ヶ町を通して云、南八丁堀町に對したる名なり。
本八町堀一丁目代地
本八町堀一丁目上納地
　里俗呼名
　辨天小路
八町堀龜屋屋敷
　里俗呼名
　八町堀壽伴屋敷
八町堀湊杭屋鋪
　里俗呼名
　古木店
南八丁堀一丁目
南八丁堀二丁目
南八丁堀三丁目
南八丁堀五丁目
　右四丁目の稱なし
八丁堀卓峰屋鋪
大富町
本湊町
本湊町久志本屋鋪
　里俗呼名
　内藏丞屋鋪
船松町一丁目
船松町二丁目
船松町本阿彌屋鋪
十軒町
明石町
　里俗呼名
　鐵砲洲。本湊町より明石町邊を總て云。
南飯田町
上柳原町
南本郷町
　里俗呼名
　矢之倉
南小田原町一丁目
　里俗呼名

横河原
稲荷前
　肴　店
南小田原町二丁目
　里俗呼名
　御藏前
　新　道
○箱崎より靈巖島邊の町名幷里俗呼名
箱崎町一丁目
　里俗呼名
　山谷河岸。裏河岸を云。
箱崎町二丁目
箱崎町二丁目裏河岸埋立地
北新堀町
北新堀大川端町
南新堀一丁目
南新堀二丁目
靈巖橋際請負地
　里俗呼名
　靈岸橋繩手
靈岸島濱町
靈岸島躑躅町
靈岸島町
　里俗呼名
　檜葉河岸
　瓶河岸
　五軒店。一ノ橋東の方を云。
靈岸橋際埋立地
　里俗呼名
　こんにやく島
靈岸島四日市町
　里俗呼名
　北新堀
靈岸島銀町二丁目
靈岸島銀町三丁目
靈岸島銀町四丁目
靈岸島銀町四丁目續圓覺寺屋鋪
靈岸島長崎町
靈岸島長崎町二丁目
靈岸島川口町
　里俗呼名
　ときや河岸
東湊町一丁目
東湊町二丁目
（圓覺寺屋鋪）

里俗呼名
勘左衞門屋鋪

○飯田町・麹町邊町名幷里俗呼名

元飯田町
里俗呼名
中坂。中通りを云。
もちの木坂。北裏通りなり。

麹町一丁目
麹町二丁目
麹町三丁目
麹町四丁目
麹町五丁目
麹町六丁目
里俗呼名
善國寺谷。五丁目・六丁目横町を云。
麹町七丁目
麹町八丁目
麹町九丁目
里俗呼名
藥師横町。北横町を云。
麹町拾丁目
里俗呼名

成瀬積町。北横町を云。
麹町平河町一丁目
麹町平河町一丁目續教授所付町屋鋪
麹町平河町二丁目
里俗呼名
蛤店又ハ肴店
麹町平河町三丁町
里俗呼名
けだ物店
麹町平河町三丁目脇木挽町四丁目裏上納地
替地
里俗呼名
麹町貝坂
湯島三組町續拜領屋鋪切地代地
湯島龜有町代地
麹町山元町
里俗呼名
わら店。平河町一丁目の方表通を云。
材木店。平河町二丁目・三丁目の方を云。
麹町隼町
里俗呼名
だるま門前。赤坂御門内を云。

麹町谷町
里俗呼名
三丁目谷
四丁目谷
清水谷。八丁目南横町を云。
三軒屋。平河天神前通り元山王の内なり。
麹町龍眼寺門前
永田馬場山王門前

○大路町名

（通町通り）（京橋通り）（須田町通り）（横山町通り）

日本橋通り。橋南通一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・中橋南傳馬町一丁目・二丁目・三丁目（是を通町通りともいふ。）京橋新川替町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・尾張町一丁目・二丁目・竹川町・出雲町・新橋（是迄を京橋通とも云、此大路は則東海道の往來なり。）橋北室町一丁目・二丁目・三丁目・本石町十軒店・本銀町・今川橋・乘物町・鍛冶町一丁目・二丁目・鍋町・通新石町・須田町（筋違御門の方より稱して須田町通りとも云、此大路は則中山道及び日光奥州常陸等への往來なり、行程の事は日本橋の條に錄す。）本町通り。本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・大傳馬町一丁目・二丁目・通旅籠町・通油町・通鞘町・横山町一丁目・二丁目・三丁目迄を云（雨國の方より稱して以上二の大路は其名著見にして自つから一地名と成れり、由て特にこゝに表出す。）

以上記す町名及里俗呼名は、下谷山崎町名主藤八が藏する文政四年改定の【町鑑】に據て編錄す。御曲輪内に屬せる町はまだ各町の書上なきを以て、姑くその目のみをこゝに出す。又【江戸志】【落穗集】等に載たる雜話は見聞の及ぶ處を左に記す。

（村多穂）　（アダムスの舊邸地）　（千代田村）（六本木）　（東光院）　（元寺地）

尼店（室町一丁目の里俗名。）【落穗集】云、今日本橋あま店といふ邊の茨原の中に地高の所あり。彈左衞門と申穢多頭の家居これあり。二抱三かゝへほどづゝの大木なども余たれひ茂り、一構の穢多村ありしを、御入國の後たゞ今の新鳥越といふ所へ引移しけるよし。

安針町。【永涼雜記】云、安針ばもと西洋の者にて、元和年中ヤヨウスといふ者と同船にて來朝し、後日本に留り、三浦安針と名をあらため、則この所を賜ふ。故に安針町といふ。往古增上寺此邊にありしと。

鐵砲町。【江戸志】云、當町の名主胼宗八郎（アカヾリ）といふ、江戸にての鐵砲工なり。

神祖の名付賜ふ名なるよし。此邊むかし千代田村と云よし。

御鐵砲張住するゆへこの町の名とす。

小傳馬町。【江戸志】云、往古此邊は六本木といふ馬つぎの宿なりと言傳ふ。

藥師堂前（小傳馬上町の里俗名。）【江戸志】云、昔淺草寺町の東光院この所にあり、本尊藥師如來ありしに依て地の名とす。

橋本町。【江戸志】云、天和の頃までは此邊寺院の地なり。駒込の願行寺・深川の法禪寺・向所本誓寺・雲光院・本所の彌勒寺等此所にありしと。今案に當町のみにもあらず、馬喰町・横山町邊なべて寺院多かりしなり。ゆへに馬喰町の寺町とも

唱へよし、古き記錄にみへたり。

照降町【江戸志】云、元小網町横町・堀江町横町とのみよべり。此地雪駄商人・下駄商人軒をならべて居ゆへに、俗にてりふり町と名付しと也。

花町（新大阪町の里俗名なり、彌兵衛町と書しは誤也。）【江戸志】云、元の名彌兵衛町といふ。此所はむかし西本願寺横山町にありし時、檜の枝或はたて花の商人多くありしよりの名なり。

富澤町。【落穗集】云、むかし蔦澤といへる盜賊の長めしとられ、そのころは諸國の盜賊あまた江戸に入り來りしかば、かれをゆるして盜賊をふせがしめらる。かれうけ給はりて、盜賊一人にてふせがんば事なりがたければ我等が手下の諸國にあるをめしあつめ侍らん。されどかれも、もとぬすみする事を業とせしものなれば、外にわざなくては活計をなしがたし、何とぞ江戸中の衣服のふる着をかひ取らんことをゆるし給はば、我々その長となり世渡りをいたし、かつ盜賊をもふせぐべしと願ひしが、そのまゝゆるされしほどに、むのづから彼が力にて盜賊もなくなりしかば、遊女町のかたわらにて地を給り、葭原を開きて居宅となし、かのふる着をあきのふ事を業とし、あまたの手下ありしと。今もふる着をあきのふはこのゆへなり。

元吉原。【江戸砂子】云、今の高砂町・和泉町・住吉町・難波町の間方貳町の所なり。（つゝいかしの小堀はその時の曲輪の外堀なり。今大門通りといふはそのむりの大門口なりと。【江戸紀聞】云、慶長の頃庄司勘右衛門（後甚右衛門にあらたむ）と云ものありて、江戸繁榮にむよぶにしたがひ、傾城町あまたになりぬれば甚害あるよしをのべて奉行所に訴へしかば、彼か申ところその理ありとて、元和三年の春傾城町の地を賜ひ、江戸に散在する所の傾城屋どもを集むき、今より後に端々の地に及ぶとも、遊女などかくし置ものあらばそのまゝ訟ふべきよし、かの勘右衛門に仰渡され、葺屋町の下にて二丁四方の所を賜ひぬ。されど此地は一圓の沼にして葭茅の類むひ茂りしかば、中々家居などしつらふべきやうもあらざりしにより、先地形を築立、やうやくなりしかば、地名を葭原とぞ呼けり。後に吉原と改ためば文字も目出度とてかきかへしとぞ。明る元和四年十一月の頃普請もなりしかば、ことの外にぎはひしといふ。初め勘右衛門遊里の地を賜ひし時、御むきて五ヶ條を定て守らしめ給ふ

一　傾城町之外傾城屋商賣不可致、幷傾城町圖の內何方より屋に來り候共、先々え傾城遣候事向後一切可爲停止事。

一　傾城買遊び候者、一日一夜より長留不可致候事。

一　傾城衣類、惣縫金銀の摺箔等一切爲着申間敷候。何地にても紺屋染を用可申事。

一　傾城町家作普請等美麗に不可致。町役等は江戸町の格式の通急度相勤可申事。

一　武士・町人の體の者に不限、出所慥ならざる者、不審成もの致徘徊候はゝ、住所致吟味、不審に相見へ候はゝ奉行所え訴可出之事。

右之通急度可相守者也。

月　日　　奉　行

（庄司勘左衛門葭原を開く）　（吉原の名の由來）　（傾城町の規定）

（吉原廓內名町の由來）

江戸町一丁目

此時江戸町と名付しは、天下一統の後はじめて開基したる傾城町なれば、今より江戸繁榮に隨ひ、此所も餘澤を蒙るやうにと祝したる心にて、江戸町と名付しとぞ。初め柳町にありしものども此所にうつれり、名主の庄司甚右衛門も江戸町に住居せしと。

同二丁目

鎌倉河岸にむりしもの共十四軒此所へうつりしよし。

京町壹丁目

麹町八丁目にむりし者共是も十四軒引移しよし。いづれも京都より下りしものなればとて、京町とは名付しと。

同貳丁目

是は江戸ことの外繁榮にして、吉原町といへる所出來しよしを聞て、上方の傾城屋ども下りて此町へ引移しもの多しとぞ。この所一兩年も遲く町作ありしかば、新町ともいひならはしけると。

角　町

京橋角町より傾城屋ども十人ばかりうつりしゆへ、直に角町と名付しとぞ。是は寛永三丗年十月九日家作出來しよし。

此所に明暦二年までありて今の新吉原に移れり。【寛永日記】云、十四年丁丑、江戸中の風呂屋三十七軒御仕置に被仰付。其故は江戸風呂屋ども遊女三人より多くさしおくことをとゞめられ、もし一人にても多く隱しをかば、急度嚴科に處せらるべしとかれて仰出さるゝ所に、其旨相違せしむるよし吉原のものども訴人に及びしかば、御穿鑿のうへ、御制禁に背きし風呂屋の亭主等、ことゞく吉原大門のうちにして磔にかけられしとぞ。

（風呂屋女一軒三人の制）　（堺町）（杉の森稻荷）　（天下一大薩摩）

禰宜町【江戸雀】に堺町又禰宜町ともいふと記す。むかし杉の森の稻荷甚大社にして、茂林のうちに宮居あり。その比禰宜等の住し所なれば此名ありと。【江戸紀聞】に云、此所は明暦以前はことの外繁華なる所にして、あまたの見ものあり。

淨瑠璃歌舞妓

人形の操にて大薩摩・小薩摩・丹後掾などいひて、鼠戸をかまへ、大鼓をうち、日々興行せり。櫓には天下一大さつまといへる札などあげ、木戸にて札をあきのふ者多くは脇指を帶、棒などもちて居しとぞ。

（若衆歌舞妓）　（芝居の模樣）

せつきやう

寛文の比、天滿八太夫などいへるもの興行せり。

品玉

此外色々の見物事ありしとぞ。

歌舞妓

女歌舞妓さかんにおこなはる。其後禁ぜられて若衆歌舞妓となる。是も後に前髪をけつられて野郎となれり。今案、慶安五年の新歌舞妓躍子ども前髪をすり落し野郎と云々。寛文の頃勘三郎といへる太夫あり、それにつぎて大阪庄左衞門・小舞庄右衞門・秤勘兵衞・又九郎などいへるいづれも高名なり。その比の芝居の樣は先廣きかまへありて木戸をまうけ、少し高く幕うちまはし、その幕に太夫誰〳〵といへることをまるのうちにしるし、木戸の兩わきにさいはいの樣なるものをおし立、札うりその左右におれり。うちにいれば廣き所に、あるひはしきものなどしきていづれも見物す。舞臺のさまは全く能狂言の舞臺に同じ。いづれも上下にて脇指を帶し、太皷・つゞみ・笛などを吹けり。三味線はなくて琴など合すとみへたり。是寛文の比の芝居のさま也。以上「江戸名所記」幷圖の體をあらす。

又云、寛永十三年江戸堺町に於て、天下一下り薩摩太夫、鼠木戸の上に紫の絹幕に十文字の紋を染、且淨瑠璃人形の衣裝その外歌舞妓役者の衣類結構美を盡し奢けるに、御歩目付小泉源右衞門に見咎られ、その後喜多見久太夫あらためられ、薩摩太夫をはじめ彦作・勘三郎籠舍なりと云々。

（芝居由緒書）

享保年中書出せし芝居由緒書と云ものあり、因に左に錄す。

覺

堺町狂言座　勘三郎

葺屋町同　竹之丞

木挽町同　勘彌

右の者共此度芝居瓦屋根土藏作に仕候に付、別紙の通下棧敷の儀相願申候。拾一年以前江島一件以後棧敷一通に被仰付、今以其通に御座候。下た棧敷の義は被遊御免候ても苦かる間敷候義と奉存候。依之奉伺候。則願書二通奉入御覽候以上。

享保九年辰三月　大岡越前守

諏訪美濃守

「願の通下棧敷可申付旨被仰渡奉畏候以上

辰四月十日　兩名」

右辰三月廿六日勘三郎・竹之丞・勘彌願書相添、水野和泉守殿え上る。

同四月十日右願の通下棧鋪可申付旨、和泉守殿被仰渡候に付承書認、同十二日和泉守殿へ上る。

同十八日内寄合え勘三郎・竹之丞・勘彌呼出、土藏作りに芝居普請致候に付、願の通下棧敷の儀申付る爲以後言上帳に可記置旨申渡候。

（猿若座）　（あたけ丸入港に就て）　（天覽に入る）

堺町猿若勘三郎座、於御當地芝居被爲　仰付候由緒書の覺

台德院殿樣御代寛永元甲子年二月、歌舞妓狂言御願申上候處、則被爲　仰付、中橋にて芝居仕候。

大猷院殿樣御代寛永九壬申年、伊豆よりあたけ丸の御船御當地え御入の節、金の麾を頂戴仕候。御船の先にて木やり音頭仕候。御奉行向井將監樣。此節より町奉行所樣え月次の御禮に上り、唯今迄代々相勤來候。此時は芝居禰宜町にて仕候。

但禰宜町は唯今の長谷川町横町の事にて、唯今私名に雪駄町と申にて有之由、狂言座勘三郎申之候。

慶安四辛卯正月より同四月迄の内

御城樣え被爲　召諸藝仕、鳥目六百貫文幷青地の金入の猿若衣裳頂戴仕候。唯今に大切に仕傳來候。此節芝居堺町にて仕候。明暦三丁酉年正月十八日類燒仕候て、同五月京都え登り、内裏樣え被爲　召候に付、世悴召連、新ぼち大皷幷猿若の狂言仕候處、爲御褒美悴に明石と申名を被下置候。御褒美丸の内三つ柏紫絲にて縫、金すそ金銀にて薄竹猿若の裝束頂戴仕、九月に御當地へ罷歸候。三拾四年の間太夫役相勤、萬治元年戊戌年死去仕候。

二代目悴　明石勘三郎

拾貳歳より貳拾八歳迄十七年の間、太夫役相勤申候。此節元祖市村竹之丞義、明石勘三郎弟子にて御座候故、則鶴の丸の紋所を遣し、葺屋町にて別に芝居取立、唯今迄芝居相續仕來候。

五ヶ年之間太夫役相勤申候　三代目　悴勘・三郎

延寶六年より貞享元年迄七年の間太夫役相勤、中村傳九郎と申隱居仕候。　四代目　悴勘三郎

貞享元年より元祿十八ヶ年の間太夫役相勤申候。　五代目　甥勘三郎

元祿十四年より只今迄太夫役相勤申候。　六代目　當弟勘三郎

（つゞき狂言）　（狂言座）

元祖勘三郎より唯今迄年數百貳年、芝居相續仕來候。狂言の義は古來より仕來候通、つゞき狂言に相勤申候以上。

享保十年巳六月　堺町狂言座　勘三郎

寛永十一甲戌年二月、歌舞妓芝居御願申上、始て堺町にて被爲　仰付候。

座元　村山又三郎

此者生國泉州堺の者にて、若年より歌舞妓藝仕覺、御當地御繁昌に付藝指南のため罷下、右歌舞妓常芝居御願申上相叶候に付、踊子共五六人、其外能の間狂言などをやつし相勤候役者も少々相交、初て歌舞妓芝居興行仕候。右又三郎義私芝居の元祖にて御座候。仍又三郎子孫唯今に至り、私扶助仕罷在候。

（はなれ狂言）

一　承應元壬辰年、右又三郎病死仕候節、聟村田九郎右衞門と申名代を相立、市村宇左衞門幷彦作と申者相座元にて、右の芝居相續仕候。此節上方より踊小歌舞三味線の藝者共罷下り、一番づゝのはなれ狂言を拵相勤申候。且又右近源左衞

（女形の始）　（大芝居）

門と申役者上方より罷下り、ねり絹の湯帷子をかぶり、女方と申形此芝居にて致し始候。右市村宇左衞門悴竹之丞十歳の時、葺屋町にて玉川主膳と申役者と相座元にて狂言芝居相勤候節、寛文四甲辰年、始て二番續三番續と申候つゞき狂言を拵、其節外の芝居には前々の如くはなれ狂言踊のみにて御座候。依之私方を大芝居と世上に呼來候よし承傳候。

一　大猷院樣　嚴有院樣御代、毎度御城え被爲召、度々鳥目百貫文づゝ拜領仕、又は御時服頂戴仕候節も御座候。尤所々御屋鋪方樣へも度々御召にて罷出候。右又三郎より宇左衞門悴竹之丞代まで右之通に御座候の由承傳候。

一　歌舞妓芝居根元村山又三郎御免を請、初て取立候より以來八代、年數九十二年に罷成候。右市村宇左衞門と申候代より竹之丞と名改、唯今に至り相續仕候。右の又三郎私芝居の元祖にて御座候。

元祖　村山又三郎
二代　村山九郎右衞門
三代目　市村宇左衞門
四代目　市村竹之丞
五代目　市村宇左衞門
六代目　市村竹松

（放下師）　（都傳内）

右之通御座候以上。

享保十年巳六月

覺

七代目　市村長太郎
八代目　市村竹之丞
狂言座元　竹之丞
橘町三丁目源兵衞店　いにしへ傳内

右傳内義六拾年程以前、神田明神於社地、久三郎と申放下師にて小芝居仕候。其後堺町へ引越、傳内と名を改、小芝居仕罷在候處、其節上方より放下師罷下り、都傳内と申堺町にて芝居仕候に付、前廉より罷在候傳内はいにしへ傳内と申、右兩人堺町にて銘々に芝居仕候處、四拾年ほど以前迄兩人共に芝居仕、其以後は相止候に付、唯今に至り大芝居取立願難成義に御座候間、私共方にて取上不申候以上。

十一月十九日　中山出雲守
大岡越前守

右者享保五年子十一月十九日、大久保佐渡守殿へ出雲守より被書上候由にて寫來る。

（江戸町）

新和泉町。【江戸紀聞】に云、今の和泉町は寛永の頃の江戸圖をみるに江戸町といひし所なり。此頃ははやことぐく町家なり。しかるに近き頃寛政五丑年五月の事なりし、この邊に住へる豆腐をあきなふ久兵衞といへるもの、穴藏をほりしに古

（古寺趾）　（古碑）　（下平川村）　（箱の池）　（久志本式部）

碑一ッを堀出せり。その碑に祐禪尼天文二十二年七月二十九日としるせり。されば此所には古くは寺などありしや。寛永のころははやことぐく町屋となりしかば、おもふに御入國より前のことにて、實に寺ありしならんにも、天正のころははや廢せしとみへたり。【江戸古圖】をみるいにしへこの邊は皆下平川村のうちなりしと見ゆ。【北條分限帳】によるに下平川は會田中務丞・遠山隼人正・恒岡彈正忠・市野某・島田分などいひ、これらの領知なりしかば、その人々の内領知にて寺もありしや。又祐禪尼といふはそれらの一屬なりしもしるべからず。

八町堀寺町蹟。【江戸紀聞】に云、八丁堀寺町とてむかしは寺多くありしなり。寛永の比の【江戸圖】にも寺多くのす。明暦のまへこの所御用地となりて、寺は所々へうつされしと見ゆ。

箱崎町。【江戸紀聞】に云、筑紫箱崎の緣をとりて名付しと、又むかし此所箱の池といひしよりの名とも云。二說ともにうけがひがたし。

式部小路通二丁目新道里俗名。【江戸紀聞】に云、官醫久志本式部宅地この所にありしゆへに名とす。

中橋。瀨戸貞雄が【江戸志】の補に云、橋はなけれど兩橋の中なる故中橋といふと書しは大なる誤りなり。是いにしへの事をしらずして、推量にて書る說とみへたり。古へ此の中橋の堀と紅葉川とて吳服はし・鍛冶はしの間の御堀迄堀續きて、今中橋と稱する所に則橋懸りて、是を中橋と云しなり。正保の頃此堀は半分埋られて今のごとくなりたり。扨は上古橋ありける時より地名とはなりし事疑ひなし。橋はなけれど名付けると云にはあらず。其上寛永十三年の【江戸圖】にくはしくみへたり。

（寛永の大火）　（森田勘彌）　（操芝居）

桶町。【寛永記】に、十八年辛巳正月二十九日の夜より、晦日の夜まで江戸大火事、本は中橋桶町なり。風強く町數九十七町、武家屋數百三十軒燒亡す。御代はじめての大火なりといふ。此時加々爪民部少輔忠澄落馬にて死せしと云へり。

木挽町。【江戸紀聞】に云、萬治三年太郎兵衞と云者初て當所に芝居を立る。坂東又九郎悴又七を、太郎兵衞養子として森田勘彌と改む。此後元文の頃河原崎權之助なるもの座本となる。又寶暦年中澤村小傳次、森田勘彌と改て此芝居の座本となれり。

享保年中土佐太夫が操芝居、和泉太夫が芝居願の書上あり、因に左に錄す。

土佐太夫木挽町にて操芝居願候儀申上候書上

覺

岩代町惣右衞門店　土佐太夫
同人弟　虎之助

右兩人相願候は、堺町にて年久敷操芝居仕候處、段々不如意に罷成候故、當分芝居相休候段兩御役所へ相屆、帳面に